

中世後期畿内近国の権力構造

二〇〇九年三月

新潟大学大学院現代社会文化研究科

田中 慶治

目次

序章	中世後期の権力論をめぐって	1
	大和国を中心に	
	はじめに	1
一	中世後期興福寺の権力構造をめぐる研究史	2
二	中世後期大和国における国人層の権力構造をめぐる研究史	7
三	中世後期大和国における惣国一揆をめぐる研究史	10
四	本稿の構成	12
第一部	中世後期寺院の権力構造	18
第一章	室町期大和国の守護権に関する一考察	19
	―幕府発給文書を中心に―	
	はじめに	19
一	両門は守護	19
二	幕府発給文書の伝達ルートからみた守護権のあり方	21
三	幕府奉行人奉書の伝達ルートの変化	27
	おわりに	35
第二章	室町期における興福寺大乗院門跡の検断と国人	39
	はじめに	39
一	菩提山正暦寺における本来の検断のあり方	40
二	菩提山正暦寺における検断と国人勢力	43
三	門跡検断への国人勢力の介入	47
	おわりに	53
第三章	大和国中山寺支配をめぐる門跡と国人	57
	はじめに	57
一	中山寺における門跡の直務支配と検断	57

二	田原本南氏の中山寺代官就任と非法行為	59
三	文明年間における田原本南氏の中山寺に対する非法	62
四	興福寺による田原本南氏の調伏	67
おわりに		68
第四章	室町期大和・河内国境地帯における諸勢力の動向をめぐって	72
はじめに		72
一	信貴山寺における禅学相論と大和国人	73
二	信貴山寺と畠山義就	79
おわりに		84
第二部	中世後期国人層の権力構造	88
第一章	中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成	89
はじめに		89
一	古市氏の一族結合の強化	90
二	古市氏による家臣団統制の強化	95
三	古市氏家臣団の内部構造	100
四	古市氏の限界	106
おわりに		109
第二章	中世後期の若党に関する一考察	119
はじめに		119
一	若党・中間身分について	120
二	衆徒・国民と若党との関係	125
三	若党の出自の類型	128
四	若党の職務	130
おわりに		133

	第三章	国人古市氏の馬借・関支配について	138
		一 南山城を中心として	
	はじめに		138
	一	古市氏・経覚と馬借	138
	二	古市氏による南山城進出と関支配	142
	おわりに		147
	第四章	和泉国上守護代宇高氏と興福寺官符衆徒棟梁古市氏	152
	はじめに		152
	一	宇高有光の大和古市への亡命	152
	二	畠山持国と経覚・古市胤仙	153
	三	古市亡命後の宇高氏	157
	四	宇高光成の復活	161
	おわりに		163
	第二部	中世後期惣国一揆の権力構造	166
	第一章	室町期における興福寺大乘院門跡の検断と布留郷一揆	167
	はじめに		167
	一	内山永久寺における本来の検断のあり方	167
	二	門跡検断への布留郷の介入	170
	おわりに		173
	第一章	戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立	176
	はじめに		176
	一	『三箇家文書』に残された二つの史料	176
	二	宇智郡惣郡一揆の成立	183
	おわりに		185

	第三章	戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の内部構造と高野山	189
	はじめに		189
	一	弘治四年（一五五八）の二通の史料	189
	二	宇智郡惣郡一揆の内部構造と国人	194
	三	宇智郡惣郡一揆と高野山	204
	四	宇智郡惣郡一揆の展開と性格	210
	おわりに		216
	第四部	近世への展望	222
	第一章	忍海の郷をめぐる	223
		近世の郷と中世国人の郷	
	はじめに		223
	一	宮郷	223
	二	墓郷	233
	おわりに		241
	第二章	国人の城郭と近世陣屋・陣屋町	245
		新庄陣屋・陣屋町の成立と展開	
	はじめに		245
	一	桑山氏入部以前	245
	二	桑山一晴の入部と陣屋・陣屋町の建設	249
	三	桑山家の改易以後	255
	おわりに		257
	第三章	武家の武功と家の歴史復元	259
		新庄藩家老足立氏の事例	
	はじめに		259
	一	新庄藩士足立家	259
	二	正興関係同時代史料の検討	261

三 足立正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証
おわりに

275 268

第四章 中世国人の近世への展開

三 三箇家親類書をめぐって

はしめに

279

一 元禄二年頃の三箇家の親族

279

二 三箇家に伝えられた由緒

284

おわりに

288

終章 総括

290

序章 中世後期の権力論をめぐって

大和国を中心に

はじめに

安田次郎氏は、大和国の中世史研究の必要性と有効性について、『中世興福寺と大和』¹⁾において、以下のように述べられている。

大和はしばしば特殊な国であるといわれる。国司がはやくに有名無実となり、守護が置かれず、興福寺が大きな力を持ったという点では確かに他の国々とは違う。しかし、この国の中世史には、撰関家をはじめとする貴族が密接に関わり、武士が登場し、寺家や僧侶、社家や神人、それに農民をはじめとする庶民がその姿を現す。中世社会を構成した人々が揃って舞台上に登場するような国の中世史こそ日本中世史の縮図であり、決して特殊視されるべきものではない。

私は安田氏の提言は、重要な提言であり、首肯できるものと考えている。

矢田俊文氏は、『日本中世戦国期権力構造の研究』²⁾において、戦国期の権力構造を解明するためには、武家権力、寺院権力、地域権力（雑賀惣国・甲賀郡中惣等）という、三つの権力の分析が必要であると提言しておられる。このことは、戦国期の権力の形成過程ともいえる室町期についても、同様である。従来特殊な地域といわれてきた畿内近国の大和、山城、和泉、紀伊などは、これらの三つの権力がすべて存在する地域である。中世後期の権力構造を解明するために必要な三つの権力が存在する大和などの畿内近国は、むしろ普遍的な地域であるといえよう。こつした意味から、大和の権力構造を解明することは、意義があるといえる。

私は安田、矢田両氏の提言に導かれ、大和国をおもなフィールドとして、研究を続けてきた。私の研究の多くは、室町期から戦国期にかけての権力論に関わるものであるが、矢田氏のいわれる三つの権力をおもにとりあげ、これらの権力の分析を行い、またそれぞれの権力の相関関係についても述べてきた。また安田氏のいわれる、中世社会を構成する人々のすべてを研究対象として取り上げてきた。

大和国の従来の研究においては、安田氏のいわれるように、大和国を特殊視してきた研究が多い。中世後期の研究では、大和国人は、強大な興福寺権力の前に、ついに戦国期武家権力化を成し遂げ得なかったとされている。一方興福寺は、大和国人の勢力伸長の前に、

ひたすら没落してゆくとされている。このようなとらえ方では、大和国特殊史観は、払拭されることはないものと思われる。

興福寺も国人も、室町幕府 守護体制のなかで、その時々により、攻守を変えながら、自らの権力を行使し、伸長させようとしていたのである。その姿は一方的に興福寺の没落する姿とはいえないし、興福寺の枠から逃れられず、成長できない大和国人ともいえない。室町幕府 守護体制のなかで、大和国の権力を総合的に捉え直す、必要性を感じる。

本章ではまず、矢田氏のいわれた三つの権力の大和国における研究史を整理し、それぞれの課題を述べる。その上で、本稿の構成と、課題との関わりについて述べる。

一 中世後期興福寺の権力構造をめぐる研究史

中世後期興福寺の権力構造を明らかにする研究のうち、まず大和国の守護権について考察した研究をとりあげる。大和国の守護権に関する研究は、永島福太郎氏の『大和守護職考』³⁾にはじまったといえる。永島氏は、室町期において、興福寺の学侶・六方衆が、仁和寺領山口庄において、検断権を行使していること、東寺領川原庄における東寺末寺弘福寺の僧侶の緩急に対し、幕府が一乗院門跡に、遵行を命じていること、などを理由に、大和守護職は興福寺が掌握していたとされた。永島氏の研究により、室町期においては興福寺が守護権を掌握していたことが明らかになった。

永島氏は、『奈良文化の伝流』⁴⁾においても、引き続き、大和守護職について、検討を加えられている。源頼朝は大和の特異性を洞察し、大和には守護を設置しなかったとされ、本来は興福寺別当が守護権を行使したが、室町期には、一乗院・大乘院両門跡が、守護権を掌握するとされた。

永島氏に続いて、大和国の守護権について考察されたのは、今谷明氏であった。今谷氏は、一連の研究で大和国の守護権について、考察をされた。今谷氏は、「室町時代の河内守護」⁵⁾において、畠山氏が大和国宇智郡の遵行担当者であったことを明らかにされ、畠山氏が、大和国宇智郡の分郡守護であったことを指摘された。⁶⁾ 続いて今谷氏は、「守護領国制下に於ける国郡支配について」⁷⁾において、興福寺の大和一国支配は郡をよりどころとしており、郡使という、興福寺寺門独自の遵行機関が存在したことを指摘された。

さらに今谷氏は、「室町時代の伝馬について」⁷⁾において、大和国の伝馬について、考察をされた。今谷氏は、伝馬役は大和守護職を兼帯する興福寺別当の得分であること、賦課

対象地域は、興福寺直轄領と門跡領であること、興福寺大和一国支配遂行上必要となる公
用馬のみを伝馬と称したことなどを明らかにされ、興福寺伝馬役の賦課根拠は、一国支配
上の守護権によるものであると、推測された。そのうえで、応仁の乱後、大和国人が、独
自の伝馬賦課を行うようになり、興福寺の馬匹支配権は漸次国人土豪の手に移ってゆくと
された。今谷氏の一連の研究により、興福寺のもつ中世大和の守護権の実態が、より明ら
かになったといえよう。

興福寺の行使する一国支配権について、一国平均役から考察されたのが、安田次郎氏で
ある。安田氏は、「勸進の体制化と『百姓』⁽⁸⁾」において、弘安年間（一二七八―一二八八）
に、国内諸本所の反発を受けながらも、興福寺・春日社造管土打役が、一国平均役として
成立するとされた。しかしこの一国平均役は、一五世紀後半、衆徒・国民の私反銭によっ
て、終止符が打たれるとされた。

このように室町期における大和国の守護権に関する研究は進み、室町期において大和国
の守護権は興福寺が掌握していたことが明らかにされた。また、その実態についてもかな
り明らかにされている。

しかしながら室町期の大和国の守護権については、いまだに明らかにされていない部分
も多い。前述のとおり、永島氏は室町期には大乘院・一乗院の両門跡が掌握していたとさ
れる。一方、今谷氏は興福寺別当が守護権を掌握していたとされている。興福寺において、
実際に守護権を掌握していたのは誰であったのか、ということすら明らかにされていると
はいいがたいのである。実際の史料に則して、大和国の守護権の掌握者が誰であったのか
を、検証する必要があるものと思われる。

室町期や戦国期における守護職の重要性については、室町幕府 守護体制論、戦国期守
護論として、矢田俊文氏⁽⁹⁾、川岡勉氏⁽¹⁰⁾、小谷利明氏⁽¹¹⁾、司倉弘年氏⁽¹²⁾らによって、相次いで
明らかにされている。武家の守護が存在しない大和国は、中世において希有な存在である。
しかしながら守護が存在しない、あるいは確定できない国は、大和のみではない。大和の
守護権に関する研究は、中世後期における守護総体を考察するためにも、必要であるもの
と思われる。

永島氏が大和国の守護権を考察される際に注目された、大和国における検断に関する研
究も進んだ。まず室町期の南都における検断に関する研究を取り上げる。

南都における検断に関する研究は、鈴木止一氏の一連の研究によってはじまったといえ
る。鈴木氏は興福寺の複雑な政治機構のうち、南都の検断に関わる、衆中、講衆、学侶・

六方が行使する検断権を検討された。

まず、「興福寺衆中」について⁽¹³⁾において、鈴木氏は興福寺の「警察組織」のうち、衆中（寺住衆徒）を取り上げ、その行使する検断権について検討された。南都では、刃傷殺害事件が発生した場合、寺門領では、寺務（別当）が住屋検断を行い、門跡領では、門跡が住屋検断を行った。この場合、衆中は、住屋検断のうち、武力的進発の部分を担当した。しかし、衆中の実力向上とともに、衆中が独立的検断を行うようになったとされた。また盗人・博奕検断については、衆中の検断権は南都全域に及ぶとされた。

続いて鈴木氏は、「続興福寺衆中」について⁽¹⁴⁾において、南都元興寺郷における検断についても考察された。元興寺郷では、刃傷殺害事件については、元郷寺別当、大乘院門跡、衆中の三者が検断権を有し、三者合同か、あるいは、この三者の「早い者勝」で、検断が行われた。盗人検断については、大乘院門跡が検封、衆中が犯人逮捕を行うとされた。

鈴木氏は、「興福寺講衆」について⁽¹⁵⁾において、興福寺講衆の行使した検断権について、考察をされている。興福寺講衆とは、興福寺の唯識講衆であり、検断に携わったのはそのうちの下臈分であったとされる。講衆は、児童・神鹿・講衆に対する、いわゆる南都の三ヶ大犯に関する検断を独占していたとされた。なお講衆は本来的には、春日社頭・興福寺中における刃傷殺害事件、春日社頭における盗人を検断したが、講衆、衆中が双方の検断権に対して侵入を行ったため、両者の検断権は錯綜するようになったとされた。

鈴木氏は、「興福寺学侶・六方」について⁽¹⁶⁾において、学侶・六方の持つ検断権について、考察された。六方の集団には自治的な検断権があり、それは講衆が独占的にもつ、三ヶ大犯の検断においてさえも、六方の集団が支配する領域においては、六方に通告する義務があったとされる。

このように鈴木氏は、権利が複雑に錯綜する南都における検断を、衆中、講衆、学侶・六方の集団ごとにわけて考察されることにより、南都における興福寺の検断について明らかにされ、以後の研究のための道筋をつけられた。

安田次郎氏は、「興福寺『衆中』」について⁽¹⁷⁾において、鈴木止一氏が明らかにされた、衆中の持つ盗人に対する検断権について、検討された。安田氏は、衆中の有する呪術性に注目され、盗みのもたらす穢れの観念と、衆中の持つ「被」の機能とが結合し、衆中の奈良中盗人検断権が生まれたとされる。この安田氏の指摘は、中世大和における検断を考える際に、重要なものであると考えられる。

坂井孝一氏は、『入勝』考⁽¹⁸⁾において、鈴木止一氏が検討された元興寺郷における「早

い者勝」、つまり「入勝」について、検討をされた。坂井氏は、「入勝制」は、元興寺郷だけではなく、南都の大部分を占める南都七郷においても実施されていたとされた。

また坂井氏は、鈴木氏が検討された三ヶ大犯についても、『三ヶ大犯』考⁽¹⁾において考察を加えられている。坂井氏は、児童・神鹿とは、春日社の神威の象徴であったとされ、講衆を、児童・神鹿と同じ位置に押し上げたことによって、三ヶ大犯が成立したとされる。

稲葉伸道氏は、「南北朝期の奈良の検断⁽²⁾」において、従来の研究が室町期に偏っていることを指摘され、南北朝期を中心に、鎌倉から室町時代に至る奈良の検断について、分析を加えられた。

前述のように、鈴木氏によって先駆的な研究がなされた南都における検断について、安田氏、坂井氏、稲葉氏により、研究がより深められ、その実態についてかなり明らかにされたといえよう。ただし南都における検断に関する研究は、鈴木氏による先駆的な業績をはじめ、制度史を中心としたものであるというきらいがあるといえる。

法相七大寺における検断に関する研究も進んだ。法相七大寺の検断に関する研究を取り上げる。

村岡幹生氏は、「十五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検断⁽³⁾」において、薬師寺の検断について検討しておられる。薬師寺において、寺家検断の主体は学侶全体であり、その実務は中・下臈であったとされる。その上で、筒井氏のような武家勢力のもつ実力的制裁能力が、寺家検断において、積極的役割を果たしたことを明らかにされた。

薬師寺における検断については、前川祐一郎氏も「戦国時代における領主検断をめぐる論理⁽⁴⁾」において、検討をされている。薬師寺学侶は、領主検断の本来のあり方の復興をめざしたとされ、そしてそれは、大名権力へと成長しつつあった筒井氏の干渉によって、薬師寺寺辺領の秩序維持の責務をはたすために自覚されたものであるとされた。

細川涼一氏は、「戦国時代の法隆寺と門前検断⁽⁵⁾」において、法隆寺における検断について、検討されている。細川氏は、戦国期の法隆寺において、法隆寺寺中および門前郷で検断権を執行したのは、法隆寺学衆中臈の衆分であったとされる。しかしこの衆分の評定の結果は、筒井氏などの国人の圧力によって変更させられたことを明らかにされている。

井上聡氏は、「中世法隆寺における検断権の所在をめぐって⁽⁶⁾」において、南北朝期から戦国期にかけての法隆寺寺僧検断の変遷について、検討を加えられた。

法相七大寺における検断に関する研究は進み、その実態についても、かなり明らかにされている。特に、論者により論点は異なるものの、七大寺の検断と筒井氏など大和国人の

関わりが明らかにされたことは、大和の中世史を考察するうえで、重要なことであると考
えられる。

興福寺の門跡寺院に関する研究を取り上げる。興福寺の門跡寺院である大乗院の検断に
ついては、先述した南都に関する研究で、それぞれ取り上げられている。南都以外を取り
扱った研究としては、青木（安国）陽子氏の「中世後期の大和における村落と検断⁽²⁵⁾」が
ある。青木氏は、各庄園の庄官や有力国人が、大乗院門跡から検断職に補任され、検断権
を行使したこと、村落による自検断が門跡の領主権を侵さない限りは、認められていたこ
となどを明らかにされた。

青木氏の研究のほかは、門跡による南都以外での検断に関する研究は、あまり見当たら
ない。⁽²⁶⁾南都における検断に関する研究や、法相七大寺の検断に関する研究の豊富さと比
して、門跡による南都以外での検断に関する研究は、低調といわざるを得ない。

興福寺の門跡は往々にして、大和守護の立場にあり、守護権を行使していた。また一方
で門跡は、巨大な庄園領主でもあった。南都は大和の中心とはいえ、大和のごく一部にす
ぎない。またその研究も制度史的な研究に偏っているくらいがある。法相七大寺について
も、興福寺と比較するならば、その規模は小さい。大和最大の権力者であった門跡が行使
した検断権を検討することは、中世の大和の権力構造を説明するうえで、有意義かつ不可
欠なものと思われ、その必要性を感じる。なお付け加えるならば、興福寺の権力構造を明
らかにするためには、検断のみならず、中世後期の門跡の権力の実態についても、多角的
な研究が必要であるものと思われる。

興福寺をはじめとして、中世寺院においては、寺院権力の特徴として、その支配のため
に、呪詛という手段をとることが、往々にしてあった。世俗の権力が取りえない呪詛によ
る支配について言及された研究を取り上げる。

中世大和の寺院権力によって行われた呪詛、調伏のなかで籠名という呪詛、調伏がある。
薬師寺における籠名について、村岡幹生氏が先述の、「十五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検
断」において、検討をされている。薬師寺における籠名は、敵対行為を行った郷民が神罰
・仏罰を蒙るために行ったものであるが、籠名の対象となった行為をすでに働いた郷民に
は、効果を有していなかったとされる。⁽²⁷⁾

永島福太郎氏は、『奈良文化の伝流』において、大和武士の私反銭賦課に対し、興福寺
は籠名を行ったが、このような宗教的制裁では、大和武士の実行使は制御できなかつた
とされる。

植田信廣氏は、『名字を籠める』という刑罰について⁽²⁸⁾において、興福寺の行った籠名について、詳細に検討されている。植田氏は、大和国人は興福寺から籠名を受けると、「寺敵」と呼ばれ、世俗的には、武士身分の剥奪、春日社参の資格の喪失がなされ、宗教的には神罰を蒙ると信じられたとされ、籠名とは、中世武士に対しては、非常に強い威力を發揮するものであったとされる。

薬師寺と興福寺、という違いはあるものの、村岡氏と植田氏の籠名に対する評価は、相反している。また永島氏も、籠名については消極的評価をされており、植田氏の説とは相容れない。矢田俊文氏は、「戦国期宗教権力論⁽²⁹⁾」において、戦国期に至ってもなお、比叡山が日吉社の神輿を動座させて行う嗽訴は、幕府の決定をも覆させたことを、指摘されている。矢田氏が指摘されるとおり、寺社勢力の持つ呪詛、調伏の力は絶大であった。中世大和の寺院権力が行った呪詛、調伏の効果については、実証的に検証する必要がある。

二 中世後期大和国における国人層の権力構造をめぐる研究史

大和国人に関する研究は、永島福太郎氏の研究によりはじまったといえる。永島福太郎氏は、『奈良文化の伝流』において、大和国人について取り上げられている。永島氏は、おもに興福寺の制度から大和国人を説明されている。興福寺被官のうち、円頂（法体）の武士を衆徒、春日末社の神主職を持つ武士を国民というたされた。衆徒のうち、寺中に居住する二〇人を官符衆徒といい、その最上首が棟梁であり、この棟梁が検断の執行権を握っており、大和武士の最有力者とされる。また大和国人は永享年間以降、中央政権と結び付き、寺社領庄園を崩壊せしめ、大名化するとされた。

戦国期における大和国人の権力構造に関する研究を取り上げる。村田修三氏は「城跡調査と戦国史研究⁽³⁰⁾」において、城郭遺跡から、大和国人の権力構造、在地構造の分析を行われた。東山内地域（大和東部山岳地帯）では、大規模な城郭と単郭小城郭に両極分解し、それがそれぞれの大和国人の勢力圏と照応するとされる。一方、国中（大和盆地）の有力国人の場合は、麓の館と詰め山城を持ち、庄郷を超えた国人勢力圏である郷を形成するとされた。

続いて村田氏は、「大和の『山ノ城』⁽³¹⁾」においても国人の権力構造に検討を加えられた。明応末・永正初めの国人一揆成立を大和国の戦国期の開始期とされ、大永年間に政治秩序の戦国的特質を強め、天文一〇年代に筒井氏の大和制覇が急速に進むとの見通しを立てら

れる。その上で、「城跡調査と戦国史研究」で取り上げられた国人の郷について、さらに検討を加えられた。室町期の「郷」は、興福寺の一国支配秩序に規定されて成り立つが、戦国期の「郷」は、国人の勢力圏に見合うものとなる。また有力国人の「山ノ城」は、国中の「郷」と山間部との境に立地し、「郷」を支配する要の位置にあるとされた。「山ノ城」の登場は、興福寺の支配秩序を克服し、戦国大名化の前提となるべき新しい政治秩序を生み出す大きな節目であるとされる。

村田氏の研究は、戦国期の大和国人の研究を、大きく前進させ、大和国人の戦国期権力化への方向を明らかにした重要な研究であるといえよう。

安国陽子氏は、「戦国期大和の権力と在地構造」⁽³²⁾において、戦国期の大和国人について検討を加えられた。安国氏は、大和における中世から近世への移行過程は、興福寺権力に対する大和国人の戦いの過程であったとされる。戦国期大和に有力国人の広範な地域を支配下におさめた勢力圏「領中」が登場する。有力国人は自らの領中に給人を配し、給人に対し、闕所処分を行い、興福寺の庄園支配を否定した。この闕所の論理は、他国勢力である木沢長政が大和国に持ち込んだものであったが、大和国人は、自らの領域支配にそれを応用し、興福寺の支配を追い詰めたとされる。

村田氏は城郭研究から大和国人の戦国期権力化を明らかにされ、安国氏は、国人による興福寺の庄園支配の否定という側面から、大和国人の戦国期武家権力化の諸相を明らかにされた。両氏の研究により、戦国期の大和国人の戦国期武家権力化への志向が明らかにされた。このことにより、戦国期大和国人の研究は大きく前進したといえる。

しかしすぐれた両氏の研究にも若干の再考の余地は残されている。村田氏は大和国人は興福寺の支配秩序を克服して戦国大名形成を行うが挫折したとされる。安国氏は大和の戦国大名となった筒井氏は興福寺権力と妥協し、興福寺権力を否定できなかったとされる。また安国氏は、先述の「中世後期の和における村落と検断」において、大和国人は領主制を志向しながらも、門跡の領主権を否定しきれなかったとされる。村田氏、安国氏の指摘は事実である。領主制や大名領国制という考え方からすれば、大和国人は挫折したといえよう。しかしながら、大和国人は室町幕府 守護体制のなかで生きていたと考えるならば、大和国人は挫折したとばかりはいえないのではあるまいか。

村田、安国両氏による戦国期の大和国人の研究以前に行われていたのは、室町期における大和国人に関する研究であった。室町期における大和国人の権力構造に関する研究を取り上げる。熱田公氏は「筒井順永とその時代」⁽³³⁾において、室町期の大和国人について、

取り上げられている。熱田氏は一五世紀における大和国人について、被官関係からみると、
国人と被官との関係は強度な隷属関係ではなく、一種の契約関係であり、このような関係
にとどまるかぎり、分属常なき場合も発生し、いまだ強力な主従関係ではなかった、とさ
れた。また有力国人とその一族の関係をみると、国人の一族（庶家）は独立の衆徒・国民
として興福寺より取り立てられており、そのため、一族とは独立の衆徒・国民の党的結合
以上のものではない、とされた。つまり熱田氏は、一五世紀の大和国人は権力形成がいま
だ脆弱で、一族・被官の結集も弱く、その内部構成も甚だ脆いものであった、と把握され
たのである。

続いて熱田氏は、「古市澄胤の登場^(3,4)」において、大和国人古市氏について、検討を加え
られた。一族や被官の古市氏からの離反を取り上げ、古市氏の場合も筒井氏と同様に、一
族や被官の結合は、強固なものではなかったとされる。また古市澄胤の山城国守護代就任
についても、戦いといった地位ではなく、中央政界の抗争のなかからこころがりこんだ地位と、
消極的評価をされている。

この熱田氏の研究は、一五世紀の大和国人の存在形態として通説化してきたようである。
つい最近にいたつてもなお、熱田説は高い評価を受けているようである。熱田氏の逝去後
に刊行された氏の論文集『中世寺領荘園と動乱期の社会』の解説において、熱田氏の研究
について、以下のように述べられている。^(5,6)

畿内の国人層に関しては近年、細川氏の被官を中心に研究の進展が著しいが、中央の
政界や畿内の政局に及ぼす影響が少なくないにもかかわらず、大和の国人についての
研究はさほど進捗した状況下でない。熱田氏の研究が礎となり、活用されることを期
待したい。

熱田氏の論文集の編者は熱田氏の研究を、現段階での室町期の大和国人に関する研究の
到達点と理解されているようである。

前述の村田、安国両氏の研究に見られたように、戦国期の大和国人は、戦国期権力への
道を、積極的に歩みはじめるのである。その戦国期権力の形成期といえる室町期の大和国
人の権力構造を、熱田氏のように、消極的に把握するかぎり、戦国期権力化をめざした大
和国人の姿は説明しきれないものがあると思われる。また前節でも述べたが、今谷明氏が
いわれるように、大和国人は、興福寺の持つ馬匹支配権を奪い、興福寺の持つ守護権を侵
犯していたのである。また安田次郎氏がいわれるように、大和国人は私反銭をかけ、興福
寺の一国平均役賦課に終止符を打ったのである。なお検断権についても、薬師寺や法隆寺

の検断に関する研究において、これらの寺院の持つ検断権に、大和国人が積極的な介入を行っていたことが明らかにされている。大和国人のこのような姿も、熱田説では説明がつかない。

熱田氏も述べられているように、興福寺の強力な荘園支配体制の残る大和では、興福寺の支配体制を打破する国人の在地支配はむづかしく、「一族・一派をより強く組織し拡大すること」こそが大和国人が戦国期権力へ前進するための唯一の方法だったのである。またそれが成功したからこそ、筒井氏は、大和統一を成し遂げ、織田信長政権下での大和守護職就任が果たせたのであろう。熱田氏の見解には、まだ再考の余地が残されているのではないかと考えられる。室町期の大和国人については、その実態を究明するための多角的な研究の必要性を感じる。

三 中世後期大和国における惣国一揆をめぐる研究史

大和国における惣国一揆に関する研究では、まず、鈴木良一氏『純粹封建制成立過程における農民闘争』⁽⁶⁾をあげることができる。鈴木氏は文明一五年の布留郷一揆を取り上げられ、布留郷の団結に注目された。鈴木氏の視点は、農民闘争史の面から布留郷一揆を考察されたものであり、布留郷一揆を地域権力としてとらえようとする視点は、まだ見られない。

続いて布留郷一揆をとりあげたのは、阿部猛氏の「文明十五年大和布留郷の一揆」⁽³⁷⁾である。阿部氏は、布留郷一揆を単純な農民闘争ではないとされ、布留郷一揆が大和国内外の政治情勢の影響を受けた政治性を帯びた一揆であったとされた。

布留郷一揆について、地域権力としての視点から考察されたのが、安西欣治氏の「大和布留郷一揆についての覚書」⁽³⁸⁾である。安西氏は、布留郷一揆は、長祿二年（一四五八）頃には、その成立が見られ、興福寺に対し、しばしば反銭未進をくりかえし、私徳政、私検断なども行う地域権力であったとされる。その上で、安西氏は布留郷一揆を、興福寺、大和国人とならぶ大和国内における第三の勢力であったと位置付けられた。安西氏の布留郷一揆を地域権力とされる視点は、重要なものであると思われる。ただし安西氏は布留郷一揆と布留社の関係については、重視しておられない。私は、布留社と布留郷一揆との関係については、重要なものであると考えている。安西氏の説には再検討の余地があるものと思われる。

布留社と布留郷の関係について、最初に検討を加えられたのが永島福太郎氏である。永島氏は、『奈良文化の伝流』において、石上社（布留社）と布留郷の関係について、検討を加えられた。布留郷の鎮守が古代物部氏の氏社石上社であり、郷内に物部氏の子孫とされる氏人が散在した。氏人のなかから年預が選ばれ、郷内統治の自治組織をなしたとされる。また永島氏は、この郷内の自治組織が布留郷一揆の母体であったことを示唆されている。永島氏は直接布留郷一揆を取り上げられたわけではないが、永島氏の述べられた布留社と郷民の関係は、肯定であれ、否定であれ、その後の布留郷一揆の研究に影響を与えつづけた点で、重要であると思われる。

庄園領主としての立場から布留社を取り上げられたのが、朝倉弘氏の「戦国末期の布留郷」⁽³⁹⁾である。朝倉氏は元龜元年の「布留社惣田数帳」の分析を通して、元龜元年に至つてもなお、布留社が庄園領主の立場にあつたこと、その下地支配権は、布留社年預筋（氏人）の者が維持していたことを明らかにされた。私は、この朝倉氏の指摘は重要なものであると考えている。従来、朝倉氏の研究があるにもかかわらず、庄園領主としての布留社と、布留郷一揆の関係については、等閑視されてきた。布留郷一揆と庄園領主布留社との関連を考察した研究の必要性を感じる。

安田次郎氏は、「大和国東山内一揆」⁽⁴⁰⁾において、東山内一揆を取り上げられた。安田氏は、東山内の染田天神連歌講の参加する国人は、一揆を形成し、皆南朝方に参じた。染田天神連歌講とは、実は、連歌講の姿をとってあらわれた東山内一揆であるとされる。

朝倉弘氏は、「中世後期大和国東山内衆（国人）の動向について」⁽⁴¹⁾において、東山内一揆について考察されている。朝倉氏は、東山内の使用年号からすると、東山内は北朝方といえ、染田天神連歌講の結成は、東山内一揆というより、一部国人による分派活動であつたとされる。

宇陀郡内一揆を取り上げた研究として、西山克氏の「戦国大名北畠氏の権力構造」⁽⁴²⁾がある。宇陀郡の国人は、天文元年に郡掟を定め、郡内一揆を成立させる。宇陀郡の国人はそれぞれ「方」という組織を形成しており、方の構成要員は、国人の与力・同名・被官である。また国人と同名はそれぞれ一揆を形成しており、この二つの一揆の重層構造により、郡内一揆は形成されていた。西山氏は宇陀郡内一揆について、以上のように考察された。西山氏の研究により、惣国一揆としての宇陀郡内一揆の内部構造が明らかになった。

池上裕子氏は惣国一揆とは、国人の一揆と土民の一揆が対立を含みつつも、他国勢の侵入に対して団結したものとされる⁽⁴³⁾。また湯浅治久氏は、惣国一揆は、領主の一揆と在地

の一揆の結合であり、結合の理由を地域の危機管理であるとされ、惣国一揆とは危機管理システムであったとされる。⁽⁴⁾ 長谷川裕子氏は国人の同名中に注目され、戦国期の同名中は村落と同名中が一体化した共同体であり、惣国一揆は同名中組織が郡レベルで結合したものとされる。⁽⁵⁾ 各氏の指摘はそれぞれ重要であり、池上氏らの研究により、近年惣国一揆の研究は、大きく前進しているといえる。しかしながら大和の惣国一揆研究の現状は、わずかに宇陀郡内一揆の内部構造が明らかにされ、北畠氏との関係が明らかにされているほかは、低調といわざるを得ない。大和国の惣国一揆についても、近年の惣国一揆研究の成果に対応した、惣国一揆の内部構造や、他国勢力との関係を考察した研究の必要性を感じる。

四 本稿の構成

第一部は、中世後期の寺院権力、特に興福寺と大乗院門跡の権力に関わる論考で構成した。本章第一節でも述べたとおり、興福寺の権力構造を扱った従来の研究では、興福寺の有した守護権の把握者は、いまだに解明されていない。また大和最大の権力者であったといえる門跡の検断権をはじめとする権力に関する研究も少ない。第一部では、これらの点を視野に入れた論考を配した。

第一章 室町期大和国の守護権に関する一考察―幕府発給文書を中心に―

幕府より発給された文書がどのような伝達ルートをたどり受給者に渡るのかを手がかりにして室町期の大和国の守護権を考察した。従来の研究では確定されていなかった興福寺内の守護権の掌握者を検討し、さらに興福寺の持つ守護権が一五世紀中葉頃から、変容してゆく過程を明らかにした。大和国の権力を考察するにあたり、基本的作業として中世後期の守護権のありかたを検討した。

第二章 室町期における興福寺大乗院門跡の検断と国人

第一章で述べた守護権の重要な部分が検断権であった。従来研究の必要性が提起されながら、研究のなかつた大乗院門跡の直末寺院での検断のあり方と、検断に関わる有力国人の動向を考察した。

第三章 大和国中山寺支配をめぐる門跡と国人

興福寺大乗院直末寺院における国人による代官支配と非法、興福寺が宗教権力として国人に対して行う呪詛、調伏について考察した。

第四章 室町期大和・河内国境地帯における諸勢力の動向をめぐって

大和・河内国境地帯に存在する大乘院の直末寺院信貴山寺で発生した禅学相論を素材に、禅学相論をめぐる大乘院門跡、大和国人、河内畠山氏の動向を検討した。第一章から第三章までで触れなかった興福寺権力と他国勢力との関係について論じた。

第二部は、武家権力たる大和国人の権力に関わる論考で構成した。本章第二節でも述べたとおり、従来通説では、一五世紀の大和国人は権力形成がまだ脆弱で、一族・被官の結集も弱く、その内部構成も甚だ脆いものであったとされてきた。しかしこのような把握では、大和統一を成し遂げ、織田信長政権下での大和守護職就任が果たせた筒井氏の存在は説明がつかない。第二部では、戦国期武家権力は成長しようとする大和国人の権力形成、家臣団編成、商業政策、上部権力や他国権力との関係について述べた論考を配した。

第一章 中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成―大和国古市氏を中心に―
従来、権力形成が脆弱だといわれてきた大和国人について検討したもの。大和国古市氏の動向を検討し、一族結合の強化、家臣に対する裁判権の掌握、家臣団の統制・編成などについて考察した。

第二章 中世後期の若党に関する一考察―大和国を中心にして―
大和国人の家臣団の中核である若党について検討したもの。大和国人の家臣である若党の存在形態と、大和国人の戦国期武家権力化への関連について考察した。

第三章 国人古市氏の馬借・関支配について―南山城を中心に―
大和国古市氏の商業政策のうち、馬借・関支配を検討したもの。古市氏の馬借支配、関支配と、守護公権との関わりなどについて考察した。

第四章 和泉国上守護代宇高氏と興福寺官符衆徒棟梁古市氏
和泉国上守護代宇高氏の大和古市亡命という一事件をとりあげ、大和国古市氏と上級権力である幕府管領畠山氏との関係や、守護・守護代の支配系列からはみえない守護代層の横断的關係関係を考察した。

第三部は、地域権力としての、大和国の惣国一揆に関する論考で構成した。本章第三節でも、述べたとおり、大和国の惣国一揆研究は、近年の惣国一揆研究の現状に対応しきれていないものと思われる。そこで第三部では、近年の惣国一揆研究の成果に対応した、惣国一揆の内部構造や、他国勢力との関係を考察した論考を配した。

第一章 室町期における興福寺大乘院門跡の検断と布留郷一揆
興福寺大乘院の直末寺院である永久寺に対する布留郷一揆の介入を考察した。布留郷一

揆は、永久寺の検断に対して、しばしば介入を行った。本章では、布留郷一揆が元来有した権利と、一揆のもつ荘園領主としての側面について考察を行った。

第二章 戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立

従来その存在が知られていなかった戦国期大和国宇智郡の惣郡一揆の存在を検討した。宇智郡惣郡一揆の存在形態と、守護権力との関係などについて、考察を行った。

第三章 戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の内部構造と高野山

畿内近国での寺院勢力を含めた地域社会のあり方を考察した。第二章でその存在を明らかにした宇智郡惣郡一揆と、国人同名中の関係、高野山との経済的関係及び、高野山の宇智郡支配について述べた。

第四部では、中世から近世への地域や家の展開に関する論考で構成した。郷、城郭、国人などの中世から近世への展開について述べた。第四部は本稿のなかでは、付編的位置付けとなるので、終章では取り上げずに、本章において、各章の要約を行うことにする。

第一章 忍海の郷をめぐる 近世の郷と中世国人の郷、「忍海の郷をめぐる」を改題（初出、『葛城市歴史博物館年報・紀要 かづらき』五、二〇〇六年）

大和国忍海郡に存在する郷のうち、宮郷と墓郷について検討を行った。忍海の宮郷は近世を通じて、その存在を確認することができるが、その構成村落には異同が見られる。この異同は、従来、領主権力によってなされたものと解釈されてきたが、それが誤りであることを指摘した。一方墓郷は、中世国人布施氏の支配圏である布施郷と重なるものとされてきたが、これも誤りであることを指摘した。

第二章 国人の城郭と近世陣屋・陣屋町 新庄陣屋・陣屋町の成立と展開、「新庄陣屋・陣屋町の成立と展開」を改題（初出、葛城市歴史博物館第四回特別展図録『大和の城と城下』、二〇〇五年）

桑山家新庄藩の居城「新庄陣屋」が、中世大和国人布施氏の居城「新城」跡に築かれたことを明らかにした。そのうえで桑山家による陣屋・陣屋町の建設について述べた。また通説では、天和二年の桑山家新庄藩の改易後は、譜代大名の永井氏が、「新庄陣屋」に入ったとされるが、それが誤りであることも明らかにした。

第三章 武家の武功と家の歴史復元、「旧新庄藩家老足立家文書について―足立正興・正詮を中心に―」を改題（初出、『新庄町歴史民俗資料館年報・紀要 かづらき』二、二〇〇四年）

丹波国人出身の新庄藩家老足立家に残された文書群のうち、大坂の陣関係史料と足立正

興の武功との関係を指摘し、武士の家の歴史復元の方法論を提示したものの。

第四章 中世国人の近世への展開 三箇家親類書をめぐって、「三箇家親類書小考」を改題（初出、『奈良歴史研究』五九、二〇〇三年）

宇智郡惣郡一揆の構成員であった三箇家に残された近世の親類書を考察したもの。三箇家が中世国人の系譜を引く家であることを理由に、近世にいたってもなお、寺院権門や武士層との関係が保てたことを明らかにした。また三箇家では、幕末期にいたり、一般の百姓身分となっても国人としての由緒を忘れることなく、語りつづけたことも明らかにした。

注

- (1) 安田次郎氏『中世興福寺と大和』（二〇〇一年）。
- (2) 矢田俊文氏『日本中世戦国期権力構造の研究』（一九九八年）。
- (3) 永島福太郎氏「大和守護職考」（『歴史地理』六八 四、一九三六年）。
- (4) 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』（一九四四年）。
- (5) 今谷明氏「室町時代の河内守護」（大阪府史編集室編『大阪府の歴史』七、一九七六年）。
- (6) また今谷氏は、「守護領国制下に於ける国郡支配について」（『千葉史学』創刊号、一九八二年）では、北畠氏が大和国宇陀郡の分郡守護であったと推測されている。
- (7) 今谷明氏「室町時代の伝馬について」（小笠原長和氏編『東国の社会と文化』、一九八五年）。
- (8) 安田次郎氏「勸進の体制化と『百姓』（『史学雑誌』九二 一、一九八三年）。
- (9) 矢田氏前掲注（2）著書。
- (10) 川岡勉氏『室町幕府と守護権力』（二〇〇二年）。
- (11) 小谷利明氏『畿内戦国期守護と地域社会』（二〇〇三年）。
- (12) 弓倉弘年氏『中世後期畿内近国守護の研究』（二〇〇六年）。
- (13) 鈴木止一氏「興福寺衆中について」（『歴史地理』八二 二、一九四三年）。
- (14) 鈴木止一氏「続興福寺衆中について」（『歴史地理』八二 六、一九四三年）。
- (15) 鈴木止一氏「興福寺講衆について」（『史淵』三〇・三一、一九四四年）。
- (16) 鈴木止一氏「興福寺学侶・六方について」（『日本歴史』八八・八九、一九五五年）。
- (17) 安田次郎氏「興福寺『衆中』について」（『名古屋学院大学論集』人文自然科学編

- 二〇二、一九八四年)。
- (18) 坂井孝一氏「『入勝』考」(『史学雑誌』九七 六、一九八八年)。
- (19) 坂井孝一氏「『三ヶ大犯』考」(『日本歴史』四九六、一九八九年)。
- (20) 稲葉伸道氏「南北朝期の奈良の検断」(『名古屋大学文学部研究論集』史学三八、一九九二年)。
- (21) 村岡幹生氏「十五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検断」(『史学雑誌』九七 一、一九八八年)。
- (22) 前川祐一郎氏「戦国時代における領主検断をめぐる論理」(勝俣鎮夫氏編『寺院・検断・徳政』、二〇〇四年)。
- (23) 細川涼一氏「戦国時代の法隆寺と門前検断」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、一九八八年)。
- (24) 井上聡氏「中世法隆寺における検断権の所在をめぐって」(勝俣鎮夫氏編『寺院・検断・徳政』、二〇〇四年)。
- (25) 青木(安国)陽子氏「中世後期の和における村落と検断」(『奈良歴史通信』二二、一九八四年)。
- (26) 村岡幹生氏が、「中世犯罪史の一考察」(『年報中世史研究』六、一九八一年)において、盗犯が検断の対象となる犯罪の中核になるとの論旨のなかで、辰市郷について触れられているくらいである。
- (27) 細川涼一氏も先述の「戦国時代の法隆寺と門前検断」において、法隆寺の呪詛の効力については、消極的評価をされておられる。
- (28) 植田信廣氏「『名字を籠める』という刑罰について」(『法政研究』五三 一、一九八六年)。
- (29) 矢田俊文氏「戦国期宗教権力論」(浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座座蓮如』四、一九九七年)。
- (30) 村田修三氏「城跡調査と戦国史研究」(『日本史研究』二二一、一九八〇年)。
- (31) 村田修三氏「大和の『山ノ城』」(岸俊雄教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、一九八五年)。
- (32) 安国陽子氏「戦国期大和の権力と在地構造」(『日本史研究』三四一、一九九一年)。
- (33) 熱田公氏「筒井順永とその時代」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』、一九五八年)。

- (34) 熱田公氏「古市澄胤の登場」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』、一九七八年)。なお古市氏についての研究としては、永島福太郎氏「古市澄胤」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』、一九六八年)もある。
- (35) 熱田公氏『中世寺領荘園と動乱期の社会』(二〇〇四年)解説。
- (36) 鈴木良一氏『純粹封建制成立過程における農民闘争』(一九四九年)。
- (37) 阿部猛氏『文明十五年大和布留郷の一揆』(『日本歴史』四九、一九五二年)。
- (38) 安西欣治氏『大和布留郷一揆についての覚書』(『白山史学』一九、一九七七年)。
- (39) 朝倉弘氏『戦国末期の布留郷』(『大和文化研究』八二、一九六三年)。
- (40) 安田次郎氏『大和国東山内一揆』(『遙かなる中世』五、一九八二年)。
- (41) 朝倉弘氏『中世後期大和国東山内衆(国人)の動向について』(『奈良大学紀要』二〇、一九九二年)。
- (42) 西山克氏『戦国大名北畠氏の権力構造』(『史林』六一二、一九七九年)。
- (43) 池上裕子氏『戦国期の一揆』(東京大学出版会『一揆』二、一九八一年)。
- (44) 湯浅治久氏『惣国一揆』と『侍』身分論』(『歴史評論』五三三、一九九三年)。
- (45) 長谷川裕子氏『戦国期における土豪同名中の成立過程とその機能』(『歴史評論』六二四、二〇〇二年)。

第一部 中世後期寺院の権力構造

第一章 室町期大和国の守護権に関する一考察

幕府発給文書を中心に

はじめに

室町期大和国の守護権に関する研究は、永島福太郎氏の興福寺が事実上の大和守護であったという研究⁽¹⁾に始まったといえる。その後、今谷明氏により畠山氏が大和国宇智郡の分郡守護であったという研究⁽²⁾、大和国の郡使⁽³⁾、伝馬役の実態に関する研究がなされた。また安田次郎氏により大和国の一國平均役の成立と崩壊に関する研究⁽⁵⁾がなされた。

これら諸先学の研究により、室町期の大和国の守護権に関する研究は進み、室町期において大和国の守護権は興福寺が掌握していたことが明らかにされた⁽⁶⁾。また、その実態についてもかなり明らかにされている。

しかしながら室町期の大和国の守護権については、いまだに明らかにされていない部分も多い。例えば、興福寺において守護権を掌握していたのは誰であったのか、ということすら明らかにされているとはいいがたい。永島福太郎氏は室町期には大乘院・一乗院の両門跡が守護権を掌握していたとする⁽⁷⁾。一方、今谷明氏は興福寺別当が守護権を掌握していたとする⁽⁸⁾。

そこで本章では、室町幕府より発給された文書がどのような伝達ルートをとどり、受給者に渡るのかを手がかりにして、室町期の大和国の守護権について、若干の考察を試みたい。

本章では、『大乘院寺社雑事記』に記された幕府発給の軍事関係文書を中心に取り扱うことにする。日記史料を用いるのは、日記中に文書が記されているため、その前後の日記の記述より、当該文書が発給された背景、文書が受給者までに経由するルート等が明らかになる、という効果が期待されるためである。また軍事関係文書を中心に取り扱う理由は、軍事・武力のあり方が権力の動向を、より直接的にあらわすと考えられるからである⁽⁹⁾。本章では、次にあげる点を検討したい。まず一点目は、興福寺では誰が守護権を掌握していたのか、という点である。次に一五世紀中葉におこる文書の伝達ルートの変容に注目したい⁽¹⁰⁾。そこから興福寺の守護権が崩壊してゆく過程を明らかにしたい。

大乘院門跡であつた尋尊は、自らの日記である『大乘院寺社雜事記』⁽¹⁾の中で、しばしば大乘院・一乘院の両門跡は大和国の守護である、という旨の記述をしている。以下にその例を二例ほどあげてみる。

【史料一】

一 黒味曾年貢無沙汰之間、座聚方放使了、^{元興寺より未申方}三棟住人云々、仍内々仰遣專懷僧都方了、大方兩門跡事者、和州一国之依為守護職、奈良國中以下在々所々、不及其所之案内入使者条、古来より事也、但於兩門跡預^(領)知者、自他令申案内、是各守護故也、於其余者東大・興福以下不謂權門高家、無是非入使者者也、是併守護号故也、如此掟法雖無余儀、近日京都御儀毎事御無力之間、一天不立上意之間、兩門以下公家・門跡儀、云寺僧中云国民輕之間、無力就其方内々申遣子細、御使等放之者也、武勢無之故也、可嘆々々、

【史料二】

肥前国 ^{平戸肥州西下方、千葉上方}
 筑後 ^{(池) 菊地國、又大友申請云々}
 豊前 ^{大内、又大友申請云々}
 薩摩 ^{嶋津國、薩摩カロシアマニ住}

以上九州

对馬国 ^{(宗) 惣刑部國}	吉岐国 ^{松ラ免、平戸肥州相計敷}	備前国 ^{赤松}
丹波国 ^{細川}	播磨国 ^{赤松}	備後国 ^{一色}
美作国 ^{赤松}	但馬国 ^{山名}	備中国 ^{細川、}
因幡国 ^{山名}	伯耆国 ^{(書) 山名、}	出雲国 ^{京極、}
備後国 ^{山名}	安芸国 ^{山名}	石見国 ^{山名}
周防国 ^{大内}	長門国 ^{大内}	
隱岐国 ^{京極}	佐土国 ^{(渡) 郡斯波}	讃岐国 ^{細川、}
淡路国 ^{細川淡路守}	阿波国 ^{細川}	紀伊国 ^{畠山、}
伊与国 ^{(予) 細川}	土佐国 ^{細川、一条職}	摂津国 ^{細川、}
和泉国 ^{細川兩人}	河内国 ^{畠山}	伊勢国 ^{北畠、一色}
大和国 ^{大乘院、}	伊賀国 ^{仁木}	

志摩国 <small>北黄</small>	山城国	近江国 <small>六角 京極</small>
若狭国 <small>一色 武田</small>	越前国 <small>斯波</small>	美乃国 <small>(漂) 土岐</small>
加賀国 <small>(富樫) 戸賀世</small>	能登国 <small>畠山</small>	尾張国 <small>斯波</small>
三川国 <small>(河) 本細川 本一色</small>	遠江国 <small>斯波</small>	駿河国 <small>今川</small>
飛騨国 <small>小嶋 京極</small>	越中国 <small>畠山</small>	越後国 <small>上杉</small>
信乃国 <small>(漂) 上杉 小笠原</small>	甲斐国 <small>武田</small>	相模・武蔵・上野
常陸・下総・上総・安房・下野・伊豆、以上鎌倉殿		
出羽国 陸奥国		

【史料一】は『雑事記』の文明五年（一四七三）一月一七日条である。尋尊はこの記事のなかで両門跡（大乘院・一乗院）は大和一国の守護職である。だから大和国中はどこでも案内を入れずに使者を入部させることができる。但し、両門跡領については、各々が案内をする。それは両門跡がそれぞれ守護であるゆえである、と記している。

【史料二】は『雑事記』文明九年（一四七七）二月後付である。ここでは日本全国の国名と守護あるいは守護と思われる人物が記されている。ここでも尋尊は大和国の守護は大乘院・一乗院の両門跡である、と記している。

つまり尋尊は、【史料一、二】のいずれでも両門跡が守護であると主張しているのである。また永島福太郎氏は【史料一】より、尋尊の時代には大乘院・一乗院両門跡が守護の権能を行使したとする⁽¹⁾⁽²⁾。

はたして尋尊の両門跡が大和国の守護であるという主張が妥当なものか否かを次節で検討することにした。

二 幕府発給文書の伝達ルートからみた守護権のあり方

前節では『雑事記』の記事より、尋尊が大和国の守護は大乘院・一乗院の両門跡である、と主張していることを確認した。本節では尋尊のこの主張が妥当なものか否かを検討する。ここでは、幕府発給文書が受給者にまで至るルートを見ることにより、興福寺内で誰が守護権を掌握していたかを明らかにする、という方法をとる。また時期的には大乘院門跡が別当（寺務）であった時期と、非別当であった時期にわけて検討を行うことにする。

(一) 大乘院門跡が別当の時期

大乘院門跡が別当であった時期から検討を行う。まず『雑事記』の康正三年（一四五七）六月二〇日条に載せられた奉行人奉書からみてみることにする。時の別当は尋尊である。

【史料三】

一法雲院領若槻・番条・伊豆七条事、故尊覚律師之以流類、番条并宗観横領ノ間、及度々京都二申入間、成治罰ノ御教書今日到来、彼庄々代官事、飯尾下総守二被仰付之、同番条并宗観之跡下総二給之云々

番条并掌善院宗観等退治事、不移時日令進発可致忠節、於彼等跡者、為料所被領^(預)置飯尾下総前司為数、被^(衍力)早可被沙汰居為数代之由、被仰出候也、仍執達如件、

寛正三
六月二日

^(飯尾)
之清判

^(飯尾貞元)
常恩判

楊本殿	蓬来、	超昇寺、
吐田、	丹生、	箕田、
鷹山奥、	豊田、	秋篠、
越智、	希 ^(布) 施、	十市、
古市、	小泉、	狭川、
福住、	箕川、	岡、
万歳、	井戸、	高田、
猶 ^(借) 原、	福智、 ^(重説)	

以上別紙也

この奉行人奉書は大乘院方の院家⁽¹³⁾である法雲院の荘園が、大和国人の番条とその一族である興福寺僧の宗観によつて横領されたことに対し、大乘院より幕府に申し入れた結果、発給されたものである。そのことは奉書の前段の尋尊の記述よりわかる。それはともかくとして、この奉書では二三人の衆徒・国民⁽¹⁴⁾に番条・宗観の退治が命ぜられている。またこの奉書は「御教書今日到来」とあることから、大乘院に届けられていることがわかる。

この二三人の衆徒・国民のうち、楊本・箕田・豊田・十市・古市・小泉・檜原・福智堂の八名は大乘院方の坊人⁽¹⁵⁾である。これに対し、超昇寺・吐田・鷹山奥・秋篠・越智・布施・箕川・岡・万歳・井戸・高田の十一名は一乗院方の坊人である。つまりこの奉書は幕府奉行人より発給され、大乘院門跡の手を経て大乘院方・一乗院方それぞれの衆徒・国民に伝達されたことがわかる。

次に『雑事記』長禄二年（一四五八）四月一四日条に載せられた奉行人奉書をみてみる。

【史料四】

一就長谷寺新聞事、御奉書到来、

長谷寺雑掌申、就当寺散郷新聞事、山内甲岡致弓矢之企云々、事实者太不可然、
所詮於子細者、追可糺明之上者、堅可被加制止候、若有許容与力族者、可被処同
罪之旨、厳密可被相触之由候也、仍執達如件、

長禄二
四月十三日

(飯尾)
為数判
(飯尾貞七)
常恩判

(家米)
越智弾正忠殿

この奉書は長谷寺の訴えにより発給されたものである。時の別当は尋尊である。内容は国人の山内甲岡が長谷寺新聞のことについて「弓矢之企」をしているので、制止するよう越智家栄に命じたものである。この奉書は、尋尊が「御奉書到来」と記すことからわかるように、幕府奉行人より大乘院に届けられている。この奉書の受給者である越智家栄は一乗院方の坊人である。

つまりこの奉書は幕府奉行人より発給され、大乘院門跡の手を経て一乗院方の越智家栄に伝達されているのである。

【史料三】の例でも【史料四】の例でも、一乗院方の衆徒・国民（坊人）に対して発給された幕府奉行人奉書が大乘院門跡の手を経て一乗院方の衆徒・国民（坊人）に伝達されていることがわかる。

次に『雑事記』康正二年（一四五六）二月二六日条の記事をみてみる。そこには「就南方蜂起自室町殿御書到来了、仍衆徒・国民等（足利義政）加下知了、於一乗院方者彼門跡二御書通申遣了、仍彼方ヨリ被下知了」と記されている。時の別当は尋尊である。この記事より次のことがわかる。

後南朝が蜂起をしたため、大乘院に室町殿足利義政より後南朝退治に関する御書が到来した。そこで尋尊は衆徒・国民等に下知を加えた。一乗院方の衆徒・国民については、一乗院門跡に義政の御書のとおり申し伝えて、一乗院門跡より下知がなされた。一乗院方の衆徒・国民には一乗院門跡より下知がなされているため、尋尊が「加下知」えたのは大乘院方の衆徒・国民である。

この義政よりの御書の伝達ルートは次のようになる。

義政 大乘院 一乘院 一乘院方衆徒・国民

↳大乘院方衆徒・国民

この御書の内容が一乘院門跡や一乘院方衆徒・国民に伝えられるまでに大乘院門跡の手を經由していることがわかる。

次に『雑事記』寛正二年（一四六一）八月七日条の記事をみてみる。そこには「京都奉書被付寺務^{（経覚）}、当国衆徒・国民等私弓矢事不可叶之旨也、彼奉書被送一乘院、於御坊人者早々可有御下知云々」と記されている。幕府奉行人より大和の衆徒・国民の私戦を禁じる奉書が前的大乘院門跡であり、興福寺別当である経覚に届けられた。経覚は「於御坊人者早々可有御下知」と御坊人、つまり大乘院方の衆徒・国民には自ら下知を下した。一方、一乘院方の衆徒・国民に対しては、「彼奉書被送一乘院」と一乘院門跡に奉書を送り、一乘院から下知が下された。

寛正二年の例でも、寛正二年の例でも、いずれも大乘院方の衆徒・国民には大乘院門跡より下知が加えられた。一方一乘院方の衆徒・国民には、いずれの場合も大乘院門跡を經由して、一乘院門跡より下知が加えられた。この両方の例では、一乘院門跡には奉書は発給されていない。

【史料三】の寛正三年の例と【史料四】の長祿二年の例では、いずれも一乘院方の衆徒・国民に対して、大乘院門跡より直接幕府奉行人奉書が伝達された。これに対し、寛正二年と寛正二年の例では、一乘院方の衆徒・国民には大乘院門跡を經由して、一乘院門跡より下知が加えられた。

この違いはどこからくるのであろうか。寛正二年と寛正二年の例では、いずれも文書の宛先に国人名が記されていなかったのではないかと思われる。宛先の国人名が具体的に記されない奉書の例がある。後にくわしくふれるが、『雑事記』文正二年（一四六七）二月一六日条に載せられた幕府奉行人奉書は宛先を「大乘院家雑掌」とし、本文中に「可被加御下知御門徒中・御坊人中等之由」として、具体的な国人名をあげずに「御坊人中」とのみ記している。

このように具体的に国人名が記されない場合は、大乘院門跡を經由して一乘院門跡より下知が加えられたのではないかと思われる。

いずれにせよ、大乘院門跡が別当の時は、幕府発給文書は大乘院を經由して国人に伝達された^{（c）}。一乘院門跡が別当の場合は、この逆であったものと思われる。それはともかく、幕府発給の軍事関係文書が国人に伝達されるまでに、別当である大乘院門跡を經由してい

る。これは守護権による遵行行為といえよう。

このことから、大乘院・一乗院両門跡が別当であった時には、大和国の守護権は別当である門跡が掌握していたものと思われる。

(二) 大乘院門跡が非別当の時期

前項では門跡が別当に就任している時期には、門跡が守護権を掌握していたことを明らかにした。本項では門跡が非別当であった時期について、検討を行ないたい。

まず『雑事記』長祿三年(一四五九)五月晦日条に載せられた幕府御教書からみてみる。ちなみに時の別当は一乗院方の修南院光憲である。

【史料五】

一 入夜テ御教書到来了

成身院・筒井・箸尾等事、被宿免上者、帰国并知行分如元不可有相違、若有異儀之族者、両方無為様可被廻計略、尚以背御成敗致緩怠者、雖為何堅可被処罪科之旨、可令下知衆徒国民等給之趣、可被申入大乘院家之由、所被仰下也、仍執達如件、

長祿三年五月廿七日

(細川勝元)
右京大夫判

松林院僧都御坊

この御教書は成身院・筒井氏等の宿免とその宿免を国人達がさまたげないように命じたものであり、幕府管領細川勝元より発給されたものである。

この御教書に対して、尋尊のつた対応が『雑事記』長祿三年六月一日条に記されている。

【史料六】

一 京都御教書以廻分^(文)衆徒・国民等二令下知、以郡使相催之、大綱ノ分成之、

丹後庄 番条 小泉 瓜生 北院 鳥見福西 小林 法貴^{(寺脱カ) 党} 森屋^{一党} 以上入道分

十市 八田 新賀 吉備^{以上松若}

古市 松立院 知足院 山村 窪城 辻子 檜原 立野 俱志羅 目安 箕田^{以上慶徳}

楊本 南郷 出雲両下司等 小林^{以上手菊}

鞆田 庵治辰巳 豊田 萩別所 福智堂 深川^{以上徳市}

尋尊は前日に到来した御教書を郡使をもって廻文し、衆徒・国民に下知を下した。尋尊

は実際に下知を下した国人名を記している。丹後庄から深川までの三四名の国人達である。この三四名の国人達は、すべて大乘院方の衆徒・国民である。一乗院方の者は一人もいない。つまり尋尊は、この御教書を大乘院方の国人にのみ伝えたのである。

次に『雑事記』文正一年（一四六七）二月一六日条に載せられた奉行人奉書をみてみる。時の別当は大乘院方の松林院兼雅である。

【史料七】

一 自袖留木方注進、奉書到来、則令返事了、去七日被仰出奉書八去月廿三日也云々、路次不叶之間遅々云々、仍十三日通御請申了、

畠山尾張守并被官人等以下事、令没落云々、若有同意与力之輩者、為被処敵科、云許容之仁体云在所之交名、共以可令註申之旨、可被加御下知御門徒中・同御坊人等之由、所被仰下也、仍執達如件、

文正式年正月廿三日

（飯尾為教）
下総守判

（飯尾元連）
大和守判

大乘院家雑掌

表云 大乘院家雑掌 下総守為数

この奉行人奉書は京都から没落した畠山政長に与同しない事を命じたものである。この文書については前項でも触れたとおり、宛先は「大乘院家雑掌」となっている。そして下知を加える相手を「御門徒中・同御坊人中」としている。つまり大乘院の門徒と坊人に下知を加えるよう命じているのである。この場合も【史料六】の例と同じく一乗院方の者には下知は加えられずに、大乘院方の者のみ下知が加えられていることがわかる。

【史料六】と【史料七】の例から、大乘院門跡が非別当の時には幕府より発給された文書は、大乘院方の者のみ伝達され、一乗院方の者には伝達されることがわかった。

それでは一乗院方や別当には幕府からの命令はどのように伝達されたのであろうか。それを解く手がかりが『雑事記』文明一四年（一四八二）六月七日条に記されている。「畠山右衛門佐為朝敵之間、差遣細川九郎并畠山左衛門督、有治罰之由御奉書到来、当国中可加下知之由、寺門并両門二被付云々」⁽¹⁷⁾。この記事は、畠山義就は朝敵であるので治罰するようにとの幕府奉行人奉書が到来したという記事である。時の別当は大乘院方の東林院尊誉である。それはともかくとして、この奉書が「寺門并両門二被付」れたというのである。つまり寺門（別当）と大乘院・一乗院の両門跡に発給された奉書であることがわかる。

門跡が非別当のときはこの文明一四年六月七日条の記事にあるように、幕府からの文書

は大乗院・一乗院の両門跡と別当の三者に発給され、それぞれの管轄ことの国人勢力に伝達されたのであろう。つまり門跡が非別当の時期の守護権は、両門跡と別当の三者がそれぞれ管轄ことに分有していたものと思われる。尋尊の両門は守護という主張は、必ずしも正しくない。

本節では門跡が別当の時期は別当が守護権を掌握していたこと、門跡が非別当の時期は大乗院・一乗院の両門跡と別当がそれぞれの管轄ごとに守護権を分有していたことを明らかにした。

永島福太郎氏のいうように、両門跡のみが守護権を掌握していたとは、必ずしも言えないことは明らかである。また今谷明氏のいうように、別当のみが守護権を掌握していたとは、言えないことも明らかである。

三 幕府奉行人奉書の伝達ルートの変化

前節では幕府発給文書の伝達ルートから、大和国（興福寺）の守護権のあり方を考察した。本節では幕府奉行人奉書の伝達ルートが、一五世紀中葉から変化してゆく過程に注ぎたい。そしてその変化から興福寺の守護権の崩壊過程の一端を明らかにしたい。

(一) 幕府奉行人奉書の本来の伝達ルート

本項では幕府奉行人奉書の本来の伝達ルートについて検討してみる。

まず『雑事記』長祿三年（一四五九）七月二日条に載せられた幕府奉行人奉書からみ
てみる。

【史料八】

一 御奉書到来、以郡使成廻文、

於古市者、別紙二被成奉書、文書
同前、以郡使遣之、仍除廻文了。

就成身院・筒井・箸尾等帰国并分領等事、先度被仰之処、越智以下輩相支云々、

背御成敗之条以外次第也、所詮不日令合力、彼三人可被沙汰居候、尚以有異儀者

可被追放之旨、可被加下知衆徒・国民之由、被仰出候也、仍執達如件、

長祿三
七月二日

(飯尾)
之種判

(飯尾)
之清判

大乗院家雜掌

この奉書は成身院・筒井等の宥免とその宥免を国人達がさまたげないように命令した【史料五】の御教書が出されたにもかかわらず、「越智以下」の国人がその命令に背いたため、成身院・筒井等に合力するよう命じたものである。

この奉書は「以郡使成廻文」、「可被加下知衆徒・国民之由」とあるとおり、幕府奉行人から大乘院門跡を経由して衆徒・国民に伝達されたことがわかる。

この奉書の注目すべき点は、割注の部分である。そこには「於古市者、別紙二被成奉書、文言同前、以同郡使遣之、仍除廻文了」と記されている。この割注より古市氏に対しては、他の衆徒・国民とは別に奉書が発給されたことがわかる。古市氏とはこの時期、官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職に就いていた国人である。官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職とは、他国でいえば守護代に相当する地位である。また古市氏はこのころ自立した権力としても成長しつつあった。⁽⁸⁾

つまり【史料八】より、守護代に相当する古市氏には、他の国人とは別に幕府奉行人奉書が発給されたことがわかる。またその古市氏宛の奉書が大乘院門跡を経由して、古市氏に伝達されたこともわかる。

次に幕府奉行人が発給した文書が大乘院に至る過程をみってみる。

【史料七】の『雑事記』文正二年（一四六七）二月一六日条には、「自袖留木方注進、奉書到来」と記されている。つまり幕府奉行人より発給された奉書は、袖留木の手を経由して大乘院に伝達されているのである。

この袖留木という人物は興福寺の寺門雑掌であり、常に京都に駐在している人物である。この文正二年の例より、幕府奉行人より発給された奉書が、京都駐在の寺門雑掌の手を経て、大乘院に至るルートがあったことがわかる。そしてこのルートこそが本来のルートであったのではないかと推測される。

本項では長祿三年（一四五九）七月段階で、守護代に相当する古市氏には、別に幕府奉行人奉書が発給されていたこと、またその奉書は大乘院門跡を経由して古市氏に伝達されたこと、幕府奉行人奉書は興福寺の寺門雑掌の手を経由して大乘院に伝達されたこと、の三点を明らかにした。

これらの三点はいずれも、幕府奉行人奉書の大和国での伝達ルートの本来の姿をあらわしているものと思われる。次項以降では、この伝達ルートの変化についてみてみたい。

（二）大和の国人勢力により大乘院に伝達される奉行人奉書

前項で明らかにしたように、幕府奉行人奉書は寺門雑掌の手を経由して、大乘院に伝達されるのが本来のルートであったと思われる。

ところが一五世紀中葉より、大和の国人勢力の手により大乘院に幕府奉行人奉書が伝達される例がみられるようになる。

まず『雑事記』長祿四年（一四六〇）閏九月一日条に載せられた奉行人奉書よりみても、

【史料九】

一 自京都御奉書到来、自光宣僧都方進之

畠山次郎政長代申、河内国守護代事、近日可令入国云々、然早加談合可被沙汰居

之、次右衛門佐被官人往反通路事、不日差塞之、堅可致警固之由、嚴密可有御下

知之旨、可被申入院家之由、被仰出候也、仍執達如件、

長祿四
九月廿七日

（飯尾）
之種判
（飯尾貞之）
常恩判

大乘院家雑掌

この奉書は、畠山政長方の河内守護代に協力すること、畠山義就の被官人の通行を阻止することを命じたものである。この奉書を大乘院にとどけたのは、成身院光宣である。成身院光宣とは大和国人筒井氏出身の興福寺僧である。そしてこの光宣は畠山家が二家に分裂して以来、一貫して政長方についていた人物として有名である。

そうすると、この政長方に有利な内容をもつ奉行人奉書は、光宣からの幕府への何らかの働きかけの結果、発給されたものと推測されよう。それ故にこの奉書は、寺門雑掌の手を経ずに、光宣により大乘院にもたらされたものと思われる。

次に『雑事記』文明二年（一四七〇）七月五日条に載せられた奉行人奉書をみてみる。

【史料一〇】

一 京都御奉書一通自学侶取進之、

布座下野、
飯尾肥前守 奉、

御敵輩事、令没落者可乱入城州・和州之旨風聞云々、事实者寺社滅亡之甚悪逆非

一、所詮山城国之儀、一段被仰付之、可被廻計略、然者南都・和州衆徒・国民、

悉企出陣相支之、可被抽忠節、於忠否族者、随注進可有其沙汰、次寺社事被仰合

寺門、堅可被致防御、至出陣人数者、以著到可令注進給之趣、可被申入当院家之

由、被仰出候也、仍執達如件、

文明式
七月二日

(散尾)
之種判
(布施)
貞基判

大乘院家雜掌

この奉書は西軍方の山城・大和侵攻の風聞に対して、興福寺と衆徒・国民の出陣を命じたものである。この奉書を大乘院に伝達したのが、興福寺の学侶であった。この奉書は、問題の多い奉書であった。まず西軍方の大和国人越智氏がこの奉書に対して反発をした。『雜事記』文明二年七月一三日条をみてみる。

【史料一一】

一自越智方以書狀申入之、今度京都御奉書ニ、西方者不可有出入云々、寺門時宜八、東西儀何もつくのい分也、然而西方事一向可被拾之歟、(禮)さ候八、西方分国ニ諸家領共可有 承候て可注進云々、予返事二八、無殊子細者 御奉書如此到来、(寫之)自学侶集儀書狀又如此、仍御坊人中被触之、他門跡も同篇歟、無殊子細旨仰遣之了、越智申狀且尤也、此奉書無益御下知也、一切不可立用事也、自他振舞可依当座之時宜事也、

尋尊のもとに越智氏より書状で申し入れがあった。その書状によると、今度の幕府奉行人奉書には、西方には出入りあるべからず、とあった。寺門は東西中立のはずであるのに、西方は見捨てられた、という旨が記されていた。

尋尊は「越智申狀且尤也、此奉書無益御下知也」と越智氏の主張を認め、このような奉書を発給した幕府を批判している。尋尊はこの奉書に対しては、比較的客観的な立場を保てた。これに対し、越智氏の主人である一乗院門跡教玄は、苦しい立場に追い込まれた。『雜事記』文明二年七月二〇日条をみてみる。

【史料一二】

(前略)先日京都奉書自十六日所々一乗院被相触之云々、奉書到来時、内々可相触歟否事、被仰越智方之間支申之、然而榮清之意見ニテ、十六日所々被廻文云々、越智方二被仰合分太無益事也、大方奉書也、自何方雖被仰之、可相触事也、殊更此奉書二越智之事一切無之、東西引汲心中八、諸国皆以有之於寺門并両門者、東西儀何も可為同篇事也、自西方仰事雖有之、東方引汲者二八不可仰合事也、只仰分可加下知分至極事也、

一乗院門跡はこの奉書が到来した時、この奉書を坊人に伝達するべきか否かを、西軍方の越智氏に内々に相談している。果たして越智氏は、一乗院門跡が奉書を伝達することを

阻止しようとした。これに対し栄清という者が、一乗院門跡に奉書は伝達するべきであるとの意見を述べ、一乗院門跡は栄清の意見に従い、奉書を坊人に伝達した。

この一部始終を聞いた尋尊は、越智氏に相談した一乗院門跡を「太無益事也」と批判している。その理由は寺門も両門も東西中立であるべきであるから、と尋尊は述べている。誠に客観的な意見である。はたしてこの奉書はこのように客観的にみることできる奉書であったのであろうか。

この奉書は、いくつかの意味で変則的な奉書であった。まず一点目は、この奉書を取進めたのが、寺門雑掌ではなく学侶であったという点である。なぜ、学侶が奉書を取進めたのか。この学侶とは、おそらく東軍方についていた学侶であったと思われる。この奉書は、この奉書を取進めた学侶とその一味によって、幕府に働きかけて発給されたものではないかと思われる。

次に変則的と思われる点をあげる。この奉書が到来した文明二年七月段階の興福寺別当は、前大乘院門跡の経覚である。前節でみたように、大乘院門跡が別当の時は、大乘院門跡にのみ幕府奉行人奉書が発給されるのが通例である。ところがこの奉書は、【史料一二】からも明らかのように、一乗院門跡にも発給されている。これはなぜであろうか。この理由は、当時の別当が経覚だったからであると思われる。経覚は当時、大和国内では西軍方として有名であった古市氏のもとで暮らしていた。⁽¹⁰⁾ この奉書の発給を幕府に働きかけた学侶とその一味は、もしこの奉書が経覚にのみ発給されれば、経覚の手により握りつぶされるおそれがあると判断したのではないか。ゆえにこの奉書は両門跡に発給されたのである。現にこの奉書は一度は一乗院門跡と越智氏によって握りつぶされようとしたのである。この奉書より、学侶といい、越智氏といい大和の国人勢力⁽²⁰⁾が幕府奉行人奉書の発給や伝達に対して、大きな影響を与えていることがわかる。

【史料一〇】の奉書が門跡により握りつぶされるおそれのある奉書であったとの指摘をした。これは学侶の杞憂であったのであろうか。じつはこれは学侶の杞憂ではなかった。実際に門跡により握りつぶされた奉書の例があるので、次にあげておく。

【史料一三】

一此奉書先日到来、可付学侶云々、但大二無益之間、先以引籠置之者也、

義就^(龜山)并与力人事、可被加退治旨被成御書訖、早相談左金吾可被抽忠節之由所被仰

下也、仍執達如件、

延徳二年閏八月廿七日

前対馬守判^(松田政秀)

興福寺学侶・衆徒御中

【史料一三】は『雑事記』の延徳二年（一四九〇）九月一三日条の記事である。ここに記された奉書は畠山義就の退治を命じたものである。宛先は「興福寺学侶・衆徒」である。学侶・衆徒宛の奉書が大乗院に到来したのは、当時の興福寺別当が大乗院政覚であったからである。そうした意味ではこの奉書は、本来のルートを経由している奉書といえる。

ところが尋尊はこの奉書を、「大二無益之間、先以引籠置之者也」と学侶・衆徒には伝達せずに、握りつぶしているのである。尋尊がこの奉書を握りつぶした理由は、この奉書が発給された時期の大和及び興福寺では、畠山義就方の勢力が強く、奉書の効果がほとんど期待できなかったからである、と推測される。尋尊は【史料一二】で、奉書は「自何方雖被仰之、可相触事也」と述べている。しかし【史料一三】の奉書では、それとは正反対のことを行なっているのである。

本項では、長祿四年（一四六〇）頃より、本来のルートではなく大和の国人勢力の手により、幕府奉行人奉書が大乗院に伝達される例がみられるようになることを指摘した。

これらの奉書は、奉書の伝達をした国人勢力の意思を反映している可能性があった。また奉書の伝達を行なった国人勢力の反対勢力の国人は、その奉書を握りつぶそうとして、自らの主人である門跡に働きかけを行なった。いずれにしてもこれらのことから、大和の国人勢力が幕府奉行人奉書の発給や伝達に大きな影響を持っていたことが指摘できる。

また門跡自身も自らの判断で、幕府奉行人奉書を握りつぶす事があった。

（三）大乗院に到来しない奉行人奉書

前項では一五世紀中葉から、国人勢力の手により大乗院に幕府奉行人奉書が伝達される例がみられるようになることを述べた。そしてその奉書には、伝達した国人勢力の意思が反映されていると考えられることを指摘した。

一五世紀の八〇年代より、本来大乗院に到来するはずの奉書が大乗院には到来しなくなる例がみられるようになる。本項ではこのことについて検討する。

まず前節でも注目した『雑事記』文明一四年（一四八二）六月七日条よりみてもみる。

【史料一四】

一畠山右衛門佐為朝敵之間、差遣細川九郎并畠山左衛門督、有治罰之由御奉書到来、

当国中可加下知之由、寺門并兩門二被付云々、自成身院方付遣供目代云々、然而先内々宗芸五師披見之、申遣越智方之間、自越智方不可付之由、供目代方二申遣之云々、如此成下歟、未兩門跡二不到来、為事实者無益比興之御奉書也、当国中面々左衛門督方八一兩人播磨外無之、自余悉以河内引汲者共也、不可用立事也、其上今度兩屋形出陣、尚々比興二成下基也

前節でも述べたように、このとき発給された奉書は「寺門并兩門二被付」れたものであった。ところがこの奉書は「未兩門跡二到来」していなかった。

この奉書が兩門跡に到来しなかったのは、この奉書が変則的な伝達をされたからと思われる。

この時発給された三通の奉書は成身院順盛の手により、供目代に伝達された。まず変則的と思われる一点目は、寺門雜掌の手ではなく成身院がこの奉書を伝達している点である。しかしこのこと自体は、前項でもみたとおり一五世紀中葉からは例のあることであった。より変則的と思われる点は、成身院がこの三通の奉書を寺門（供目代）にのみ伝達し、兩門には伝達しなかった点である。そしてこの奉書の存在は越智氏の知るところとなり、越智氏の手により、握りつぶされてしまったのである。

なぜこの三通の奉書はこのような変則的な伝達のされ方をしたのか。それは政長方の一部の学侶・六方衆が、発給を幕府に依頼した奉書であったからである。

『雑事記』 文明一四年（一四八二）五月二三日条より、そのことがわかるので次にあげてみる。

【史料一五】

一自寺門以事書越智以下悪行以外次第也、早以一勢可有治罰之由、山崎二訴申云々、彼事書うつし河内屋形二到来、自河内遣越智方、自越智遣古市方、隱密也云々、於寺門学侶・六方衆少々申合、致其沙汰之由必定云々、無益之所行也、此大變八自寺門不可依申沙汰事也、尚々寺門儀不可有正体基、珍事々々、

この記事から一部の反越智方（政長方）の学侶・六方衆が、事書をもって越智以下の治罰を山崎に訴え出たことがわかる。この一部の学侶・六方衆が訴え出た山崎とは、当時山崎に在陣していた細川政元である。この事書の結果、【史料一四】の奉書が発給されたのである。

前項で大和の国人勢力の意思が幕府奉行人奉書に反映されると考えられることを指摘した。【史料一四】の奉書は明らかに、大和の国人勢力の要請によって発給された奉書であ

る。そしてこの奉書の発給を要請した国人勢力の中心人物である成身院によって、寺門（供目代）に伝達されたのである。

この奉書が寺門に伝達されたのは、尋尊が【史料一四】でも「為事実者無益比興之御奉書也、当国中面々左衛門督方八一兩人（善奈 窪城）外無之、自余悉以河内引汲者共也」と記すとおり、当時大和国内では、圧倒的に義就・越智方が有力であったからである。成身院方としては、門跡に直接この奉書が到来すれば、門跡により「無益比興之御奉書」として握りつぶされることを恐れたのであろう。そこでより確実な方法として、寺門よりこの奉書が両門に伝達されるようにはかったのであろう。この奉書は成身院たちにとっては、大和での不利をはねかえす起死回生の奉書であったのかもしれない。しかしながら成身院たちの目論見は、越智方優勢の大和では失敗するほかなかった。これらの奉書は両門跡に伝達される前に、越智氏によって握りつぶされたのである。

いずれにせよ、いかに変則的な発給・伝達をされた奉書とはいえ、幕府から発給された奉書が門跡に届かないというのは、門跡にとっては異常事態であったといえよう。

【史料一四】の奉書は、結果的には門跡に伝達されなかったが、本来であれば伝達されずの奉書である。ところが長享年間には、門跡を経由することを前提としない奉書までが発給されるようになる。

『雑事記』長享元年（一四八七）一〇月一五日条では、次のように記す。「当国衆徒・国民等三十余カ所へ御奉書持之、自十市方賦之云々、去月十日御奉書云々、遅々不審々々、六角治部小輔高頼御治罰事云々」。この記事によると、六角高頼治罰の奉書が大乗院を経由せず、大乗院方国民の十市氏から衆徒・国民に賦られたのである。

この当時の興福寺別当は大乗院政覚であった。この奉書は当然、大乗院門跡を経由すべき奉書であった。ところが大乗院門跡は無視されたのである。

もう一例みてみる。『雑事記』長享二年一〇月一八日条は、次のように記す。「伝聞、越智可有御治罰之由、自江州所々被成奉書云々、然者両御所之御儀雲堵（安方）且如何、不可説々々々、先日自江州来者相語筒井御奉書共給之、和州入部事越智御退治事云々」。この記事は越智氏の宿敵筒井氏が越智退治の奉書を給わったという記事である。ちなみに時の別当は大乗院政覚であった。

本節の第（一）項で明らかにしたように、本来のルートであれば官符衆徒棟梁（他国の守護代に相当）の古市氏宛の幕府奉行人奉書でさえ、大乗院門跡を経由して古市氏に伝達された。ところが筒井氏は門跡を経由することなく、直接奉書を受給しているのである。

幕府と筒井氏の強いつながりが想定される。

それはともかく、この例でも門跡は無視されているのである。ここに門跡の掌握していた守護権は幕府奉行人奉書の伝達ルートからみれば、崩壊しつつあることがみてとれるといえよう。

本節では、本来の幕府奉行人奉書の伝達ルートとしては、奉行人より発給された奉書は寺門雑掌を経て、大乘院に伝達されたこと。例えば官符衆徒棟梁（他国の守護代に相当）宛の奉書であっても門跡を経由したこと。それが一五世紀中葉ころから寺門雑掌を経ず、国人勢力の手を経て門跡に伝達される奉書が登場すること。そしてその奉書には伝達に関わった国人勢力の意思が反映している可能性があったこと。さらに一五世紀の八〇年代になると、本来門跡に到来するはずの奉書が門跡に到来しなくなり、国人が直接奉書を受給するようになることを述べた。

おわりに

本章では、従来検討されることの少なかった室町期の大和国の守護権について、『大乘院寺社雑事記』の記事と、『雑事記』に載せられた幕府発給文書を素材に考察してみた。本章で検討したことをまとめてみると、以下のようになる。

幕府から発給された文書は大乘院門跡が別当の時は、別当の手を経て受給者に伝達された。文書に明確な宛先が記されている場合は、大乘院方・一乗院方のいずれに属する者に対しても大乘院から直接伝達された。文書の宛先が漠然としている場合には、大乘院方の方には大乘院より伝達され、一乗院の方には大乘院を経由して一乗院より伝達された。このように大乘院門跡が別当に就任していた時期には、幕府発給文書は必ず、大乘院門跡を経由して受給者に伝達された。このことから門跡が別当に就任していた時期は、その門跡が一元的に守護権を掌握していたものと考えられる。

大乘院門跡が非別当の時には、幕府発給文書は大乘院からは大乘院方の方にのみ伝達された。門跡が非別当の時期には、別当と大乘院・一乗院の両門跡の三者に、幕府からの文書が発給されたものと思われる。つまり守護権は別当と両門跡がそれぞれの管轄ごとに掌握していたものと推測される。

一五世紀中葉頃より、本来寺門雑掌の手を経て大乘院に伝達されていた幕府奉行人奉書が、大和の国人勢力の手により伝達される例がみられるようになってくる。そしてその奉

書にはその奉書の伝達に關与した国人勢力の意思が反映されるようになる。

さらに一五世紀の八〇年代になると、本来大乘院に伝達されるはずの奉行人奉書が国人の手により握りつぶされて、大乘院に伝達されなくなる例がみられるようになる。また本来大乘院を経由されるはずの奉行人奉書が、大乘院を経由せず国人に直接伝達される例もみられるようになる。幕府文書の発給伝達ルートからみれば、門跡が掌握していた守護権は崩壊しつつあったといえよう。

本章で述べたことをまとめてみると、おおむね以上のようになる。ここで第一節であげた【史料一・二】の「両門は守護」という尋尊の主張に立ち帰り、大和国および室町期の守護について若干のことを述べて、本章をとじることにしたい。

【史料一】の後半部分に注目してみる。尋尊は「近日京都御儀毎時御無力之間、一天不立上意之間、両門以下公家・門跡儀、云寺僧中云国民輕之間、無力就其方内々申遣子細、御使等放之者也、武勢無之故也、可歎々々」と記す。尋尊は幕府が無力なので寺僧や国民（国人）が門跡を軽んじていると歎いている。【史料一】の尋尊の本音の部分はここにあったものと思われる。この記事が書かれたのは、文明五年（一四七三）である。尋尊がこの記事で歎くように、また本章で明らかにしたように、この時期は国人勢力の伸長により門跡の掌握していた守護権は危機にさらされていた。

安田次郎氏が明らかにしたように尋尊は、雜事記の中で、しばしばうそをついている⁽²¹⁾。「両門は守護」というのも尋尊のうそのひとつではなかったのか。自らが掌握していた守護権が国人に侵害されていくのを、どうすることもできなかった尋尊は、せめて日記の中でだけは、自らが理想（本来あるべき）とする姿を記したのであろう。

このように考えるならば、【史料二】も検討を要する史料といえよう。【史料二】には全国の守護とおぼしき人名が書き連ねられている。ここでも尋尊は、大和国の部分で「大乘院、一乗院」と記している。土佐国は「細川、一条殿」と記す。つまり土佐国は細川氏と尋尊の実家である一条家が両守護である⁽²²⁾というのである。この二例からも尋尊がここでもうそをついていることが推測される。ここには尋尊が守護と認めたかった人名があげられているのである。

このように考えてみれば他にも検討を要する人名もある。尋尊は伊勢国では、北畠氏の名をあげている。矢田俊文氏が明らかにしたように、北畠氏は伊勢国の守護ではなく伊勢国司である。また矢田俊文氏は、守護権限と同じ内容のものを行使する領主と守護家をわけて考えなければならぬ⁽²³⁾、と指摘する。そうした指摘からも、例えば土佐国において

一条氏が守護であるという尋尊の主張は再検討をする必要がある。
また須磨千頼氏・井原今朝男氏は信濃国は小笠原正秀・上杉房定が両守護であったとする。⁽²⁴⁾しかし両氏が、その根拠としてあげているのは、【史料二】の『雑事記』文明九年二月後付のみと思われる。信濃国の両守護体制なども再検討の余地が残されているかもしれない。

注

- (1) 永島福太郎氏「大和守護職考」、『歴史地理』六八 四 一九三六年。
- (2) 今谷明氏「室町時代の河内守護」(大阪府史編集室編『大阪府の歴史』七 一九七六年)。
- (3) 今谷明氏「守護領国制下に於ける国郡支配について」、『千葉史学』創刊号 一九八二年)。
- (4) 今谷明氏「室町時代の伝馬について」(小笠原長和氏編『東国の国家と社会』一九八五年)。
- (5) 安田次郎氏「勸進の体制化と『百姓』」、『史学雑誌』九二 一 一九八三年)。
- (6) 但し大和国は守護不設置の国であるので、興福寺はあくまで事実上の守護である。
- (7) 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』(一九四四年)。
- (8) 前掲(注4)今谷氏論文。
- (9) 今谷明氏も「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」、『国立歴史民俗博物館研究報告』一 一九八二年)において、幕府奉行人が軍事指揮権を把握し、奉行人奉書が幕府文書を代表する地位に昇る、との指摘を行なっている。このように室町時代においては、軍事を掌握することは重要なことであった。
- (10) 今岡典和氏・川岡勉氏・矢田俊文氏「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七八 一九八五年)において指摘するように、一五世紀中葉とは様々な意味において重要であると思われる。本章もこの指摘に導かれながら、一五世紀中葉に注目するものである。
- (11) 以下『雑事記』と略す。
- (12) 前掲(注7)永島氏著書。
- (13) 興福寺内の院家、諸院・諸坊、僧侶らは、大乘院・一乗院の両門跡に分属した。

- (14) 大和国人は、衆徒と国民にわけられる。衆徒・国民とは在地領主らを興福寺が被官化したものである。興福寺は旧縁(譜代)のある者を衆徒とし、興福寺僧とした。新付(外様)の者を国民とし、春日社の末社の神主とした。
- (15) 衆徒・国民はそれぞれ大乘院・一乗院の両門跡に分属し、坊人と称した。
- (16) 【史料三】の康正三年の例と【史料四】の長祿二年の例でも、大乘院門跡より一乗院門跡に奉書が伝達され、一乗院門跡より一乗院方の衆徒・国民に下知が加えられた可能性もある。そのことについて検討を行う。【史料三】の康正三年の奉書の例は、前的大乗院門跡の経覚が自らの日記『経覚私要鈔』に記している。『経覚私要鈔』康正三年六月二〇日条によれば、「奉書共以辰市御童子方々遣之了」とのみ記されている。もしこの奉書が一乗院門跡に伝達されていたのであれば、経覚が日記にその旨を記すのが自然である。ただ「方々遣之」としか記されていないということは、この奉書は一乗院には伝達されなかったものと推測される。
- (17) この記事は問題を多く含む記事である。次節でくわしく検討することにする。
- (18) 古市氏、官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職については、第二部第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」を参照されたい。
- (19) 経覚及び経覚と古市氏の関係については、前掲(注18)拙稿を参照されたい。
- (20) 学侶・六方衆といった興福寺僧の多くは、衆徒・国民の家の出身であった。
- (21) 安田次郎氏「尋尊と『大乘院寺社雑事記』」(五味文彦氏編『日記に中世を読む』一九九八年)。
- (22) 今谷明氏は前掲(注3)論文で一条氏は文明年間に土佐の分郡守護であったとする。そのおもな根拠としているのが、『雑事記』である。一条氏が分郡守護であるというのは、再検討の余地が残されているのではない。
- (23) 矢田俊文氏「室町・戦国時代と北畠氏」(美杉村教育委員会『伊勢北畠氏と中世都市・多気』二〇〇一年)。なお尋尊自身も北畠氏のこと、通常「伊勢国司」と記している。
- (24) 須磨千頼氏は吉川弘文館刊『国史大辞典』「室町幕府守護一覧表」で、文明九年一月段階で信濃は小笠原正秀・上杉房定が両守護であったとする。井原今朝男氏は「大塔合戦から川中島合戦へ」(山川出版社『長野県の歴史』一九九七年)で文明九年の興福寺の記録には、信濃守護は上杉房定と小笠原政秀の二人と記す、とする。両氏ともに上杉と小笠原が半国守護であった、とする。

はじめに

中世大和国の検断に関する研究については、数多くの研究がなされている。それらの研究では、南都、あるいは薬師寺・法隆寺などの法相七大寺が、研究対象とされていることが多い。

南都に関する研究では、南都における検断の制度史的研究が数多くなされ、研究が進んだ^①。

また一方、薬師寺、法隆寺などの、いわゆる法相七大寺の検断に関する研究もなされている。薬師寺に関する研究をしてみる。村岡幹生氏は、薬師寺のもつ本所検断の性格を明らかにされた。その中で、筒井氏などの武家勢力による検断への干渉と、武家勢力の持つ実力的制裁能力の積極的役割を解明された^②。前川祐一郎氏は、筒井氏の干渉によって、薬師寺が寺辺領の秩序維持の責務をはたそうと認識していたことを明らかにされた^③。

法隆寺に関する研究をしてみる。細川涼一氏は、戦国期の法隆寺が、門前検断権を行使しながらも、その評定の結果を、筒井氏など国人の圧力によって変更させられていたことを明らかにされた^④。

このように大和国においては、南都や大寺院の検断に関する研究が進んだ。

興福寺を代表する門跡寺院大乘院の検断に関する研究についても、南都に関する研究のなかで触れられていることが多い^⑤。しかしながら大乘院の南都以外での検断に関する研究は、低調といわざるを得ず、青木（安国）陽子氏の研究^⑥のほかに、あまり見当たらない。いうまでもなく興福寺大乘院は、一乗院とならぶ興福寺の門跡寺院であった。前稿でも検討したとおり、大乘院門跡は往々にして、大和守護の立場にあり、守護権を行使していた^⑦。また一方で大乘院門跡は、巨大な庄園領主でもあった。つまり大乘院門跡は室町期において、大和国守護と庄園領主としてのふたつの顔を持ち、本来、検断権を一元的に掌握する存在であったものと考えられる。このふたつの顔をもつ大乘院門跡が行使した検断権を検討することは、中世の大和の権力構造を解明するうえで、有意義かつ不可欠なものと思われる。

本章では特に、青木氏が研究の必要性を提起された、大乘院の直末寺院での検断のあり方に注目する^⑧。直末寺院を取り上げる理由は、大乘院による末寺の支配の様子、それに対

する末寺の対応、大乘院や末寺と大和国人との関係など、大和の権力構造の多様な面を明らかにできることが期待されるからである。また南都、七大寺など、いずれの場合も諸先学は、検断と国人の関わり方を問題とされている。そこで本章でも、門跡検断と国人の關係に、特に注意を払うことにする。⁽⁹⁾

本章では、興福寺大乘院末寺菩提山正暦寺における検断の諸相について、検討する。その方法としては、以下のとおりである。まず正暦寺における門跡検断の本来的なあり方を明らかにする。次に門跡検断と国人勢力の関わりを検討する。最後に国人勢力による門跡検断への介入について取り上げる。

ちなみに本章で検討する菩提山正暦寺は、正暦三年（九九二）の創建とされ、治承四年（一一八〇）に焼失したが、信円により再興された。貞応三年（一二二四）の信円の入滅後、大乘院実尊が相伝して以来、大乘院の末寺となり、その後、大乘院の最も有力な末寺となつた。⁽¹⁰⁾

一 菩提山正暦寺における本来の検断のあり方

菩提山正暦寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合、正暦寺側や大乘院門跡はどのように対処をしていたのであろうか。

文明四年（一四七二）一月に起こった殺人事件を例にみってみる。『大乘院寺社雜事記』文明四年一月三〇日条では、次のように記す。「・山光童院部屋両三所検断事在之由、年預注進之、殺害人也、三人逐電、明日可下上使之由仰了」。正暦寺で殺人事件が発生し、正暦寺の年預から尋尊に注進がなされた。事件の発生とともに、年預が尋尊に注進に及んでいることから、正暦寺側では、事件の発生を門跡に注進する義務があつたことがうかがえる。また注進した理由は、「検断事在之由」であるから、尋尊に検断使の派遣を請うための注進であつたこともわかる。これに対して門跡側では、すみやかに検断使の派遣を決定している。この一件から、事件が発生した時、正暦寺側から門跡への注進義務があつたこと。これに対し、門跡側からは検断使が派遣されたことがわかる。

大乘院領庄園では、庄園ごとに検断職が補任され、検断権を行使していた。検断職に補任されるのは、当該庄園の庄官か、あるいは庄園が存在する地域を勢力範囲としている有力国人であつた。⁽¹¹⁾しかし菩提山正暦寺の場合は、庄園のような検断職は補任されずに、大乘院門跡が直接検断権を行使していたこともわかる。

文明四年（一四七二）一月の事件では、犯人は逐電し、その後の犯人の追及については定かではない。しかし大乘院門跡が犯人追及までを行っていたことがわかる史料がある。

『経覚私要鈔』応永二年（一四二五）一〇月二二日条では、次のように記されている。

「去八月・山慈尊院門放火事、山門以落書起請可定人体之由仰之処、已今曉為慈尊院沙汰擲取云々、禅徒也、糺問之後可令失沙汰之由仰了」。菩提山正曆寺で放火事件が起こった。大乘院門跡経覚は、正曆寺に犯人究明のための「落書起請」を命じた。翌二三日には「彼禅徒令糺問^{（糺問）}之処、悉白状云々」と、犯人が自白を行っている。これに基づき経覚は、一〇月二五日に、「彼禅徒部屋則慈尊院内也、仍任軌則遣使者令懸封了」と、犯人の部屋の検封を行っている。

また『大乘院寺社雑事記』文明一九年（一四八七）七月一九日条では、次のように記す。

「・山西音院留守者被殺害、仍今日検断使者共遣之了、検断了、殺害体以高札可糺明之由仰付物山了」。この殺人事件でも尋尊は、正曆寺に検断使を派遣するとともに、犯人の究明を惣山に命じている。

青木氏は、村落の検断において、大乘院門跡は、犯人追及を行わないこと、犯人の処刑は村落側が行い、門跡は関与しないことを明らかにされた。^{（12）} 応永二年、文明一九年のいずれの事例でも、直末寺院の検断に対する門跡の態度は、村落の場合とは明らかに異なる。門跡は犯人追及まで行っていた。これは庄園領主の検断というより、むしろ守護権に基づくような職権的な検断であるといえよう。

菩提山正曆寺には、大乘院門跡の検断権が及ばない場合もあった。『大乘院寺社雑事記』寛正六年（一四六五）二月一日条を記す。「昨日・山喧嘩事、文殊院部屋と注進之、然而常光院之内之由、有俊僧都注進之、仍聞之了、三ヶ院家之内皆以故実之」。菩提山正曆寺の文殊院で喧嘩があったと、正曆寺より注進があった。しかし改めて、正曆寺報恩院院主の有俊僧都から注進があり、喧嘩は常光院で行われたことが判明した。尋尊は、常光院は三ヶ院家のうちであるという理由で、検断はさしおいた、ということが、この記事では記されている。

もう一例を掲げる。『大乘院寺社雑事記』文明一三年（一四八一）五月一九日条を記す。「一昨日報恩院僧正書状到来、宝峯院部屋二召仕下部、為恣人被召取了云々、三ヶ院家事、及検断為院主令成敗了」。正曆寺報恩院院主の有俊僧正から、尋尊に書状が届いた。その内容は、宝峯院に盗人が入ったということであった。尋尊は、宝峯院は三ヶ院家なので、院主が検断を成敗する、としている。

この二つの例ではいずれも、「三ヶ院家」であることを理由に、大乘院門跡は検断権を行使していない。ではこの三ヶ院家とは、いかなる存在であったのか。

『大乘院寺社雑事記』康正三年（一四五七）六月二二日条では、次のように記す。「・山寂法房法印方ヨリ、筒井筭進之、返遣了、此法印八三ヶ院家報恩院 宝峯院 常光院 御留守職ヲ被仰付、為院主當門跡重恩ノ仁也」。この史料から、三ヶ院家とは、「報恩院、宝峯院、常光院」の三つの子院であったことがわかる。つまり、『大乘院寺社雑事記』寛正六年（一四六五）二月一日条に記されている「常光院」も、『大乘院寺社雑事記』文明一三年（一四八一）五月一九日条に記されている「報恩院」、「宝峯院」も、すべて三ヶ院家であった。そしてその三ヶ院家の留守職・院主に寂法房法印という人物が、大乘院門跡より補任されていたこともわかる。

つぎに『大乘院寺社雑事記』明応七年（一四九八）三月一六日条を記す。「・山宝峯院殿事、自明舜律師方申子細在之、為三ヶ院家内報恩院兼帯也、良家分人必持之之由仰了」。この史料では、宝峯院など三ヶ院家は報恩院が兼帯する子院であり、この三ヶ院家の院主は、「良家分人必持之」ものであると記されている。

南都において「良家」とは、五摂家よりクラスの低い公家をさしている。⁽¹⁴⁾つまり菩提山正暦寺の報恩院など三ヶ院家の院主には、「良家」出身の貴族の僧が補任されることになっていたのである。

事実報恩院有俊の先代重俊は、日野家傍流をその出自としていた。⁽¹⁵⁾有俊の次の報恩院主俊清は、やはり日野家傍流の柳原資綱の息であった。⁽¹⁵⁾

そして正暦寺三ヶ院家に、良家の僧が院主に補任されるということが、三ヶ院家には大乘院門跡の検断権が及ばないことの原因であったと思われる。三ヶ院家の検断権は、良家出身の院主が把握していたのである。但しその検断権は、尋尊の側からすれば、あくまで「闇之」、「故実」であり、猶予しているとの認識であった。⁽¹⁶⁾

菩提山正暦寺で検断沙汰が発生した場合、正暦寺側から大乘院門跡への注進義務があった。これに対し、門跡側からは検断使が派遣された。門跡側では、犯人の追及も行っていた。また正暦寺の中には、門跡の検断権が及ばないところもあった。それは正暦寺のうち、三ヶ院家と呼ばれる子院であった。この三ヶ院家の院主には「良家分」といわれる貴族出身の僧が補任されていた。三ヶ院家については、この良家出身の院主が検断権を行使していた。本節で検討したことをまとめてみると、おおむね以上のようになる。そしてこれらのことが、正暦寺における本来の検断のあり方であったものと思われる。

二 菩提山正曆寺における検断と国人勢力

前節で検討したように、大乘院門跡は、末寺正曆寺で検断沙汰が発生した場合、門跡自らが検断権を行使していた。大乘院領庄園のように国人を検断職に補任し、検断権を行使させるようなことはなかった。

但し、門跡は国人に、正曆寺の検断の任にあたらせることもあった。そのことについて、以下で検討してゆく。

『大乘院寺社雑事記』文明二年（一四八〇）二月二十四日条を記す。「・山下坊検断方御礼二貫文古市進之、使室也、検報（封）可解之由、先日仰光秀了、奉行・上使可申合之由古市申云々」。正曆寺下坊が検断の礼二貫文を、大乘院に届けた。この二貫文は、下坊の検封を尋尊が解いてやったこと、あるいは解いてやると決定したことに対する礼銭であった。注目すべきは、この礼銭を持つてきたのは、大乘院方の有力衆徒古市氏であった。またもう一点注目すべき点は、「奉行・上使可申合之由古市申」とあるように、大乘院の奉行や上使と、古市氏が検断について、相談を行っている点である。この記事からは、大乘院尋尊が、検断の実務担当者として、大乘院の奉行や上使だけではなく、有力国人の古市氏を起用していたことがわかる。

官符衆徒棟梁であった古市氏が掌握していた検断権は、興福寺寺務領に限定されていた。⁽¹⁷⁾ おそらく古市氏は、本来的には門跡領における検断には関与していなかったものと思われる。ところが尋尊は、正曆寺における検断に古市氏を起用していたのである。

もう一例をあげる。ここでは、文明一六年（一四八四）一〇月から文明一八年（一四八六）六月にかけての正曆寺の博奕検断について、検討してみる。

文明一六年一〇月ころから、正曆寺では博奕が横行していた。『大乘院寺社雑事記』文明一六年一〇月九日条を掲げる。

【史料1】

一・山年預参申、御用钱事五貫可沙汰云々、猶以可計略旨仰付之、次當山博奕事以外次第也、其体

宝珠院 円光院（舎坊） 観禅（ソウノ部属） 定教（心院ノ部属） 以上

注給之、可罪科旨仰了、就中山寺不及注進条、不可然旨仰之、依如此之悪行、則於宝珠院恣（恣）人事在之云々、旁以不可然旨仰付之、仰趣御興隆畏入云々、博奕事當山始

行八押寄而則体押止之、於坊舎者発向之、自古之掟法云々、其段八無骨之由仰付之了、可披露云々、

正暦寺の年預が大乗院にやって来て、博奕や盗人などの正暦寺内での犯罪について注進に及んだ。これに対し尋尊は、罪科を加えるよう年預に命じた。年預もそれを了承している。

しかしながらこの一件は、簡単には解決しなかった。『大乘院寺社雑事記』文明一七年（一四八五）五月四日条では、次のように記されている。「・山博奕事、自旧冬嚴密二仰之、于今無沙汰不可然旨、召仰寺預了、得其意可披露云々」。尋尊が博奕に対し、罪科を加えるように命じてから、約七ヶ月が経過した文明一七年五月に至っても、尋尊の命令は執行されていなかった。立腹した尋尊は、正暦寺年預を召し出し、叱責している。年預は尋尊に対し、尋尊の意思の披露を約束している。

ところが、今回の命令もやはり執行されなかった。『大乘院寺社雑事記』文明一七年六月一四日条を掲げる。

【史料2】

一・山年預并沙汰人両三人参上、去年十月九日より被仰出候博奕検断事、迷惑之由申、不可然、早々可執行旨仰了、
宝珠院坊主 円光院坊主 ソワノ部屋ノ観禅 一心院ノ定教 此外宝珠院八恣人(8)事等在之、

尋尊が二度目の命令を出してから約一ヶ月後の六月一四日、正暦寺から年預・沙汰人らが大乗院に参上した。そして尋尊の博奕検断を行うようにとの命令を、「迷惑」と言い切っている。

尋尊からの命令に、正暦寺惣山としては対応しようとしていたのかもしれない。ところが宝珠院坊主らの抵抗により、検断執行が遅れてしまい、そのことに対し、「迷惑」とあらわしている可能性もある。⁽¹⁾⁽⁸⁾

それとはもかく、検断執行の遅れに業を煮やした尋尊は、有力国人古市氏に、検断執行の命令を下した。『大乘院寺社雑事記』文明一七年七月一九日条を掲げる。

【史料3】

一自古市方室参申、・山博奕事先日蒙仰、惣山儀就才学七十人計有之、先自去年被仰出分四人方可及嚴密沙汰也、奉書可被下之由申間、遣書状了、
・山博奕検断事、自去年及度々、就惣山被仰出候処、于今無其实候、以外次第候、

被致糺明如先規御奉公候者可目出候、巨細以使者被仰出候也、恐々謹言

七月十九日

専実

古市殿

尋尊から命令を受けた古市氏は、尋尊に「厳密沙汰」を約束している。その上で、博奕検断を、より確実なものにするため、尋尊に奉書の発給を要求した。尋尊は、古市氏の要求に応え、奉書を発給している。

その後古市氏は、正暦寺との交渉を続け⁽¹⁹⁾た。その結果、文明一八年（一四八六）六月に、事件は解決した。『大乘院寺社雑事記』文明一八年六月二十九日条を記す。「・山博奕検断事、自去々年仰遣之、今日色々申入之、三十貫過錢進之、宝珠院・円光院以下四人分也、長井之山本種々取進之」。正暦寺の博奕検断の対象となっていた宝珠院ら四名が、ついに大乘院門跡に過錢を納めた。そしてそのために尽力したのが古市氏の有力被官山本氏であった⁽²⁰⁾。つまり事件は、古市氏の尽力により、解決したのである。

大乘院尋尊は、検断の実務担当者として、大乘院の奉行や上使だけでなく、有力国人の古市氏も起用していた。尋尊は、事件が解決しないときなど、古市氏に命じて、事件を解決させていた。門跡や正暦寺惣山が容易に解決できない事件を、古市氏が解決していることから、正暦寺内への古市氏権力の浸透⁽²¹⁾がうかがえる。

尋尊は、このような奉公に対し、古市氏に便宜をはかってやることで応えている。『大乘院寺社雑事記』長禄四年（一四六〇）七月一日条を掲げる。

【史料4】

一・山中尾奥坊検断事、尤為門跡可売買之処、古市別而拝領度之由申入之間、給古市了、忠節故也、仍彼坊事向後不可成其例之由、可進書状之由古市二仰了、（後略）
正暦寺の中尾奥坊の坊主と下部が盗人を働いたため、尋尊は中尾奥坊の検封⁽²²⁾を行った。尋尊は中尾奥坊を売却するつもりでいたが、古市氏が拝領したいといってきたので、この件を前例としない条件で、古市氏に与えた。古市氏に中尾奥坊を与えた理由は、「忠節故」であった。

このように尋尊は、特例とはしながらも、古市氏の奉公・忠節に対し、報いてやっていたのである。

尋尊はこの他にも、古市氏の依頼で、検断そのものにも手心を加えるということも行っていた。『大乘院寺社雑事記』文明一〇年（一四七八）七月一七日条を記す。

【史料5】

一・山大福院之二階部屋去月検封之以古市之筑前守歎申入之間、可免之由仰付之、
使者方八十疋出之云々、

一山村武蔵公參申、同検断事嘆申子細在之、
(下略)

正曆寺大福院の住人が殺害されたので、尋尊は大福院の部屋の検封を行った⁽²⁾。そうしたところ、尋尊に対し、古市氏の有力一族である長田家則や山村胤慶が検封の免除を歎願してきた。尋尊は二人の願いを聞いてやり、検封を解くことを決定している。

もう一例あげる。『大乘院寺社雑事記』長享元年(一四八七)一月一三日条を記す。

【史料6】

一山本參申、・山中尾之北谷乱行検断、事及御検断者住山一向不可叶之間、別段之以御慈悲、不及御沙汰者可畏入旨、種々歎申入之閣之、仍御礼分四十貫可進上旨請申、早々可進云々、百貫分仰之、種々歎申間、六十貫八山本二免之了、此法師木辻辺之唱聞之在所二テ連々乱行事在之、去比女房之男打入テ可生涯之由申間、法師負手了、此事内々及其沙汰間、令迷惑申入之、於他所事候間如此閣之、可為・山近所之時八、可顯現之間隱密不可叶之間、可及検断事勿論、

古市氏被官の山本氏が大乘院に参上し、正曆寺中尾北谷の法師の乱行検断について、歎願をした。その内容は、もし乱行検断が執行されれば、法師は正曆寺には、居住していることができなくなる。それなので、検断を聞いてやってほしいということであった。これに対し尋尊は、「於他所事」であるのでとの条件付きながら、結果的には、四十貫文の礼錢で検断を聞いてやった。

【史料5】の例でも、【史料6】の例でも、尋尊は、古市氏(一族・被官)の歎願を聞いてやり、検断に手心を加えてやっている。こうしたことも、古市氏の日頃からの門跡への奉公・忠節が背景にあったものと思われる⁽³⁾。

大乘院門跡は、事件が容易に解決しないとき、有力国人古市氏に事件を解決させていた。門跡が解決できない事件を、古市氏が解決していることから、大乘院直末寺院である正曆寺への、古市氏権力の浸透ぶりがうかがえる。門跡は古市氏の門跡検断における奉公・忠節に対して、古市氏から依頼があった場合、正曆寺内での検断に手心を加えるなど、様々な便宜をはかってやっていた。本節で述べたことをまとめてみると、おおむね以上のようなふうになる。

三 門跡検断への国人勢力の介入

大乘院被官である国人は、門跡に奉公・忠節を尽くし、門跡側でもその奉公・忠節に添えてやっていた。それは具体的には、国人から歎願があつた場合、門跡検断に手心を加えてやるという方法であつた。

国人たちは門跡の意思を超えて、自らの意思で正暦寺における門跡検断に積極的に介入することもあつた。本節では、このことについて述べ、国人の正暦寺内での勢力伸長について検討したい。

(一) 門跡検断をめぐる豊田氏と山本氏の争い

門跡検断をめくり、国人がその検断に介入することがあつた。そのうえ事件をめくり、国人同士が争うこともあつた。本項では門跡検断をめぐる有力国人豊田氏と、古市氏の有力被官山本氏の争いを素材に検討を行う。

正暦寺吉祥院の検断のことで、大乘院方の有力衆徒豊田氏から尋尊に申し入れがあつた。『大乘院寺社雑事記』明応四年(一四九四)一月八日条では、「就菩提山吉祥院検断事、自豊田方申入子細在之、不得其意事也、重々問答」と記されている。尋尊は豊田氏からの申し入れを、「不得其意事」として、問答している。

一月八日条の吉祥院検断とは、どのような事件であつたのであろうか。『大乘院寺社雑事記』同年一月一九日条にも吉祥院の検断関係の記事があり、やや詳しい状況が記されている。

【史料7】

一・山吉祥院可落検断処、豊田色々相支之、不得其意、此坊事仰付尺迦院云々、豊田被官人故也、此条於門跡不快事也、然而依有子細自山本方雖何体此坊可持体有之者、可追出之用意也、仍尺迦院無左右難持云々、山本八弟子之坊主方也、豊田八師匠覚正方分也、凡八師弟共以悪行者也、

大乘院門跡が吉祥院を検断しようとしたところ、豊田氏がそれを阻止しようとした。豊田氏は、自分の被官である尺迦院という僧に、吉祥院の坊務を仰せ付けた。尋尊はこのことについて、不快の意を表している。これに対し山本氏は、誰であろうと吉祥院を持つ者があれば、吉祥院から追出すべき用意があることを表明した。よって尺迦院は、吉祥院の

坊務をまっとうできなかった。これは吉祥院の坊務をめぐる師弟の争いに、豊田氏・山本氏の双方が介入した結果であった。

吉祥院の坊務をめくり、門跡、豊田氏、山本氏の三者が、三つ巴の争いをしていることがわかる。

この事件は、約四ヶ月後の明応五年（一四九五）三月に至って、ようやく解決した。『大乘院寺社雑事記』明応五年三月二五日条を記す。

【史料 8】

一・山吉祥院検断事、自去年可沙汰処、豊田被官人之由申、色々不得其意旨申間、于今不事行、此条豊田覚悟相違歟、不可然旨香覚房申届之間、昨日遣上使春辰以下坊舎検封之了、領知田畠事八、自去年各押置之、百姓孕持了、巨細去年記二可有之、師匠覚性ヲ或毒薬飼之、或相語悪党為令殺害、雖然自然二遁死了、此条顯現間、主人豊田為沙汰則召籠之、以外悪行之間、坊舎令検断了、師匠八成在家者之間、坊舎事八弟子二与之故也、弟子法師八走出相憑別人云々、

吉祥院の門跡検断は、豊田氏の阻止により、長く実行できていなかった。しかしようやく門跡から検断使を派遣して、吉祥院の検封ができた。検断となった原因の事件は、以下のようなものであった。吉祥院の弟子が、師匠覚性の殺害をたくらんでいたところ、覚性は自然死した。しかし弟子のたくらみが明らかとなり、覚性の主人である豊田氏は、弟子をとらえた。弟子は豊田氏のもとから逃げ出し、別人、つまり山本氏を頼った。

【史料 7】、【史料 8】から、検断の原因となった事件のおおまかな様子がうかがえる。吉祥院の坊主であり、なおかつ豊田氏の被官であった覚性が死亡した。そこで吉祥院は覚性の弟子に与えられ、弟子が坊主になった。ところが豊田氏は、弟子の坊主が覚性の殺害をたくらんでいたとして、弟子の坊主をとらえた。そのうえで豊田氏は、門跡の反対を押し切り、尺迦院という被官を吉祥院の坊主にしようとした。弟子の坊主から救いを求められた山本氏は、尺迦院が吉祥院の坊主になることを、実力で阻止した。

この事件で注目すべきは、覚性と尺迦院が豊田氏の被官であったという点である。覚性が死亡したとき、吉祥院は豊田氏被官の手を離れ、豊田氏とは無関係である覚性の弟子の手にわたるといふ事態になった。そこで豊田氏は覚性の弟子に殺人未遂の罪を着せ、覚性の後継者の地位から追い落とした。そのうえで門跡の反対を押し切り、自らの被官尺迦院を吉祥院の坊主にしようとした。

豊田氏には、自らの被官を吉祥院坊主にしたいという強い意志がうかがえる。なぜ豊田

氏は、門跡の意思に逆らい、また坊主候補者を罪に陥れてまで、吉祥院坊主の地位にこだわったのであろうか。あるいは吉祥院は、豊田氏が家元になるなど、豊田氏と縁の深い子院であったのかもしれない。もしそうであるならば、豊田氏は吉祥院を失うことによる経済的損失を恐れた可能性もある。このことは理由のひとつとしてあげられよう。

考えられるもうひとつ理由は、豊田氏が、被官関係を通して正暦寺に影響力を及ぼそうとしていたということにあるのではないか。尺迦院という人物も、その名から推測されるように正暦寺僧であったのではないか。おそらく豊田氏は幾人もの正暦寺僧を被官化し、正暦寺における勢力拡大をはかっていたものと思われる。そしてその勢力拡大の拠点のひとつが、吉祥院であった可能性もあろう。

一方山本氏は、吉祥院の後継者をめぐる争いに介入することにより、吉祥院を手中におさめ、正暦寺内での勢力拡大をはかるつもりではなかったのではないか。

大乗院の直末寺院である正暦寺に自己の勢力を拡大してゆくことは、大和の国人たちにとっては、政治的にも、経済的にも、そのメリットは大きいものであったものと思われる⁽²⁴⁾。国人たちは正暦寺内での勢力拡大のためには、正暦寺内で抗争を起こし、門跡検断にも介入を行ったのである。

(二) 古市氏とその一族の門跡検断への介入

前項で述べたように、国人たちは、自己の勢力拡大のためには、門跡検断の阻止をはかるなどの介入を行っていた。本項では、国人たちが、より国人自身に直結するような事件に遭遇した場合、門跡検断に対して、いかなる対応をとっていたのかについて、検討を行う。それは当然のことながら、その他の検断に比べて、なおいっそう、積極的な対応であった。

康正三年（一四五七）六月に正暦寺で殺人事件が発生した。この事件のおり、古市氏や、その一族山村氏・長田氏が門跡検断に対して行った介入を検討してゆく。

まず、『大乗院寺社雜事記』康正三年（一四五七）六月一二日条を掲げる。

【史料9】

一・山年預来、中尾大門坊之住僧ヲ、昨夜殺害スト云々、其仁何人云事ヲ不知云々、僧八山村之縁者也、仍率人勢山村於山門問答、殺害人ヲ尋出、為惣山可給云々、注進神妙之由仰了、

大乘院に正暦寺の年預が参上し、正暦寺での殺人事件について注進を行った。被害者は有力国人山村氏の縁者であった。このため山村氏は正暦寺の山門まで軍勢を率いて押寄せ、犯人の究明と、山村氏への引渡しを要求した。尋尊は年預の早速の注進を「神妙」と誉めている。但し山村氏のとった実力行使ともいえる行動については、特に非難・立腹はしておらず、山村氏の行動は、正当なものと認識されていたことがうかがえる。

大乘院が本寺として一元的に支配している正暦寺に対する実力行使が、本来的に認められていたとは考え難い。おそらくこの実力行使の背景には、古市氏やその一族の正暦寺における勢力伸長があつたものと思われる。その勢力伸長の結果、一五世紀半ばにはこのような実力行使が、正当な行動として認識されるようになったのであろう。

『経覚私要鈔』康正三年（一四五七）六月一二日条を記す。

【史料10】

菩提山学衆春覚山村縁事、為進花於本堂、五更時分参本堂之处、被殺害了、不知能体之間、
取付山僧令問答了、仍出所々軍勢畢、然惣山評定而禅学廿四人書起請文、不存知、
若能体顕現者可誅伐之由令契約之間、軍勢退散云々、

この記事から殺害された山村氏の縁者は、正暦寺学衆の春覚という僧であつたことがわかる。また正暦寺の禅・学双方の代表者が、犯人は存知しない旨の起請文を、山村氏に提出したこともわかる。その上で、犯人が判明したときの、犯人の誅伐を山村氏に約束している。前大乘院門跡の経覚は、事件のことを詳しく記している。しかし経覚もまた、尋尊と同様に山村氏の実力行使については、言及していない。

この事件から約九ヶ月後の長禄二年（一四五八）三月、春覚を殺害した犯人が露見した。『大乘院寺社雑事記』長禄二年三月二六日条で尋尊は、「・山年預来、（中略）中尾大坊検断事同仰付了」と、正暦寺年預に、検断を命じている。そして引き続き同日条で、「・山大坊検断事、山村ヲ召相尋了」と記している。尋尊が中尾大坊の検断について、山村氏に質問していることから、山村氏が今回の検断に関わっていたことが、うかがえる。山村氏は実力行使を行うのみならず、検断にも関わっていたのであろう。

引き続き、『大乘院寺社雑事記』から、検断の推移をみてみる。長禄二年三月二八日条を掲げる。

【史料11】

一・山中尾大坊ノ部屋ニ殺害人在之、去年山村之縁者殺害ノ仁ナリ、令露顕之間、先日頭ヲ切了、仍大坊ノ事為検断、舜専・明恩兩人指遣処、大坊ノ坊主出合テ、検断

事不可承引云々、古市之所存同篇候、旁以不可承引申之由申入之間、使者兩人空罷
歸了、以外ノ事也、彼坊主如此申せ八トテ、使歸參事沙汰外ノ事也、

山村氏の縁者春覚を殺害した犯人が捕らえられ、処刑された。犯人は中尾大坊の部屋の
住人であった。そこで尋尊は、中尾大坊を検断するため、検断使を派遣した。ところが中
尾大坊の坊主は、門跡の検断を承引しなかった。しかも検断を承引しないことについては、
古市氏も同意見であった。しかたがないので門跡の検断はかなわず、検断使は空しく帰っ
てきた。これに対し、尋尊は当然のごとく立腹している。

この記事で注目すべき一点目は、門跡からの検断使が派遣される以前に、犯人はすでに
処刑されていることである。このことについて尋尊は、立腹していない。おそらく三月二
六日条で、尋尊が山村氏に質問をした、「大坊検断之事」とは、この犯人処刑に関するこ
とであったのではないか。この記事から山村氏が、検断のうち、犯人処刑について関与し
ていた可能性を指摘できる。また同日条で、年預に検断を命じているのも、犯人の処刑の
ことをさしていたものと思われる。

次に注目すべき点は、大坊の坊主が門跡の検断を拒否している点と、山村氏の惣領家古
市氏もまた、門跡の検断を拒否している点である。

まず大坊の坊主が検断を拒否している点であるが、その背景にはやはり、古市氏の存在
の大きさが指摘できよう。「古市之所存同篇候」と有力国人古市氏もまた、門跡検断の拒
否を表明していることは、大坊の坊主にとっては、自らの検断拒否の正当化にもなったで
あろうし、心強いことでもあったものと思われる。

古市氏も山村氏も、元来は忠実な門跡被官であった。ところが、山村氏の縁者春覚が殺
害されたという一件では、古市氏はまっごうから尋尊と対立している。ここでは古市氏の
一族の保護のためには、門跡と対立することも辞さないという姿勢がうかがえる。あるい
は中尾大坊は、古市氏や山村氏にとって、縁の深い子院であった可能性もある。いずれ
にせよ、門跡検断の拒否という古市氏の態度から、古市氏の自立した権力への志向がうか
がえる。

『大乘院寺社雑事記』長禄二年三月晦日条を掲げる。

【史料12】

一以善性・舜専兩人古市二仰云、大坊検断事、為御沙汰、上使兩人被指下処、大坊々
主号古市之下知、御使事不可有承引云々、下知段返々御不審也、如何様子細候哉之
由尋遣処、更以無下知旨、坊主申状希代之緩急候、所詮於坊主者、早々可経嚴密之

沙汰候、検断事、又任先例可有御沙汰旨、古市令返事、則又以兵(長田家型)庫早々可有御検断、坊主事追ハラウヘシ云々、古市申状珍重也、仍昨日ノ兩人又為検断指下了、雖為部屋事、任例大坊事可検断之由、加下知了、

古市氏の門跡検断拒否を聞いて立腹した尋尊は、当然のことながら、古市氏を問責した。この問責のなかで尋尊は、「大坊々主号古市之下知」し、と大坊坊主の検断拒否は、古市氏の命令であつたことを明らかにしている。前日条の検討で、中尾大坊は、古市氏にとつて縁の深い子院であつた可能性を指摘した。また前項で指摘したとおり、有力国人たちは、正暦寺僧を被官としていた。古市氏が坊主に命令を下していることから、坊主は古市氏の被官であつた可能性も指摘できる。

古市氏は、尋尊の問責に対し、自らの関与を否定している。この供述は、真実であつたか否かは疑わしいものと思われる。たとえ古市氏の供述が真実であつたとしても、坊主が古市氏の勢威を頼りにして、門跡検断を拒否しようとしていることは、重要であろう。

古市氏は尋尊の問責に対し、有力一族の長田家則に検断を執行させることを約束し、坊主の追放も約束している。これに対し尋尊は、「珍重」と喜んでいる。古市氏は門跡検断の受け入れを承引した。しかしその執行者に、一族の長田家則を指名していることは注目すべき点である。このことから、古市氏が今回の門跡検断の主導権を握ろうとしていることがうかがえる。犯人処刑は、古市氏の有力一族の山村氏が執行した可能性が高い。そしてその後の検封は、同じく一族の長田氏によって執行されようとしていた。つまり古市氏は今回の事件では、常に主導権を發揮する立場にいたのである。

中尾大坊に対する検封は、四月二日に長田氏と門跡の検断使によって行われた。⁽²⁵⁾そしてこの検封からわずか七日後に、検封は解くことが決定された。『大乘院社雑事記』長祿二年(一四五八)四月九日条では、次のように記す。「自古市方以兵(長田家型)庫申入云、中尾大坊検断事、以別儀可有御免之由令申、不可有子細由仰了」。古市氏から中尾大坊の検封免除の要求がなされた。尋尊はこの要求を、いとも簡単に受け入れ、検封を解くことを決定している。前節の【史料4】で検討したように、正暦寺中尾奥坊を検封したときには、尋尊は中尾奥坊の売却まで検討していた。中尾奥坊の件と比較しても、今回の免除が、あまりにも迅速に行われていることがわかる。そして免除の要求をしたのは古市氏であつた。ここでも門跡検断に対する古市氏の影響力がうかがえる。

今回の門跡検断では、事件発生から検封の解除まで、すべて古市氏とその一族が、主導権を握っていたことがわかる。このことは、大乘院の直末である正暦寺に、古市氏の権力

が及びつつあったことをあらわしているものと評価できる。

山村氏の縁者の正暦寺僧春覚が殺害されたということに端を發した、門跡検断の過程を検討してみた。

縁者春覚を殺害された山村氏は、正暦寺に対し、軍勢を出し、犯人の搜索と引渡しを要求するなど、実力行使を行った。大乘院門跡は、末寺正暦寺に対する、山村氏の実力行使については、特に非難はせず、山村氏の行動は正当なものであったと認識されていた。犯人が露見し、その処刑が行われたとき、犯人を処刑したのは、山村氏であった可能性が高い。この犯人処刑の際、特に門跡の検断使が派遣された様子はいかがえない。犯人処刑の後、門跡が検封使を派遣しようとしたところ、山村氏の惣領家古市氏により、検封使の派遣が阻止された。その後、門跡と古市氏の間で、協議が行われ、古市氏の一族長田氏が、検封を執行することとなった。しかしこの検封はかたちばかりのものであり、古市氏からの要求により、わずかな期間で解除された。

本項で述べたことをまとめてみると、おおむね以上のようになるう。本項での検討の結果、古市氏が常に門跡検断の主導権を握っており、門跡検断の存在を脅かすまでに、自らの権力を正暦寺へ浸透させていたことが判明したといえよう。

おわりに

本章では、興福寺大乘院の直末寺院菩提山正暦寺における門跡検断について、検討してみた。

大乘院の直末寺院正暦寺で検断沙汰が発生した場合、正暦寺側から門跡への注進義務があった。この注進に対し、門跡からは検断使が派遣された。また門跡は、犯人追及という職権的な検断も行っていた。正暦寺のうち、三ヶ院家と呼ばれる子院には門跡の検断権が及ばなかった。三ヶ院家の院主は、貴族出身の僧が補任されており、この院主が検断権を行使していた。門跡は事件が容易に解決できないときは、有力国人古市氏に事件を解決させていた。門跡はこのような古市氏の奉公に対して、検断に手心を加えるなど、便宜をはかることで応えていた。国人たちは正暦寺内での勢力拡大のためには、国人同士で抗争を起こし、門跡検断にも介入を行った。古市氏の一族が事件の被害者となったときは、古市氏は正暦寺内での、門跡検断ですら否定した。古市氏は、事件の発生から検封の解除までの検断の主導権を掌握し、門跡検断の存在を脅かすまで、自らの権力を正暦寺内へ浸透さ

せていた。本章で述べたことをまとめてみると、おおむね以上のようになる。

元来大乘院門跡は大和守護、庄園領主、本寺として、一元的に検断権を掌握する立場にあったといえる。しかしその検断権は、本章で検討したように、本来は大乘院被官である国人たちにより脅かされていたのである。

注

- (1) 南都における検断に関する研究史については、大変分厚い蓄積がある。代表的な研究を以下に掲げる。鈴木止一氏「興福寺衆中について」、『歴史地理』八二二、一九四三年)、同氏「続興福寺衆中について」、『歴史地理』八二一、一九四四年)、同氏「興福寺講衆について」、『史淵』三〇・三一、一九四四年)、同氏「興福寺学侶・六方について」、『日本歴史』八八・八九、一九五五年)、安田次郎氏「興福寺『衆中』について」、『名古屋学院大学論集』人文自然科学編二〇二、一九八四年)、坂井孝一氏「『入勝』考」、『史学雑誌』九七六、一九八八年)、同氏「三ヶ大犯』考」、『日本歴史』四九六、一九八九年)、植田信廣氏「中世後期の奈良の盗人検断について」、『法政研究』五五二丁四、一九八九年)、稲葉伸道氏「南北朝の奈良の検断」、『名古屋大学文学部研究論集』史学三八、一九九二年)。
- (2) 村岡幹生氏「十五・六世紀の薬師寺の寺辺郷検断」、『史学雑誌』九七一、一九八八年)。
- (3) 前川祐一郎氏「戦国時代における領主検断をめぐる論理」(勝俣鎮夫氏編『寺院・検断・徳政』、二〇〇四年)。
- (4) 細川涼一氏「戦国時代の法隆寺と門前検断」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、一九八八年)。
- (5) 前掲注(1) 諸論文。
- (6) 青木(安国)陽子氏「中世後期の大和における村落と検断」、『奈良歴史通信』二二二、一九八四年)は、大乘院領庄園における検断について、くわしく検討されている。
- (7) 第一章「室町期大和国の守護権に関する一考察」。
- (8) 周知のとおり、末寺も庄園の一種であった。ただし青木氏が前掲注(6) 論文で検討された一般的な庄園の検断と、本章で検討する末寺における検断とは、そのあり

方が異なっている部分がある。

(9) 第二部第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」でも明らかにしたように、室町期に有力国人たちは、自立した権力へと成長しつつあった。こうした国人と門跡検断の関係の検討は、重要であると考ええる。

(10) 松本真美氏「菩提山正暦寺の壺銭公事」、『寧楽史苑』四二、一九九七年。

(11) 前掲注(6) 青木氏論文。

(12) 前掲注(6) 青木氏論文。

(13) 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』(一九四四年)。

(14) 前掲注(10) 松本氏論文。

(15) 前掲注(10) 松本氏論文。

(16) 鈴木良一氏は、『大乘院寺社雑事記』(一九八三年)のなかで、故実の意味は、「猶与する」、「見のがしておく」、「特別のはからい」であるとされる。ここでも尋尊は、故実を猶与という意味で使っているものと思われる。

(17) 『大乘院寺社雑事記』文明一〇年五月二五日条。

(18) 二〇〇七年七月、戦国織豊期研究会において、本章の内容を口頭報告させていただいた。その折、仁木宏氏から、正暦寺惣山に対する宝峯院坊主らの抵抗が、検断の執行を遅らせている可能性のあることをご指摘賜わった。本章において仁木氏の指摘を反映させていただいた。記して謝意を表するものである。

(19) 『大乘院寺社雑事記』文明一七年八月二日条。

(20) 古市氏の一族・被官については、前掲注(9) 拙稿、第二部第二章「中世後期の若党に関する一考察」を参照していただきたい。

(21) 『大乘院寺社雑事記』長禄四年五月一三日条。

(22) 『大乘院寺社雑事記』文明一〇年五月七日、一〇日条。

(23) 古市氏の門跡への奉公・忠節は、当然、正暦寺に対してのものだけではない。古市氏は門跡に対し、軍事的、経済的な様々な奉公を行っていた。門跡の古市氏への様々な奉公が、今回検討したような事例に結びついていったものと思われる。

(24) 前掲注(10) 松本氏論文によると、正暦寺は、幕府と直接交渉を行い、大乘院の支配からの離脱をはかるほどの有力寺院であった。このような正暦寺に勢力を拡大することは、国人たちにとって、大きな意味を持っていたであろうことは、想像に難くない。

(25) 『大乘院寺社雑事記』長禄二年四月二日条。なおこの記事には、検断の報告のため
に中尾大坊の坊主が、尋尊を訪れていることが記されている。この記事から、古市
氏が尋尊に約束した坊主の追放は、実行されなかったことがわかる。

はじめに

興福寺大乘院門跡は、直末寺院に対しては、庄園領主であった。また一方では、大乘院門跡は、大和国の守護ともいべき立場にあった。大乘院門跡は、一元的に直末寺院を支配していたといえる。

私は前稿で、菩提山正曆寺⁽¹⁾と、内山永久寺⁽²⁾を素材として、大乘院門跡が直末寺院に対して行う直務支配について、検討を行った。大乘院門跡は、直末寺院に対して、直務支配ではなく、代官支配を行う場合があった。大乘院門跡の直末寺院に対する代官支配のあり方を検討することは、直務支配を行っている末寺を検討することと同様に、室町期大和国の権力構造を明らかにするために、重要なことであると思われる。しかしながら管見の限り、大乘院直末寺院の代官支配のあり方を検討した研究はない。そこで本章では、大乘院直末寺院である中山寺における代官支配のあり方について検討を行うことにする。

中山寺は大和国山辺郡中山に存在していた寺院である。現在では廃寺となっている。しかしながら室町時代には、『大乘院寺社雑事記』に、長谷寺、正曆寺、永久寺、信貴山寺などと並び、「大乘院家末寺自然ノ所用ヲ仰付寺事」と記される⁽³⁾、大乘院にとっては、重要な直末寺院であった。なお検討する時期は、史料の残存状況から、中山寺における代官支配の様子が比較的によくわかる、寛正年間から文明年間としたい。

一 中山寺における門跡の直務支配と検断

中山寺は興福寺大乘院の直末寺院であり、なおかつ大乘院門跡が直務支配をしている寺院であった。本節ではまず、大乘院門跡による中山寺の直務支配について、検討を行う。特に直務支配のうち、中山寺における門跡検断について、注目したい。門跡検断を取り上げるのは、門跡による中山寺の直務支配のうち、比較的明瞭に支配の様子がうかがえるのが、門跡検断であるということが理由の一つである。また私は前稿で、正曆寺、永久寺における門跡検断を考察したことがあり⁽⁴⁾、これらの末寺の検断と中山寺における検断の比較が行えるということも、門跡検断について検討する理由である。なお、二節以降で検討する、田原本南氏の代官職のおもな部分が検断職であることが、直務支配期における検断

について、検討を行うということの三つ目の理由である。

私は前稿で、大乘院直末寺院で検断沙汰が発生した場合、末寺から大乘院門跡への注進義務があったこと。これに対し、門跡側からは検断使が派遣されたこと。また門跡側では、犯人の追及も行っていたことを明らかにした。⁽⁵⁾

中山寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合、中山寺や大乘院門跡はどのように対処をしていたのであろうか。

文安元年（一四四四）二月頃、中山寺で発生した殺人事件を例にしてみる。『経覚私要鈔』文安元年二月一六日条では、以下のように記す。「一於中山地藏院ト申者、令打擲下法師打殺之由、訴申体在之、仍下上北面春円・下部一両了、付尋使可令検封房舎之由仰了、奉行孝源」。中山寺で地藏院という者が殺人を犯した。そのことについて、大乘院に訴えた者がいた。大乘院経覚は、この訴えを聞き、検断のための使者を中山寺に下すよう命じている。

この記事から、中山寺においても、他の末寺と同様、事件が発生した場合、門跡側から検断使が派遣されたことがわかる。

もう一例、康正三年（一四五七）五月頃に発生した殺人事件についてみる。まず『大乘院寺社雑事記』康正三年五月二〇日条を掲げる。

【史料一】

一 中山寺喧嘩出来之由其聞アリ、仍昨日上北面良鎮ヲ了、仍執行參洛、如此下部風情喧嘩事、御検断無先例云々、然間惣山又不及注進之由申入之、希代申状不可然、於検断者山門注進二不及、又門跡無存知時八不及其沙汰歟、御存知上八検断勿論事也、今度山門不注進事、一段ノ可有沙汰之由仰付了、南坊ノ下部角坊ノ下部ヲ殺害了、

大乘院門跡尋尊に、中山寺で喧嘩があった旨が聞こえてきた。そこで尋尊は、使者を中山寺に下した。そうしたところ、中山寺の執行が、大乘院に参上して、「下部風情喧嘩」では、検断の先例はないので、中山寺惣山としては、注進に及ばなかったと弁明した。これに対し、尋尊は立腹している。尋尊は、中山寺からの注進はなくとも、門跡が事件のことを知った限りは、門跡検断を行うことを述べた上で、中山寺が注進に及ばなかったことに対しては、「一段ノ可有沙汰之由」としている。

この事件の展開を、引き続きみてゆく。『大乘院寺社雑事記』康正三年五月二三日条は、次のように記す。「一昨日中山検断ノ使上洛、南坊・角坊両所検封之由申入、次依無惣山

注進、尋使分二為惣山御使中二料足出之云々、御知行分諸山諸御領無注進時八、何も如此也」。尋尊が中山寺に下した検断使が、検封を終え、大乘院に帰ってきた。中山寺惣山は、使者に料足を出した。これは中山寺が、大乘院門跡に事件のことを注進に及ばなかったペナルティーであった。尋尊が五月二〇日条の記した「一段ノ可有沙汰之由」とは、このペナルティーのことであつたものと思われる。

康正三年（一四五七）の一件では、文安元年（一四四四）の一件よりも、くわしいことがわかる。まず康正三年の一件では、文安元年（一四四四）の一件と同じく、事件の発生により、門跡側から検断使が派遣されている。それとともに、中山寺が門跡に事件を注進しなかつたことに対して、門跡から中山寺にペナルティーが課せられていることもわかる。このことから、中山寺側では、事件の発生を大乘院門跡に注進する義務があつたことがうかがえる。

文安元年の一件と、康正三年の一件から、中山寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合には、中山寺側では、大乘院門跡に注進の義務があつたこと。これに対し門跡側では、上使を派遣し、検断を行ったことなどがわかる。これらの点は、他の大乘院直末寺院の場合と同様である。そしてこれらの点は、中山寺における門跡検断のあり方であつたものと思われる。またこれらの点が、正しく機能していることから、少なくとも検断に限つていうならば、中山寺における大乘院門跡の直務支配は、順調であつたといえよう。

二 田原本南氏の中山寺代官就任と非法行為

私が前稿で検討した、菩提山正暦寺も内山永久寺も、ともに大乘院門跡が直務支配をしていた寺院であつた。中山寺も寛正三年（一四六二）九月までは、大乘院門跡が直務支配をしていたものと思われる。このことは前節で検討したように、検断沙汰となるような事件が起こつた場合、門跡が直接、検断使を派遣していることからもうかがえる。

ところが、寛正三年九月に、大乘院家坊人の田原本南氏が、中山寺の代官に補任された。『大乘院寺社雑事記』寛正三年九月一七日条を掲げる。

【史料二】

一 中山寺代官事、依十市申入、田原本南二仰付之了、仍二百足御礼申入之、

中山寺事御代官職被仰付候上者、検断事如御門跡御沙汰、可被致其沙汰、并郷内

等人夫・伝馬事、大用之時可被申付候、云寺家云郷内、臨時非分之題目、不可有致其沙汰、并院主方諸公事物等、不可有相乱之由被仰出候也、恐々謹言、

寛正三
九月十六日予袖判了、

孝承

田原本南殿

この記事から、田原本南氏が中山寺代官に補任されたことがわかる。田原本南氏の代官補任は、有力国人十市氏によるものであった。記事に記された補任状に、「検断事如御門跡御沙汰、可被致其沙汰」とあることから、田原本南氏が代官補任にともなって、大乘院門跡から、中山寺における検断権を与えられたことがわかる。

はたして田原本南氏は、この補任状にあるように、「検断事如御門跡御沙汰、可被致其沙汰」と、検断を正当に執行し、また「臨時非分之題目」とされるような行為は行わなかったのだろうか。以下、田原本南氏の中山寺に対する行動を検討することにした。

田原本南氏の中山寺代官就任からちょうど一年後の、寛正四年（一四六三）九月、早くも田原本南氏は中山寺に対して問題行動を起こした。『大乘院寺社雜事記』寛正四年九月二六日条では、次のように記す。「一六方ヨリ書状到来、中山寺事、近日自田原本南方臨時非分題目共申懸之間、山僧等可逐電之由申条珍事也、彼山検断等事可被召放云々、自是可返事之由仰之了」。興福寺六方衆より尋尊に、書状がとどけられた。中山寺に対して、田原本南氏が、「臨時非分題目」を申しかけたので、寺僧らは寺から逐電すると言っている。そこで田原本南氏を中山寺の検断等から召し放たれるべきであるという六方衆の主張が、この書状には記されていた。

田原本南氏は、中山寺代官補任後、わずか一年で、尋尊に行つてはならないとされた「臨時非分題目」を、中山寺に対し申しかけたのである。「臨時非分題目」申しかけの具体的な内容はわからないが、六方衆が尋尊に対して、田原本南氏の「彼山検断等事可被召放」と、検断等の解任を要求していることから、検断に関わる「臨時非分題目」であったものと推測される。また「彼山検断等事可被召放」という文言から、代官職の重要な部分が、検断職であったこともうかがえる。

興福寺六方衆より、田原本南氏の中山寺代官職罷免の要請をうけた尋尊であったが、田原本南氏の代官職罷免は行わなかった。このため六方衆は再度、尋尊に田原本南氏の罷免を要請している。『大乘院寺社雜事記』寛正四年一〇月二日条には、次のように記されている。「一中山寺検断事、田原本南二被仰付之条、不可然次第也、可被停止之由、自六方重而申入者也」。この記事でも、「中山寺検断事」が問題になっており、田原本南氏が申

しかけた「臨時非分題目」の、最も重要な部分が、検断に関する事項であったことがわかる。

尋尊が、田原本南氏の代官罷免を行わなかったため、六方衆と大乘院御房中は、ついに自ら行動を起こす。『大乘院寺社雑事記』寛正四年一〇月八日条には、次のように記されている。「一中山寺検断等事、田原本南沙汰次第不可然之間、云六方云御房中、南方違乱可相支、先彼寺住侶召上云々」。興福寺六方衆と大乘院御房中は、「南方違乱可相支」と、実力で、田原本南氏の違乱を阻止することを決定し、まず中山寺の住侶を南都に召喚し、事情聴取を行うことにしたことが、この記事よりわかる。

そして一〇月一五日には、田原本南氏本人の南都召喚が行われた。『大乘院寺社雑事記』寛正四年一〇月一五日条は、次のように記す。「一田原本南参入、中山寺事自御房中申入趣、巨細仰付之、明日可有集会可申披云々」。田原本南氏が大乘院に参上したので、尋尊は、中山寺のことについての、大乘院御房中よりの申し入れを、田原本南氏に仰せ付けている。また田原本南氏の南都参洛の主な目的は、「明日可有集会可申披」きことであった。

このように代官職罷免要求にまで発展した、田原本南氏による非法問題は、一〇月二二日頃には、解決に向かう。『大乘院寺社雑事記』寛正四年一〇月二二日条を記す。

【史料三】

一就中山寺事御房中集会在之、南方事大綱不可有子細旨集会也、当年中者人夫事可故実、自明年郷内一間ヨリ毎月一人宛可召仕云々、自余新儀沙汰不可有之由、云御房中云門跡仰付之了、榎一荷・百疋為御礼南進了、

中山寺に関する問題について、大乘院で御房中集会が開催された。この集会は、田原本南氏のことについては、「大綱不可有子細旨」とする集会であった。またこれに伴い、田原本南氏が、大乘院に事件解決に尽力してもらったことに対して、礼錢を進めていることもわかる。この集会による決定は、田原本南氏にとつては、有利な決定であったといえよう。結果として、田原本南氏の中山寺代官の地位は安泰であった。

『大乘院寺社雑事記』寛正四年一〇月二六日条には、「中山寺僧参落^{（落）}、巨細仰之、無為二罷下了」とあり、大乘院に中山寺の僧が召喚され、尋尊から命令が出されて、事件は解決していることがわかる。

これで田原本南氏による中山寺での非法は治まったのであろうか。当然、この御房中集会で決まったような、甘い裁定では、田原本南氏の非法は続くことになる。この時期、興福寺僧の多くは、大和国人の子弟であった。田原本南氏に対して、甘い裁定が下されたの

は、大乘院御房中のメンバーに、田原本南氏の一族があり、その一族が田原本南氏に有利な裁定が下るようになり、取り計らったからかもしれない。

田原本南氏の中山寺における非法を、引き続き見てゆく。寛正六年（一四六五）一月二二日、六方衆から、尋尊に書状が届けられた。『大乘院寺社雑事記』寛正六年一月二一日条を記す。「一自六方書状到来、中山寺事田原本南所行不可然、於向後者彼・可停止之由申入之、可加下知旨仰了」。六方衆から到来した書状には、中山寺における田原本南氏の所行が、「不可然」と記されており、今後は田原本南氏の「・」を停止すべきであるとおった。尋尊はこれに対し、田原本南氏に下知を加えると、六方衆に返答している。『大乘院寺社雑事記』寛正六年一月二一日条から、前回非法を行った約二年後に、田原本南氏が再び、中山寺に対し、非法を行っていることがわかる。

田原本南氏の中山寺代官就任からちょうど一年後の、寛正四年（一四六三）九月から一〇月にかけて発生した、田原本南氏の中山寺における「検断事」を中心とした非法に関する一件は、解決した。解決方法については、大乘院御房中集会で取り決められた。そしてその内容は、田原本南氏にとっては、有利なものであった。御房中集会で決まったような、甘い裁定では、田原本南氏の非法は治まらず、寛正六年（一四六五）一月にも、田原本南氏は再び、中山寺に対し、非法を行った。本節で述べたことをまとめてみると、以上のようになる。

三 文明年間における田原本南氏の中山寺に対する非法

文明年間に入り、田原本南氏の中山寺に対する非法は、ますます激しいものとなっていた。『大乘院寺社雑事記』文明元年（一四六九）八月二〇日条は、次のように記す。

【史料四】

一 去十八日田原本南押寄中山、在家焼払、僧坊破却、堂塔立具以下悉以取之、一山如無、及苺田之間、二云地下云郷内、蜂起及合戦之間、南方語勢共被打了、以外次第也、昨日此子細注進之、

田原本南氏が中山寺に軍勢を率いて押し寄せ、中山寺一山が滅亡するほどの攻撃を行った。そのうえ田原本南氏は、苺田狼藉まで働いた。このため中山側では合戦に及び、田原本南方の者が討ち取られた。この記事から、田原本南氏は中山寺に対し、ついに軍事行動まで起こし、中山寺との間で、合戦にまで及んでいることがわかる。

このような事態に、大乘院前門主であり、当時興福寺別当であった経覚が、事態の收拾に乗り出す。『大乘院寺社雑事記』文明二年三月一五日条は、次のように記す。

【史料五】

一 中山寺と田原本南相論問事、自安位寺殿被仰合十市子細在之云々、十市申入分者、検断事并鵲郷人夫事八、如元可致其沙汰、其余惣山へ事八不可申入違乱云々、此分可被仰山寺云々、内々聞、寺所存八、於向後者一切不可入立南方之由一決云々、中山寺と田原本南氏の間で発生した相論について、経覚は有力国人である十市氏と相談を行った。十市氏から、両者の和解についての条件が示された。その条件とは、田原本南氏に今後も、「検断事」と「鵲郷人夫事」は、沙汰させるといふものであった。この条件は中山寺惣山にとつては、到底受け入れられるものではなかった。寺を滅亡するほどの攻撃を田原本南氏から受けた中山寺惣山としては、あくまで田原本南氏の代官罷免が、和解の条件であった。

十市氏の和解案では、問題は解決できないと判断した興福寺側では、学侶・六方衆が評定に及んだ。『大乘院寺社雑事記』文明二年九月二日条は、次のように記す。「一伝聞、田原本南就中山寺事、学侶・六方及評定、自学侶及度々申入之、其子細南方二仰遣之了、種々及評定云々」。興福寺の学侶・六方衆は、評定の結果を尋尊に申し入れている。尋尊はその申し入れを、田原本南氏に伝達している。

『大乘院寺社雑事記』四五巻、つまり文明二年一〇月から二月までの日記の紙背文書に、田原本南氏に関する書状が数点存在する。その中に、九月二日付けの香舜房慶英書状がある。⁽⁶⁾五二丁の紙背に記されていたものである。以下に香舜房慶英書状を記す。

【史料六】

「⁽⁷⁾捻封墨引⁽⁸⁾ 御番衆御中 慶英」

又中山事、学侶事外及評定候なる、南か名字可相籠一決候、十市許容候者無力、祭礼及違乱共、願主を可相支旨一決と承候、六方への御披露目出存候、

彼・山御使事、御定使相尋候処、御奉行御状被遣候計候、御返事不申由候、何と申たる子細候て、御下知之使を八不被付候哉、如今者、御使も不申承引もやと存候、明日御使事賢可被仰付候、又己心寺へ八面々催促候間、無勿体由を御門跡へ及訴訟候旨、賢可有御下知候、明日吉日候間、御使可被下候由、御披露可畏入候、恐々謹言、

九月二日

慶英（花押）

御番衆御中

この香舜房慶英書状は、慶英から大乘院御番衆に宛てて出されたものである。この書状では、まず・山御使の件について記し、次いで己心寺の件について記している。そして最後に、中山寺と田原本南氏の相論について記している。この書状では、学侶評定において、田原本南氏の籠名が決定したことを記している。尋尊が九月二日条に記した「伝聞」とは、この書状のことか、あるいはこの書状が到来したときに、聞いたものである。また十市氏の若宮祭礼における願主勤仕について、たとえ祭礼が違乱に及んでも、阻止すべき旨に一決されたこともわかる。

実は、九月二日以前からも、田原本南氏については、大乘院に学侶からの書状が届いていた。『大乘院寺社雑事記』四五巻、五二丁の紙背に記された、書状を掲げる。⁽⁷⁾

【史料七】

彼別当職事、早々御改易可目出旨、同評定候也、

中山寺之事、当寺末寺事候、依非分御成敗、及一寺頓滅候、尚以寺領等事、可有知行之由、田原本南方及率・之条、以外次第候、度々申入事候処、無御許容之儀候条、殊無勿体候、能々御成敗可目出之旨、学侶評定候由、可有御披露候、恐々謹言、

八月十二日

供目代覚乗

因幡寺主御房

^(見流シ奥書)
大乘院

この書状は、覚乗から大乘院坊官の拵舜に宛てて出されたものである。日付は八月二日付けである。まずこの書状で、中山寺に対する尋尊の態度を、「非分御成敗」と非難している。この「非分御成敗」の内容は、田原本南氏の中山寺における非法に、学侶が田原本南氏の代官罷免を要求したことに對し、尋尊が、「無御許容之儀候」と、田原本南氏の代官罷免を行わなかったことを指しているであろう。その上で、学侶は改めて尋尊に、「彼別当職」の罷免を要求している。別当職とは、中山寺代官職のことであろう。

『大乘院寺社雑事記』四五巻、五二丁の紙背にも、供目代覚乗の書状が記されている。⁽⁸⁾ この書状を掲げてみる。

【史料八】

中山之山寺之事、田原本之南依致悪行、一寺忽令滅亡、寺法師悉令没落候由歎申候、此条元来付田原本檢断等、被仰付候故候、自寺門依申入、可被召放彼職旨、雖被仰付候、不令承引、剩及合戦等沙汰候、児之衣装等剥取、寺僧以下討殺候条、悪行無

比類候、末寺一山滅亡、寺門之瑕瑾、衰微基候、仍於田原本南者処寺敵候、并十市可放扶持旨令問答候、同自御門跡、嚴密被經御問答、向後弥被放御扶持候者、可目出候由、学侶之集会評定旨、可有御披露候、恐々謹言、

八月廿九日

供目代覺乘

伊予上座御房^(継業)

この書状は、覺乘から大乘院坊官の継舜に宛てて出されたものである。日付は八月二九日付けである。まずこの書状では、「法師悉令没落候」と、中山寺の寺僧が、寺から離山を余儀なくされていることがわかる。そしてその理由は、「元來付田原本檢断等、被仰付候故」と、尋尊が、田原本南氏に檢断権を与えたからであるとしている。

そして、より興味深いのは、「可被召放彼職旨、雖被仰付候、不令承引」と、尋尊は、田原本南氏を罷免しようとしたが、田原本南氏が、これを拒否している点である。尋尊は、『大乘院寺社雜事記』では、田原本南氏を代官職から罷免をしようとしていたことについては、まったく触れていない。もちろんそれを田原本南氏に拒否されたことについても、触れていない。しかしながら現実としては、田原本南氏は、自らの実力でもって、中山寺代官として、居座りつづけていたのである。

またこの書状では、田原本南氏の罷免だけではなく、「十市可放扶持旨令問答候、同自御門跡、嚴密被經御問答、向後弥被放御扶持候者、可目出候由、学侶之集会評定」と、十市氏の罷免についても、述べられている。

【史料六】から【史料八】までの書状は、『大乘院寺社雜事記』四五巻の五一丁から五三丁までの紙背であり、尋尊が、田原本南氏関係の書状を、一括して保管していた様子もうかがえ、興味深い。それはともかく、尋尊はなぜ、中山寺の支配を、それまで順調であった直務支配から、代官支配へと轉換したのであるうか。

私が以前検討を行った、正暦寺も永久寺も、大乘院門跡が直務支配を行う末寺であった。末寺については、大乘院門跡は、直務支配を行うことが多かったようである。しかしながら、庄園支配に関しては、代官支配が多く見られた。特に今回問題となっているような、庄園における檢断については、国人たちが檢断職に補任されることが多かった。周知のとおり、末寺もまた庄園の一種であった。門跡や末寺、あるいは、在地の状況や事情によつては、末寺支配が、直務支配から代官支配となるような例もあったのであろう。

中山寺の場合は、代官支配となった理由は、有力国人十市氏の存在が大きかったのではないか。そもそも寛正三年（一四六二）九月に、田原本南氏が、中山寺代官に補任された

のも、十市氏の仲介によるものであった。また文明二年（一四七〇）二月、興福寺別当経覚に、和解案を示したのも十市氏であった。また【史料六】、【史料八】でも、十市氏のこと、問題となっている。これらのことから、十市氏の強いはからいにより、田原本南氏の代官補任が実現したことが伺える。またその後の非法行為に際しても、十市氏の介入もあり、田原本南氏の代官罷免は、行われなかったであろう。

この時期、大和の有力国人は、一族や中小国人の被官化を、強力に推進し、自らが自立した権力へと、成長しつつあった。この被官化を進めるために、必要だったのが、有力国人による、一族や中小国人の保護であった。⁽¹⁾ 今回の田原本南氏の、中山寺代官職補任も、田原本南氏の十市氏への被官化の過程で、実現したことであったものと思われる。だからこそ、十市氏は、田原本南氏の中山寺での非法が明らかになった後も、田原本南氏にとって有利な条件で、和解案を提示するなど、代官罷免を阻止しようとしていたのである。

尋尊はおそらく、田原本南氏による非法が行われることは、予測していたものと思われる。にもかかわらず、なぜ、十市氏の要請を受け入れ、田原本南氏の代官補任を認めただであろうか。十市氏ら大和国人は、一面では、忠実な寺家被官であり、門跡被官であった。有力国人古市氏などは、門跡が解決できない事件を解決するなどして、門跡に対して、積極的に奉公をしていた。^(1,2) 十市氏の奉公が尋尊にもたらす利益と、田原本南氏の非法によって失われる利益を比較したとき、尋尊は田原本南氏の代官補任を認めたのであろう。

事実、大乘院門跡は、自らの意にそぐわない場合も、代官職補任を行っていた。大乘院経覚は、「厚恩之体」である畠山持国から、持国ゆかりの人物の越前国坪江政所職への補任を求められた。経覚はこれを、「迷惑者」としながらも、結果的には、持国の要望を聞き入れないことは、「不知恩」^(1,3) だとして、持国の推薦する人物を、政所職に補任した。持国の要望を聞き入れた理由は、持国が経覚の恩人であったことはもちろんであるが、持国の持つ、京都での人脈や情報網が経覚には、重要であったからである。

先の古市氏のように、大和国の有力国人たちの動向は、幕府の要人以上に、大乘院門跡の利害に影響を与えるものであった。ゆえに尋尊は、十市氏の要望を聞き入れ、田原本南氏を中山寺代官職に補任したものと思われる。

文明年間に入り、田原本南氏の中山寺に対する非法は、ますます激しいものとなっていき、ついに田原本南氏は、中山寺一山が滅亡するほどの攻撃を行った。この相論について、興福寺別当の経覚は、有力国人である十市氏と相談を行った。十市氏から、両者の和解についての条件が示された。その条件とは、田原本南氏に今後、中山寺代官を続けさせる

というものであった。この条件は中山寺惣山にとっては、到底受け入れられるものではなかった。『大乘院寺社雑事記』の紙背に残された文書から、尋尊は、田原本南氏の代官罷免を行おうとしたが、田原本南氏は、自らの実力でもって、中山寺代官として、居座りつづけていたことなどがわかる。中山寺が直務支配から代官支配となった理由は、有力国人十市氏の存在が大きかった。本節で述べたことをまとめてみると、おおむね以上のようになる。

四 興福寺による田原本南氏の調伏

文明二年の年末に至っても、相論は解決していなかった。『大乘院寺社雑事記』文明二年一二月二四日条を記す。「一田原本南事、為寺門可調伏上者、中山僧等早々可歸寺旨、学侶書状昨日到来、則加下知了」。興福寺は、【史料六】の九月二日付けの香舜房慶英書状で、「中山事、学侶事外及評定候なる、南か名字可相籠一決候」とあった、田原本南氏の調伏を実行することとし、尋尊にその旨を伝えた。またこの記事から、僧坊を破却された中山寺の僧侶が、いまだ中山寺に帰山できていなかったこともわかる。

この興福寺による調伏、つまり籠名は、田原本南氏に対して、絶大な効果があったものと思われる。⁽¹⁴⁾ 少なくとも、『大乘院寺社雑事記』の記事のうえからは、田原本南氏の中山寺に対する非法は、一切、見えなくなる。おそらく田原本南氏の非法は、治まったのであろう。

古市氏や十市氏のように、自立した権力へと歩みはじめていた有力国人には、興福寺の籠名はさほど、効果はなかったようである。⁽¹⁵⁾ また、有力国人を調伏することによって、興福寺は国人による報復を蒙る可能性もあった。しかしながら、田原本南氏のような中小国人にとって、興福寺による調伏は、何よりも恐ろしいものであったと思われる。

矢田俊文氏は、戦国期に至ってもなお、比叡山が日吉社の神輿を動座させて行なう嗾訴は、幕府の決定をも覆させたことを、指摘されている。⁽¹⁶⁾ 矢田氏が指摘されるとおり、寺社勢力の持つ呪詛・調伏の力は絶大であった。ちなみに興福寺も比叡山と同じく、度々、春日社の神木動座を行い、嗾訴を行っている。

幕府の決定をも覆すほどの力を持つ寺社勢力の調伏に対して、興福寺の被官に過ぎない田原本南氏などは、中山寺に対する非法をとどめるほかに、自らを救う手段はなかったものと思われる。

中山寺に対する非法をとどめたと思われるのちも、田原本南氏に対する籠名は簡単には、解かれなかった。おそらく田原本南氏は、籠名を解いてもらうために、奔走をしたものと思われる。田原本南氏の籠名が解かれたのは、文明二年（一四七〇）一二月の籠名から、七年五ヶ月後の、文明一〇年（一四七八）四月末のことであった。『大乘院寺社雜事記』文明一〇年四月二十九日条を記す。「一田原本南事寺門免除之、名字取出之、越智披露故云々」。田原本南氏は、七年五ヶ月の間、武士身分を失い、神罰に怯えながら過ごしていたのである。

それはさておき、田原本南氏のために、寺門と交渉したのは、有力国人越智氏であった。寛正三年（一四六二）九月に、田原本南氏が、中山寺代官に補任されたのは、十市氏の仲介によるものであった。また文明二年（一四七〇）二月、興福寺別当経覚に、田原本南氏にとって有利な和解案を示したのも十市氏であった。十市氏の強いはからいにより、田原本南氏の代官補任が実現したのである。またその後の非法行為に際しても、十市氏の介入もあり、田原本南氏の代官罷免は、行われなかった。先述したように、大和の有力国人は、一族や中小国人の被官化を、強力に推進し、自らが自立した権力へと、成長しつつあった。この被官化を進めるために、必要だったのが、有力国人による、一族や中小国人の保護であった。今回の田原本南氏の、中山寺代官職補任も、田原本南氏の十市氏への被官化の過程で、実現したことであった。

ところが十市氏は、結果的には、田原本南氏を保護しきれず、田原本南氏は、興福寺による調伏を受けた。この時期、有力国人は一族や被官を保護できなかった場合、一族や被官は、その有力国人のもとを離れることがあった。⁽¹⁷⁾おそらく田原本南氏も、十市氏のもとを離れ、越智氏を頼ったのであろう。

おわりに

本章では、室町期における大乘院門跡の末寺支配をめぐる、大乘院門跡、興福寺寺門、中小国人、そして有力国人の動向を検討してみた。以下に本章で述べたことをまとめてみる。

中山寺は興福寺大乘院の直末寺院であり、なおかつ大乘院門跡が直務支配をしている寺院であった。中山寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合には、中山寺側では、大乘院門跡に注進の義務があった。これに対し門跡側では、上使を派遣し、検断を行った。

これらの点は、他の大乘院直末寺院の場合と同様であった。またこれらの点が、正しく機能していることから、中山寺における大乘院門跡の直務支配は、順調であったといえる。

大乘院門跡は、寛正三年九月に、中山寺をそれまでの直務支配から、代官支配へと支配のあり方を変えた。代官に補任された田原本南氏は、中山寺代官就任からちょうど一年後の、寛正四年（一四六三）九月から一〇月にかけて、中山寺に対し、非法を行った。この非法は、「検断事」を中心とした非法であった。この事件の解決方法については、大乘院御房中集会で取り決められた。そしてその内容は、田原本南氏にとっては、有利なものであった。御房中集会で決まったような、甘い裁定では、田原本南氏の非法は治まらず、寛正六年（一四六五）十一月にも、田原本南氏は再び、中山寺に対し、非法を行った。

文明年間に入り、田原本南氏の中山寺に対する非法は、ますます激しいものとなってゆき、ついに田原本南氏は、中山寺一山が滅亡するほどの攻撃を行った。この相論について、興福寺別当の経覚は、有力国人である十市氏と相談を行った。十市氏から、両者の和解についての条件が示された。その条件とは、田原本南氏に今後、中山寺代官を続けさせるというものであった。この条件は中山寺惣山にとっては、到底受け入れられるものではなかった。『大乘院寺社雑事記』の紙背に残された文書から、尋尊は、田原本南氏の代官罷免を行おうとしたが、田原本南氏は、自らの実力でもって、中山寺代官として、居座りつづけていたことがわかる。また、中山寺が直務支配から代官支配となった理由は、有力国人十市氏の存在が大きかった。

いっこうに治まる様子のない田原本南氏の非法に対し、興福寺は田原本南氏の調伏を行うことを、決定した。この興福寺の行った調伏は、田原本南氏に対して、絶大な効果があり、田原本南氏の非法は治まった。本章で述べたことをまとめると、おおむね以上のようになる。

室町期大和国では、大乘院門跡、興福寺寺門、中小国人、有力国人が、微妙なパワーバランスのうえに立って存在していたように思われる。今回、そのパワーバランスの均衡を破ったのは、田原本南氏であった。田原本南氏は、中山寺に対し、行き過ぎた非法行為を行った。これに対し、有力国人十市氏も、さすがに田原本南氏を守りきることはできなかった。また興福寺内に存在したであろう田原本南氏のシンパも、十市氏と同様、田原本南氏を守りきれなかった。この結果、田原本南氏は、興福寺寺門による調伏を受け、大和国人としては、きわめて手痛い罰を受けることになったのである。

- (1) 第二章「室町期における興福寺大乘院門跡の検断と国人」。
- (2) 第三部第一章「室町期における興福寺大乘院門跡の検断と布留郷一揆」。
- (3) 『大乘院寺社雑事記』康正三年四月二十九日条。
- (4) 前掲注(1)、(2) 拙稿。
- (5) 前掲注(1)、(2) 拙稿。
- (6) 佐藤進一氏他編『大乘院寺社雑事記紙背文書』二、(二〇〇六年)、所収一九三二号文書。
- (7) 佐藤進一氏他編『大乘院寺社雑事記紙背文書』二、(二〇〇六年)、所収一九三三号文書。
- (8) 佐藤進一氏他編『大乘院寺社雑事記紙背文書』二、(二〇〇六年)、所収一九三四号文書。
- (9) 安田次郎氏が、「尋尊と『大乘院寺社雑事記』」(五味文彦氏編『日記に中世を読む』、一九九八年)、「記録の作為」(二〇〇五～二〇〇七年度科学研究費補助金・基盤研究(C)研究成果報告書、研究代表者安田次郎氏『興福寺旧蔵文書による古文書と古記録との関連についての史料学的研究』、二〇〇八年)等において、明らかにされているとおり、尋尊の記録には必ずしも事実ばかりが記されるわけではなく、作為が見られる。今回のケースも、尋尊が行った作為の一例であると思われる。
- (10) 青木(安国)陽子氏「中世後期の大和における村落と検断」(『奈良歴史通信』二二、一九八四年)。
- (11) 第二部第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」。
- (12) 前掲注(1) 拙稿。
- (13) 詳しくは、第二部第四章「和泉国上守護代宇高氏と興福寺官符衆徒棟梁古市氏」を、参照いただきたい。
- (14) ちなみにこの籠名という調伏については、植田信廣氏が、「『名字を籠める』という刑罰について」(『法政研究』五三 一、一九八八年)において、詳細に検討されている。植田氏の説を、以下に要約する。大和国人は興福寺から籠名を受けると、「寺敵」と呼ばれ、世俗的には、武士身分の剥奪、春日社参の資格の喪失がなされた。また宗教的には神罰を蒙ると信じられた。このように籠名とは、中世武士に対

しては、非常に強い威力を発揮するものであった。私も植田氏の説は、首肯できるものと考えている。

(15) 綾部正大氏「大和国『国民』越智家栄の動向について」、『高田史学』一〇、一九九四年)によれば、越智氏は、自派の国人が籠名されたとき、軍事行動を起こし興福寺を威圧し、籠名を解かしている。また永島福太郎氏も『奈良文化の伝流』において、大和武士の私反銭賦課に対し、興福寺は籠名を行ったが、このような宗教的制裁では、大和武士の実力行使は制御できなかったとされる。しかしながら、少なくとも中小国人に関しては、永島氏の説には、再検討の余地が残されているものと思われる。

(16) 矢田俊文氏「戦国期宗教権力論」(浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』四、一九九七年)。

(17) 前掲注(11)拙稿。

第四章 室町期大和・河内国境地帯における諸勢力の動向をめぐって

はじめに

『大乘院寺社雜事記』長享二年（一四八八）三月二三日条に、「信貴山禪・学去十一日各罷上、於水屋御前皓文致其沙汰、自他無為和与了」という記事がある。この記事には、信貴山寺の禅徒と学徒の双方が、春日社損社の水屋社の御前で、皓文し、無事に和与したことが記されている。

「無為和与」という文言から、それ以前に信貴山寺の禅徒と学徒が、相論を起こしていたことがわかる。実はこの相論は、文明一六年（一四八四）八月頃から起こったもので、長享二年三月の双方の和与まで、あしかけ五年にわたって、繰り広げられた相論であった。この相論について詳しく記しているのは、管見のかぎりでは、『三郷町史』上巻のみである。¹⁾但し、『三郷町史』上巻も、自治体史としての性格上、相論の経過を記すのみであり、相論の性格や背景までには、それほど言及していない。

しかしながらこの相論は、単に大和の一地方寺院で起こった禅学相論というのみではなく、興味深い性格・背景・経過をもつ事件であった。そこで本章では、この信貴山寺で起こった禅学相論を素材として、信貴山寺の本寺である興福寺大乘院とその門跡、信貴山寺周辺の国人、河内畠山氏の相論をめぐる動向について、検討してみたい。そこから信貴山寺の存在する、河内・大和の国境地帯の室町期における諸相を描いてみることにする。

大和国の国境地帯をめぐる研究としては、大和、河内、山城の三ヶ国の国境地帯である添下郡鷹山庄を本拠とする大和国人鷹山氏についての、弓倉弘年氏²⁾、小谷利明氏³⁾の研究がある。これらの研究では、天文年間における鷹山氏と河内畠山氏との関係や、鷹山氏の南城への進出が明らかにされている。また野田泰三氏は、鷹山氏と細川氏の間、つながりがあったことを推測されている。⁴⁾

また西山克氏は、大和国宇陀郡の国人や宇陀郡内一揆と、伊勢国司北畠氏との関係を明らかにされている。⁵⁾ 森田恭二氏は、大乘院尋尊が、宇陀郡内の興福寺領回復を、北畠氏に依頼していることを明らかにされている。⁶⁾

なお私も、大和国宇智郡の惣郡一揆の成立とその内部構造、あるいは、国人や惣郡一揆と、畠山氏、紀伊国高野山との関係について述べたことがある。⁷⁾

これらの諸研究はいずれも、その分析時期の多くを戦国期においている。また地域的に

は、宇陀郡や宇智郡という大和国の辺境地帯を対象としている。これに対し、本章で検討する信貴山寺は、大和国平群郡に存在し、大和国の中央部である国中にほぼ位置している。また時代的には、室町期の文明年間を中心に検討したい。室町期における国中周辺の国境地帯の諸相を検討した研究は、管見の限り見当たらない。戦国期権力の形成過程ともいえる文明年間における、国境地帯周辺の大和国人や、河内畠山氏の動向と、それに対する興福寺の対応を検討することは、中世後期の大和国の権力構造を明らかにするために有意義かつ不可欠なものといえよう。具体的には、まず、信貴山寺周辺を本拠とする大和国人の禅学相論をめぐる動向について、検討する。つぎに河内畠山氏と信貴山寺の関係について、検討を行うことにしたい。

一 信貴山寺における禅学相論と大和国人

(一) 禅学相論の発生

まず信貴山寺についての概略を記しておく。信貴山寺は、正式には信貴山朝護孫子寺といい、信貴山中腹の奈良県生駒郡平群町大字信貴畑（旧平群郡信貴畑）に存在する真言宗の寺院である。信貴山寺は国宝の『信貴山縁起』を所蔵していることでも有名である。信貴山寺は延喜年中（九〇一〜九二二）に命蓮（明蓮・明練）が中興したとされる。室町期には興福寺大乘院の末寺であった。⁸⁾『大乘院寺社雑事記』康正三年（一四五七）三月八日条では、次のように記されている。「抑信貴山八聖徳太子ノ開白、村上天皇ノ再興、於平山者希代之在所也、巨細之趣八太子伝ニ見タリ、此在所事・山本願御相承之地也、仍代々当門跡知行シテ、于今無相違者也」。信貴山寺は聖徳太子の開白であり、村上天皇が再興した寺院である。そして、「山本願」、つまり大乘院信円が相承して以来、大乘院門跡の知行となり、大乘院末寺となった。尋尊は信貴山寺について、以上のように記す。

さて、黒田俊雄氏が指摘されたように、中世寺院では一二世紀中葉以降、学衆と堂衆（禅衆）が、激しく対立するようになっていた。⁹⁾当然のことながら、大和国内でも事態は同様であった。大乘院末寺を例にあげても、平等寺⁽¹⁰⁾、正暦寺⁽¹¹⁾、永久寺⁽¹²⁾、安位寺と、主だった末寺で、次々と禅学相論が発生していた。

前述したように信貴山寺でも、文明年間から長享年間にかけて、禅学相論がおこっていた。

大乘院門跡尋尊に、信貴山寺での禅学相論についての第一報が入ったのは、文明一六年（一四八四）八月四日のことである。『大乘院寺社雑事記』文明一六年八月四日条では、次のように記す。「一信貴山禅学確執、学衆八公文坊無量寿院二閉籠、禅徒押寄、公文以下学衆被打了、残負手没落了、随而学衆之坊共悉以令焼失畢、沙汰外次第、此間学衆共任雅意御罰云々」。信貴山寺で禅学相論が発生し、学衆は公文坊である無量寿院に立てこもった。禅徒は無量寿院を襲撃し、公文以下の学衆を責め殺した。生き残った学衆は、皆、信貴山寺から没落していった。このため、学衆方の坊舎は悉く焼失してしまった。この事件については、「此間学衆共任雅意御罰云々」と、学衆がわがままにしていたことに対し、罰があたったのだと言われていた。『大乘院寺社雑事記』文明一六年八月四日条には、概ね以上のことが記されている。

文明一六年（一四八四）に発生した禅学相論の原因となった「学衆共任雅意」とは、どのような事柄であり、事件はどのような経過をたどったのであるうか。『大乘院寺社雑事記』文明一六年八月二五日条を記す。

【史料一】

一信貴山禅徒書狀進之、自学侶路次以下被止之、難義之由申、予返事、今度相論公事
辺一切不及注進之間、不覚悟之由返事了、立歸昨日禅徒一人参申、事子細述之、去度^{（重考）}
比怒人在之、彼闕所分一反在之、本覚院禅徒之坊領供田也、此地子自公文無量寿院
可知行之之由申、一山之儀公文申狀不可然之由、大綱治定之処、出武者可及悪行仕
度之間、自畠山方以両使被相宥最中、為学衆方立野者也、引破之了、公文以下学衆
四人被打、公文坊八為惣山破却、其余坊八主無之間、物取共取之、彼是坊八ヶ所
滅亡了、

この記事では、まず興福寺学侶が、信貴山寺の路次止を行ったことを記す。当然この事
件は、信貴山寺や大乘院のみで解決できる事件ではなく、興福寺惣寺をも巻き込んだ事件
であった。それはともかく、尋尊は、禅徒方の言い分をこの記事に記している。それによ
ると禅徒側の言い分は以下のとおりである。盗人の田一反を闕所とした。この田はもとも
と本覚院禅徒の坊領供田であった。ところがこの地子を、公文無量寿院が知行しようとし
た。信貴山寺惣山としては、それを許さなかった。そうしたところ公文は武力を行使しよ
うとした。そこで河内畠山氏より「両使」が派遣され、ことの解決をはかろうとした。と
ころが大和国人立野氏出身の学衆が、これを破った。そして公文以下が殺害された。

この記事で興味深い点は、信貴山寺膝下平群郡立野の国人立野氏の信貴山寺での行動が
確認されることである。それともう一点、より興味深い点は、大和国に存在する信貴山寺
の禅学相論の仲裁を、河内畠山氏の「両使」が行っている点である。しかも信貴山寺は、
ただ単に大和に存在する寺院というのみならず、大和国の守護ともいうべき大乘院門跡が
知行していた寺院である。この信貴山寺の禅学相論の仲裁を畠山氏の「両使」が行ってい
ることは、興味深い事実といえよう。信貴山寺では、本来、本寺である大乘院に相論につ
いて、注進を行う義務があった。¹⁴ところが【史料一】でも、尋尊が「今度相論公事辺一
切不及注進」と禅徒を叱責しているように、大乘院への注進は、行われていなかった。信
貴山寺では、大乘院への注進は行わず、河内畠山氏がことの解決に乗り出しているのであ
る。

さて、『大乘院寺社雑事記』には、禅徒側の言い分だけではなく、学衆側の言い分につ
いても記している。『大乘院寺社雑事記』文明一六年九月七日条を記す。

【史料二】

一信貴山学衆参申、今日学侶集会在之、色々被相尋之間、令披露事子細了、可及厳密

沙汰、帳行人三人可為高札云々、路次事被申付三党者了、

指示

一 盗人之跡就検断之儀及相論処[〔]、龍田・片岡仲人在之、然間八月五日迄于日請申候^於、三日之自夜勢^於入、四日[〔]押寄破事、

一 学衆離山之後坊舎等^於引破、寺中・郷内之坊領竹木等^於撥取事、

一 彼張行人者、相論田地之本地主人観音堂西坊[〔]神宗、作人[〔]宝性院舜良、和尚薬師院池坊^顯

舜、是三人根本、惣而北座方[〔]雜徒一連仕候事、此外条々雖有子細多候、荒々申上候、

有御尋者重而可奉申上候、

文明十六年九月七日

[〔]学衆南座衆等

(下略)

信貴山寺の学衆が、興福寺の学侶集会に呼び出され、いろいろと尋問を受けたので、事件の子細を述べたことを記した後段に、信貴山寺学衆の提出した「指示」という文書が書写されている。^{〔15)} この「指示」によると、信貴山寺で盗人跡の検断相論が発生し、大和国人の「龍田」と「片岡」が仲人となった。ところが禅徒方が八月四日に襲撃を行ったこと。相論となった田地の本地主人は、観音堂西坊禅宗、作人は宝性院舜良であり、彼らが今回の事件の張行人であることなどが記されている。

この文書で興味深い点は、事件の仲人となったのが、「龍田」「片岡」という二名の大和国人であったということであろう。この兩名こそが畠山方の「両使」であったものと思われる。^{〔16)}

龍田氏は一乗院・大乘院兼参の衆徒である。^{〔17)} また片岡氏は、一乗院方に属する国民であった。^{〔18)} いずれも興福寺の寺家被官である。彼らがなぜ、興福寺被官、あるいは大乘院被官としてではなく、畠山方の両使として登場し、事件の仲裁にあたっていたのであろうか。

龍田氏は信貴山寺の膝下、平群郡龍田を本拠とする国人であった。片岡氏もまた、信貴山寺の膝下、葛下郡片岡庄を本拠とする国人であった。大和・河内の国境地帯に存在する信貴山寺の膝下を本拠とする、龍田氏も、片岡氏も、国境地帯に生きる国人であった。彼らが、畠山氏の両使を勤めたことの理由は、彼らの本拠地と、河内との距離の近さに原因があると推測できよう。

大和・河内の国境地帯を本拠地とする国人は、積極的に河内国に進出していた。弓倉弘年氏が明らかにされたように、大和国人鷹山氏は、河内国交野郡私部郷に所領を有していた。⁽¹⁹⁾ 片岡氏も鷹山氏と同様に、河内国に進出していた。山村雅史氏が明らかにされたように、片岡氏の一族の片岡檉原氏は、河内国志紀郡柏原を本拠とする国人であった。⁽²⁰⁾ 片岡氏は、一族を通じて河内国にも拠点を有していたのである。また片岡俊栄は、河内国久宝寺の慈願寺に末寺御坊地を寄進していた。⁽²¹⁾ 慈願寺は一六世紀初頭の永正年間頃、葛下郡片岡に進出してくる。⁽²²⁾ この進出も末寺御坊地の寄進からもわかるように、片岡氏の保護によるものであろう。

河内国に積極的に進出していた大和国人は、当時、河内を支配していた畠山義就とは、交渉をもっていたものと思われる。その畠山義就との距離の近さから、龍田、片岡両氏は、畠山方の両使をつとめたのであろう。あるいは、天文年間頃の鷹山氏に、畠山氏内衆や大将としての活動が見られたように⁽²³⁾、龍田氏や片岡氏も畠山被官としての側面を有していたのかもしれない。

さて、公文以下殺害後の事件の解決に携わったのも、片岡氏であった。『大乘院寺社雜事記』文明一六年一〇月八日条では、「信貴山事仰合葉井山城守」とあり、尋尊は信貴山寺のことについて、片岡氏の一族葉井氏と相談を行っている。

そのようななか、尋尊はこの事件についての新しい情報を記している。『大乘院寺社雜事記』文明一六年一〇月一四日条を記す。

【史料三】

一 信貴山事片岡返事之趣、葉井山城守申入之、猶以無為之計略可目出旨仰了、
先日八日・九日之間二、自尊芸得業方以慶英律師、信貴山間事可計略之由申入之、
自河内辺申歟之由慶英相語了、如此片岡方二仰遣由仰了、何にも無為之計略可目出
之旨仰返事畢、大方不審事也、但無為之儀可出来歟、今度一山滅亡之根元八、公文
無量寿院畠山右衛門佐之方雜物共預置之而恣出売之、⁽²⁴⁾ 於奈良雜物共ヲ自河内取返之
了、於公文者河内へ召籠之、色々令計略、以百貫文之過錢罷出了、其過錢不及計略
之間、引破一山之、可逐電之支度にて此事出来、為一山難義之間、殊二此体事不遁
シテ打止之了、此事立野・松岡・葉井存知事無其隱云々、

この記事では、これまでこの事件で触れられていなかったことが、記されている。畠山

義就が信貴山寺に預け置いた雑物を、信貴山寺公文の無量寿院が盗み出し、売却した。畠山方では奈良において、この雑物を取り返した。そして公文を捕らえ、河内に召し籠めた。信貴山寺と畠山方の間で、交渉が行われ、百貫文の過銭を支払うことで、公文は釈放された。ところがこの過銭のことが問題となり、公文は逐電しようとしたが、遁れることができずに殺害された。これが今回の相論の原因であったというのである。

畠山義就が、雑物を信貴山寺に預け置いていることから、義就と信貴山寺の間での、緊密な関係が推察される。それはともかく、興福寺や大乘院門跡をさしおいて畠山義就が、両使を派遣した理由のひとつが、義就自身が今回の事件の当事者であったからと思われる。尋尊も、大乘院末寺信貴山寺における畠山義就の行動について非難はしていない。このことも、義就自身が事件の当事者であったことが、理由のひとつであろう。

またこの記事では、「自尊芸得業方以慶英律師、信貴山間事可計略之由申入之、自河内辺申歟之由慶英相語了、如此片岡方二仰遣由仰了」とも記されている。このことから畠山義就が、興福寺学侶を通じて、尋尊に相論の解決を依頼していることがわかる。そして尋尊は、片岡氏に相論の解決を命じているのである。

これまでの検討から、畠山氏と尋尊に両属し、その双方から相論の解決を期待されるという片岡氏の姿が見えてくる。このことは、国境地帯を本拠とする大和国人の性格の一端をあらわしているものと思われる。

片岡氏は、相論解決のため、畠山氏の両使をつとめた。そして相論が信貴山寺公文以下殺害によって、激化した後も、尋尊のもとで相論の解決のために働いた。それでは片岡氏は、この禅学相論を解決するような公平な立場にあったのであろうか。『大乘院寺社雑事記』文明一九年（一四八七）五月二三日条に興味深いことが記されている。「信貴山間事、禅徒大略片岡被官共也」。信貴山寺の禅徒は、片岡氏の被官だということである。もしそうであるのなら、片岡氏が両使として派遣されたときに、禅学相論を公平に仲裁しようとしたとは思えない。おそらく禅徒方に有利な裁定をしようとしたものと思われる²⁴。この裁定に不満をもった立野氏出身の学衆が、実力行使にでた可能性もある。この禅学相論が、公文らの学衆殺害という最悪の結果をもたらした原因は、ほかならぬ両使の片岡氏にあったのかもしれない。

また信貴山寺の禅徒が片岡氏の被官であり、学衆のなかに立野氏出身の者がいたことから、この禅学相論とは、信貴山寺膝下の大和国人の勢力争いの、もうひとつの姿であったともいえよう²⁵。

本節で述べたことをまとめてみる。文明一六年（一四八四）八月頃、大和、河内の国境付近に存在する信貴山寺で、禅学相論が発生した。信貴山寺は、興福寺大乘院末寺の寺院であった。大和国内の大乘院直末寺院であるにもかかわらず、信貴山寺では、この相論のことを大乘院門跡には注進しなかった。この相論の解決のために動いたのは河内畠山氏であり、畠山氏から相論解決のための両使が派遣された。この畠山氏が派遣した両使とは、龍田氏、片岡氏という、興福寺被官であり、なおかつ、信貴山寺膝下を本拠地とする大和国人であった。彼らは大和国人でありながら、河内にも拠点を有するなど、河内とは関係の深い国人であった。なお、興福寺や大乘院門跡をさしおいて、畠山氏が相論の解決に乗り出したことの理由のひとつは、畠山氏自身が、この相論の当事者であったからと思われる。また大和国人片岡氏は、畠山氏と尋尊に両属し、その双方から相論の解決を期待されるような存在であった。本節で述べたことをまとめてみると、概ね以上のようになる。

二 信貴山寺と畠山義就

(一) 禅学相論の展開

相論発生から、ほぼ二年四ヶ月後の文明一八年（一四八六）一二月、禅学相論の行方は、大きく展開する。『大乘院寺社雑事記』文明一八年二月一六日条を記す。

【史料四】

一就信貴山学衆歸寺事、京都御奉書自河内畠山右衛門（義就）佐方被付寺門之間、自学侶進之、
（小柳貞綱・豊岡慶綱・花田家清）
河内三奉行書状寺門へ付之云々、

信貴山事、依学徒与禅徒確論（執力）学徒悉以離山之間、勲行等令退伝（懸）云々、太不可然、
所詮如元令歸寺可有御祈祷之旨、可令下知給之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十八年九月十二日

对馬守判（松田敦秀）

加賀守判（箭尾清房）

大乘院雜掌

付信貴山禅・学確執、去九月之御奉書今日到来候、則依河州辺取合之子細遅々哉、
随而近明（念）属無為之間、今朝（十六日）令歸寺之由、河州之奉書到来候、則令歸山之由披
露候、先以目出候、彼京都御奉書令進入之由、可有洩御披露候、恐々謹言、

十二月十六日

供目代守弘

伊予法眼御房
(縁拜)

就中自学衆方書状進之、

今度河州辺申合先以可令帰山之由候、子細之事重而注進可申之由、此等趣御披露可畏入候、恐々謹言、

十二月十五日

学衆等

御奉行御中
大乘院

幕府奉行人奉書が、大乘院に届けられた。この奉行人奉書は、幕府から河内畠山義就のもとを經由し、興福寺寺門に届けられたものであった。そして興福寺学侶の手によって、大乘院に届けられた。その内容は、尋尊に対し、信貴山寺の学徒に信貴山寺に帰寺するよう下知せよというものであった。

この奉書は本来の幕府奉行人奉書の伝達経路とは、異なる経路をたどって大乘院に届けられた奉書であった。幕府より発給された奉行人奉書は、京都駐在の興福寺寺門雑掌の手を経て、大乘院に伝達されるのが、本来のルートであった。²⁶⁾

それではなぜ、この奉書は、通常の伝達ルートとは異なる伝達のされ方をしたのであるうか。この奉書が畠山氏の手を経て、大乘院に伝達された理由は、この幕府奉行人奉書の後段に書写されている信貴山寺学衆から大乘院奉行に宛てられた書状より推測することができる。この学衆方書状には、「河州辺申合先以可令帰山之由候」とあり、信貴山寺学衆が、信貴山寺への帰山を、河内畠山氏と申し合わせていることがわかる。ここから信貴山寺学衆と畠山氏が、近い関係にあったことが推測できる。おそらくこの奉書は、信貴山寺の学衆が、河内畠山氏に発給を依頼し、畠山氏がそれを受け入れ、幕府に発給させたものである。その結果、この奉書は幕府奉行人の手から、畠山氏の手に移されたものと思われる。

信貴山寺学衆は、信貴山寺離山から二年あまり、様々なルートを通じて、帰山を試みていたものと思われる。そのようなルートのなかで、有力なルートのひとつが河内畠山氏であったのであろう。

さて幕府の後ろ盾を得た信貴山寺学衆は、さっそく信貴山寺への帰山を試みた。『大乘院寺社雑事記』文明一八年二月二〇日条を記す。

【史料五】

一 信貴山禅徒於河内色々雖申付之、不承引之間、誉田令登山尚々可相宥支度、率人勢

罷向之間、可難義出来之由相存、坊々自焼没落了、然間物取共乱入、一山一時二滅亡了、然間学衆等不帰寺而空罷帰了、又在敵莊院云々、去十六日事也、

畠山氏は信貴山寺禅徒に対し、学衆帰山のことについて申し付けたが、禅徒は承引しなかった。そこで畠山氏重臣の誉田氏は、禅徒を宥めるため信貴山寺に向かったところ、禅徒は、これを難儀なこととして、坊舎を自焼して没落をしたということが、この史料には記されている⁽²⁷⁾。誉田氏は禅徒を「相宥」めるために信貴山寺に向かったというが、「率人勢」⁽²⁷⁾ いていたのであるから、これは禅徒を宥めるためというよりは、かなり強権的な軍事行動ともいうべきものであったことが推測される。

また、「然間学衆等不帰寺而空罷帰了」という文言から、誉田氏が率いていた「人勢」のなかには、信貴山寺学衆も含まれていたことがわかる。なお【史料四】の供目代守弘の書状の中に、「今朝^{十六日卯剋}令帰寺之由、河州之奉書到来候」といつ文言があることから、畠山義就が、信貴山寺学衆に「奉書」で、信貴山寺帰寺を命じていることもわかる。

尋尊は【史料四】の幕府奉行入奉書を、「一昨日御奉書等遣学衆方了⁽²⁸⁾」と、信貴山寺学衆に伝達をした。しかしながら、信貴山寺学衆と畠山氏は、尋尊による奉行入奉書の伝達を待たずに、この軍事行動が起こっていたものと思われる。【史料四】の供目代守弘書状によると、軍事行動が起こされたのは、「今朝^{十六日卯剋}令帰寺之由」と早朝の卯剋であった。この軍事行動が起こされたのが、守弘書状のとおり、早朝の卯剋であったならば、尋尊が幕府奉行入奉書を興福寺学侶から伝達される以前に、軍事行動は起こされていたものと思われる。

つまり信貴山寺学衆や畠山氏は、信貴山寺の本寺の門跡であり、大和国守護ともいうべき、大乘院尋尊の指示を待たずして、軍事行動を起こしているのである。このことは前節でも述べたとおり、この相論の当事者として、畠山氏が関わっていたことが、理由のひとつとして考えられる。しかし理由は、それだけではなく、信貴山寺と畠山氏が、この相論以前から関係を有していたことによるものと思われる。次項で、信貴山寺と畠山氏の関係について、検討を行うことにする。

(二) 信貴山寺と畠山氏

まず、『大乘院寺社雑事記』文明二年(一四八〇)二月二日条を記す。

【史料六】

一家門材木事、畠山方二自去年令申、屋形作事取乱二無沙汰也、只今申合古市、明日河内へ可申遣云々、仍書状事給書了、

先度以菅田令申候和泉堺材木事、可然様至信貴山寺被加御下知候者、可悦存候、
恐々謹言、

二月十二日

尋尊

畠山殿
(義就)

尋尊は自らの実家である一条家の造営のための材木のことを、畠山氏に依頼した。その依頼のための書状に、尋尊は「可然様至信貴山寺被加御下知候者、可悦存候」と記している。この書状で尋尊は、畠山氏に対して、信貴山寺に下知を加えるように依頼しているのである。信貴山寺の本寺の門跡であり、大和国守護ともいふべき、大乘院尋尊が、未寺である信貴山寺への命令を畠山氏に依頼することは、通常では考えられないのではなからうか。【史料六】から、畠山氏権力の信貴山寺への浸透ぶりがうかがえる。本来信貴山寺を一元的に支配していたはずの尋尊が、信貴山寺への下知を、畠山氏に依頼せねばならないほど、畠山氏と信貴山寺は、緊密な関係にあった。

そしてこの畠山氏と信貴山寺との緊密な関係こそ、相論の通りの両使派遣、畠山氏による幕府奉行人奉書の伝達、畠山氏の信貴山寺における軍事行動などが行われたことの原因であったものと思われる。

畠山氏権力が信貴山寺に及んだことの原因は、信貴山寺が畠山氏の領国である河内国との国境地帯に存在したことが理由であろう。信貴山寺の存在する信貴山は、天文五年（一五三六）に木沢長政が信貴山城を築城していること、天文末年に松永久秀が信貴山城に入城していることからわかるとおり、河内国から大和国を押さえるための軍事上の要衝であった。畠山氏が信貴山寺に早くから、その支配を及ぼそうとしていたとしても不思議ではなく、むしろ当然といえよう。

事実畠山義就は、信貴山寺を重要な要害と考えていた。『経覚私要鈔』長祿四年（一四六〇）一〇月一日条を記す。

【史料七】

一酉初点^二古市方より以片山弥九郎申給云、昨日自畠山右衛門佐龍田^(義就)へ押寄候、於西口有合戦、先陣越智備中守家国・彦三郎・同末子彦左衛門以下被打了、是筒井弥次郎^(順承)後政^(改)ヲ沙汰之間陣破故也、惣勢五百計寄畢、備中・彦三郎以下被打、残分三百計川鍋山^三取上テ取陣之处、弥次郎方勢筒井以下六時分より河鍋山ヲ取巻責戦之間、誉

田遠江入道・遊佐河内守国助・三宅以下大略被打了、畠山右衛門佐者信貴山へ取上、
先陣戦破之間嶽山へ引籠トモ申、又不知行ト云説(在左)之云々、(下略)

長祿四年九月に、室町幕府將軍足利義政は、畠山義就の幕府出仕を停め、畠山政長を畠山家当主とした。このことにより、義就と政長は激しく争うこととなった。政長は河内の義就を攻撃するため、長祿四年閏九月九日に、南都に入り、閏九月一六日に龍田に陣を敷いた。これに対し義就が先手を打って、政長の龍田の陣を攻撃したときの記事が、【史料七】である。この合戦はこの記事のとおり、義就方が敗北をした。それはともかく、【史料七】の文中に、「畠山右衛門佐者信貴山へ取上」と記されており、義就が大和の政長との合戦のために、信貴山寺に陣を敷いていたことがわかる。義就は、信貴山寺の重要性を熟知していたのである。

(三) 禅学相論の解決

さて、あしかけ五年に及んだ禅学相論は、長享二年(一四八八)二月になって、ようやく和解にむかった。『大乘院寺社雜事記』長享二年二月一八日条を記す。

【史料八】

一 召供目代信貴山両座落居趣巨細仰付之、然者寺門高札事、可被上之条可目出旨仰了、
則成集会可披露云々、定而両座召上、於自今以後者、对寺門・門跡不可存緩急旨、
咄文字可被申付歟之由申、給御披露状退出了、

尋尊は興福寺の供目代を呼び出し、信貴山寺における禅学相論が解決した旨の、「寺門高札」を掲げるように命じた。このとき供目代は、「於自今以後者、对寺門・門跡不可存緩急旨、咄文字可被申付歟」という進言を、尋尊に対して行っている。この信貴山寺の禅学が、寺門と門跡に対して行っていた「緩急」のなかには、信貴山寺と畠山氏との間での、緊密な関係が含まれていた可能性もあろう。具体的にいえば、【史料一】でみたように、信貴山寺では、禅学相論の発生を、本寺である大乘院には注進せず、畠山氏が相論の解決に乗り出していることなどがあげられよう。そしてこの時、信貴山寺の禅学が提出した「咄文」こそが、本稿の冒頭で紹介した、『大乘院寺社雜事記』長享二年(一四八八)三月一三日条に、「信貴山禅・学去十一日各罷上、於水屋御前咄文致其沙汰」として登場する「咄文」であったのである。

本節で述べたことをまとめてみる。相論発生から、ほぼ二年四ヶ月後の文明一八年(一

四八六)一二月、尋尊のもとに、信貴山寺学衆を帰山させるようにとの、幕府奉行人奉書が届けられた。この奉書は通常のルートとは異なり、河内畠山氏の手を経て、尋尊に届けられたものであった。この奉書はおそらく、信貴山寺学衆が、畠山氏を通じて、幕府に発給を依頼したものであった。幕府の後盾を得た学衆は、畠山氏とともに、信貴山寺帰山のための軍事行動を起こした。その軍事行動は、大和守護ともいべき尋尊の指示を待たずに起こされたものであった。信貴山寺と畠山氏のつながりは、今回の禅学相論以前から、両者が有していたものである。畠山氏は大和・河内国境に位置する信貴山寺の重要性を熟知しており、信貴山寺に自らの支配を及ぼそうとしていたものと思われる。この禅学相論が解決したとき、興福寺寺門と大乘院門跡は、信貴山寺に、今後、寺門と門跡に「緩急」しない旨の「皓文」を提出させた。この「緩急」のなかには、信貴山寺と畠山氏との間での、緊密な関係が含まれていた可能性もある。本節で述べたことをまとめてみると、概ね以上のようになるう。

おわりに

本章では、文明一六年(一四八四)八月から長享二年(一四八八)三月まで、あしかけ五年にわたって繰り広げられた信貴山寺における禅学相論を素材として、相論をめぐっての、興福寺大乘院とその門跡、信貴山寺周辺の大和国人、河内畠山氏の動向などから、信貴山寺の存在する河内・大和の国境地帯の室町期における諸相を描いてみた。

信貴山寺は興福寺大乘院末寺の寺院であった。大和国内の大乘院直末寺院であるにもかかわらず、信貴山寺では、禅学相論について、大乘院門跡には注進しなかった。この相論の解決のために動いたのは河内畠山氏であり、畠山氏から相論解決のための両使が派遣された。この畠山氏が派遣した両使とは、龍田氏、片岡氏という、興福寺被官であり、なおかつ、信貴山寺膝下を本拠地とする大和国人であった。彼らは大和国人でありながら、河内にも拠点を有するなど、河内とは関係の深い国人であった。なお、興福寺や大乘院門跡をさしおいて、畠山氏が相論の解決に乗り出したことこの理由のひとつは、畠山氏自身が、この相論の当事者であったからと思われる。また大和国人片岡氏は、畠山氏と尋尊に両属し、その双方から相論の解決を期待されるような存在であった。

文明一八年(一四八六)一二月、尋尊のもとに、信貴山寺学衆を帰山させるようにとの、幕府奉行人奉書が届けられた。この奉書は通常のルートとは異なり、河内畠山氏の手を經

て、尋尊に届けられたものであった。この奉書はおそらく、信貴山寺学衆が、畠山氏を通じて、幕府に発給を依頼したものであった。信貴山寺学衆は、畠山氏とともに、信貴山寺帰山のための軍事行動を起こした。その軍事行動は、大和守護ともいっべき尋尊の指示を待たずに起こされたものであった。信貴山寺と畠山氏のつながりは、今回の禅学相論以前から、両者が有していたものである。畠山氏は大和・河内国境に位置する信貴山寺の重要性を熟知しており、信貴山寺に自らの支配を及ぼそうとしていたものと思われる。本章で述べたことをまとめてみると、概ね以上のようになる。

従来の大和国の国境地帯を扱った研究で、国境地帯を本拠とする大和国人が、他国勢力である、畠山氏や北畠氏、あるいは高野山の影響を受け、それらの勢力の被官となる状況が明らかにされてきた。⁽¹⁾⁽³⁾ しかしながらこれらの研究で取り扱ってきたのは、時期的には一六世紀の戦国期であり、地域的には、宇陀郡、宇智郡といった大和国の辺境地帯であった。

これに対し本章では、時期的には、戦国期権力の形成過程ともいえる文明年間を取り上げ、地域的には、大和国の中央部といえる國中周辺を取り上げた。検討の結果、文明年間にもうすでに、大和国人は河内畠山氏に接近し、畠山氏も大和国へ勢力を及ぼそうとしていたこと、しかもそれは、大和国の中央部である國中周辺で行われていたことが、明らかになったといえよう。

注

- (1) 松山宏氏、朝倉弘氏「信貴山とその内訌」(三郷町史編集委員会編『三郷町史』上巻、一九七六年)。
- (2) 弓倉弘年氏『中世後期畿内近国守護の研究』(二〇〇六年)。
- (3) 小谷利明氏『畿内戦国期守護と地域社会』(二〇〇三年)。
- (4) 野田泰三氏「鷹山氏と興福院文書」(大和を歩く会編『古代中世史の探究』、二〇〇七年)。
- (5) 西山克氏「戦国大名北畠氏の権力構造」(『史林』六一、二、一九七九年)。
- (6) 森田恭二氏「大和宇陀郡国人の動向」(『日本文学研究』三九、二〇〇八年)。
- (7) 第三部第二章「戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立」、第三部第三章「戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の内部構造と高野山」。

(8) 平群町史編集委員会編『平群町史』(一九七六年)、平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。

(9) 黒田俊雄氏「中世寺社勢力論」(『岩波講座日本歴史』六、一九七五年)。

(10) 『大乘院寺社雑事記』寛正二年五月九日条、寛正三年八月二〇日条等。

(11) 『大乘院寺社雑事記』寛正五年二月一七日条、応仁二年一〇月十五日条等。

(12) 『大乘院寺社雑事記』延徳二年二月九日条、二月二二日条等。

(13) 『多聞院日記』永正三年三月一五日条。

(14) 第二章「室町期における興福寺大乘院門跡の検断と国人」。

(15) 「指示」とは、小学館刊『日本国語大辞典』(一九七六年)によると、中世、箇条書の書き出しに用いられて、以下に旨趣を申し述べることを示す、とある。この「指示」の持つ意味からも、この文書の内容が、信貴山寺学衆の主張を述べたものであることがわかる。

(16) 二〇〇八年七月、戦国織豊期研究会において、本章の内容を口頭報告させていただいた。その折、川岡勉氏から、通常、畠山氏の両使は、畠山氏の正当な被官が勤めるもので、大和国人が勤めるものではないとのご指摘を賜わった。川岡氏のご指摘に対して、全面的にお答えできるだけの用意はない。しかしながら、大和国人が、畠山氏の両使を勤めていることの理由を、一応以下のように理解しておきたい。畠山氏の両使を大和国人が勤めたのは、大和国が畠山氏にとっては、非領国であったことに、理由があるのではないか。つまり、非領国である大和では、畠山氏は自らの被官を両使として、派遣することはかなわず、畠山氏と縁のあった大和国人を両使として起用したものと思われる。

(17) 『大乘院寺社雑事記』康正三年四月二八日条。

(18) 『大乘院寺社雑事記』康正三年四月二八日条。

(19) 前掲注(2) 弓倉氏著書。

(20) 山村雅史氏「片岡武士団の活動」(王寺町史編集委員会編『新訂王寺町史』本文編、二〇〇〇年)。

(21) 前掲注(20) 山村氏論文。

(22) 前掲注(3) 小谷氏著書。

(23) 前掲注(2) 弓倉氏著書、前掲注(3) 小谷氏著書。

(24) 本章の内容を口頭報告させていただいたあり、矢田俊文氏から、信貴山寺禅徒が片

岡氏の被官であったのならば、片岡氏が相論の行方について主導権を握っており、相論については、片岡氏の思惑どおりに進むことが、当初から決められていたのではないかと、この指摘を賜わった。確かに、片岡氏が相論に対する主導権を握っており、矢田氏の「ご指摘は重要であり、矢田氏の「ご指摘どおりである可能性は否定できない。ただし、尋尊がこの記事を記しているのは、文明一九年（一四八七）五月一三日のことであり、相論発生から、約二年九ヶ月後のことである。尋尊はこの時点ではじめて、禅徒が片岡氏の被官であったことを知ったのではないかと。相論発生当初は、尋尊や畠山氏という、片岡氏や信貴山寺の上級権力は、在地の状況をよく把握できていなかった可能性がある。これら上級権力は、片岡氏の実態を把握できないまま、片岡氏に相論の解決を委ねていたのではなからうか。

(25) 山村雅史氏も、前掲注(20)論文で、この禅学相論が、大和国人の勢力争いであった可能性を示唆しておられる。

(26) 第一章「室町期大和国の守護権に関する一考察」。

(27) 前掲注(1)松山宏氏、朝倉弘氏論文では、「誉田」を畠山基家と推測されているが、本章では、畠山氏重臣の誉田氏と推測しておく。

(28) 『大乘院寺社雑事記』文明一八年二月一七日条。

(29) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。

(30) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。

(31) 前掲注(2)弓倉氏著書、前掲注(3)小谷氏著書、前掲注(4)野田氏論文、前掲注(5)西山氏論文、前掲注(6)森田氏論文、前掲注(7)拙稿。

第二部 中世後期国人層の権力構造

はじめに

一九七〇年代以前の戦国期の研究は、戦国大名論が中心であった。この戦国大名論では、地域的には東国の後北条氏・武田氏・今川氏、西国の毛利氏等を取りあつかい、時期的には一六世紀中頃以降を分析対象としている。つまりこれらにおいては大名検地や貫高制の成立及びその貫徹という戦国大名権力の到達点を明らかにしようとする研究が中心であり、⁽¹⁾このような研究視角で戦国期はすべて説明されてきたのである。ここでは特殊な地域といわれる畿内近国の研究をはじめとし、等閑視されてきたものが数多くある。

しかし一九七〇年代以降、このような状況は克服されつつあり、畿内近国についても様々な視角から研究が行われている。宮島敬一氏は、「検地 貫高制」の設定・貫徹をもって戦国大名とする従来の戦国大名論では畿内近国には戦国大名は存在しないことになる、とされた。その上で、「中世社会における先進地域であり、その歴史的諸矛盾が総括的にあらわれ、統一政権が形成された地域である」ところの畿内近国における戦国大名を中心とする戦国大名論の必要を説かれ、六角氏の分析を行われた。また同氏は、同様の研究視角から、戦国大名のみでなく畿内近国の小領主連合である「甲賀郡中惣」にも注目された。⁽²⁾また今谷明氏は応仁の乱以降ひたすら崩壊してゆく室町幕府という従来の見解に異議を唱え、応仁の乱以降の室町幕府の存在形態を明らかにされた。⁽³⁾さらに、今谷氏の研究をうけた森田恭二氏は、幕府や細川政権という中央権力を支えた畿内国人の存在形態、あるいは幕府と在地構造との関連を明らかにされた。⁽⁴⁾

また視点を変えてみるならば、一九八〇年代には戦国大名と守護職の関わりを論じた研究も進展をみせた。これらの研究により、戦国大名にとって守護職は実効あるものであったということが明らかにされている。⁽⁵⁾

このような状況のなか、大和国においても戦国期の研究が進んだ。村田修三氏による戦国期大和の城郭研究と、そこからの大和国人層の実態的把握⁽⁶⁾、安国陽子氏による興福寺の荘園支配とそれに有機的に関連する大和国人の姿の究明⁽⁷⁾、等がその代表的なものである。これらの諸研究により戦国期大和の研究は進んだ。しかしこれらの研究の多くは、その分析対象の中心を一六世紀においており、その前段階である一五世紀における大和国人

の権力の形成過程に関する研究は少ない。わずかに熱田公氏の一連の研究が目につく程度である。⁽⁸⁾

熱田氏は一五世紀における大和国人について、被官関係からみると、国人と被官との関係は強度な隷属関係ではなく、一種の契約関係であり、このような関係にとどまるかぎり、分属常なき場合も発生し、いまだ強力な主従関係ではなかった、とされた。また有力国人とその一族の関係をみると、国人の一族（庶家）は独立の衆徒・国民として興福寺より取り立てられており、そのため、一族とは独立の衆徒・国民の党的結合以上のものではない、とされた。つまり熱田氏は、一五世紀の大和国人は権力形成がまだ脆弱で、一族・被官の結集も弱く、その内部構成も甚だ脆いものであった、と把握されたのである。

熱田氏のこの見解は、一五世紀の大和国人の存在形態として通説化しているようである。しかしながら、熱田氏のこの把握では、まがりなりとはいえ大和統一を果たした筒井氏をはじめ、戦国期武家権力化をめざした大和の有力国人たちの姿は説明しきれないものがある。熱田氏も述べられているように、興福寺の強力な荘園支配体制の残る大和では、興福寺の支配体制を打破する国人の在地支配はむつかしく、⁽⁹⁾「一族・一派をより強く組織し拡大すること」こそが大和国人が戦国大名へ前進するための唯一の方法だったのである。⁽¹¹⁾ またそれが成功したからこそ、筒井氏は大和統一を成し遂げ、織田信長政権下での大和守護就任が果たせたのであろう。熱田氏の見解には、まだ再考の余地が残されているのではないかと考えられる。そこで本章は、大和国人古市氏の一五世紀における家臣団編成およびその内部構造をあきらかにすることにより、大和国人の存在形態を描いてみようとするものである。

一 古市氏の一族結合の強化

興福寺の一衆徒であった古市氏は一四世紀の二〇年代に史料上にその名を見せるようになり、八〇年代には大乗院家坊人の代表的存在となった。⁽¹²⁾ 古市氏は一五世紀の半ば胤仙の代より国人としての領主的行動をおこす。⁽¹³⁾ それに応じて古市氏はその家臣団を強力に編成してゆく。本節および次節では古市氏が進めた家臣団の形成過程について述べる。家臣団の形成過程を扱うのは、家臣団の形成過程が古市氏権力の形成過程を、より直接的にあらわすものと考えからである。

鎌倉時代中期以降、武士団では庶家の惣領からの独立傾向が強まり、惣領制が解体の方

向へと進む。熱田氏が明らかにされたように大和でも事態は同様であった⁽¹⁴⁾。このことはもちろん、古市氏も例外ではなかった。そこで古市氏が、いかにして独立しようとする庶家を抑え、一族結合を強力なものにしていったかを、本節では考察してゆく。

(一) 古市氏庶家の独立への傾向

嘉吉年間、古市氏惣領胤仙は、大和の有力国人筒井氏と「五ヶ関務代官」・「官符衆徒棟梁」の地位を争っていた。この争いは、筒井一族の家督・五ヶ関務代官をめぐる内紛に乗じて、前大乘院門跡経覚が胤仙や有力衆徒豊田頼英とはかり、筒井一族を五ヶ関務代官職から召し放とつとしたことが事の発端であった⁽¹⁵⁾。この争いは胤仙の死まで続くことになる。この筒井氏との争いでは当初、古市氏の一族結合ははまだ強くなかった。このことは、『大乘院日記目録』⁽¹⁶⁾ 嘉吉二年(一四四二)一月一日条より確認できる。

【史料一】

十一日、前筒井順弘令引率立野衆以下、夜前金堂二引籠、相違子細在之間、則楯籠眉間寺、可責光宣之坊弥勒院支度云々、則筒井順永以下手者、光宣手者等、打寄眉間寺、順弘以下責洛了⁽¹⁷⁾、定宗房并立野衆以下十方没落事畢以後為合力、木津襲来般若寺坂辺二、木津父子、狛下司以下被打了、光宣方二八山村・郡山辰巳等打死了、修日合戦也、

この記事より、古市氏の一族であった山村氏が、古市氏方筒井順弘の敵方である筒井順永・光宣方の一員として戦死していることがわかる。山村氏は、胤仙子息の胤栄が官符衆徒棟梁に就任した時に、その代官をつとめ、また代々の当主の実名に古市氏と同じ「胤」の通字を用いるほどの最有力一族である。ところが、嘉吉二年(一四四二)一月段階では、その山村氏ですら惣領家である古市氏に逆らい、自己の利害を優先して行動しているのである⁽¹⁷⁾。このことより、古市一族内部での庶家の独立的傾向を指摘できる⁽¹⁸⁾。

当然古市氏にとっては、このような事態は克服せねばならないことであった。胤仙は克服の手段として興福寺の官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職に就任するという方法をとった。彼は嘉吉三年(一四四三)九月一六日に、昨年より争っていた官符衆徒筒井順弘・成身院光宣兄弟を豊田頼英父子らとともに攻めて、南都から追い落とすことに成功した⁽¹⁹⁾。この結果、胤仙は豊田頼英・小泉重弘とともに官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職に就任した。

(二) 胤仙による一族結合の強化

官符衆徒とは、どついう地位であったのか。『大乘院寺社雜事⁽²⁰⁾記』文明一〇年(一四七八)五月一五日条の説明によると、寺務(別当)・権別当・三綱という宣下職を官符と号する。その官符の被官であるから「官符衆徒」と号する、とあり、そしてその職務としては、寺務領の奉行、興福寺七郷及び寺社の諸検断、神事・法会の奉行があげられている。次に、古市胤仙の官符衆徒棟梁就任に関する史料をあげる。

【史料二】

奈良中雜務事、小泉重弘・豊田頼英・古市胤仙此三人、自前大僧正經⁽²¹⁾ 被仰合徳⁽²²⁾ 本
被仰付之了、(後略⁽²¹⁾)

【史料三】

入夜実意僧正、清祐法眼以下少々仰談之、其故ハ、当門跡事、自日比光宣以下如所敵、
結句今度令没落之刻、令破却沙汰衆、又官符衆徒事申次京都、仰小泉・古市・豊田了、
(後略⁽²²⁾)

【史料二】では、経覚が幕府管領畠山持国と相談して胤仙と他二人に「奈良中雜務」を仰せつけた、とある。一方【史料三】では、(経覚が)「官符衆徒」のことを京都に申次をして胤仙と他二人に仰せた、とある。いずれにしても、経覚と持国の力により胤仙が官符衆徒棟梁及び奈良中雜務検断職に就任できたことは明らかである。⁽²³⁾胤仙はこの職を手中にしたことにより大きく発展するきっかけを作った。

胤仙にとって、官符衆徒棟梁への就任は古市惣領家からの独立を指向する庶家に対しても有効であった。胤仙の官符衆徒棟梁就任直後の文安元年(一四四四)二月二十八日に、胤仙は筒井方の窪城氏と合戦を行う。

【史料四】

自奈良飛脚到来、昨日筒井勢為責井戸、二百余上櫛本之処、豊田衆馳合、致合戦之間、
追散了、其刻、為支古市、森本より窪城衆上野へ出之処、山村⁽²⁴⁾・見塔院伊豆⁽²⁵⁾・靱田室
井南都方衆少々馳合、令合戦之間、窪城一族⁽²⁶⁾、若党二人・中間一人打取了、(後略⁽²⁴⁾)

この合戦では、嘉吉二年(一四四二)一二月段階で、惣領家古市氏に逆らい独立を指向していた有力庶家の山村氏をはじめ、古市一族の見塔院(吉田)氏、靱田室氏らが古市惣領家のために戦っている。これ以後の合戦では、原則的に一族は一貫して古市惣領家のも

とで戦うようになる。よってこの一族結合は熱田氏のいわれるような脆い結合ではなく、むしろ強力であった、というべきであろう。

胤仙にとっては、庶家とはいえ独立した衆徒・国民である一族の結合維持のためには、彼ら一族を公的に支配することのできる官符衆徒棟梁の地位は必須のものであった。また、この地位に就任するということは、当然のことながら、興福寺や幕府の権威を背負うことにもなり、一族結合維持には好ましい方向に作用した。

胤仙は官符衆徒棟梁に就任することにより、庶家の独立指向のため解体の危機にあった一族結合を強化することに成功した。そしてこの一族結合の強化は、庶家を家臣団化するための第一歩でもあった。

ところが、胤仙はせっかく手中にした官符衆徒棟梁の地位を、わずか二年で手放すことになる。これは、一度は南都から追い落とすことに成功した筒井順永・成身院光宣兄弟が復活を果たし、逆に胤仙が南都から逐われてしまったためである。これより後、胤仙は失った官符衆徒棟梁のかわりに、新しい権威のシンボルとして前大乘院門跡経覚を推戴し、一族結合の維持につとめた。

経覚は九条経教の子として応永二年（一三九五）に誕生した。彼は生まれながらにして興福寺内において昇進・待遇等が特別扱いをされる貴種出身の貴族僧であった。経覚は応永一四年（一四〇七）に出家し、応永一七年（一四一〇）に大乘院門跡、応永三三年（一四三二）に興福寺別当に就任した。彼はその後、永享一〇年（一四三八）に恐怖政治を行なったことで有名な六代將軍足利義教の手により大乘院から追放される⁽²⁶⁾。経覚追放後の大乘院門跡には、一条家出身の少年僧の尋尊が就任した。しかし、あまりの恐怖政治の結果、嘉吉元年（一四四一）に義教は赤松満祐の手により暗殺される。この義教の横死により経覚は復活を果たした。

胤仙は、経覚が大乘院に帰住した直後から、積極的に経覚に接近をはじめた。『雑事記』文明七年一月九日条によると、元来、古市氏は大乘院家坊人の中では、小泉氏とならび、門跡のもとで出家をすることのできる特別な家である。この坊人としての特別な地位が胤仙の経覚接近を有利にしたことは想像に難くない。経覚に深く接近しだした胤仙は、経覚から衆徒・国民の中で特別扱いされるようになってくる⁽²⁶⁾。この特別扱いの結果が、胤仙の官符衆徒棟梁への就任であった。

ところが先述したように、胤仙は宿敵筒井順永・成身院光宣兄弟の復活とともに没落を余儀無くされる。胤仙とともに順永らと戦ってきた経覚もまた、再び大乘院を逐われ大和

葛上郡の安位寺まで落ちのびる。文安二年（一四四五）九月のことである。その後文安四年（一四四七）まで経覚は安位寺ですごす。文安四年四月二三日、経覚は安位寺を出て古市へ移る。

永島福太郎氏は、経覚が大乗院門跡の膝下にある古市を隠居の地にえらんだのは当然である、とされる⁽²⁷⁾。しかしそうは思えない。経覚は、彼を手中にしようとする胤仙の強い意志によって半ば強引に古市に連れてこられた、といつてよい。『経覚私要鈔』によると、四月一三日に経覚は「為中風療治」古市にやってくる。当初は、ほんの短期間の逗留の予定であった。経覚は五月二三日に安位寺へ帰ろうとする。ところが、「今明可帰山之処、寺門事有籌策之姿、其間可移座由、方衆等申之間、先延引了⁽²⁸⁾」とあるように、経覚は安位寺帰山を延期する。経覚の帰山をとめた「方衆」とは、古市氏とともに筒井氏と戦っていた「古市止住六方衆」のことであろう。『経覚私要鈔』によると、それから約一カ月後の六月二十七日、再び経覚は帰山しようとする。ところが前回と同じく「寺門事籌策子細之間」という理由で「まけて今暫如此ニテアルヘキ之由、六方衆并古市申之間、無力令逗留了」となり、経覚はしかたなく逗留を続けている。この後、経覚は安位寺に帰るとは言わなくなり、文明五年（一四七三）の死まで、実に二七年間を古市迎福寺ですごすことになる。

経覚は隠居したとはいえ、当時の大乗院門主はわずか一七才の尋尊であり、経覚は古市移住後も二度にわたって興福寺別当をつとめている。彼は興福寺内・大和国内においても、また中央においても、いまだ権威・実力ともに十分であった。この経覚を半ば強引に手中にしたことは、胤仙にとっては当然大きな意味をもった。先述したように、一族結合の維持のためのシンボルとなったのはもちろん、宿敵筒井対策としても有効であった。また、中央権力との関係を深めることもできた。

胤仙は、官符衆徒棟梁に就任したり、経覚を推戴したりして自己の勢力を伸ばそうとした。このことは一見、胤仙が幕府・興福寺・経覚という幕府 守護体制にたよっているようにみえる。しかし川岡勉氏が明らかにされたように、胤仙の活躍した一五世紀中葉とは、畿内近国に限っていえば、幕府支配が強化された時期である⁽²⁹⁾。また、胤仙より約一世紀後の戦国大名にとつてですら、幕府より任じられる守護職の掌握 大和でいえば、官符衆徒棟梁就任 は重要であった⁽³⁰⁾。胤仙が室町幕府 守護体制の中で、成長しようとするのは、当然といえよう。それに隠居したとはいえ、前大乗院門跡を半ば強引に連れてくるなどということも、彼の並外れた手腕を示しているといえる。

二 古市氏による家臣団統制の強化

胤仙は官符衆徒棟梁に就任し、それを失ってからは経覚を推戴することにより、一族結合の強化をなすとげ、一族を家臣化するための第一歩をなした。その胤仙は享徳二年（一四五三）五月、「傷寒」（熱病・チフスの類）にかかり、同年六月二十四日に没した。胤仙のあと、古市氏家督を継いだのはいまだ年少の嫡子、春藤丸（のち胤栄）であった。

胤仙の死により、古市氏の勢力は一時的に減退し筒井氏と和睦を行う。ところが筒井氏は、両畠山氏の争いに巻き込まれ康正元年（一四五五）八月一九日、南都からの没落を余儀無くされる。

筒井氏の没落の結果、古市氏には大和国人のリーダーに再び返り咲くチャンスがめぐってきた。古市氏は筒井氏の没落の約一カ月後の九月一六日に官符衆徒棟梁に復帰する。『雑事記』の九月一六日条に「筒井退散間官務衆徒事五人自京都被定之」とあり、『日記目録』同日条には、「九月一六日、官符事、豊田頼英・古市春藤丸代官山村胤慶・小泉今力丸代官同新重栄・高山奥頼弘・秋篠尾崎」と記されている。幕府より任命された五人の中に、古市春藤丸がいることがわかる。古市春藤丸の代官として有力一族の山村胤慶の名があげられているのは、春藤丸はいまだ元服（出家）前であり、公的には一人前の「人」として認められていないからである。春藤丸は寛正六年（一四六五）八月二八日に出家をし胤栄となった。この場合、僧侶である衆徒の出家は俗人の元服にあたるであろう。

（一）胤栄による家臣の自力救済権の否定

胤栄期の古市氏とは、一口にいつて家臣団の統制を推進した時期といえる。以下、胤栄の行った家臣団統制について述べる。

長祿二年（一四五八）段階までに胤栄は、古市家中の裁判権を掌握し、被官の自力救済権を否定する。『経覚私要鈔』長祿二年七月二日条を記す。

【史料五】

申刻於古市城若党弥八被殺了、討手鹿野園源三郎（負也）、子細八弥八（弟）、此間細々令乱入源三郎屋、申懸煩之間、其子細古市二申処、左様致無法沙汰者、無力可討之由令許可（之備）、今日又令乱入致無法之間、無力令殺害了、仍為申其子細、源三郎同類

十人計相具、古市所へ出て、申此子細之処、弟^當弥八無左右罷出源三郎ヲ突之間、又弥八ヲ討了、於堂聖討事者、古市許可之間雖無其科、於城又討弥八事者、親類致訴訟之間、源三郎可生涯旨治定之処、鹿野苑善忍父子罷出、無左右源三郎ヲ切伏了、其外若党等手副云々、仍当座兩人失命可謂不便、(後略)

右の史料は、大変興味深い史料である。まず、古市氏の家臣であった鹿野園源三郎が堂聖を殺害したという第一の事件に注目してみる。この事件の発端は、堂聖が源三郎の家にさいさい乱入し「申懸煩」けたことであつた。これに対し源三郎は、私闘によって事の決着をつけるのではなく、主人古市氏に訴えでて、古市氏の許可をとってから堂聖を殺害している。またその後、古市氏に対し報告を行っている。つまりこの事件から、古市家臣団においては私闘による自力救済は認められていないし、許可をとった殺人であつても報告義務がある、ということがうかがえる。

次に、兄堂聖の敵を討とうとした古市若党の弥八が源三郎に返り討ちにされた、という第二の事件と、この事件に関する古市氏の裁判に注目してみる。まず事件の後、被害者弥八の親類が古市氏に訴訟を行っている。ここでも第一の事件と同じく、私闘によって事の解決をはかるうとはせず、訴訟によって事件の解決をはかるうとしている。これも自力救済の禁止をあらわしている、といえる。つまり、被害者の親類には事件がおこつた時に訴訟を行う義務があつたのではないか、と思われるのである。次に古市氏による裁判の判決をみてみる。まず、この裁判の結果が、ちようと官符衆徒が南都において行うような職権的な「判決」であることに注目したい。⁽²³⁾ けつして和解をすすめるような裁判ではない。⁽²⁴⁾ またこの判決では、堂聖を殺したことについては、古市氏の許可済みであるから無罪、しかし弥八を殺したことにについては有罪として、死刑の判決を下し、源三郎はその場で処刑されている。つまりこの判決は、たとえ正当防衛であつても殺人を犯せば死刑になるといふ、近世の「喧嘩両成敗法」の先駆的な形態をとっている。この古市氏の判決では、源三郎の自力救済権は完全に否定されている。

次に注目すべきことは、この事件の一部始終を記した前大乘院門跡経覚は、源三郎と弥八の兩人を「不便」とはしているものの、古市氏の判決については何ら異議をほさんでない。また当時、興福寺別当であつた大乘院門跡尋尊をはじめとして、興福寺権力も、古市氏のとつた処置に対して異議をほさんだ形跡はない。これだけの事件が南都や興福寺末寺でおこつていれば、興福寺権力は沈黙しているはずがない。⁽²⁵⁾ すなわち、興福寺権力は古市氏家臣団内部での出来事にはまったく口出しはできず、寺家被官であるはずの古市氏

の検断権が、古市氏家臣団の中に限っていえば貫徹しているのである。古市氏は強力な家臣団統制を行いつつあったと考えることができるのではないか。

ここで、古市氏と家臣の関係を考えてみる。熱田公氏は、大和国人と被官の関係は強度な隷属関係ではなく、一種の契約関係である、とされた⁽³³⁾。しかし、この事件からもわかるように、古市氏と家臣の関係は、家臣からすれば古市氏にその生命すら奪われるほどの強い支配・統制をうけていたことがわかる。つまり契約関係というよりも、むしろ支配・被支配の関係にあったといえるのではないか。

次に『経覚私要鈔』応仁元年（一四六七）七月一四日条をみてる。

【史料六】

西頼三郎次郎子、依無正体子細、十年計憑布施奉公、其時依有見目事歟、成侍了、然布施ヲ出テ憑長^(柄方) 鞆、此四五年令奉公了、而昨日為主人令生涯了、仍古市下人條無子細之間、可寄長^(柄方) 鞆由、令支度之处、豊田相州長^(柄方) 鞆南罷出折中之間、城中立煙、本人罷出、下主人之間無力闇云々、

この史料によると、西頼三郎次郎の子は、布施氏に仕えたり、長柄氏に仕えたりと、一見熱田氏のいわれるような、分属常なき状態にあるようにみえる。しかし、彼が長柄氏に殺されたとたん、古市氏は三郎次郎の子は自分の下人である、との理由で長柄氏を攻撃しようとしたのである⁽³³⁾。このことより、一見分属常なき状態にみえる被官にも、実は「本主」とでもいうべき、一番重要な主人が常にいたのではないかと思われるのである。

(二) 胤栄による家臣団の統制強化

文正元年（一四六六）段階になると、胤栄の統制力は有力一族の山村胤慶にまで及んでくる。『雑事記』の同年七月一三日条では、「山村武蔵公^(胤慶)遂電、与古市丹後公^(胤栄)不和故也」と記されている。ここでいう「逐電」とは、胤栄による追放という意味である⁽³³⁾。この原因は、『雑事記』の記事によると、興福寺東北院と国人椿尾が菩提山の発志院という僧の被官化をめぐる争っていたことにある。その争いの最中に、発志院が山村をたよったため、山村では発志院のために椿尾と争うことを決定した。しかしこれを「惣預^(領方)方」、すなわち胤栄が承服しなかったのである。山村は約半年後の翌文正二年（一四六七）二月一九日、胤栄により許される。『経覚私要鈔』の同日条によると、「山村武蔵房事、依・山発心院事^(志)、古市令勘当了^(胤栄)、然今日免除之間為礼来云々」とある。この半年の間、尋尊

も興福寺もまったくこの問題には関与していない。山村氏とは興福寺の官符衆徒になれる家であり、また大乘院家坊人でもあった^(3.9)。ところが惣領家であるとはいえず、興福寺からみれば同格の衆徒であり、大乘院からみても、これまた同格の坊人にすぎない古市氏が、山村氏を独自に処分しても興福寺も大乘院も沈黙したままであった。すなわち文正元年段階では、興福寺は公的機関として古市氏の山村氏への私的制裁をとめることができず、古市氏による一族統制は強いものであったと考えられる。

文明二年（一四七〇）六月には、もっと大きな事件がおこる。『雑事記』の同年同月一日条では、次のとおり記している。「古市被官人二人切頭了、不便、此外若党一族等三十人遂電^(遂)、就伊勢高荷事相乱子細在之故也、無力次第不便々々」。この記事にみえる「伊勢高荷」の相乱とは、寺門や六方をも巻き込んだ大事件であったようである^(4.0)。それはともかく、古市氏が被官二人を処刑し、一族・若党を三〇人も処分したことについて、尋尊は「不便々々」としながらも「無力次第」、つまり、どうすることもできないこと、としている。ここでは、古市氏が一族や被官を処分することは、当然であるといった尋尊の意識がみられる。しかし、この処分された一族の中には、興福寺内では古市氏と同格の官符衆徒にまでなれる家である有力一族の室氏まで含まれていたのである^(4.1)。その後尋尊は、『雑事記』六月一七日条に、「古市参申、今度被官人共事内々仰之」と記すように、古市氏に被官人のことを「内々仰之」している。つまり、門跡として公式に命令するのではなく、あくまで「内々」に命令しているのである。尋尊はこの後も古市氏の一族・被官のために取りなしを続け^(4.2)、事件のおこった翌文明三年（一四七二）四月一九日に、「今夜大乘院僧正来、古市勘当一族若党共事、色々侘事之間、免除云々」と『経覚私要鈔』の同日条にあるように、一族・被官の勘当は解かれた。事件がおこってから一〇カ月の間、興福寺も経覚も沈黙を続けた。唯一動いた尋尊も「内々」、つまり私的に行動したのである。古市氏の一族・被官統制に対し、山村氏の時と同じく、興福寺も尋尊も公的には何もできなかったのである。

熱田公氏は文正元年（一四六六）の山村氏の一件も、文明二年（一四七〇）の一件も、若い胤栄のもとで、一族・被官の結集は乱れがちで、その結合が強固でなかった証左である、とされた^(4.3)。しかし先述した長祿二年（一四五八）の古市氏の家中での裁判権の掌握および家臣の自力救済権の否定と、これらの事件をあわせ考えるならば、これらの事件は、むしろ古市氏による家臣団の統制力強化と考えたい。古市氏が大和国人のリーダーになるためには、強力な家臣団編成は必須のことであった。またそのために、一族や被官の独立

を否定し、家臣化することは当然必要であった。胤栄の幼少期に代官をつとめた山村胤慶が、胤栄の出家(元服)後すぐに勘当されているのは象徴的な事件といえる。この一件は、最有力一族の山村氏でさえ、惣領の古市氏に逆らえば、処分されるといふことと、胤栄が、名実ともに古市一族の惣領になったことを、家臣団内外に示したものと思われる。

本節でとりあげた諸事件は、毛利氏の戦国大名化の指標とされる天文十九年(一五五〇)の井上氏誅滅⁽⁴⁴⁾と同じ性格をもっているものと思う。また、毛利氏が永享六年(一四三四)段階で、庶家の統制に苦勞し、その統制のために室町幕府の権威を必要にした⁽⁴⁵⁾のに対し、古市氏は庶家の勘当を幕府や興福寺の力を借りることなしに、それどころかむしろ、興福寺に介入をさせずに行っていることも、古市氏の家臣団統制の進展を物語っているものと思われる。とすれば、古市氏はきわめて小規模ながら家臣団統制に限っていえば、毛利氏ら戦国大名に先行していたといえるのではないか。

なぜ古市氏が、このような強力な家臣団編成・統制をすすめたのかについて述べる。熱田氏もいわれるように、興福寺の支配が強固に残存する大和では、大和国人にとり、一族・一派をより強く組織し拡大することが、大和の政局における主導権を掌握し、戦国期権力化するための唯一の方法だったのである。⁽⁴⁶⁾故に古市氏は強力に家臣団編成をすすめた。なお古市氏には、他の国人以上に家臣団編成を強力にすすめなければならぬ、もうひとつの理由があつた。それは古市氏のもつ大和国人としての新興性である。古市氏は春日若宮の願主人の党組織である「六党」のいずれにも所属していない。大和の有力国人で「六党」に所属していないのは、古市氏のみである。このことは古市氏の新興性を物語っているものと思われる。⁽⁴⁷⁾また「六党」の頭領であることに深い関連をもつといわれる大和国人の私的な勢力圏である「郷」が、文明年間に成立してくる。筒井・越智・十市・箸尾といった大和を代表する有力国人はみな、文明年間にそれぞれの「郷」を形成する。⁽⁴⁸⁾しかしながら、有力国人の中で古市氏のみは「郷」を形成しない。このように大和における新興性のために、在地支配の点では他の国人に遅れをとらざるをえなかつた古市氏が、他の有力国人と比肩し、それを凌駕してゆくためには、他の国人にもまして強力な家臣団編成が必要だつたのである。

但し、古市氏権力を支えていたのは、一族であり若党達であつた。その権力の基盤を否定することは、自らの否定につながるというジレンマを胤栄はかかえていた。文明七年(一四七五)、胤栄は突然に隠居をする。この隠居を熱田公氏は、胤栄の弟澄胤の人望が高まり、胤栄では一族・若党の統率が十分ではなかつたのではないか、とされた。⁽⁴⁹⁾私は、な

ぜ胤栄に人望がなかったかを考える必要があると思う。胤栄に人望がなかったのは、強力な家臣団統制を進め、家臣団強化を急いだ胤栄への一族・被官からの反発が原因であったかもしれない。しかしながら、胤栄の隠居は形ばかりのものであった。家督こそ弟澄胤に譲ったものの、この後も澄胤に協力し活発に活動している。あれだけの家臣団統制を進めながらも、形式的な隠居でことがすんでいることの方に注目すべきであろう。いいかえれば、古市惣領家の権力がそれだけ強力なものであった、といえる。古市惣領家の権力が強力なものであったことは、例えば、先述したように家臣の自力救済権を否定していることからわかる。自力救済権の否定を行うためには、権力側はよほど強力でなければならなかった。例えば、室町幕府ですら、自力救済権の否定はなしえなかったのである⁽⁵¹⁾。古市氏が家臣団内部で自力救済権を否定し、検断権を行使していることは、その惣領家の権力が強力なものであったと評価できる。すなわち、古市氏が家臣団編成を推進してゆくためには、自力救済権を否定し検断権を掌握することが、古市氏にとって不可欠なものであり、それがある程度実現したといえるのである。

古市氏が胤栄期に強力に家臣団統制を進めることができたのは、ちょうど胤栄期が一種の対外的安定期にあつたからである。胤栄期の古市氏は大和の二大勢力である筒井・越智両氏と概ね良好な関係にあつた。その分、胤栄は家臣団統制に力が注げたのである。

三 古市氏家臣団の内部構造

一節及び二節でみたように大和国人古市氏は、一五世紀四〇年代の胤仙の代より家臣団編成の推進をめざした。胤仙の子息の胤栄の代には、一族や被官の独立の否定を指向し、興福寺の介入を許さないくらいの強力な家臣団編成を行った。

本節では古市氏家臣団の内部構造を明らかにしたい。熱田公氏は、衆徒・国民の武力構成の解明の必要性を説かれている⁽⁵¹⁾。しかしながら、そのような研究は管見のかぎり見当たらぬ。私は衆徒・国民の家臣団の内部構造を明らかにすることによって、衆徒・国民の存在形態の新たな一面を描けるのではないかと考えている。そのような意味からも、古市氏家臣団の内部構造を明らかにする意義はあると考えられる。

以下、胤仙期から澄胤期まで一環して古市氏家臣団の中核を担ったところの、一族・若党について述べる。

古市氏の一族は、大きくわけて二種類に分類できる。まず一つは、仮に「伝統的一族」とでも呼べるような一族である。いま一つは、「擬制的一族」とでも呼ぶべき一族である。まず、「伝統的一族」について述べることにする。伝統的一族のほとんどは、嘉吉二年(一四四三)の胤仙の官符衆徒棟梁就任以後、澄胤期に至るまで原則的には古市氏に従う。彼らは古市山村・古市長田・古市室・古市井上等、古市某と称することを惣領家より許されている者が中心である。また惣領家と同じく、実名に「胤」の通字の使用を許された者も多い。官途・僧位僧官としては筑前守・近江守・兵庫助・法橋などに任じられている。

彼ら伝統的一族と古市惣領家との関係について若干述べる。彼らの多くは先述したとおり、古市某と二重名字を名乗っていた。この二重名字についてまず考察してみる。ここでは大和国人の豊田氏・鳥屋氏を例にみてる。豊田氏は『経覚私要鈔』文明三年六月九日条に「吐田豊田」と二重名字で登場する。この豊田氏は、『寺門条々聞書』応永二年条の衆徒・国民交名では「豊田社田」とあり、吐田氏より分出した庶家であることがわかる。鳥屋氏は『雑事記』長禄二年二月二十四日条に「越智鳥屋」と二重名字で登場する。この鳥屋氏もまた、『寺門条々聞書』では「鳥屋司」とあり、越智氏より分出した庶家であることがわかる。

次に、古市の二重名字を名乗る一族と、古市惣領家との婚姻関係の有無についてみてみる。次頁にあげた「古市氏系図」からみると、古市氏は大和人間で網の目のような婚姻関係をめぐらしている。しかしながら二重名字を名乗る山村・長田・室・井上氏らと古市惣領家との間には婚姻関係はみられない。よって二重名字を名乗る一族は古市氏との婚姻関係によって一族化されたのではないことがわかる。

大和国人の庶家が惣領家の名字を自らの名字の上につけ、二重名字を名乗ること、古市惣領家と二重名字をつけた古市一族との間に婚姻関係がみられないこと、この二点をあわせ考えるならば、二重名字を名乗る古市一族は、古市惣領家より分出した庶家であると推測するのが妥当であろう。

彼らは古市氏の庶家ではあったが、興福寺衆徒・大乘院家坊人として、興福寺や大乘院家に直接つながる独立した存在でもあった。前節でも述べたとおり、彼らの独立を否定することは古市氏の大きな課題であった。

一族の政治的な側面をみてる。彼らは、古市氏家督代官、あるいは官符衆徒棟梁代官、郡代という政治的に重要な地位につける特権を古市氏家臣団内で有していた。しかしこのことはいいかえれば、一族が古市惣領家に政治的に編成されていたということである。

軍事的側面についても同様のことがいえる。彼らは戦闘時には古市軍の大将となる特権を有していた。これもまたその特権の反面、大将として自らの庶家や若党・中間を率いて出陣するのは、彼らの義務でもあったはずである。つまり古市氏に軍事的に編成されていたといえる。

伝統的一族としては、山村・鞆田・室・吉田・見塔院・井上・長田(稲垣)・長井等の各氏があげられる。

つづいて擬制的一族について述べる。ここではその代表として池田北氏をとりあげる。

『経覚私要鈔』文明四年(一四七二)一月一日条をよると、

【史料七】

古市胤栄并藤千代来、能^(与)酒盃、杉原一束、扇一本遣胤栄、於藤千代者扇一本遣了、一族長田筑前^(家)、藤岡、室、萩七郎左衛^(平清)源七、今市東、藤原春童、池田北、以上八人、

(後略)

とあり、正月一日に経覚のもとにあいさつに来た一族八人の中に池田北氏の名があり、池田北氏が古市一族であることが確認される。ところが、池田北氏は本来は古市一族ではなかった。『雑事記』文明六年（一四七四）七月一日条よりそのことが確認できる。

【史料八】

井殿庄与池田庄溝相論事、巨細令記去月分帖者也、今日筒井律師并堯善遣十市方了、無為計略可致其沙汰之由仰付之、池田庄者一乘院御家領、下司八池田之北、当時之給主八今市新也、井殿庄八三ヶ所共二当門跡領也、下司・給主相共二十市也、仍兩庄相論事八、池田之北与十市懸生涯致其沙汰者也、池田之北八本来系図窪城之一族也、近來或相憑筒井・或相憑古市、此条無勿体之間、如本々窪城与和与、去月廿五日罷出干窪城方、是併古市計略故也、此間者相憑古市之故、此溝相論事、為池田之北方古市請身上、可及合戦之由支度也、（後略）

すなわち、池田北氏は本来は窪城一族であった。ところが、有力国人十市氏との間で溝相論が発生し「懸生涯」けた争いとなった。この争いを有利に戦うため、池田北氏は古市氏の一族となり、その武力に頼った。やがて相論は尋尊や筒井氏らの尽力により解決した。よって、池田北氏も古市氏のとりにしにより「如本々」く窪城氏の一族にもどった、ということが右の史料より確認できる。

すなわち「擬制的一族」とは、中小の国人が自らが危機に陥るなどの、なんらかのきっかけで古市氏の威勢をたよって、新しく一族に加わった者、ということができる。ここでは、古市氏の中小国人に対する保護を指摘できる。この古市氏を行う保護こそが、古市氏が家臣団編成を推進させる上での重要な要因のひとつであった。但し、「擬制的一族」は池田北氏もそうであるように、関係は一時的な場合もあった。

また、一族とは別に、縁者と称する者もいた。古市氏の場合、『雑事記』文明一三年九月二九日条によると、「古市西ト番条ト縁者也」・「古市ト吹田ト縁者也」・「西ト窪庄ト縁也」・「古市ト越智ト秋山ト也」・「西ト佐川ト縁也」・「俱志ラト古市兄弟遠縁者也」とある。このうち前掲の「古市氏系図」より、吐田女が胤仙の妻、窪城女が胤栄の妻、越智家栄女が澄胤の妻、胤栄女が狭川の妻、胤栄・澄胤兄弟の祖母が俱志羅親類であることが確認できる。この縁者との関係は、婚姻関係による同盟にすぎず、古市氏への求心性はみられない。むしろこの縁者達の姿こそ、熱田氏のいわれた「もろい結合による一族・被官」の姿である。

(二) 若党

古市氏家臣団にあつて、一族について重要な地位を占め、家臣団の中核にあつたのが若党である。諸先学の研究では、若党とは被支配身分の百姓であり、侍・凡下身分でいえば凡下身分に属するもの、との見解になるようである。^(6.3)ところが、大和国(古市氏)の若党は、右のような見解ではとらえられない。

『経覚私要鈔』康正三年(一四五七)七月二〇日条に、古市胤栄結婚の記事がある。ここでは花嫁を請取に行つた若党は「古市若党十騎」と記されるような騎乗身分であることがわかる。同じ記事で中間は「六人」と記される徒步身分であり、若党と中間の間には、明らかな身分差があることもわかる。

『雑事記』長享元年(一四八七)八月二七日条の古市惣社遷宮の記事をみても。

【史料九】

今日古市惣社之宮遷也、金晴芸能在之、各為見物罷向云々、能十一番云々、拜殿正面修学者座、簾懸之、其南方女中衆、簾懸之、拜殿北八衆徒・国人以下奈良・田舎衆・若党一所也、地下人共南西二飯屋在之、(後略)

古市惣社遷宮の時に行われた能の見物の際に、若党は衆徒・国人とともに拜殿北に座しており、南西の飯屋にいる地下人^(6.4)とは、明確に地位・身分が異なることがわかる。

『雑事記』文明十二年(一四八〇)十一月五日条に、土一揆が南都を攻めた時、南都防衛にあつた者の交名が記されている。

【史料一〇】

一北面衆以下今日出陣、

明恩 善賢 堯順 寛明 宗順 宗禪 舜恩 木阿 春阿 立阿^{成就院之内} 三郎^{多聞院内}

青侍^{因幡之内} 若党二人^{舞臺之内}

以上侍分

小法^{御堂子} 千松^同 松菊^同 入道丸子^同 太郎^同 鶴若^同 晴菊^同 菊若^同 春藤^同 春宮^同

孫三郎^{北鶴同} 孫六^{牛飼同} 菊松^{小南院同} 春松^同

以上御童子等、此外力者三人^{慶方 慶方 徳方}

交名のうち、北面衆とともに「若党二人」が侍分に入っており、若党が侍身分であることがわかる。しかもここでは、興福寺のトップである尋尊の日記に「侍」と記されているのである。これは、事実上の大和守護ともいえる興福寺権力が若党を侍と認めていること

を意味している、といえる。ちなみに、御童子の小法以下は凡下身分である⁽⁶⁵⁾。

以上のことより、大和（古市氏）の若党は凡下身分でないことは明らかである。大和の若党は騎乗身分であり、衆徒・国民と同じく侍身分である⁽⁶⁶⁾。そして常に、凡下身分とは異なった扱いを受けていたこともわかる。

それでは古市氏の若党とは、いかなる家の出身であったのか。古市氏の若党の出自は、大きくわけて四つに分類できる。

まず一番目のものは、長井与四郎や長井九郎左衛門に代表されるような、古市一族の庶家の出身のグループである。

二番目のものは、松岡孫三郎近忠に代表されるような、古市一族以外の衆徒・国民の庶家の出身のグループである。

三番目のものは、鹿野園三郎左衛門や村井彦次郎に代表されるような、土豪出身のグループである。

最後の四番目のものが、北野山主計入道に代表されるような、凡下身分から登用されたものである⁽⁶⁷⁾。

一番目と二番目のグループ、すなわち古市一族、あるいは独立の衆徒・国民の庶家の者が、古市氏の若党になるということは、彼らの本家からすれば避けたかったはずである。

なぜならば、本家にとっては自らの権力基盤である庶家の者が、本家をすて古市氏に仕えるということは、本家の独立をあやうくさせるものであったからである。しかし、古市氏の庶家（若党）に対する保護⁽⁶⁸⁾の前には、本家のこの願いは功を奏さず、古市一族や衆徒・国民の庶家の者は、古市氏の若党化し古市氏に直接、把握されていった。このような若党編成が、古市氏の一族・家臣統制の強化を可能にした一要因である。

また、古市氏の若党編成の中に、寄親・寄子制の萌芽的形態もみられ、古市氏の家臣団編成の先進性がうかがわれるので、それについて若干述べる。

古市氏の有力一族である長井胤円の庶家であった長井与四郎は、胤円が神殿庄において買得した作主職を知行していた⁽⁶⁹⁾。すなわち、与四郎は本家である胤円の扶持を受けていたのである。と同時に与四郎は古市胤仙の若党（古市氏直臣⁽⁷⁰⁾）でもあった。その結果、古市氏直臣である与四郎は、惣領である胤円にも属することになる。このことはいいかえれば、古市氏は長井氏の惣庶関係を認めたとうえで、与四郎を自らの直臣として直接把握し、長井氏の惣庶関係をそのまま寄親・寄子関係に転換している、といえる。すなわち、与四郎は胤円の「同名の与力」化しているのである⁽⁷¹⁾。このような寄親・寄子制の萌芽的形態

は、古市氏の先進性を示すものとして評価できる。また当然、この施策は古市氏の一族・家臣統制の強化を進める施策の一つであった。

本節では古市氏家臣団の内部構造について述べてきた。古市氏は一族の独立の否定を指向し、一族を政治的・軍事的に編成していった。それが行いえた理由の一つは、古市氏が一族を徹底して保護したためである。古市氏の保護のもとで、中小の国人も「擬制的一族」となっていた。また古市氏は、若党編成において一族や衆徒・国民の庶家を直接把握していった。その若党編成の中には戦国大名化のメルクマールのひとつとされている寄親・寄子制の萌芽的形態もみられる。古市氏が前節において述べたような強力な家臣団編成・統制を行い、かつ大和国人の中での新興性という理由から在地支配の点では、他の有力国人に遅れをとりながらも大和国人の中で主導権が掌握できたのは、本節で述べたような家臣団の内部構造が背景にあったからである。

四 古市氏の限界

一節から三節にかけて、古市氏の家臣団編成とその内部構造について注目してきた。前述したように、古市氏は強力な家臣団編成・統制を行っていた。しかしながら古市氏は、これほどの家臣団編成・統制を行いながら生き残ることはできなかった。本節では、古市氏はなぜ生き残ることができなかったのか、古市氏の限界とは何であったのかを、一族吉田・見塔院氏の離反を素材に考察してみる。

古市氏が胤栄から家督を譲られた澄胤の代になってから、胤仙期以来古市氏とともに戦ってきた有力一族であり、常に惣領家に忠実であった吉田・見塔院兄弟が澄胤から離れてゆく。

まず文明一二年（一四八〇）頃より吉田氏と澄胤や他の一族との対立が表面化してくる。この年の四月二二日に、吉田通祐は古市が「一向無正体」⁽⁷³⁾いので、このままでは筒井方が復活すると惣領家を批判している。そして六月一日には、ついに古市氏と吉田氏の間で武力衝突がおこった。⁽⁷⁴⁾

文明一二年から明応六年（一四九七）までは、何事もなくすぎた。ところが、明応六年八月頃より、没落中であった筒井氏に復活の動きが出てくる。⁽⁷⁵⁾一〇月一日から一二月半ばにかけて古市氏と筒井氏は合戦を行う。その結果、古市氏は筒井氏に惨敗を喫し、胤仙期以来の有力一族の山村氏をはじめ、鹿野園氏・山本氏といった有力家臣を次々と討死さ

せ、一族・家臣もろとも笠置寺まで落ちた⁽⁷⁶⁾。古市氏が笠置寺まで落ちることができたのは、古市氏の支配領域と家臣団分布に理由があるので、若干述べておく。家臣団の分布については、まず本拠地古市周辺に山村・長井・藤原・今市・鹿野園といった諸氏がいる。古市から鉢伏山をこえ、南山城へ至る東山内北部一帯のルートには、平清水・北野山・萩といった諸氏がいる。つまり古市氏は、国中の平野部の本拠地周辺と、山間部の東山内北部から南山城へ至るルートを確保していたのである⁽⁷⁷⁾。よって古市氏は南山城の笠置寺まで落ちたのである。

話を本論に戻す。このように古市氏とその一族・家臣が自らの命運をかけて筒井氏と戦っていたさなかの一〇月三日、通祐の甥の見塔院祐成は、興福寺において自らの衆徒としての昇進のために法華会の堅者を勤めていた⁽⁷⁸⁾。また、古市氏とその一族・家臣がみな没

落したなか、通祐と子息の祐重は南都に残っていた。

この吉田・見塔院氏の離反について、以下に考察をしてみる。

まず、離反の理由として最初にあげることができるのは、古市氏の筒井氏に対する軍事的敗北である。文明二年（一四八〇）の澄胤と通祐の武力衝突の前後には、当時没落中であつた筒井氏が積極的に復活をめざし、南都に乱入したり、古市氏が新しく築いた西方院山城を落城させたりしている。一時は吉田氏も古市に避難したほどであつた。このような古市氏にとっての危機的状况の中で武力衝突であつた。また明応六年（一四九七）の段階は対筒井戦の敗北により、まさに古市一族が滅亡の危機にまで陥つた時であつた。

古市氏は、家臣団統制・編成の強化を推進していた。これと同じく大和国人の第一勢力ともいえる筒井氏や第二勢力ともいふべき越智氏は、当然古市氏と同様の家臣団編成を行つていたと考えられる。このことは、村田修三氏が明らかにされたように、大和国人の「山ノ城」や郷の形成に関して、国人相互に共通性が伺われること⁽⁷⁹⁾からも推測できる。

筒井氏が古市氏と同様の家臣団編成を行つていたのであれば、大和の第三勢力にすぎない古市氏は筒井氏の敵ではなくなる。その結果、このように軍事的敗北を喫することになる。そして、軍事的敗北により一族を保護できなくなった時、澄胤は惣領としての資格を失い、庶家である吉田・見塔院氏に見限られるのである。

離反の理由として二番目にあげられるのが、興福寺の存在である。この時期の興福寺は、諸先学が明らかにされたように、もはや往年の実力は持ちえていない⁽⁸⁰⁾。ただし、興福寺の持つ権威は、いまだ十分であつた。この権威は大和国人の動向を規定し続けており、大和国人は興福寺を否定できなかった。その結果、惣領家の危機的状况が露になると、吉田・見塔院氏は自らが生き延びるために、法華会の堅者になるなどして忠実な寺家被官となり、惣領家を見捨てるのである。つまり、吉田・見塔院氏は古市氏に危機的状况がおとずれると、古市一族という私的な立場をすて、興福寺衆徒という公的な立場を前面に押し出してくるのである。もちろんこの興福寺に関する問題は、吉田・見塔院氏の離反の理由というよりは、大和国人全体に共通した問題であつたことはいうまでもない。また付け加えておくならば、吉田・見塔院氏は惣領家から離反したといつても、敵方の筒井氏に寝返つたわけではなく、興福寺を頼つたのである。ここにもまた、大和のもつ特殊性をみることができる。

では何故、数多い一族の中で、吉田・見塔院兄弟のみが古市氏を裏切つたのかを、以下に考察してみる。

吉田・見塔院氏が惣領家から離れていったこと理由は、まず、通祐が文明一一年（一四七九）九月一六日に法橋に叙せられ、平衆徒である澄胤や他の一族より興福寺内での地位が上昇したことがあげられる。⁽⁸²⁾ここに澄胤と通祐の間には、一族としては惣領と庶家、興福寺僧としては立場が逆転して僧綱位と平衆徒、という複雑な関係ができあがったのである。澄胤と通祐の関係は、ぎくしゃくとしたものになったことであろう。また通祐は胤仙死後、古市氏が筒井氏と和睦をしたとき以来、興福寺に復帰し、寺住衆徒（官符衆徒）として寺家に忠実な被官としての活動を数多くみせるようになる。この寺家被官としての忠実な姿の反面、古市一族としての活動は少なくなっていたのであろう。このように、吉田・見塔院氏は他の一族とは異なり、興福寺権力との関係が特に強い特殊な一族であった、といえる。

古市氏は家臣団編成・統制を強力に推進したものの、⁽⁸³⁾筒井氏に対する軍事的敗北、及び興福寺権力という中世大和のもつ特殊性のために生き残ることができなかったと考えられるのである。

おわりに

本章では、従来検討されることの少なかった一五世紀における大和国人の権力の形成過程と、その内部構造について、古市氏を素材にして考察してきた。

興福寺の強力な支配体制の残る大和国では、荘園体制を打破する国人の在地支配はむづかしかった。特に古市氏は大和国人としての新興性と、興福寺の膝下ともいえる古市が本拠地であるという理由から、他の大和国人とくらべて在地支配はむづかしかったと考えられる。もちろん在地支配がむづかしいのは大和国人共通の問題である。熱田氏も述べられているように、このような大和国人が成長し戦国期権力化するためには、強力な家臣団編成が必要であった。新興勢力の古市氏の場合、特にこれが必要であった。

但し古市氏は、強力な家臣団編成は行いえたものの、在地支配は伴っていなかった。古市氏権力とは、いわば強力な家臣団編成のみが突出したかたちのいびつな権力となった。結果的に古市氏は、興福寺の権威を否定することはかなわず、また筒井氏に対する軍事的敗北のため、そして大和の国人一揆からも除外されたことにより、⁽⁸⁴⁾生き残ることはできなかった。しかしながら古市氏は以下に述べるような強力な家臣団編成・統制を行い大和国人の間で主導権を掌握し、戦国期権力化への行動を示しえた。

鎌倉中期以降、武士団では惣領制が解体の方向へとむかい、庶家は独立する傾向にあった。このことは、古市氏ら大和国人にとっても同様のことであった。古市氏は解体の危機にあつた一族結合を、興福寺・幕府・経覚の権威を利用することで乗り切り、一族結合の強化に成功した。その後、古市氏は家中の裁判権を掌握し、家臣の自力救済権を否定するなどして、家臣団の統制・編成を強力に推進した。一族の家臣化も、一族の庶家を直接、古市氏直臣に編成するなどして進めた。これらの古市氏のとつた諸施策は、一六世紀に登場する戦国期武家権力に共通するものがあると考えられる。

注

- (1) このような研究が中心であつたという批判は、宮島敬一氏「荘園体制と『地域的一揆体制』」、『歴史学研究』別冊特集「歴史における民族の形成」一九七五年)、同氏「戦国期における在地法秩序の考察」、『史学雑誌』八七 一 一九七八年)、同氏「戦国期における六角氏権力の性格」、『史潮』新五号 一九七九年)、川岡勉氏「大内氏の軍事編成と御家人制」、『ヒストリア』九七 一九八二年)、池上裕子氏「織豊検地論」(永原慶二氏・佐々木潤之介氏編『日本中世史研究の軌跡』一九八〇年)、等によってなされている。

(2) 前掲注(1)宮島氏諸論文。

(3) 今谷明氏『室町幕府解体過程の研究』(一九八五年)。

(4) 森田恭二氏「応仁の乱と国人の動向」、『ヒストリア』六四 一九七三年)、同氏「細川高国と畿内国人層」、『ヒストリア』七九 一九七八年)、同氏「細川政元政権と内衆赤沢朝経」、『ヒストリア』八四 一九七九年)、同氏「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」、『ヒストリア』九〇 一九八一年)、特に「細川政元政権と内衆赤沢朝経」では、大和の状況もくわしく述べておられる。

(5) 前掲注(1)川岡勉氏「大内氏の軍事編成と御家人制」、同氏「中世後期の守護と国人」(有光友学氏編『戦国期権力と地域社会』一九八六年)、今岡典和氏「戦国期の幕府と守護」、『ヒストリア』九九 一九八三年)、同氏「戦国期の守護権力」、『史林』六六一四 一九八三年)、今岡典和氏・川岡勉氏・矢田俊文氏「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七八 一九八五年)、等が代表的な研究としてあげられる。また本章の構成上、触れることは少ないが、「移行期村落論」の研究が進

展したのも、一九八〇年代以降の研究の大きな成果であり、特徴である。ただこれらの研究は、村落共同体を重視しており、本章であつかうような権力側の動向があまり論じられていないように思う。そういった意味からも本章は古市氏という一人権力の動向と家臣団編成に注目したものである。

(6) 村田修三氏「城跡調査と戦国史研究」、『日本史研究』二二―一九八〇年)、同氏「大和の『山ノ城』」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下 一九八五年)。

(7) 安国陽子氏「戦国期大和国の権力と在地構造」、『日本史研究』三四―一九九一年)。

(8) 熱田公氏「筒井順永とその時代」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』一九五八年)、同氏「古市澄胤の登場」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』一九七八年)。

(9) 村田修三氏は、「古市氏と古市城」(『奈良市埋蔵文化財調査報告書』昭和五五年度版 一九八一年)において、筒井・古市・越智・菅尾・十市の五氏は戦国大名化する可能性をもっていた、と指摘されている。

(10) 大和国人の在地支配のむつかしさとその限界については、前掲注(8)熱田氏諸論文と、前掲注(7)安国氏「戦国期大和国の権力と在地構造」にくわしい。

(11) 但し熱田氏は、大和国人の家臣団編成は脆弱であったとされる。

(12) 永島福太郎氏「古市澄胤」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』一九六八年)、村田修三氏、注(9)、「古市氏と古市城」。

(13) 熱田公氏、注(8)、「古市澄胤の登場」。

(14) 熱田公氏、注(8)、「筒井順永とその時代」。

(15) この五ヶ関務をめぐる争いについては、熱田公氏、注(8)、「筒井順永とその時代」にくわしい。

(16) 以下『日記目録』と略す。

(17) この事件のおり、古市氏を裏切った「山村」という人物は、古くからの古市氏一族であり、大宅寺庄の下司であった。『大乘院寺社雑事記』文明二年四月一七日条によると、この人物は経覚が大乘院門跡(在任期間一四一〇～一四三八)であった時に、種々緩急をして大宅寺庄の下司職を改替された。この時に、経覚と山村の間をとりなしたのが古市氏である。古市氏の曰頃からのこのような努力もこの時期には

効果がなく、山村氏は自らの利害を優先して行動している。なお、山村氏等一族については第三節において詳述する。

(18) この五ヶ関務をめぐる争いは、同時に筒井氏の内紛でもあった。このことから、この時期の大和国人の一般的状況として一族結合が解体の危機にあったことがわかる。

(19) 熱田公氏、注(8)、「筒井順永とその時代」。

(20) 以下『雑事記』と略す。

(21) 『日記目録』嘉吉三年九月一六日条。

(22) 『経覚私要鈔』文安元年二月二七日条。

(23) 【史料二・三】より胤仙が「奈良中雑務」と「官符衆徒」に同時に就任したことがわかる。この件に関しては説明が必要であろう。永島福太郎氏は、前掲注(12)「古市澄胤」において、室町幕府六代將軍義教は筒井氏を幕府御家人とし、いわば守護代として興福寺に認めさせ、その職名を奈良中雑務検断職とした。そしてこの検断職を官符衆徒が握った、と説明された。この説は首肯できる。また、史料上「官符衆徒」とのみ記されてある場合でも、実際は「棟梁」を指している場合が通常である。よって本章では、「官符衆徒棟梁及び奈良中雑務検断職」と記した。ちなみに、「官符衆徒」は定員二〇名であり、そのうちから一名ないし五名くらいが棟梁に就任する。

(24) 『経覚私要鈔』文安元年二月二九日条。

(25) 永島福太郎氏「大乘院寺社雑事記について」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』一九五八年)。

(26) 『経覚私要鈔』より例をあげると、嘉吉三年四月六日に、興福寺成就院で経覚の出席する月次連歌が行われた時、胤仙は衆徒として、ただ一人出席が許されている。同年四月九日の経覚の龍田詣の際にも、衆徒・国民の中で経覚の警護を命ぜられたのは、古市氏のみであった。嘉吉四年正月には、他の衆徒・国民とは別扱いで経覚に年始の挨拶を行う、等がある。

(27) 永島福太郎氏、前掲注(12)、「古市澄胤」。

(28) 『経覚私要鈔』文安四年五月二三日条。

(29) 今岡氏・川岡氏・矢田氏、注(5)「戦国期研究の課題と展望」、川岡勉氏執筆部分。

(30) 注(5)であげた諸研究により、戦国大名が守護職を重要視していたことが明らか

にされている。また前述したように官符衆徒棟梁に就任するということは、幕府御家人たる奈良中雑務検断職につくことでもあった。つまり官符衆徒棟梁就任とは寺家被官として興福寺につながるだけでなく、幕府にも直接つながる存在になるという意味をもっていた。また安国陽子氏が注(7)、「戦国期大和国の権力と在地構造」で明らかにされたように、筒井順慶が大和国守護に就任したとき、興福寺側ではこれを官符衆徒と認識していた。このことから大和国人にとって官符衆徒棟梁就任とは、他国の武家が守護、あるいは守護代に就任することと同じ意味をもっていたことがわかる。古市氏が官符衆徒棟梁に就任するということは、一見寺家権力依存のようにも見えるが、単に寺家権力依存であるとは言い切れないと思われる。

(31) 高橋昌明氏「中世の身分制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史3 中世』一九八四年)によれば、丸号は元服前の童名であり、元服前の童子は「人ナラヌモノ」である。

(32) 官符衆徒の検断については、青木(安国)陽子氏「中世後期の和歌山における村落と検断」(『奈良歴史通信』二二一九八四年)、なお、青木氏は官符衆徒による職権主義に基づく犯人逮捕から処刑という検断は、守護権に基づいたものである、とされる。それらに比べて、古市氏の裁判は、はるかに強権的であった、といえる。

(33) 宮島敬一氏は、注(1)「戦国期における在地法秩序の考察」において、甲賀郡中惣の裁判は相論の和解をすすめるものであった、とされる。それに比べて、古市氏の裁判は、はるかに強権的であった、といえる。

(34) 末寺支配の状況については、第一部を参照いただきたい。

(35) 熱田公氏、注(8)「筒井順永とその時代」。

(36) この種の事件は、『経覚私要鈔』・『雑事記』に数多くみることができる。

(37) 逐電と追放が同意味に使われるということは、藤木久志氏「逐電と放状」(『戦国の作法』一九八七年)、参照。

(38) 『雑事記』文明二二年 後付に記載されている官符衆徒のメンバーの中に山村の名がある。

(39) 『二箇院家抄』の坊人給分のうちに山村の名がある。

(40) この事件の具体的な様子を尋ねていない。ただ、この事件をめぐる寺門方が伊勢荷を落取したり(『雑事記』文明二年六月一四日条)、六方衆が荷をだした「伊勢屋」というところに進発している(『雑事記』文明二年六月一八日条)ことがわ

かる。

- (41) 『雑事記』 文明二年一月一日条。
- (42) 『雑事記』 文明二年七月二〇日、十一月一日条。
- (43) 熱田公氏、注(8)、「古市澄胤の登場」。
- (44) 井上氏誅滅については、村田修三氏「戦国大名毛利氏の権力構造」、『日本史研究』七三 一九六四年、参照。
- (45) 河合正治氏「戦国大名としての毛利氏の性格」、『史学研究』五四 一九五四年)。
- (46) 熱田公氏、注(8)、「筒井順永とその時代」。
- (47) 「六党」の成立について安田次郎氏は、「祭礼をめぐる負担と贈与」、『歴史学研究』六五二 一九九三年)において、一三世紀前半とされている。「六党」に所属していないということは、古市氏の登場が、他の有力国人に比して遅いということを表していると考えられる。
- (48) 国人の「郷」については、村田修三氏、注(6)「大和の『山ノ城』」、参照。
- (49) 熱田公氏、注(8)、「古市澄胤の登場」。
- (50) 羽下徳彦氏「故戦防戦をめぐる」(中世の窓)同人編『論集中世の窓』一九七七年)、参照。
- (51) 熱田公氏、注(8)、「筒井順永とその時代」。
- (52) 『雑事記』 明応二年一月晦日条に「^(古市)山村」とある。
- (53) 『経覚私要鈔』 康正二年三月二六日条に「古市長田兵庫助」とある。
- (54) 『雑事記』 文明二年一月五日条に「^(古市)室」とある。
- (55) 『経覚私要鈔』 寛正二年四月二七日条に「古市井上」とある。
- (56) 伝統的一族の多くは、古市某と重箱読みながら、古市姓を名乗ることができる。しかし、古市一族において、単に古市とのみ名乗ることができるのは、惣領ただ一人である。また、たとえ惣領であった者でも隠居後は胤仙の父胤憲が吉岡と名乗り、胤栄が古市西と名乗ったように、古市とのみは名乗れなくなる。このことは、毛利惣領家が一五世紀半ばに、一族内で毛利を名乗れず、吉田と名乗っていたこと、(矢田俊文氏「戦国期毛利権力における家来の成立」、『ヒストリア』九五、一九八二年)、また、甲賀郡中惣の山中惣領家が応仁期に宇田と名乗り、惣領を決定するのに庶家の承認を得る必要があったこと(宮島敬一氏、注(1)「戦国期における在地法秩序の考察」)などと比べて、惣領の強さを示すものであると思ふ。このことから、

大和国人の惣領家は、熱田氏のいわれるようなひ弱なものではなく、庶家に比べて強い力をもっていたと考える。

(57) 例えば山村氏の胤慶・清胤・胤宅・兼胤等、長井氏の胤円・胤憲・胤乗等があげられる。

(58) 当然この保護は、伝統的一族にも行われた。古市氏に一族が結集した理由の一つは、当然のことながら、古市惣領家の庶家に対するきわめて強力な保護があったからである。古市一族が他の国人や神社と紛争をおこした時、古市氏が庶家のために武力援助等のあらゆる援助を行うことは日常茶飯事であった。一例のみをあげるならば、一族山村氏の下人が打擲されたという、ほんのささいなできごと^(種)にさえ、古市氏は報復の軍勢を出している(『経覚私要鈔』文正二年二月十三日条)。

また、古市氏の庶家に対する保護は、紛争の時だけでなく、一族の寺僧としての昇進等にも働いた。山村胤慶の子息兼胤が、興福寺淄洲会のメンバーとして新入しようとした時、「山村事種姓不足」との理由で新入が拒否された。この時に、惣領の澄胤は「山村事左様二・姓未練之者二八非也」との皓文を提出し、兼胤の淄洲会新入は許された(『雑事記』文明一四年二月九日条)。この皓文の提出は、あるいは一族の興福寺内での寺僧としての昇進を一手に握ろうとする古市氏の意図があったのかもしれない。

また当然のことながら、庶家の所領を守るのも惣領家古市氏の役割であった。山村氏が下司をつとめた大宅寺庄を例にみても、第一節で述べたように、経覚が山村氏の緩急を理由に山村氏の下司職を改替しようとした時、古市氏は経覚と山村氏の間をとりもち、古市氏が下司、山村氏がその代官というかたちでことを収めている(『雑事記』文明二年四月一七日条)。また文正元年に山村氏が大宅寺庄の夫賃を無沙汰したときにも、古市氏が夫賃の支払いを尋尊に請け負っている(『雑事記』文正元年二月二日)。このように庶家の所領を守るのも惣領家の重要な役割であった。

古市氏は一族に対する徹底的な保護を行ったからこそ、一族の家臣化への方向が可能であった。事実、文明四年正月には、一族と呼ばれていた今市東氏(前掲【史料七】参照)は、『雑事記』文明四年二月二七日条では被官と呼ばれている。大和国では一族か被官かということは大きな問題であった。例えば吐田長有は山城椿井方より被官であると申し懸けられたことに憤慨して逐電している。その後この紛

争は、吐田長有が椿井の一族分であるという申合せをして落着した(『雑事記』文明四年八月一〇日、二月一四日、文明五年一〇月四日条)。このように一族か被官かということは大きな問題だったのである。今市東氏が一族から被官へと呼びかえられているということは、一族の家臣化が確実に進展していたことを物語っている。

(59) 胤栄の妻は窪城氏の娘であった。そのような関係もあり、池田北氏は窪城一族にもどつたのかもしれない。

(60) 尋尊は『雑事記』のなかで、一族と縁者は明確に使われている。

(61) 石本倫子氏、『大乘院寺社雑事記』の吹田氏と吐田氏(大乘院寺社雑事記研究会編『大乘院寺社雑事記研究論集』二、二〇〇三年)、において吹田氏が実は吐田氏であることを明らかにされている。

(62) 例えば、前掲の「古市氏系図」からわかるように、古市氏の宿敵である筒井順永・成身院光宣は古市胤栄にとっては義理の叔父と伯父であり、古市氏の一族と言ってもよい。これは中小国人であった窪城氏が有力国人の古市・筒井両氏とそれぞれに婚姻関係を結んだ結果である。しかし、筒井氏が古市氏の一族とされたことはない。一族と縁者は明らかに違った概念でとらえられていると言えよう。

(63) 吉川弘文館刊『国史大辞典』の「若党」の項(福田豊彦氏執筆部分)、横山晴夫氏「戦国大名の支配権力の形成過程」(『国学院雑誌』五五―二一九五四年)、宮島敬一氏、注(1)「荘園体制と『地域的一揆体制』」戦国期における在地法秩序の考察」、久留島典子氏「中世後期在地領主の一動向」(『歴史学研究』四九七―一九八一年)等。

(64) 田中稔氏は、地下人とは位階・官職などを持たないもので、洛中などの庶人、諸国庄郷保の在地に住する地頭・領主層以外の名主・百姓などがこれに含まれる。この用法は中世後期にしばしば史料上にみられるようになったが、凡下・甲乙人と呼ばれる者もそこに包括される、とされている(吉川弘文館刊『国史大辞典』「地下人」の項)。ここでは、田中氏の見解に従い、地下人を凡下身分の者として考える。

(65) 田中稔氏「侍・凡下考」(『史林』五九―四一九七六年)によると、牛飼や力者は凡下身分である。また、入道丸子という人物が交名の中にみえるが、入道丸とは、大乘院門跡の御童子であった。彼の子息が西金堂衆になろうとした時、凡下身分の者は堂衆になれない、とのクレームがついた(『雑事記』文明一一年五月五日条)。

このことより入道丸が凡下身分であったことがわかる。

(66) なかには、越智氏若党岸田新右衛門尉のように山城守にまで任じられた者もいた

(『雑事記』明応二年一二月後付 「今度受領輩」)。

(67) 尋尊は『雑事記』文明一十七年八月二日条で、北野山主計入道のことを、「地下凡下成上之故、毎事無道者也」と評している。

(68) これは、前節で述べた一族に対する保護とまったく同様である。一例のみ記す。『雑事記』文明十九年七月一四日条によると、古市若党村井の下人が、寺住衆に殺された。これに対し、古市氏は寺住衆と紛争をおこした。尋尊はこの件に関し、官符衆徒棟梁でありながら、私事を優先し、寺住衆と紛争をおこした古市氏を非難している。古市氏は、若党の下人という凡下身分の者のことに対しても、保護しようとする姿をみせている。このような例は数多くある。

(69) 『雑事記』文明九年六月一日条。

(70) 『経覚私要鈔』宝徳元年六月二六日条に、長井与四郎は古市若党としてでてくる。

(71) 「同名の与力」については、下村效氏『今川仮名目録』よりみた寄親寄子制(『日本歴史』二五五 一九六九年)がくわしい。

(72) 寄親寄子制は各地の戦国大名により普遍的に行われた家臣団編成であり、寄親寄子制の成立は、戦国大名化のメルクマールの一つとされている。

(73) 『雑事記』文明一二年四月二日条。

(74) 『雑事記』文明一二年六月一日条。この武力衝突の理由は、講衆の一部が古市一族の長井氏と対立したことに原因があった。講衆と長井氏が交戦したときに古市氏は当然、庶家の長井氏を扶けた。ところが吉田通祐は講衆方に加勢したのである。

(75) 『雑事記』明応六年八月一九日条。

(76) 『雑事記』明応六年一月一四日条。

(77) このように国中と山間部の両地域にかけて勢力圏を確保するのは古市氏に限ったことではない。このことについては村田修三氏が明らかにされているように、筒井氏は筒井と東山内の福住を結ぶルート、十市氏は十市と東山内の小山戸・小夫を結ぶルート、越智氏は越智と吉野を結ぶルートをそれぞれ確保していた。以上のことに ついては、村田修三氏、注(6)、「大和の『山ノ城』」参照。

(78) 『雑事記』明応六年一〇月三日条。

(79) 村田修三氏、注(6)、「大和の『山ノ城』」。

(80) 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』(一九四四年)、鈴木良一氏『大乘院寺社雑事記』(一九八三年)等。

(81) 『雑事記』文明一一年閏九月六日条。

(82) この当時澄胤は、官符衆徒棟梁ではあったものの、興福寺僧としては下臈分であった。なお尋尊は、通祐が法橋に叙せられた理由を、通祐の父が永享五年に法橋に叙せられた例に任せた、と記す(『雑事記』文明一四年三月二六日条)。また、応長元年一一月の慈恩会の豎義の中に「見塔院法印」の名がある(永島福太郎氏編『春日大社文書』(一九八一年)、一九二号文書)。これらのことをあわせて考えてみると、吉田・見塔院氏は、惣領家よりも興福寺内での家格が高い、という意識をもっていたのかもしれない。いずれにしても、吉田・見塔院氏は古市一族としては、特殊な一族であった、といえる。

(83) 在地支配の面では他の国人より弱い古市氏が、大和国人の中で主導権を握ろうとすれば、家臣団編成・統制を強引に推進せざるをえなかったのであろう。その強引さにも無理があつたのかもしれない。

(84) 古市氏は、その新興性と在地支配の弱さを補うために、京都政権に積極的に接近してゆく。しかしこれが裏目にて、大和国人一揆からも除外され生き残ることができなかつたのである。

はじめに

一九八〇年代なかばからさかんになってきた移行期村落論では、従来の中・近世の断絶を強調する研究⁽¹⁾を批判し、中世と近世の連続性に注目し、中世の村落の達成点を近世幕藩権力が受け継いだとする⁽²⁾。これらの研究により移行期の研究は大きく前進した。この移行期村落論で注目されているのが「村の侍」「新侍」(史料上では若党・殿原として登場することが多い)⁽³⁾と呼ばれる存在である。

これらの「村の侍」「新侍」と呼ばれる存在を扱った研究の中から代表的な研究をとりあげてみる。

まず久留島典子氏の研究をみてみる⁽⁴⁾。久留島典子氏の研究をまとめてみると、以下のようになる。在地の代表たる百姓である「沙汰人」「年寄」が応永二〇年代(一四一三)一四二二)に登場し、それが一五世紀なかば以降に「侍衆(殿原衆)」となる。村の代表者たる「侍衆」は荘園領主の力を後退させ、村請により実質的権限は村が握る。「衆」として存在する侍は一人が飛び抜けることを許さず、彼らに領主化の可能性はなかった。侍がはたした役割は、自立的村落の形成をおしすすめ、既存の領主権力を無力化したことにある⁽⁵⁾。

次に伊藤俊一氏の研究をみてみる⁽⁶⁾。伊藤氏の研究は、以下のようにまとめられる。それまでの「代官」「沙汰人」にかわり、在地で「侍分」「侍衆」などと呼ばれる「地侍」層が、新たに荘園社会の秩序を担う。この「地侍」層は平百姓とは区別される身分階層として、一五世紀なかばの地域社会にあらわれたものである。「地侍」層は名主の系譜をひくものとして「荘家」の中における身分集団を形成すると同時に、武家衆との被官関係に入ったものである。武家衆の被官となるのは、交渉へのルートを確保するためである。室町政権も「地侍」層を地域秩序を担うものとする。

稲葉継陽氏の研究をみてみる⁽⁶⁾。一五〜一六世紀に百姓身分(凡下)の中から名字を蒙り、「新侍」と称する新しい身分が形成される。一五〜一六世紀以前の名主が既成武士団と主従関係を結び被官となり、主に「侍」が存在になったから「侍」という。この主従関係を結ぶ際、被官主は村の側が選ぶ。「侍衆」は、村落共同体の維持再生産のために奉仕

する。「侍」は共同体の支配者をめざすが、他の「侍衆」の反発により突出できない。「侍衆」の職能は近世の年寄層に引き継がれた、とされる。

以上、久留島・伊藤・稲葉の各氏の研究をとりあげてみた。各氏の研究をまとめてみると次の四点のようにまとめられよう。1 「新侍」「侍衆」は一五〜一六世紀になって地域社会に登場する新しい身分であり、基本的には凡下身分である。2 彼らは「衆」(グループ)として存在し、故に一人だけ飛び抜けて領主化する可能性はなかった。3 彼らは村落共同体の維持再生産につとめ、地域秩序を担い、自立的村落を形成し、荘園領主権力を無力化させた。4 村落の利益のため、既成武士団と主従関係を結ぶ。

久留島氏らの研究により、中世と近世の連続性が明らかになるなどとして、移行期の研究は進んだ。しかしながら各氏の研究は、権力側の動向と村落内の身分差を軽視しているのではなからうか。各氏の研究は「村の侍」の一側面に限って述べられたものと思われる。

また若党・殿原ははたして「新侍」と呼ばれるような新しく形成された身分であったのか、という点についても再考の余地が残されているように思われる。例えば研究の豊富な高野山膝下荘園の場合なども久留島氏らのいわれる状況とは違った状況を見ることができ

る。
岩倉哲夫氏は、高野山膝下荘園の殿原は農民的色彩の強い者のみととらえることはできない、とされ在地領主的殿原層の存在を指摘されている⁶⁾。このことをより具体的にみてみるならば、高野山膝下荘園の名手庄の殿原である宇野氏は大和源氏宇野氏の庶流の武士であり、城郭を構え、名手庄の下司・公文・惣追捕使等の庄官を鎌倉時代中期から代々継承する家であった。またこの宇野氏出身の高野山僧頼暹などは、高野山金剛峯寺大衆の最高位である検校にまで就任している。また惣領家にあたる大和の宇野氏は興福寺大乗院被官の国人であった⁹⁾。また同じく名手庄の殿原名手氏は、名手庄の開発領主であり、城郭を構え、宇野氏と同族化していた。彼ら殿原層は元来の侍身分であり、政治的に小武士団であったといえる¹⁰⁾。このように高野山膝下荘園の殿原の中には、百姓的殿原だけではなく、武士的殿原が存在していたのである。

殿原層の中にこのような元来の侍身分の者がいるのであれば、久留島氏らのいわれた村の侍」の存在形態もちがった形態であらわれてくる可能性もあると思われる。そこで本章は大和国の若党を素材にして、その存在形態を明らかにしてゆくことを目的としたい。

(一) 若党身分

先述したように諸先学の研究では、「新侍」・「侍衆」(史料上は若党・殿原として登場することが多い)とは、一五～一六世紀になって地域社会に登場する新しい身分であり、基本的には凡下身分・被支配身分であるとされている。しかしながらそうした見解は、殿原・若党の一側面しかあらわしておらず、まだ再考の余地が残されているのではないかと考えられる。そこで本節では、一五世紀段階における大和国の若党・中間の身分について考察を加えることにする⁽¹⁾。

考察に先立ち、従来の研究では若党身分がどのような見解でとらえられているのかをまとめてみる⁽¹⁾⁽²⁾。

横山晴夫氏は、近江国浅井氏の家臣団編成を明らかにされた⁽¹⁾⁽³⁾。横山氏の見解をまとめてみる。浅井氏の部將の武士団は、部將の一族と非血縁の「同名衆」「与力」に区別されるが、いずれも「侍分」であった。この「侍分」の他に、「若党・定使・中間」等が、侍分に隷属し戦場に狩り出された。侍分は戦死すれば、その名が記される。しかし若党以下はたとえ戦死しても記録の上にも留められない存在であった。また記録された者も侍分とはいえ、郷村に生活する地侍であった。以上が横山氏の見解である。

宮島敬一氏は、甲賀郡中惣の中にみえる若党について考察されている⁽¹⁾⁽⁴⁾。宮島氏の見解をまとめてみると、次のようになる。

甲賀郡中惣の若党組織は、小領主層(殿原・土豪・地侍)が惣村を分断するための平百姓一本釣り作戦である。平百姓は若党入りすると、名字が与えられるが、彼らはそれまで名字をもたない存在であり、この点、本来名字をもつ土豪・地侍とはその地位・身分が明確に異なる。

久留島典子氏もまた、甲賀郡中惣における若党について考察されている⁽¹⁾⁽⁵⁾。久留島氏の見解は次のとおりである。

若党は名主・百姓とならんで同名中(在地領主連合)⁽¹⁾⁽⁶⁾に支配される身分である。このうち、名主・若党は同名中と特殊な結合関係にあったと思われるが、あくまで同名中とは区別される村落の側にあり、村落上層としてその農民的結合の中核だった。

以上、横山・宮島・久留島の各氏の見解をまとめていた。各氏の研究では、いずれの研究であっても、若党とは被支配身分の百姓であり、侍・凡下身分でいえば、凡下身分に属するもの、との見解になるようである。つまり「若党」という語に限ってみて

みても、「新侍」と同じ見解でとらえられていることがわかる。ところが、大和国の若党は、右のような見解ではとらえられない。以下、大和国の若党について考察を加えてゆくことにする。

まず興福寺衆徒であり大和国の有力国人⁽¹⁷⁾である古市氏の若党であった鹿野園三郎左衛門を取り上げることにする。鹿野園三郎左衛門は『経覚私要鈔』宝徳二年(一四五〇)七月二〇日条では、「播州青侍男、^(古市胤栄)三郎左衛門」として登場する。長祿三年(一四五九)三月二八日条では古市氏が合戦を行った記事があり、その中に「又殿原^{二八} 小太郎・同与三・長井小次郎・鹿野苑三郎左衛門等負手^{云々}」とあり、古市方として戦った殿原の中にその名を見せる。また文明四年(一四七二)一月一日条では、経覚のもとに正月の挨拶にきたメンバーのなかに「若党兩人年比也^{彦次郎・三郎左衛門}」とあり、古市氏若党として姿を見せている。

つまり古市若党鹿野園三郎左衛門は、殿原層であり、また青侍とも呼ばれる存在であったことがわかる。それでは、大和国の若党とは具体的にはどのような身分であったのか、ということを下にみしてみる。

『経覚私要鈔』康正三年(一四五七)七月二〇日条に、大和の有力国人古市胤栄の結婚の記事がある。

【史料一】

今夜古市春藤^{(胤栄)十九歳} 迎妻女、窪城女也、^(順專)請取山田宗朝、^(重兼)騎馬一騎、^(上下)古市若党十

騎、^(上下)鳥弓矢、^(大目)中間六人弓矢負テ直垂着タル中間六人、其身張輿、其外板輿二丁、乗馬

女房一人、自带解至古市立手松在之、自其南窪城立之^{云々}、窪城渡手広瀬金剛寺^{云々}、

胤栄の結婚に際し、花嫁の請取を行った山田宗朝につき従っていた古市若党は「十騎」と記されるような騎乗身分であることがわかる。中間は「六人」と記される徒歩身分であり、若党と中間の間には明らかに身分差があることもわかる。

享徳二年(一四五三)三月一日に古市氏は、当時敵対中であつた大和の有力国人筒井氏に夜討ちをかけた。その「夜討衆」の交名が『経覚私要鈔』の同年同月一二日条に記されている。

【史料二】

夜打衆

畑藏人^(経胤) 大山入道 吉田伊豆公^(通祐) 紙屋修理亮^(定久) 長田兵庫助^(家則) 坂口五郎 良順 彦三郎

大郎左衛門 小太郎 中河 五郎左衛門 孫三郎^(松岡近忠) 市川 弥四郎 新三郎 川西 齋^(土)

次郎^(屋) 彦次郎^(下村) 四郎左衛門 彦左衛門^(鹿野専) 弥九郎 与次郎^(長井) 三郎左衛門^(鹿野園) 藤若丸、此外

京都仁三人在之、有如此事加其数之由申者也、仍召加了、

鹿野園矢負五人 古市矢負五人

其外七人在之、以上四二人坎、

この交名のうち、畑経胤はこの日記の書き手であつた前大乘院門跡経覚の内者、吉田通祐・紙屋定久・長田家則の三名は古市氏の一族である。小太郎・松岡近忠・新三郎・土屋齋次郎・下村彦次郎・鹿野園彦左衛門・長井与次郎・鹿野園三郎左衛門は古市若党、もしくは古市若党と判断できる者である。つまりこの交名では古市氏の一族と若党とが並列でその名を記されているのである。この交名で「矢負」はその名を記されず、人数のみが記されている。つまり一族・若党と矢負の間には明らかに身分差があつたことがわかる。次に『大乘院寺社雑事記』長享元年（一四八七）八月二七日条の古市惣社遷宮の記事をみてみる。

【史料三】

今日古市惣社之宮遷也、金晴芸能在之、各為見物罷向云々、能十一番云々、拜殿正面修学者座、簾懸之、其南方女中衆簾懸之、拜殿北八衆徒・国人以下奈良・田舎衆・若党等一所也、地下人共南西二飯屋在之、（後略）

古市惣社遷宮の時に行われた能の見物の際に、若党は衆徒・国人とともに拜殿北に座しており、南西の飯屋にいる地下人（凡下）とは、明確に地位・身分が異なることがわかる。

『雑事記』文明一二年（一四八〇）十一月五日条に、土一揆が南都を攻めた時に南都防衛にあつた者の交名が記されている。

【史料四】

一北面衆以下今日出陣

明恩 善賢 堯順 寛明 宗順 宗禅 舜恩 木阿 春阿 立阿成就院之内 三郎多聞院内

青侍因幡之内 若党二人美濃之内

以上侍分

小法御童子 千松同 松菊同 入道丸子同 太郎同 鶴若同 晴菊同 菊若同 春藤同

伊勢屋 春若同 北膳 孫三郎同 孫六牛駒 菊松同 小南院 春松同

以上御童子等、此外力者三人慶力、慶万、徳力

交名のうち、北面衆とともに「若党二人」が侍分に入っており、若党が侍身分であることがわかる。しかもここでは、興福寺のトップである尋尊の日記に「侍」と記されているのである。これは、事実上の大和守護ともいえる興福寺権力が若党を侍と認めていること

を意味している、といえる。ちなみに、御童子の小法以下は凡下身分である。⁽²⁾

『雑事記』明応二年（一四九三）二月後付にも興味深い記事がある。

【史料五】

今度受領輩

井上九郎任近江守^ト、越智^(彌)正忠任伊賀守^ト、堤勘解由左衛門尉任伊豆守^ト、

岸田新左衛門尉任山城守^ト

松川新九郎任図書助

この記事は明応二年に任官した大和武士の名簿である。このうち井上氏は古市氏一族、越智氏は大和の有力国人、堤氏は越智氏の一族である。そして岸田氏は越智氏の若党であり、松川氏もまた古市氏の若党と推測できる者である。⁽²⁾つまり若党もまた衆徒・国民といった大和国人とならび任官しているのである。また彼らの官途名は決して私称ではなく、公的なものであったと考えてよいと思われる。⁽³⁾

以上のことより、若党は凡下身分でないことは明らかである。若党は騎乗身分であり、衆徒・国民と同じく侍身分である。また官途としては「山城守」にまで任じられるほどであった。そして常に凡下身分とは異なった待遇を受けていたこともわかる。

(一) 中間・矢負身分

前項で若党は侍身分であり、中間・矢負とはその身分・待遇に違いのあることを述べた。それでは中間・矢負とはどのような身分であったのか、を本項では考察してみる。

まず『経覚私要鈔』長禄三年（一四五九）三月二日条をみても。

【史料六】

越智下弥三郎并吉田伊豆房^(通佐)兩人、川上夜叉五郎所ニテ取物共渡遣了、畑^六経胤^六及^六寛円^六が^六焼^六き^六払^六つ^六た

召具罷向了、寛円^(専親)モ相副了、昨日逐電横行兩人家内ヲ八焼払了、而依余煙二間焼了、

不便之至也、古市矢負等少々召具畑男并寛円罷向了、(後略)

この記事は、盗みを働き逐電をした横行の家を、経覚内者の畑経胤と寛円が焼き払った時のものである。経覚は最初に、畑が「古市中間五、六人」をつれていったと記し、その後で同じ内容のことを、今度は畑が「古市矢負等」をつれていったと記している。経覚は何を勘違いしたのか、同じことを二度記している。しかし経覚のこの勘違いのおかげで、中間が矢負と言い換えられていることがわかり、中間と矢負がイコールで結べることが明

らかになった。

それでは次に、この中間・矢負とはいかなる身分であったのかをみてみる。『政覚大僧正記』文明一八年（一四八六）一〇月五日条に、山内白石での合戦の記事があり、「昨夕山内（山内）白石ニテ合戦在之、古市衆侍四人・今市衆侍五人、其外矢負・人夫以下廿人計生涯（生涯）」と記されている。政覚は戦死者の人数を「侍衆」と「其外矢負」とにわけて記している。このことより、矢負・中間とは侍身分ではなく凡下身分であることがわかる。

本節では若党は衆徒・国民（大和国人）と同じ侍身分、中間・矢負は凡下身分と、両者の間には明確な身分差があることを明らかにした。横山晴夫氏は若党と中間を一括して考えておられる。⁽²⁴⁾しかし本節で明らかにしたように若党と中間の間には明確な身分差があったのである。

侍身分である彼らの存在形態もまた、宮島敬一氏のいわれてきたような、小領主層が惣村を分断するために百姓を一本釣りしたものであるというよりは、⁽²⁵⁾むしろ小領主層ともいえる存在であり、支配機構の側に属するものであったのではないか。

また久留島典子氏は、甲賀郡中惣を小領主連合であるとする宮島敬一氏の説を批判され、甲賀郡中惣を在地領主（国人）連合であるとされた。この説は私も首肯できる。ところが久留島氏は若党については、宮島氏と同じく、若党は百姓とならんで国人の同名中（在地領主連合）に支配される身分であるとされた。⁽²⁶⁾とするならば甲賀郡中惣では小領主のような存在はどうなるのか、という疑問が残される。⁽²⁷⁾私は甲賀の場合も、同名中のメンバーが大和の衆徒・国民と同じく国人（在地領主）であったのなら、若党も本節で述べたような大和の若党と同様の存在であった可能性もあるのではないかと思う。久留島氏の言われた若党の姿とは、むしろ中間の姿をあらわしているのではないかと思われる。

二・衆徒・国民と若党との関係

前節でみたように、若党は衆徒・国民（大和国人）と同じく侍身分であった。それでは同じ侍身分の衆徒・国民と若党の間には、どのような身分差があったのかを考察し、また若党の身分上昇についても本節でみてみることにする。

『雑事記』文明一四年（一四八二）一二月九日条に、興福寺淄洲会新入についての記事がある。

【史料七】

五日夜後夜入堂二、・院・龍花院両方新入衆、不具古人衆令入堂、只一人古入在之云々、依之下臈分衆申破、三十余人退加行了、相殘衆先途之切口色々雖令計略、不叶而淄州会破了、両読師論義以下用意成無益了、就中就新入体事、下臈分内々及異義輩三人在之、吉祥院住宗宜明神房六騰也、河内国人也、令帰国力ミヲ切了、於国テ郡役致其沙汰、又令帰寺テ出家了、修学之志者也、此体事不可叶旨雖申之、色々嘆申人間、アワレミ分可許可之由、下臈分一決了、

東院弟子兼胤善信房三騰、山村武蔵公胤慶之子也、山村事種姓不足旨申之、并兼胤之舎兄胤宅八堂衆也、一段堂衆与学道、兄弟可・事近来停止之上者、此両条二依テ新入事相支云々、古市幡磨澄胤公披露、山村事左様二・姓末練之者二八非也、其段則体令咄文云々、胤宅堂衆事八可辞退之云々、両条申状神妙、仍下臈分許可也、

東北院弟子円尊善信房三騰、当狭竹之舎弟也、狭川事本小泉之若党也、成上テ此者父初而入仲川衆、願主勲仕之、於・姓者以外下・者也、不可叶旨之、但さ様之儀無之者、同以咄文可申開・姓云々、此条古市之西色々雖取申、咄文事八不可叶旨狭川申之間未決了、筒井等出頭之時、押而可新入之由、内々申心中也云々、仍今度八不可有新入所望云々、番役事可為松林院云々、先年及度々勲仕云々、

この記事は大変興味深い記事である。まずこの記事によると、円尊は父の狭川氏の出自が衆徒小泉氏の若党であり、「於・姓者以外下・者」であることが問題となり、淄洲会のメンバーに新入することを拒否されている。淄洲会とは、法相教学の祖師の一人である淄洲大師慧沼の忌日にちなんで、奉謝と追恩とを捧げる法会である。興福寺僧は淄洲会の「淄洲講」の番論義を勤仕し、新入帳に「種姓糺され」「下臈分の衆」に入るのである。^(2.8) 円尊は「種姓を糺され」た結果、父が若党であったことが原因で「下臈分の衆」に入れなかったのである。これが衆徒・国民の子息であれば新入は可能であった。^(2.9) また鹿野園三郎左衛門の例で見たように、若党は「青侍」とよばれるような下級の侍身分であった。これら二のことをあわせ考えると、衆徒・国民と若党は同じ侍身分とはいえ、その身分的格差は歴然としていたといえる。

次にあげる点もこの史料の注目すべき点であると思われる。衆徒・国民とは明確な身分差のある若党身分であった狭川氏は、「成上」ることにより、衆徒・国民が主催する春日若宮祭礼の願主人組織である「六党」のうちの中川党（長川党）に入り、そして祭礼の願主人を勤め、^(3.0) 国民身分へと身分上昇をさせているという点である。

また狭川氏の「種姓」が問題になったとき、狭川氏（円尊）のことをとりなしたのは大

和の最有力衆徒であつた古市胤栄である。なぜ古市胤栄は狭川氏（円尊）のことをとりなしたのか。それは狭川氏が古市胤栄の縁者であつたからである。胤栄の娘が狭川氏に嫁いでいたのである。大和国は尋尊・経覚といった貴種（いわゆる五摂家）出身の貴族僧をトップにした非常に厳しい身分制度がある。⁽³⁾それは当該期にも健在であつた。もし狭川氏が従来の若党身分のままであつたなら、身分制の厳しい大和では、最有力衆徒である古市氏との婚姻関係は考えられない。狭山氏は成り上がることによって、栄達をつかんだといえよう。ここでは興福寺の体制に依存し、利用しながら身分上昇をはたしてゆく狭川氏にしたたかな姿をみることができるとは異なる。諸先学のいわれる「衆」として存在するために、一人だけぬけでることのできない「村の侍」とは異なる姿がここにはある。

ちなみに狭川氏は諸先学のいわれるような、村の共同利害のためだけに働く存在でもなかった。『雑事記』の文明一七年（一四八五）九月八日条に、次のような記事がある。

【史料八】

佐川八此間者悉皆筒井・成身院等引汲之方也、古市之西之智也、仍両方相兼之、地下^(狭)筒井方也、此間色々自越智方入手之間、於干今者悉皆可成越智方支度必定、（後略）

この記事より、次のことがわかる。狭川氏は、大和の最有力国人である筒井・古市両氏に両属していた。この時期、筒井・古市両氏は敵対関係にあつたが、中小国人が保身のために有力国人に両属することは珍しいことではなかつた。これに対し狭川の地下（村落）は筒井方であつた。つまり狭川氏と狭川の地下（村落）の行動には不一致がみられるのである。狭川氏は狭川の村落の共同利害のために働くのではなく、自らの利害を最優先して行動しているのである。この狭川氏の姿には、村の共同利害のために働くという姿はみることができない。⁽⁴⁾

本節で述べたことをまとめてみると、次のようになる。若党とは侍身分ではあつたが、衆徒・国民とは明確な身分差がある下級の侍身分であつた。しかし若党は成り上がることで、より若宮祭礼の願主人を勤め、身分を上昇させることが可能な存在でもあつた。身分上昇をはたした者は、最有力国人と婚姻関係を結ぶこともできた。そこには寺家権力に依存し、またそれを利用しながら身分上昇をはたしてゆく若党のしたたかな姿をみることができるとは異なる。その姿は「衆」として存在するため、一人だけぬけでることのできない「村の侍」の姿とは異なる姿である。また村落との関係も、村落の共同利害のために働くという姿はみることができず、自らの利害を最優先にして行動しているのである。

三・若党の出自の類型

一節および二節では若党は元来の侍身分であり、またより上級の侍身分である国民身分への身分上昇も可能な存在であることを明らかにした。本節では若党とは具体的にはどのような家の出身であったのかを考察してみる。大和国の場合、若党の出自は大きくわけて四つに分類できる。ここでは大和国人古市氏の若党を例にみてゆく。

一番目のものは、古市一族の衆徒・国民の庶家の出身のグループである。まずこのグループから述べる。古市氏の一族に長井氏という衆徒がいる。この長井氏は実名に「胤円」「胤憲」「胤乗」と「胤」の通字を使用している。古市総領家もまた「胤仙」「胤栄」「胤胤」と実名に「胤」の通字を用いている。このことは長井氏が古市総領家より「胤」の通字の使用を許されている古市氏の有力一族⁽³⁴⁾であることをあらわしている。この長井氏の庶家である長井与四郎と長井九郎左衛門の場合をみてみる。

『経覚私要鈔』文安六年（一四四九）六月二六日条には、次のように記されている。

【史料九】

神（藤上卿）殿間田之内小法師兄弟御恩一町五反也、而只今壹町分注進之間、為糺明仰付長井与四郎、間田分可注進之由内々仰了、是為才学者故也、此与四郎古市若党也、

この記事にでてくる神（藤上卿）殿庄は経覚の一円知行地であった⁽³⁵⁾。この神（藤上卿）殿庄に長井本家は作主職を所有していた⁽³⁶⁾。それを実際に知行していたのは庶家の与四郎であった⁽³⁷⁾。よつて経覚は神（藤上卿）殿庄の間田分を与四郎に注進させたのである。それはともかく経覚は与四郎のことを、「此与四郎古市若党也」と記している。このことより長井氏庶家の長井与四郎は古市若党であったことがわかる。

次に長井九郎左衛門についてみる。『経覚私要鈔』文明元年（一四六九）五月一三日条に「依（長井）醉過今夜新下人（今市）与長井九郎左衛門下人口論」とあり、長井九郎左衛門が古市若党であることがわかる。つまり長井与四郎といい、長井九郎左衛門といい、古市氏の有力一族長井氏の庶家の者が古市若党になっているのである。

二番目のものは、古市一族以外の衆徒・国民の庶家の出身者のグループである。ここでは松岡孫三郎近忠を例にあげる。近忠は大和国民立野氏の一族であり、同じく国民の松岡氏の庶家であった。近忠は『経覚私要鈔』寛正三年（一四六二）五月二六日条に「今日連歌来衆、尊誉 清賢法橋 継舜権座上 社家者三人祐（辰市）松・師（西）淳・祐全召加了、其外経胤・尊藤計也、執筆古市若党松岡孫三郎近忠」として登場し、古市若党であることがわかる。

近忠が古市若党となったこと理由は経覚の存在に関係があると思われる。大乘院門跡であつた経覚は永享一〇年（一四三八）に足利將軍義教の手により、大乘院から追放される。大乘院を追放された経覚は平群郡立野に隠居させられた³⁸。経覚はその頃から立野一族と交わるようになった。そして義教の死後、古市に移住したのである。経覚の古市移住時に近忠も経覚とともに古市にやって来て、古市若党となったのであろう。

三番目のものは、土豪出身のグループである。ここでは鹿野園三郎左衛門と村井彦次郎を例にあげる。『経覚私要鈔』文明四年（一四七二）一月一日条に

【史料一〇】

古市胤栄并藤千代来、能酒盃、杉原一束、扇一本遣胤栄、於藤千代者扇一本遣了、一族長田筑前^{（家則）}、藤岡、室、萩七郎左衛、源七^{平清水}、今市東、藤原春童、池田北、以上八人、能盃扇一本ツ、遣了之、又若党兩人年比者也、^{彦次郎・三郎左衛門}召出扇一本ツ、遣了、

とあり、三郎左衛門と彦次郎はともに、古市惣領の胤栄やその一族と並んで経覚に年始の挨拶を行っている。この記事で三郎左衛門と彦次郎は「若党兩人」と記されており、ともに古市若党であることがわかる。また『雑事記』文明七年（一四七五）八月三日条には「古市胤栄如何存哉、令発道心、同十九日必定可遁世之由存之、跡事八筑前守・村井・与三二申置之」とあり、古市惣領の胤栄が突然の隠居をした時に、有力一族の長田家則とともに村井彦次郎も胤栄から跡のことを託されており、村井彦次郎が古市氏家臣団の中で長田家則と並ぶくらいの有力者であつたことがわかる。また村井は『雑事記』文明二年（一四八〇）五月一九日条に「御妻権中納言明日上洛云々、古市・村井式部少丞申之」とあり、文明一二年段階には式部少丞に任官していることがわかる。

四番目のものが、凡下身分から登用されたものである。ここでは北野山主計頭を例にあげる。北野山は『雑事記』文明一五年（一四八三）四月一九日条に「又自古市方以北野山^{若党也}此題目尋申入」と記されており、北野山が古市若党であることがわかる。この北野山は凡下身分出身であつたことが『雑事記』文明一七年（一四八五）八月二二日条よりわかる。八月二二日条は次のように記している。「古市之代官北野山主計入道今朝入滅了、大明神御罰也、以外悪行者也、毎時併私地下凡下成上之故、毎時無道者也」。この記事は北野山の死去の際のものである。北野山の死去に際し、尋尊は北野山のことを「地下凡下成上」と口汚く罵っている。この記事より北野山が地下人凡下の出身であつたことがわかる。

北野山は凡下身分出身ではあつたものの、『多聞院日記』文明一〇年（一四七八）八月二二日条では「管務之代主計守」と記されており、当時古市澄胤がつとめていた官符衆徒棟

梁の代官までつとめている。また北野山の官途名である主計頭も、他の国人や若党同様に、決して私称ではなく正式に任官したものであったのではないか。北野山は凡下身分出身とはいえず、実力的には元来の侍身分出身の者とはほとんど違いはなかったのではないかとと思われる。⁽⁴⁰⁾

本節では古市若党を素材に、若党の出自の類型化を行った。その結果、若党の出自は、古市一族の衆徒・国民の庶家出身者、古市一族以外の衆徒・国民の庶家出身者、土豪出身者、凡下身分から登用された者、の四類型にわけられることが明らかになった。また古市若党は、古市惣領の隠居に際し跡を託されたり、古市惣領がつとめていた官符衆徒棟梁の代官といった古市家臣団の中の重要なポジションについていたこともわかった。

若党の多くは、衆徒・国民の庶家の出身であり、一節や本節でみたように元来の侍身分であった。彼らは諸先学のいわれるような凡下身分から生まれた「新侍」「侍分」と呼ばれる新しい身分ではなかった。⁽⁴¹⁾ また衆徒・国民の庶家の出身であった彼らは、諸先学のいわれるような村落側のヘゲモニーによる流動的、錯綜的な被官主の選択をしていたとは考えられない。また武家衆との被官関係による外部との交渉ルートの確保という利害関係だけで結ばれた被官関係であったとも考えられない。衆徒・国民の庶家であった彼らは、惣領家（主家）への結束が固かったと思われる。事実、明応六年（一四九七）に古市氏が筒井氏との合戦に敗北し、存亡の危機に見舞われた時にも彼らは皆、討ち死をするか、古市氏とともに落ち延びるかをしている。また前節で明らかにしたように、狭川氏のごとく若党から国民へと身分上昇をさせる可能性をもつ存在でもあった。彼らは村落側の「村の侍」というよりは、衆徒・国民につらなる者という意識が強かったものと思われる。

四・若党の職務

前節でも少し述べたが、古市若党は古市家臣団内部で官符衆徒衆徒棟梁代官などの重要な地位にいた。本節では古市家臣団内部での若党の職務について、より詳しく検討してみることとする。

まず若党の軍役的な職務から述べる。当然のことながら、合戦の時に参戦することが最大の職務であり、義務であった。一例のみをあげる。『雑事記』文明二年（一四七九）一〇月一四日条に次のような記事がある。「西忍来、^(備前)古市事相語之、今分八雖敵方責来、城中儀不可有殊儀云々、^(澄胤)古市・^(胤慶)山村・藤原・長井・鹿野園分二甲六百余在之」。この記事

は古市氏が宿敵筒井氏と大和の覇権をかけて争い、軍事的緊張が高まった時のものである。古市惣領家や山村・藤原・長井といった古市一族とともに若党の鹿野園氏も一軍の大將として軍勢を出していることがわかる。

また同時期に古市氏は筒井対策として西方院山に城を築いている。『雑事記』文明一年閏九月一八日条には、「西方院山自今日為城構堀之、人夫箸尾郷以下田舎夫也云々、奉行筑前守・山村・鹿野園也」とある。この記事からも鹿野園氏が古市氏の有力一族の長田家則や山村胤慶とともに城の作事奉行をつとめていることがわかる。宝徳二年(一四五〇)一〇月に古市氏が筒井対策として古市城の堀を拡げた時にも、「播州一族・若党三番二折テ罷出」て、若党は一族とともに堀を掘っている。なお、こうした作事や合戦の際に人夫・陣夫を徴集するのも若党の職務であった。『雑事記』文明一五年(一四八三)七月二九日条には、「湯屋辻子工自古市申付陣夫云々、其例無之、一切諸役皆免所也、無其隠之由申之、仍事子細以宗順鹿野園奉行之由申之間、巨細仰遣、畏入」とある。つまり鹿野園氏は古市氏の命令により一切諸役免許の地から陣夫を徴集しようとしているのである。陣夫の徴集に苦勞する鹿野園氏の姿がここでみられる。

また古市胤栄が長禄二年(一四五八)に八幡に出陣した際に古市城の留守をあずかっていたのは「若党新五郎」であった。⁽⁴²⁾その他にも古市氏や経覚の旅行時の護衛、古市氏が禅定院の門役を命じられた時の兵士等も若党の職務であった。

前節で述べたように古市氏が官符衆徒棟梁であった時に北野山氏がその代官をつとめたように、古市氏が官符衆徒棟梁の職務を全うするためにも若党は働いている。『経覚私要鈔』長禄二年(一四五八)九月一日条では、「古市若党等、於奈良盗人欲取之間、強者而不取之間、兩人打了、一人召取之、而古市若党次郎二郎負手了、不便」と記されている。奈良での諸検断は官符衆徒の職務であった。⁽⁴³⁾古市氏はその実行部隊に若党を使っているのである。

これらの軍役的な職務には肉体的な負担のほか経済的な負担も大きかったと思われる。若党にはこれら軍役的職務のほか、純粹に経済的負担となるような義務もあった。例えば古市で行われる淋間茶湯や功德湯の準備であった。一例のみあげる。『経覚私要鈔』文明元年(一四六九)八月二日条では、次のように記す。

【史料一】

今日在林間、古市若党七八人焼之、大方風呂様八、水舟ノ上二山ヲ構テ、自山中瀧ヲ二所落之、予上所二菊水ノ心地歟、菊酒月ヲ置之、有食籠共、上庭ノ南ノツラ二柵ヲ

置テ花ヲ立、有香呂、有香箱、又湯殿ノ南面ニ棚ヲ置テ、上品ノ唐ノ盆二三花瓶立、其ノ西東ニ筒置之、酒ノ人物也、鉢ニ唐布ヲ切テニ置之、一献ニ八豆、飯、雑々在之、熟子ヲ鉢ニ入テ置之、愚老令所望取了、此七八人者悉以計会無双者也、一身是ヲ雖非可成、半愚老所ヲ恥テ如此沙汰之由、皆以申問、何ニテモ相応物此煩ヲキヌウ程ノ物ヲ可能事也(下脱力)イヘトモ、当時會以無左様物之間、綿一屯遣之様ニ可存由仰含了、(後略)

古市若党の準備した淋間茶湯に招かれた経覚は、そのもてなしぶりに感激してくわしく日記に記している。しかし経覚をもてなした「古市若党七八人」は「悉以計会無双者」であったのである。つまり甚だしく困窮している者ばかりであった。経覚は若党のことを気の毒に思い褒美として「綿一屯」を与えている。若党が甚だしい困窮の中で、経覚を感激させるほどの淋間茶湯を開催したのは、例えどんなに困窮していても淋間茶湯の開催は若党にとっての義務であったからであると思われる。

若党にはこのように様々な職務や義務をはたさねばならなかった。しかし若党はこのような義務をはたすことにより、大和国や古市氏家臣団内部での特権を享受できる存在でもあった。例えば官符衆徒棟梁代官に就任するということは、奈良において政治的にも経済的にも特権を行使できる地位についたということでもあったと思われる。また大和の有力衆徒の古市氏の代官に就任することも同様の意味を持ったであろう。古市氏権力内部においても鹿野園氏などは古市惣領家執事となっており、⁽⁴⁴⁾政治的に特権を行使できたのではない。その他経済的な特権の伴う職務としては、春日社四季大般若経料所河内国大庭関の関守があった。大庭関には古市氏も経覚も関を設けていた。⁽⁴⁵⁾この大庭関の関守として古市若党の藤田次郎四郎が赴いている。⁽⁴⁶⁾興福寺にとり大庭関のような河上関は莫大な金銭を得ることのできる、まさにドル箱であった。藤田次郎四郎の得分もかなりのものであったと思われる。また下村与三は古市知行の越前国力ハウ田の代官であった。⁽⁴⁷⁾下村も当然得分を得ていたと思われる。

若党の代官・奉行・執事・大将等への就任は若党の側からすれば、特権の享受であった。これを古市氏の側からみれば、若党を政治的・軍事的に編成していたものといえる。事実、古市氏の家臣団統制はきびしいものであった。古市氏の若党は、罪を犯せば古市惣領による職権的な裁判を受けねばならなかったし、⁽⁴⁸⁾処刑されることも度々であった。⁽⁴⁹⁾この若党の姿には、諸先学のいわれるような村落側のヘゲモニーによる流動的・錯綜的な被官主の選択という姿や「新侍」と武家衆との被官関係は村落が生き残っていくための外部との

連絡の器官という様子はみることができない。むしろ古市氏の戦国期武家権力化や大和での主導権掌握のために、編成・統制された家臣団というイメージのほうがあてはまっていると思われる。

おわりに

従来の研究では、中世後期の若党は「新侍」・「侍衆」として、村落との関係に注目されてきた。それらの研究では「新侍」(武家被官としては若党として史料上に登場する)は以下のような見解でとらえられている。「新侍」は一五〜一六世紀になって地域社会に登場する新しい身分であり、基本的には凡下身分・被支配身分であった。また彼らは「衆」(グループ)として存在し、故に一人だけ飛び出して領主化する可能性はなかった。彼らは村落共同体の維持再生産につとめ、地域秩序を担い自立的村落を形成し、荘園領主権力を無力化させた。彼らは対外的交渉ルートの確保のため、また荘園領主対策のため、既成武士団と流動的・錯綜的な主従関係を結んだ。

これらの見解は、若党の一側面にすぎないと思われる。本章で述べたように大和国の若党は衆徒・国民(大和国人)より下級とはいえ、国人と同じ侍身分であり、凡下身分から生まれた「新侍」呼ばれるような新しい身分ではなかった。また元来の侍身分である若党は、寺家権力(荘園領主権力)に依存し、それを利用しながら、より上級の侍身分である国民身分へと身分上昇をさせる存在でもあった。その姿には「衆」として存在するため、一人だけぬけだせず領主化できない姿はみられない。村落との関係も、村落の共同利益のために働くという姿はみることができず、自らの利害を最優先にして行動している。

若党の多くは衆徒・国民の庶家の出身であった。衆徒・国民の庶家の出身である彼らが対外的交渉ルートの確保のため、衆徒・国民と流動的・錯綜的な主従関係を結んでいたとは考えられない。彼らの惣領家(主家)への結束は固いものであった。衆徒・国民の庶家であり、国民身分への身分上昇が可能であった彼らは、村落側に属する者というよりは、衆徒・国民につらなる者、つまり権力側の一員という意識の方が強かったと思われる。

このような存在形態であった大和国の若党については、村落との関係よりも有力国人の戦国期権力化や大和での主導権掌握のために、編成・統制された家臣団という側面に注目すべきと考えられる。よって本章では若党の権力側の一員としての姿をとりあげて考察してみた。

- (1) これら従来の諸研究については、個別にはとりあげないでおくが、宮島敬一氏「村落領主論」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座』一 一九九二年)、池上裕子氏「戦国の村落」(『岩波講座日本通史』一〇 一九九四年)等によってまとめられているので参照されたい。
- (2) 宮島敬一氏「移行期村落論と国制史上の村落」(『歴史評論』四八八 一九九〇年)にこれらの研究の成果がまとめられている。
- (3) 「村の侍」「新侍」に注目した研究としては、久留島典子氏「中世後期の『村請制』について」(『歴史評論』四八八 一九九〇年)、伊藤俊一氏「中世後期における『荘家』と地域権力」(『日本史研究』三六八 一九九三年)、稲葉継陽氏「中世後期村落の侍身分と兵農分離」(『歴史評論』五二三 一九九三年)、湯浅治久氏「惣国一揆」と『侍』身分論」(『歴史評論』五二三 一九九三年)、前掲注(1)池上裕子氏「戦国の村落」等がある。
- (4) 前掲注(3)「中世後期の『村請制』について」。
- (5) 前掲注(3)「中世後期における『荘家』と地域権力」。
- (6) 前掲注(3)「中世後期村落の侍身分と兵農分離」。
- (7) こうした批判は、菊池浩幸氏「戦国期人返法の一性格」(『歴史評論』五二三 一九九三年)、前掲注(1)池上裕子氏「戦国の村落」等によってもなされている。
- (8) 岩倉哲夫氏「紀州における兵農分離」(『南紀徳川史』研究』一 一九八六年)、参照。
- (9) 大和の宇野氏については第三部第一、三章を参照いただきたい。
- (10) 宇野氏・名手氏については、那賀町史編集委員会編『那賀町史』(一九八一年)、小山靖憲氏執筆部分、山陰加春夫氏「蓮上院頼暹とその生家」(『密教文化』一五五 一九八六年)、同氏「金剛峯寺衆徒とその生家」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上 一九八八年)、等参照。
- (11) 本節と三節の一部は、すでに第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」において言及したところであるが、若党・中間身分について具体的に示すため、もういちど詳しく検討したい。

- (12) 「新侍」は史料上「若党」として登場することが多い。「新侍」の研究については「はじめに」でみたとおりである。「ここでもまた「若党」に限って研究をみているのは、「はじめに」でみたことと重複することになるようにも思われる。ただ論旨に直接かかわる問題もあるので、「若党」という語に、特に注目してみる。
- (13) 「戦国大名の支配権力の形成過程」、『国学院雑誌』五五―二 一九五四年)。
- (14) 「荘園体制と『地域的一揆体制』」、『歴史学研究』別冊特集「歴史における民族の形成」一九七五年)、「戦国期における在地法秩序の考察」、『史学雑誌』八七―一九七七年)。
- (15) 「中世後期在地領主の一動向」、『歴史学研究』四九七 一九八一年)。
- (16) 久留島氏は、甲賀郡中惣を小領主連合とされる宮島氏とは異なり、在地領主連合とされる。私は久留島氏のこの説は、首肯できるものと考えている。
- (17) 大和国人は、衆徒と国民にわけられる。衆徒・国民とは在地領主らを興福寺が被官化したものである。興福寺は旧縁(譜代)のある者を衆徒とし、興福寺僧とした。新付(外様)の者を国民とし、春日社の末社の神主とした。なお衆徒の中の有力者二〇名を官符衆徒といい、その最上首を官符衆徒棟梁という。守護不設置の大和では官符衆徒棟梁とは他国でいえば、守護代に相当する地位である。
- (18) 例えば、鹿野園三郎左衛門については先述したとおりである。松岡近忠については後述するが、古市若党である。新三郎は『大乘院寺社雑事記』文明六年二月一日条に、「古市若党新三郎」として登場する。また小太郎は先述したとおり殿原であり、鹿野園彦左衛門は『経覚私要鈔』文明元年八月二三日条によれば、鹿野園三郎左衛門の兄弟である。
- (19) 但し、経覚内者の畑経胤がまず記され、それから古市一族、最後に古市若党と、経覚は序列化して記している。
- (20) 以下、『雑事記』と略す。
- (21) 田中稔氏「侍・凡下考」(『史林』五九―四 一九七六年)によると、牛飼や力者は凡下身分である。また入道丸子という人物が交名の中に見えるが、入道丸とは大乘院門跡の御童子であった。彼の子息が西金堂衆になろうとした時、凡下身分の者は堂衆にはなれない、とのクレームがあった(『雑事記』文明二年五月五日条)。
- このことより入道丸が凡下身分であったことがわかる。
- (22) 岸田氏は『雑事記』明応二年閏四月六日条に、「越智之若党岸田」とある。また松

川氏は、史料上「若党」としては登場しないが、「古市被官」「古市代官」等として史料上登場するので、古市若党であったと推測してもよいと思われる。

- (23) 一例のみを記す。『雑事記』文明元年六月七日条に、古市一族であった長田家則が筑前守に任官した時の記事があり、そこでは、

上柳縣中納言
文明元年六月六日 宣旨

兵庫助平家則

宜任筑前守

藏人左少弁藤原兼顯奉

と口宣案が記されており、家則が正式に筑前守に任官したことがわかる。

- (24) 前掲注(13) 「戦国大名の支配権力の形成過程」。
(25) 前掲注(14) 「荘園体制と」地域的一揆体制」、「戦国期における在地法秩序の考察」。

- (26) 前掲注(15) 「中世後期在地領主の一動向」。

- (27) 勝俣鎮夫氏も、勝俣鎮夫氏編『中部大名の研究』(『戦国大名論集』四 一九八三年)の「解説」において、これと同様の疑問を述べられている。

- (28) 以上、淄洲会については、神谷文子氏「一五世紀後半の興福寺堂衆について」(『史論』三九 一九八六年)、参照。

- (29) この記事からも明らかのように、衆徒山村氏の子息の兼胤は新人ができた。また従来からいわれていることであるが、興福寺僧の多くは、衆徒・国民の子弟であった。

- (30) 春日若宮祭礼の願主人については、安田次郎氏「祭礼をめぐる負担と贈与」(『歴史学研究』六五二 一九九三年)がくわしい。なお安田氏によると、若宮祭礼の願主人を勤めるためには莫大な費用がかかったとされる。とするならば、狭川氏は経済的にも裕福であったといえよう。

- (31) 尋尊・経覚といった實種僧は身分制に関して大変敏感であり、彼らの日記には身分制に関する記述が多いのが、一つの特徴である。

- (32) この記事からも明らかのように、狭川の地下(村落)は、その後大和の最有力国人である越智氏の働きかけにより、越智方になっている。地下が越智方になるという件に関しても、狭川氏と地下の間には連携した行動はみることができない。

- (33) 池上裕子氏は、前掲注(1)「戦国の村落」で、地下の侍身分の成立は在地からの荘園制否定であるとされる。しかし大和の若党の場合、むしろ荘園領主権力に依存し、

それを利用しながら身分上昇をはたすのである。

- (34) 長井氏はまた、官符衆徒にまでなれる有力衆徒でもあった。
- (35) 『経覚私要鈔』宝徳二年一〇月九日条。
- (36) 『雑事記』文明九年五月一五日条。
- (37) 『雑事記』文明九年六月一一日条。
- (38) 永島福太郎氏「大乘院寺社雑事記について」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』一九五八年)、参照。
- (39) 国際商人として有名な楠葉西忍や、その子息の元次なども、経覚の古市移住後に立野から古市に移住している。
- (40) 小山靖憲氏も、前掲注(10)『那賀町史』において、宇野・名手氏といった武士団も、経済的には有力農民と大差はなかったとされている。大和の場合も、これと同様であらう。
- (41) 諸先学の研究でみたように、「若党」は「凡下身分」とされており、侍身分の獲得をめざすものとされてきた。しかし「若党」はむしろ、「元来の侍」が中心であり、その周辺に北野山のような「新侍」がいたのではないかと思われる。
- (42) 『経覚私要鈔』長禄二年九月二七日条。ちなみに古市胤栄は、九月二日より八幡に出陣していた。
- (43) 官符衆徒の職務として、尋尊は『雑事記』文明一〇年五月一五日条で、寺務領の奉行、興福寺七郷及び寺社の諸検断、神事・法会の奉行をあげている。
- (44) 『経覚私要鈔』文安六年一月一日条に「胤仙執事鹿野園」とある。
- (45) 『経覚私要鈔』享徳二年一月八日条。
- (46) 『経覚私要鈔』享徳二年一月一四日条、同年三月一日条。
- (47) 『経覚私要鈔』文明二年一〇月二六日条。
- (48) 『経覚私要鈔』長禄二年七月二日条。
- (49) 『経覚私要鈔』宝徳二年四月二日条、長禄二年七月二日条、『雑事記』文明二年六月一一日条では、それぞれ古市氏が家臣を処刑している記事がある。

第三章 国人古市氏の馬借・関支配について

南山城を中心にして

はじめに

大和の最有力国人であり、興福寺衆徒⁽¹⁾であった古市氏は、興福寺衆徒としては新興勢力であったものと思われる。そのことは、古市氏が春日若宮の願主人の党組織である「六党」のいずれにも所属していないことから推測できる⁽²⁾。新興勢力であったと思われる古市氏は一五世紀半ば以降、強力な家臣団編成を進め、戦国期武家権力への道を歩みはじめる⁽³⁾。古市氏の成長を経済的に支えたのは、古市氏の商業政策であったと思われる。古市氏権力を解明するためには、その商業政策にふれることが必要であろう。

本章は古市氏の商業政策のうち、馬借と関支配に注目したものである。古市氏の馬借と関支配については、従来から注目されてはいるものの⁽⁴⁾、まとまった研究は皆見のかぎり見当たらない。本章では、古市氏の馬借・関支配の一端にふれてみることにする。

一 古市氏・経覚と馬借

本節ではまず、古市氏と経覚の関係について述べる。ついで文安四年（一四四七）と長禄元年（一四五七）の二度の馬借一揆を検討し、古市氏・経覚と馬借との関係を考察することにする。

（一）古市氏と経覚

大乘院門跡であった経覚は、九条経教の子として応永二年（一三九五）に誕生した。彼は大乗院入室当初から、興福寺内において昇進・待遇等が特別扱いをされる貴種出身の貴族僧であった。経覚は応永一四年（一四〇七）に出家し、応永一七年（一四一〇）に大乘院門跡、応永三三年（一四三一）に興福寺別当に就任した。彼はその後、永享一〇年（一四三八）に恐怖政治を行ったことで有名な室町幕府六代將軍足利義教の手により大乘院から追放される⁽⁵⁾。経覚追放後の大乘院門跡には、一条家出身の少年僧の尋尊が入った。しかし、あまりの恐怖政治の結果、嘉吉元年（一四四一）に義教は赤松満祐の手により暗殺

される。この義教の横死により経覚は復活を果たした。

ところが、興福寺にとりドル箱であった河上五力関の関務代官の地位をめぐり、大和の有力国人である筒井順永・成身院光宣兄弟と争っていた古市氏に推戴されていた経覚は、古市氏がこの兄弟との争いに破れたため、文安二年（一四四五）九月に再び大乘院を追われた。その後経覚は文安四年（一四四七）年四月一三日に、古市胤仙の本拠地である古市に移住する。経覚はこれより後、文明五年（一四七三）の死まで、実に二七年間を古市迎福寺ですこすことになる。

実は経覚の古市移住は、経覚を手中にしよつとする胤仙の強い意思によって半ば強引に行われたものであった。⁶⁾ 経覚は隠居したとはいえ、古市移住後も二度にわたって興福寺別当をつとめるほどの人物であった。彼は興福寺内・大和国内においても、また中央においても、いまだ権威・実力ともに十分であった。この経覚を半ば強引に手中にしたことは、胤仙にとつて当然大きな意味をもった。大和国内で古市氏の勢力が強力になったのとはもちろんのこと、中央権力との関係を深めることもなった。

（二）古市氏・経覚と馬借一揆

本項では古市氏・経覚と馬借一揆との関係について考察してみる。

まず文安四年（一四四七）の馬借一揆について検討してみる。経覚の古市移住後まもない、文安四年七月、大和をはじめ近江・河内・山城等で馬借一揆が蜂起した。『経覚私要鈔』の文安四年七月一〇日条に次のような記事がある。

【史料一】

伝説云、今度馬借蜂起事、予^{（経覚）}并古市以下張行不^{（胤仙）}レ可^レ然、欲^レ滅^レ亡南都^{（順永）}造意坎、御造替前悪行至也トテ、衆中令^レ蜂起、予・胤仙加^レ衆勸ニ云々、事実者先代未聞所行無^レニ比類^{（胤仙）}者哉、（下略）

経覚と古市胤仙が南都を滅亡させよつと、馬借を煽動して一揆を起こさせたとして、衆中が経覚と胤仙に衆勸を加えたという説が流れたのである。⁷⁾ しかし経覚についてはまったくの無実であったことが彼自身の日記である『経覚私要鈔』よりわかる。『経覚私要鈔』の七月三日条に「徳政沙汰事、江州・河州以下大略如^レ馬借所存^{（胤仙）}成下了、山城国亦同前云々、仍今夜奈良ノ西南筒^{（胤仙）}ヲ吹^{（胤仙）}郡集云々、以外之次第也」と記されており、経覚は馬借一揆に対し「以外之次第」と怒っている。さらに同日条の別の項には、「筒井率^{（胤仙）}ニ族^{（胤仙）}奈良

へ上云々、為_レ静馬借_一坎、可_レ然」と記し、宿敵であるはずの筒井順永の行った、馬借鎮圧のための出勢を喜んでいる。このような経覚が馬借一揆の煽動者であったとは考えられない。経覚はとんだ濡れ衣を着せられたといえよう。

しかしながら古市胤仙についてはまったく無実であるとは言えないと思われる。古市氏が馬借と深いつながりのある国人であったことは、永島福太郎氏・熱田公氏等によつて指摘されている⁽⁸⁾。また鈴木良一氏は、古市氏が土一揆（馬借一揆）を援助・利用したことを指摘されている⁽⁹⁾。私はこれら諸先学の指摘や、前掲の『経覚私要鈔』に記された伝説からも古市胤仙が馬借を組織し、一揆の蜂起を支援したことは想像にかたくないと考えている。文安四年の一揆では武士勢力が一揆を支援した事例がある。山城国では、畠山持国が一揆を煽動していたのである。当時持国は細川勝元と対立し、京都政権内で孤立しており管領を辞職していた。管領を辞職し政権内で合法的手段のとれなかつた持国は、勝元に對抗するために、一揆を支援するという方法をとつたのである⁽¹⁰⁾。

文安四年段階で胤仙もまた、持国と同様の立場にいた。大和国の守護代ともいべき官符衆徒棟梁を宿敵筒井順永に奪われ、大和国内で合法的手段をとれない立場にいたのである⁽¹¹⁾。馬借とつながりの深い古市氏が一揆を組織・支援したとしても不思議ではなく、むしろ当然ともいえよう。

大和国人として新興勢力であつた古市氏の本拠地は永島福太郎氏も指摘されるとおり、交通の要衝である古市であつた⁽¹²⁾。古市氏は新興勢力ではあつたものの、交通や交易の重要性については、他の有力国人よりも敏感に察知していたものと思われる。古市氏は交通・交易を把握するためには、輸送業者であり、中小商人でもある馬借を把握する必要があることを熟知していたであろう。そして文安年間には、馬借一揆を煽動することができる程度にまで馬借を把握・組織していたものと思われる。また馬借側としても、大和の最有力国人・衆徒である古市氏に結びつくことにより、大商人に対抗することができたのではなからうかと推測される⁽¹³⁾。

次に長禄元年（一四五七）の馬借一揆と経覚の関係についてみてみることにする。長禄元年の一揆の経過を記す。まず長禄元年（康正三年）八月頃に河内国の土民が蜂起し、新関六一六を破壊したという事件が起こつた。一〇月には京都で土一揆が蜂起している。一月には山城の一揆が奈良への侵入をはかっている。この一一月頃より、土一揆のため京都・奈良間の道が塞がれるようになる⁽¹⁴⁾。

一二月七日、当時京都に滞在していた経覚が南都に下向することとなつた。下向の記事

が記載されている『経覚私要鈔』の二月七日条を記す。

【史料一】

(前略) 又至脇森辺門跡北面五六人・見塔院三位房自門跡召賜之、其外小泉(金力丸)代官中ト申者、騎三騎・人三十人召給之、然木津者不_レ通之間、賀茂へ廻テ来云々、仍路次事色々評定、雖_レ然依馬借分濟(標)可_レ途於違之条、云_二外聞_一、云_二実儀_一、不_レ可_レ然之間、触_二木津大貳房(英尊)欲_レ通処、大貳房来間召具了、無_二殊事_一令_レ通之条、尤本意也、木津・中村奉公所_レ致也、可_レ悦者也、(下略)

経覚の下向を迎えに来た者たちは馬借一揆のため、木津を通れなかった。そこで経覚は木津氏と狛の中村氏に命じて、馬借に道を開かせたことが、この記事よりわかる。この一件により、木津氏・中村氏という南山城の国人・土豪が馬借を押さえていたこと、その木津氏・中村氏は経覚に「奉公」する者であったことがわかる。(一五)

二月一〇日条には、「山城馬借捧_二目安_一之間遣_二沙汰衆_一了、去七日下午向時、雖_レ塞_二通路_一、愚老通之間路ヲ開テ通了、結句送之条神妙之間、感_二其色_一及_二披露_一了」と記されている。さらに二月一九日条には、「山城土一揆申状事、今日仰_二遣殿中_一了」と記されている。経覚は馬借が道を通してくれたことに感じ入り、馬借の目安・申状を官符衆徒沙汰衆に取り次ぎ、ついで九条家にも取り次いでいるのである。通常ならば、いくら道を通したことに感激したとはいえ、貴種の僧である経覚が土民である馬借の目安・申状を官符衆徒沙汰衆や九条家に取り次ぐことなど考えられない。そこには山城の馬借を把握している木津氏・中村氏といった国人・土豪と経覚との深いつながり、また国人・土豪を媒介としての馬借との深いつながりが想定できる。加えて経覚は馬借とつながりの深い古市氏のもとで生活していた。そのようなことも経覚と馬借を結び付ける一要因であったと思われる。

ここでなぜ経覚が木津氏等と深いつながりを持っていたのかについて述べる。木津氏は一乗院方の坊人であり、大乘院門跡であった経覚からすれば他門に属する者である。その他門に属する木津氏と経覚をつないでいたのは、木津の御問職である。御問職は年貢運搬・馬借の監督者であり、水陸交通業のエンジント的存在であった。そしてその御問職の補任権を掌握していたのが大乘院門跡であった。『経覚私要鈔』の長禄四年(一四六〇)九月二六日条に、「御問職 内三分一自_レ是令_二知行_一、可_レ仰_二付渡守_一之由、仰_二」(一七)とあり、この時期、経覚自身が御問職を知行しており、また渡守_二御問職_一の補任権を有していたことがわかる。御問職の補任権を握る経覚と木津氏は、当然深い関係にあったも

のと思われる。

このようにして木津氏と深くつながる経覚を手中にしたことにより、古市氏もまた、木津氏とより一層深くつながることができ、馬借の組織化も容易に行うことができたのである。そして古市氏自身も古くから木津氏と深くつながっていた。古市氏が筒井氏と河上五力関務代官をめぐって争っていた嘉吉二年（一四四二）には、木津父子が古市方として戦死している⁽²¹⁾。また胤仙の子息の澄胤が戦死した時、木津氏もまた運命をともにしている⁽²²⁾。経覚と古市氏はその両者が結びつくことによって、より一層木津氏・馬借等を容易に掌握することが可能になったのである。

本項では、文安四年（一四四七）と長禄元年（一四五七）の二度の馬借一揆を検討してみた。その結果、古市氏・経覚のそれぞれが交通の要衝木津にいる木津氏及びその配下の馬借と深い関わりにあったことが明らかになったといえよう。

そしてその深い関わりにより、大和国人として新興勢力であった古市氏の交通・交易政策は進展することになったと思われる。

二 古市氏による南山城進出と関支配

本節では、文明二年（一四七〇）以降、積極的に南山城へ進出していった古市氏が、南山城において京都・奈良間の本関及び新関の支配を行い、それを梃子に中小商人・輸送業者である馬借を、より強力に掌握していった過程を検討してゆきたい。

（一）古市氏の南山城進出

前節でみたように、古市氏は木津氏と深い関係にあった。また古市氏は木津の御問職の補任権を握っている経覚を手中にしていた。古市氏が木津の御問職の補任権を握る経覚を手中にしているということは、木津渡をも掌握していたことを示している。事実、享徳二年（一四五三）二月には、伊勢国司北畠教員が、石清水八幡宮寺に参拝するための木津舟の手配を古市胤仙に依頼している⁽²³⁾。また木津渡は関でもあった。当然古市氏はこれをもまた、掌握していたのである。

古市氏は胤仙の子息胤栄の代になり、応仁の乱のころより積極的に南山城へと進出をはじめる。『大乘院寺社雑事記』⁽²⁴⁾ 文明二年（一四七〇）一月九日条に、「昨日古市勢依三権

井之語「出陣、相楽庄事云々」とあり、胤栄の軍勢が南山城の西軍方国人椿井氏の要請で出陣をしていることがわかる。また七月には西軍方の大内政弘が南山城に進出し、山城国の東軍は合戦に敗北し、南山城は悉く西軍方となっている。

こうした事件の後、西軍方であった胤栄は一〇月に入り、本格的に南山城への進出を開始する。『雑事記』の一〇月五日条には、「為^(胤栄)下^(胤栄)狛知行^(胤栄)古市勢進発、大将^(長田家則)兵^(長田家則)庫也、山田木津可^(胤栄)知行^(胤栄)之由支度云々、仍同道者也」と記されている。この記事より胤栄は下狛を知行するため、一族の長田家則を大将として軍勢を出陣させていることがわかる。この時、古市軍と同道して出陣した山田氏は、胤栄結婚の時花嫁の請取に行った人物であり、胤栄より山内の進退を任されていた人物である⁽²⁵⁾。

『経覚私要鈔』文明四年(一四七二)一月二五日条に、「昨日自^(胤栄)下^(胤栄)狛土屋齊次郎^(胤栄)古市へ申遣云々」と記されている。土屋氏は古市氏の被官である。彼は下狛に駐在していたのである。また『雑事記』の文明七年(一四七五)五月二六日条に、「北山八古市之代官下狛大北之城衆也」と記されており、文明二年ころより南山城の下狛に進出した古市氏は、下狛を南山城支配の拠点としていたことがわかる。

(二) 古市氏の南山城本関支配

下狛を南山城支配の拠点とした古市氏は、下狛の関をも支配していた。『雑事記』文明四年五月一二日条に、「八幡御寮今日被^(胤栄)帰、馬自^(胤栄)一^(胤栄)乘院殿^(胤栄)被^(胤栄)進^(胤栄)之、千松丸御送^(胤栄)二^(胤栄)進^(胤栄)之了、狛過書仰^(胤栄)付^(胤栄)古市^(胤栄)、則進^(胤栄)之了」という記事がある。尋尊は姉八幡菩提院の狛通過のための過所発給を古市胤栄に要求しているのである。この一件について検討をしてみたい。

黒川直則氏は、古市氏が南山城の新聞と関わりが深いことを指摘されている⁽²⁶⁾。このことは興味深い指摘である。しかしながら、古市氏等の大和国人による南山城の本関支配に言及された研究は管見の限り見当たらない。そこで私は、古市氏による南山城の本関支配にも注目したい。脇田晴子氏は、京都から奈良への通路の関所のうち、宇治橋・宇治関・狛両関・木津渡・高座関は本関だったと思われる、と指摘されている⁽²⁷⁾。私もこの説は首肯できるものと考え、そのことについて、以下、興福寺の貴種の僧の関に対する意識をみることにより検討してみる。

大乘院門跡政覚の日記『政覚大僧正記』には関に関する記述が散見されるので、それを

あげてみたい。

文明一七年（一四八五）五月五日条に、「此一両日京都七口二新関ヲ所司代（多賀高忠）立云々、以外事也」とあり、多賀高忠が京都七口に新関を立てたことを政覚は「以外事也」と憤慨しており、新関を立てることは拒否反応を示している。

文明一六年（一四八四）六月一日条には、「三俣戸料紙未ニ到来之間、延福寺方返事為ニ催促ニ田舎御童子上レ之、粮物三十文、上下関四十文下ニ行_レ之」とあり、三俣戸料紙が到来しないことの返事を催促するために御童子を派遣した時に政覚は、粮物三〇文とともに、上下関料として四〇文を御童子に下行している。

長享二年（一四八八）四月二五日条には、政覚が吉野に参詣したおりの記事があり、そこでは、「諸関一銭モ不_レ出_レ之、一乗院殿ヨリ御奉書在_レ之」と記されている。つまり政覚は吉野参詣路にある一乗院支配の関を、一乗院門跡教玄の発給した奉書、すなわち過所をもって通行しているのである。

政覚の関に対する意識としては、新関に対しては拒否反応をしめている。しかし文明一六年の例では、御童子に関料を支給しており、また長享二年の例では、一乗院門跡発給の過所をもって関を通行している。この二件の例では、政覚は関に対する拒否反応は示していない。この二件の例で政覚が関に対して拒否反応を示していないのは、これらの関が本関であったからだと思う。

政覚は脇田晴子氏が本関と推測された木津渡と宇治橋に関しても記述している。文明一九年（一四八七）一月二四日条に政覚上洛の記事があり、「木津下渡如_ニ嘉例十足被_レ遣_レ之、宇治橋七升榼壹荷如_レ例被_レ遣_レ之、則上下向悉無為通了」と記されている。ここでも政覚は木津渡で一〇足、宇治橋で七升榼壹荷を出して通行している。しかもこれらの関料を支払うことを「嘉例」とし、つつがなく通行したことを「則上下向悉無為通了」と喜んでおり、関料を支払うことには抵抗は示していない。このことは脇田晴子氏の推測どおり、木津渡と宇治橋が本関であったことを示していると思われる。

このように興福寺の貴種の僧は、新関に対しては拒否反応を示すが、本関に対しては関料を支払うか、あるいは過所をもって通行している。とするならば、私は文明四年（一四七二）五月に尋尊が姉八幡菩提院のために古市胤栄に過所の発給を要求した豹の関も本関であったとしてよからうと考える。つまり古市氏は文明四年五月段階で豹の本関を支配していたといえる。

古市氏はなぜ、本関を支配することができたのか。木津渡の場合は御問職の補任権を握

る経覚を手中にしていたことが最大の理由であろう。それでは狛の場合はどうしてなのか。前述のとおり、文明二年（一四七〇）以来、古市氏が下狛を南山城進出の拠点としていたことも理由としてあげられよう。それとともにここでは、守護権との関わりに注目してみたい。永原慶二氏は道路は公共性の強いものであり、この時期は守護の管理下に置かれるようになっていたと指摘されている。⁽²⁹⁾

文明四年段階で山城国の守護は不明である。⁽³⁰⁾しかし西軍方の最有力武将である畠山義就が応仁二年（一四六八）一月に、山城国守護と主張しており、奉書まで発給している。⁽³¹⁾また文明二年には、同じく西軍方の最有力武将の大内政弘の軍勢が南山城に進出してきていた。この時期は南山城では西軍方の勢力が優勢であったといえる。私は西軍方であった古市胤栄が、守護を主張する義就や大内政弘の勢力を背景にして、山城国の守護的地位にいたのではないかと推測する。そして下狛を南山城の支配拠点としていたものと考ええる。この後、古市氏は明応二年（一四九三）九月、山城国一揆崩壊後に正式に守護代に補任される。⁽³²⁾私は明応二年の守護代補任は、文明年間の事実上の守護代としての実績が評価されたからと考えている。⁽³³⁾尋尊もまた、古市胤栄を事実上の守護代と認め、道路の管理者として認めていたからこそ、狛の関の過所の発給を要求したのである。過所発給の持つ政治的意味は大きく、免税の特権付与を古市氏は自らの主人である大乘院門跡に対して行っていたのである。

（三）古市氏の南山城新関支配

黒川直則氏が注目されたように、古市氏は南山城の新関も支配していた。本項では古市氏の新関支配について検討してみる。

『雑事記』文明一六年三月一六日条に、「予今日京上、寺務僧正御房同道、山城辺近来新関共在之、古市井堤^(澄胤)方二仰二付之畢、仍無為」とあり、尋尊と政覚が上洛した時、山城に新関があつたが、古市澄胤と大和国人の堤栄綱に關の通行を要求して、そのおかげで無事、関を通行することができたことが記されている。

同じく『雑事記』の明応三年（一四九四）一二月後付に古市氏支配の新関に関する記述がある。

【史料三】

正月十八日若君入室^(惑尊)、中御門并御共申、難波修理亮常弘參申、自家門一至木津内々

如「先例」御板輿、歩行儀也、山城近日新関共在之、五カ所云々、仰「付井上近江守」
関々無「相違」、昨日十七日竹内堯善・城土寛明・御輿昇以下濟々罷上、毎事上下向無
為、珍重々々、

この記事は、明応四年一月一八日に一条冬良の子息慈尊が大乗院に入室するため、京都より奈良へ下向してきた時の記事である。ここでは、山城に新関が五カ所あるため、古市氏の一族である井上近江守に命じて、関を無事通行したことが記されている。

前述したように本来、尋尊ら興福寺の貴種の僧は新関に対して拒否反応を示していた。しかし文明一六年の一件も、明応四年の一件も尋尊は古市氏の新関に対し、拒否反応を示していない。もちろん古市氏が関を無料で通行させていることは考慮に入れなければならない。しかしながら、古市氏は本来であれば興福寺衆徒・大乘院家坊人として、尋尊に奉仕する身である。井上近江守にいたっては、古市氏の一族にすぎない。私はなぜ尋尊が興福寺の支配圏外の南山城のこととはいえ、自らの臣下である古市氏に、新関の通行に便宜をはかってもらうことを要求せねばならなかったのかについて考察してみたい。

脇田晴子氏は、幕府や朝廷の立てた新関は本関なみに扱われることが多いと指摘されている。⁽⁴³⁾ 前述のとおり古市氏は文明二年（一四七〇）以来、積極的に南山城に進出していた。畠山義就や大内政弘の力を背景としたこともあり、事実上の守護代ともいべき地位にいた。そして明応二年（一四九三）には、正式に守護代に就任している。そしてこの時期、道路の管理は守護の下におかれていた。私としては、これらのことをあわせ考えると、古市氏の設置した新関は、公権力によって設置された関であるとの認識がなされ、本関なみに扱われていたのではなからうか、と考えている。だから尋尊は、本来は自らの臣下である古市氏に新関の通行に便宜をはかってもらうことに対して違和感を持たなかったのであろう。

（四）関と馬借

古市氏が南山城支配の拠点として、関も設置していた下粕と木津は、ともに交通の要衝であり、また馬借の集住地でもあった。⁽³⁵⁾ 交通・交易に明るい古市氏が支配の拠点とするには、実に適切な地であった。古市氏は山城国一揆がまだ健在であった延徳二年（一四九〇）一〇月に、木津と下粕の馬借を組織・煽動し一揆を蜂起させている。⁽³⁶⁾ 馬借を組織・煽動して一揆を蜂起させるのは、前節でも述べたとおり、文安四年（一四四七）以来の

古市氏の常套手段であった。

古市氏はなぜ、馬借を組織することができたのか。それは古市氏が南山城の関を支配していたことに理由の一端があると思われる。永原慶二氏は、山城国一揆の新関撤廃条項を、関を立てられることによって被害を受けた民衆、特に輸送業者であった馬借の要求であったとされる⁽³⁷⁾。脇田晴子氏もまた、新関撤廃条項を自由通商ないし自由通行の確保を目的としたものであったとされる⁽³⁸⁾。私もこの説は首肯できるものであると考える。馬借は新関に苦しめられていたのである。言い換えれば馬借は、関を立てている者には頭があがらなかったということである。

私は、馬借は関を通行させてもらうために、また関料免除の特権を得るために、関を支配している古市氏の支配下に入る必要があり、また中小商人でもあった馬借は大商人に対抗するためにも、古市氏の支配下に入る必要があったものと考えている。

脇田晴子氏が指摘されるとおり、商人が権力に寄生して特権を獲得するのは当然のことであった⁽³⁹⁾。このように古市氏は関支配を通じて、馬借の組織化を進めていったものと思われる。交通の要衝である古市出身の古市氏は、交通路・輸送業者を掌握することが、商業資本をも掌握することにつながることを敏感に悟っていたのであろう。

本節では、文明二年（一四七〇）以降、南山城に積極的に進出した古市氏が、事実上の守護公権を背景にして、南山城の本関・新関を掌握し、それにより、馬借を支配下に入れ、組織化を行っていったことを考察してみた。

おわりに

大和国の最有力国人・衆徒であった古市氏は、衆徒としては新興勢力であったと思われる。古市氏は新興勢力ではあったものの、強力な家臣団編成を行い、戦国期武家権力化への道を進んだ。その古市氏権力を経済的に支えていたのは、古市氏の商業政策であったと思われる。

本章では、古市氏の商業政策のうち、運輸業者・中小商人である馬借の支配と南山城における関支配に注目してみた。

古市氏は文安年間より馬借を組織し、一揆の蜂起を煽動していた。古市氏が馬借の組織化を行えたのは、古市氏自身が交通の要衝古市の出身であったこと。同じく交通の要衝である木津の御問職の補任権を掌握している前大乘院門跡の経覚を手中にしたこと。また

これにより、以前から深い関わりのあった木津氏及びその配下の馬借を、より深く掌握することができたからである。このことにより古市氏の交通・交易政策は進展することとなった。

文明年間に入り、古市氏は積極的に南山城に進出してゆく。その結果古市氏は、事実上の守護公権を背景にして、南山城の関支配を進めてゆく。このようにして南山城の交通路を掌握した古市氏は、それを梃子に馬借・商人を自らの支配下におき、商業資本をもより深く掌握していったのである。

これらの商業政策で得た経済力を背景に古市氏は、戦国期武家権力への道を強力に推進していったのである。

注

(1) 大和国人は、衆徒と国民にわけられる。衆徒・国民とは在地領主らを興福寺が被官化したものである。興福寺は旧縁(譜代)のある者を衆徒とし、興福寺僧とした。新付(外様)の者を国民とし、春日社の末社の神主とした。なお衆徒の中の有力者二〇名を官符衆徒といい、その最上首を官符衆徒棟梁という。守護不設置の大和では官符衆徒棟梁とは他国でいえば、守護代に相当する地位である。

(2) 「六党」の成立について安田次郎氏は、「祭礼をめぐる負担と贈与」(『歴史学研究』六五二―一九九三年)において、「一三世紀前半とされている。「六党」に所属していないということは、古市氏の登場が、他の有力国人に比して遅いということを表していると考えられる。

(3) 古市氏の家臣団編成と戦国期武家権力化への指向については、第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」を参照されたい。また古市氏家臣の存在形態については、第二章「中世後期の若党に関する一考察」を参照されたい。

(4) 永島福太郎氏「古市澄胤」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』一九六八年)、鈴木良一氏「山城国一揆ノート」(『日本歴史』二九六―一九七三年)、熱田公氏「古市澄胤の登場」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』一九七八年)、黒川直則氏「地域史としての『山城国一揆』」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)等の論考において、古市氏と馬借、あるいは関との関係について触れられている。

- (5) 以上、経覚については、永島福太郎氏「大乘院寺社雑事記について」(『日本史研究会史料研究部会編』『中世社会の基本構造』一九五八年)、参照。
- (6) 経覚の古市移住については、前掲注(3)拙稿「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」を参照されたい。
- (7) この衆勤は事実であり、またこれが古市氏・経覚の宿敵であった筒井順永により行われたことが、『経覚私要鈔』宝徳二年八月八日条よりわかる。ちなみにこの時期、筒井順永は、衆中(官符衆徒)の棟梁であった。
- (8) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」、熱田公氏、前掲注(4)「古市澄胤の登場」等。熱田氏は、古市氏は「組織として馬借を掌握していたわけではなく、被官人を有していた程度」とされる。しかし私は、後述する古市氏の関支配などとも関連して、古市氏は馬借を組織的に掌握していたものと考えている。
- (9) 鈴木良一氏、前掲注(4)「山城国一揆ノート」。なお鈴木氏は、応仁の乱後土一揆は国人に利用されるようになることされる。文安の馬借一揆が古市氏に組織・煽動されたのは、その先駆的なものであったといえよう。
- (10) 以上、文安の一揆については、今谷明氏「文安土一揆の背景」(『日本史研究』一四七 一九七四年)、参照。
- (11) 経覚を通じて、懇意であった持国と胤仙が共通の敵である細川勝元・筒井順永に對抗するため、連携して行動していた可能性もある。
- (12) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」。
- (13) 特権的座商人が商業の独占権を持ち、その他の商人を排除していたこと。また馬借一揆は問屋に対する中小商人である馬借の反抗であったこと等を、脇田晴子氏は、同氏著の『日本中世商業発達史の研究』(一九六九年)において、度々触れられている。とするならば、馬借が古市氏に結びつくということは、馬借が古市氏権力を背景にして、大商人に対抗するという側面をもっていたと考えられるのではないか。
- (14) 以上、長禄の一揆については、中村吉治氏『土一揆研究』(一九七四年)、参照。
- (15) 黒川直則氏も、前掲注(4)「地域史としての『山城国一揆』」において、木津氏と馬借の関係の深さに注目しておられる。私は経覚と木津氏との関係の深さにも注目したい。
- (16) 木津氏にしても中村氏にしても、『経覚私要鈔』に度々登場する人物であり、以

前から経覚と懇意にしていた者であることがわかる。

- (17) 豊田武氏『増訂中世日本商業史の研究』(一九五二年)。
- (18) 宇佐見隆之氏「木守と問」(勝俣鎮夫氏編『中世人の生活世界』一九九六年)。
- (19) 豊田武氏、前掲注(17)『増訂中世日本商業史の研究』。
- (20) 『大乘院寺社雑事記』長祿三年六月九日条に「木津渡子^{御問論事}」とあり、渡守と御問職がイコールで結べるのがわかる。またこの御問職には、度々木津氏が補任されていた。

(21) 『日記目録』嘉吉二年一月一日条。

(22) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」。

(23) 『経覚私要鈔』享徳二年二月二四日条。

(24) 以下、『雑事記』と略す。

(25) 『経覚私要鈔』康正三年七月二〇日条。『雑事記』文明三年閏八月五日条。

(26) 黒川直則氏、前掲注(4)「地域史としての『山城国一揆』」。

(27) 脇田晴子氏「山城国一揆と自由通行」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)。但し、脇田氏はこれらの関の支配者については言及されていない。

(28) 奈良の貴種の僧は、自らが本関の知行者であった。自らの収益をおびやかす新関に対して、拒否反応を示すのは当然といえる。また室町幕府も新関は撤廃しようとする意思を持っていた。

(29) 永原慶二氏「日本史における地域の自律と連帯」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)。

(30) 吉川弘文館刊『国史大辞典』の「室町幕府守護一覽」によると、山城国守護は応仁二年七月より文明六年七月まで不明のようである。

(31) 『山科家礼記』応仁二年六月二三日条に、義就が山城国守護として半済を要求している奉書が書写されている。

(32) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」、熱田公氏、前掲注(4)「古市澄胤の登場」等。

(33) 熱田公氏は前掲注(4)「古市澄胤の登場」において、古市氏の守護代就任を、「山城二郡守護代は、戦いといった地位ではなく、中央政界の抗争の中からいわばころがりこんだ地位」とされる。しかし私は、古市氏の守護代就任を文明二年以

来の古市氏の南山城での努力の結果であると評価したい。

(34) 脇田晴子氏、前掲注(27)、「山城国一揆と自由通行」。

(35) 永島福太郎氏、前掲注(4)、「古市澄胤」。

(36) 永島福太郎氏、前掲注(4)、「古市澄胤」、鈴木良一氏、前掲注(4)、「山城国一揆ノート」等。

(37) 永原慶二氏、前掲注(29)、「日本史における地域の自律と連帯」。

(38) 脇田晴子氏、前掲注(27)、「山城国一揆と自由通行」。

(39) 脇田晴子氏、前掲注(13)、『日本中世商業発達史の研究』。

はじめに

和泉国上守護代であった宇高有光は、宝徳二年（一四五〇）六月に和泉上守護細川常有の誅伐を受け、大和国の国人古市胤仙を頼り、大和国に亡命をした。和泉国上守護代宇高氏については、岡田謙一氏による詳細な研究があり、この事件についても、岡田氏は詳しく触れておられる。¹⁾ 岡田氏の研究では、宇高氏の出自や細川氏との接点、その興隆と没落の要因を明らかにすることなどを目的とされているため、宇高有光が大和古市を亡命先に選んだ理由については、触れられていない。宇高有光の大和亡命の背景には、当時の大和や中央の情勢が深く関わっていたものと思われる。そこで本章では、宇高有光が大和古市を亡命先として選んだ理由を検討してみたい。また有光の子息光成は、のちに和泉国上守護代として復活を果す。光成の復活についても当時の和泉や畿内の政治情勢が深く関わっていたものと思われる。この光成復活の理由についても検討してみたい。

一 宇高有光の大和古市への亡命

まず宇高有光の没落について、岡田氏の研究を参照しながら述べておく。宇高有光は和泉上守護細川持有・教春の二代にわたり、和泉上守護代として仕えていた。宇高氏は有光の父光勝の代から和泉上守護代を勤めており、世襲の守護代家として上守護家内でかなりの勢力を保持していた。ところが細川教春が病没し、新たに細川常有が上守護になると、宇高有光は、新守護常有の手により誅伐をうけ、没落を余儀なくされた。この常有の誅伐の理由は、世襲の守護代として大きな勢力を持っていた宇高氏に対し、上守護家の他の被官からの反発や、宇高氏の存在に新守護常有が脅威を覚えたことが理由であった。

さて、宝徳二年（一四五〇）六月二七日に常有に誅伐をうけた宇高有光は、しばらくは行方不明であった。有光が再び姿を見せたのは、六月晦日のことであった。場所は和泉国古市であった。『経覚私要鈔』宝徳二年六月晦日条では、次のように記す。

【史料一】

細川刑部少輔^(常)一方、内者^(有光)宇高憑古市落来了、就此有種々雑説、背主命如此云々、又傍輩^(古市胤也)沙汰云々、肝要去廿七日令夜打之处打漏了、仍於屋形烧了云々、始終之儀難知、先播

請取了、仍入宝樹庵了、其衆廿人計在之云々、

この記事では、主人細川常有の誅伐をうけた宇高有光一行が二〇人ばかりで、古市胤仙を頼み落ちてきたことを記している。ではなぜ有光は、大和国人である古市胤仙を頼り、亡命してきたのか。

理由の一つとして考えられるのが、宇高氏と古市氏の家格の釣り合いがとれていたという点である。宇高氏は先述したとおり、和泉国上守護代であった。これに対し古市胤仙は大和国の守護代ともいうべき官符衆徒棟梁であった。つまり宇高・古市両氏は、ともに守護代クラスの武士であったのである。

しかも両氏とも宝徳二年（一四五〇）六月末段階で、その地位を失っていた。宇高氏については先述したとおり、主人細川常有の誅伐を受けていた。一方、古市胤仙は官符衆徒棟梁の地位を、文安二年（一四四五）九月以来、宿敵筒井順永に奪われていた。

このように宇高有光と古市胤仙は、家格的にも政治的にもほぼ同様の立場にいた。有光にとつては、古市はかつこうの亡命先であったのではないか。なお宇高氏が古市氏にその亡命を簡単に受け入れられていることから、両者の間には以前から交流があったか、もしくは仲介をする人物がいたことが推測される。あるいは一五世紀中葉には、畿内近国では、守護代家同士によるネットワークが形成されていた可能性をも、この事件は示しているのかもしれない。

二・畠山持国と経覚・古市胤仙

何故宇高氏は大和国古市に亡命したのか。もちろん前節で述べた古市氏との家格の釣り合いがとれていたということもある。しかしそのこと以上に、当時の政治状況や人間関係が深く関わっていたはずである。そこで本節では、畠山持国と、経覚及び古市胤仙との関係を手がかりにして宇高有光の古市亡命を検討してみたい。

当時古市胤仙は前興福寺大乘院門跡の経覚を手中にしていた。経覚とは以下のような人物であった。九条経教の子として応永二年（一三九五）に誕生し、応永十七年（一四一〇）に大乘院門跡、応永三十三年（一四二六）に興福寺別当に就任した。その後、永享一〇年（一四三八）に六代將軍足利義教の手により、大乘院を追放された。この時点で、大乘院門跡の地位は尋尊に移った。義教の横死後、経覚は大乗院に帰住した。大乘院帰住後に、経覚は古市胤仙とともに、「五ヶ関務代官」の地位を巡り、筒井氏と抗争を繰り広げた。その

結果、文安二年（一四四五）九月、筒井氏との抗争に敗れた経覚は、再び大乘院を追われ、大和国葛上郡の安位寺に逃れた。その後、文安四年（一四四七）四月、古市胤仙の手によ
り、なかば強引に古市に移住させられた。³⁾

経覚は義教の手により、強制的に隠居をさせられたとはいえ、その権威、実力、人脈等
は十分なものを持っていた。だからこそ古市胤仙は、経覚を手中にしたのである。経覚は
幕閣内では、畠山持国と親しかった。以下、経覚と畠山持国の関係を検討する。

経覚と持国は、ともに義教により失脚させられた過去を持っていた。持国は義教の横死
の後、畠山家督、次いで幕府管領に復した。持国はその頃から、経覚の復権に尽力してい
る。嘉吉三年（一四四三）六月、持国の要請により南都から上洛した経覚は、自らの日記
『経覚私要鈔』の六月一日条に、次のように記している。

【史料二】

一 自管領（畠山持国）申云、予門跡安堵事、度々承之間、為申沙汰、可有上洛之由申入了、仍今日
令執奏之処、明日可被見参之由、御返答候、明日十日、日中程室町殿可被参申云々、
仰本望之由了、

この記事から以下のことかわかる。経覚のもとに持国より連絡があった。経覚の
門跡復帰の件を、持国が將軍足利義勝に執奏したところ、義勝より返事があったので、明
日義勝と対面するようにと言ってきた。

翌日義勝と対面した経覚はその後、持国邸に向い持国とも対面している。『経覚私要鈔』
では、「一向管領（畠山）屋形、則対面了、（中略）懇便宜之題目不可有等閑之由契約了」と記し
ている。ここでも経覚は持国に対し、再度自身の門跡復帰を約束させている。

持国はなぜ、尋尊という歴とした大乘院門跡が存在するにも関わらず、経覚の門跡復帰
を支援したのであるのか。その理由の一つは、持国自らが義教に追放された身であったか
らであろう。同じく追放された身である経覚を支援するということは、改めて自らの正当
性を示すことにつながったものと思われる。また義教に追放された者同士という親近感を、
経覚に対して抱いていたということもある。

この門跡復帰を持国に依頼したことにより、経覚と持国は親交を深めてゆくことになる。
この一件の後、経覚と持国の間では、様々な品々のやりとりが『経覚私要鈔』のなかで見
られるようになる。また経覚は、持国本人だけではなく、持国被官の隅田佐渡入道や木澤
秀継なども品々をやりとりしている。

もちろん持国と経覚の関係は、贈答品のやりとりにとどまるものではなかった。『経覚

私要鈔』文安四年（一四四七）七月二日条では、「一京都事、賀州介与安高（秀繼）被中分之間、去廿六日令落居旨、自木澤左近大夫方申給了」と記されている。この記事にある「賀州介与安高（秀繼）」の一件とは、加賀国の守護職をめぐる富樫兄弟の争いのことである。この事件で畠山・細川両管領家は、畠山持国が兄富樫教家を扶持し、細川勝元は弟の富樫泰高を扶持した。この争いは川岡勉氏も指摘されるとおり、畠山氏と細川氏の対立構造を顕在化させる事件であった。⁴⁾

それともかく、ここで注目しておきたいのは、こうした重要な事件が解決したという第一報を、畠山持国被官の木澤秀繼が、経覚にもたらしているということである。このことから、畠山持国と経覚の緊密な関係がうかがえる。古市に隠居していた経覚の有力な情報源の一つが、持国であったのである。

宝徳二年（一四五〇）九月には、越前国坪江郷の政所に、持国の推薦する人物を補任するようにとの依頼を、経覚は持国から受けている。坪江郷は大乗院にとって主要財源であり、大変重要な庄園であった。

『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月一八日条では、「坪江政所事、承祐之ヲイ禅住房承操申旨、管領（持国）執申、迷惑者也」と記されている。持国から承操という人物の政所補任を依頼された経覚は、これを迷惑と記している。しかし結果的には、承操は政所に補任された。『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月二五日条では、次のように記されている。

【史料三】

一木阿下人了、坪江政所請口事仰談（秀繼）木澤之処、令難渋之条、定不所存可存款、且可為如何様哉之由申云々、難儀千万事也、然而彼禅門事、代々厚恩之体也、取分愚身蒙恩了、可黙止之条、不知恩坎、無力今、事八可領状之由思給者也、

坪江政所職について、経覚側では持国被官の木澤秀繼と交渉を行なったが、折り合いがつかなかった。経覚は「難儀千万」と困り果てた。しかしながら持国のことを、「代々厚恩之体也、取分愚身蒙恩了」と大変な恩人であると記し、その上で、持国の要望を聞き入れないことは、恩知らずだとして、持国の要望を聞き入れ、承操の政所職補任を、了承している。

この一件から、経覚の持国に対する好意的な感情がうかがえる。また大乗院にとって重要な庄園である坪江郷の政所職の補任を左右するくらい、経覚と持国が親しい間柄であったこともわかる。

経覚と持国は、経覚の大乗院門跡復帰運動を通じて親しくなり、品々のやりとりが行なわれたり、中央の重要な情報が持国から経覚にもたらされたりした。また持国は大乗院の中心的な庄園の庄官の補任を経覚に依頼したりした。

このように畠山持国とその被官たちとは、親しく付き合っていた経覚であったが、もうひとつの管領家細川家とは、ほとんど交渉を持っていなかった。交渉の例としてあげられるのは、嘉吉三年六月に経覚が門跡復帰運動のため上洛した際、細川勝元と対面していること⁽⁵⁾、細川被官の香西氏に若干の品を贈っている程度である⁽⁶⁾。この香西氏に品を贈っていることについても、香西氏が坪江郷の請負代官をしていたからであると思われ、純粋に経済的関係のみと推測される。

経覚が細川氏と積極的に交渉をとつた理由の一つとして、大和国内では、経覚の宿敵筒井氏が、細川氏と関係の深い武士であったことがあげられよう。

さて経覚が畠山持国と深く親交があつたのと同様に、経覚を手中にしていた古市胤仙もまた、経覚を通じて、畠山持国と関わりを持っていた。

古市胤仙は、経覚の大乗院復帰の頃から、経覚に積極的に接近をはじめ、大乗院家坊人の中で特別扱いを受ける存在となつていった⁽⁷⁾。その特別扱いの結果の一つが、大和国の守護代ともいふべき、官符衆徒棟梁への古市胤仙の就任であった。この官符衆徒棟梁への就任には、経覚はもちろん、畠山持国も深く関わっていた。『大乗院日記目録』の嘉吉三年（一四四三）九月一六日条では、「奈良中雑務事、小泉重弘・豊田頼英・古市胤仙此三人、自前大僧正^(巻)被仰合徳本被仰付之了」と記されている。つまり古市胤仙の奈良中雑務（官符衆徒棟梁）就任は、経覚と畠山持国とが相談した結果であつたのである。

また『経覚私要鈔』宝徳三年（一四五二）四月二七日条では、「^(古市胤仙)自今日播州給状、昨日^(畠山持国)七時分管領^(安)対面、金 関二部給案堵、其外馬・太刀以下拝領、施面目之由注進了」と記されており、胤仙が持国より関所を安堵されていることがわかる。このことから胤仙・持国両者の関係の深さがうかがえる。

先にも少し触れたが、当時古市氏は細川方の国人であつた筒井氏と、大和国内の覇権をかけて激しい抗争を行なっていた。古市氏は嘉吉二年（一四四二）頃から、筒井氏と「五ヶ関務代官」・「官符衆徒棟梁」の地位を争っていた。この争いは享徳二年（一四五三）六月の胤仙の死まで続けられた。

このように経覚を通じて持国に接近した胤仙は、大和国内での主導権を握るための筒井氏に対する軍事行動を、持国とともに起こすようになる。文安元年（一四四四）頃より、

大和国の主導権を巡る経覚・古市氏と、筒井氏との間での抗争は、ますます激化していった。そのようななか、文安元年六月に、幕府管領畠山持国は、古市氏に加勢をするため出兵をしている。『大乘院日記目録』文安元年六月一三日条では、「自畠山徳本方令責高山奥、(中略)筒井勢以下高山合力之」と記されており、筒井方の国人である高山氏を、持国が攻撃していることがわかる。

また文安四年(一四四七)には、持国と胤仙が共謀して馬借を煽動し、馬借一揆を起した可能性がある。この馬借一揆は、細川勝元や筒井氏を牽制するために起こしたものであると思われる。

以上述べてきたように、経覚や経覚を擁する古市胤仙は、畠山持国と親しい関係にあった。宇高有光は、和泉国上守護細川常有のもとから逃亡してきていた。当時細川一族は管領家である惣領家を中心に、強力な同族連合体制をしいていた。つまり同族連合体制の一員である上守護家より誅伐を受けるということは、細川惣領家の誅伐を受けるということをも意味していたといえるのではないか。管領家である細川惣領家に対抗できる人物は、同じ管領家であり、細川勝元と幕閣内で主導権争いをしていた畠山持国以外にはいなかったのではなからうか。そして宇高有光は、大和国の古市胤仙や、彼が擁していた前大乘院門跡の経覚が、畠山持国と近い人物であることを熟知していたのであろう。あるいはそのことを有光に教唆した人物がいたのかもしれない。ゆえに宇高有光は、大和国古市に亡命をし、自身の身の安全と復活の機会を得ようと考えたのであろう。また古市胤仙は当時、官符衆徒棟梁の地位を、宿敵筒井順永に奪われており、立場的には宇高有光と同様に、いわば失脚中であつたということも、宇高氏の古市亡命の理由の一つであつたかもしれない。つまり細川氏・筒井氏とは、古市氏・宇高氏にとっては共通の敵であつたともいえよう。また当時古市氏と経覚が大和国内の主導権を巡り、細川方に近い筒井氏と抗争を繰り広げていた事も、宇高氏が古市を亡命先とした大きな理由であらう。古市の地は、細川氏の手から逃れてきた宇高有光にとっては、細川氏の手が届かない、かつこうのアジールであつたのである。

三・古市亡命後の宇高氏

本節では、古市胤仙を頼り古市に亡命してきた宇高氏の大和での行動を見てみる。宝徳二年(一四五〇)六月晦日に、宇高有光とその一行は、古市に亡命してきた。その後の宇

高氏とその被官たちの様子が、『経覚私要鈔』に記されている。以下『経覚私要鈔』の記事を中心に検討してみる。

宝徳二年七月二〇日条では、「一播州一族・若党・地下者共六七十人召寄、戊刻相撲在之、(中略)細川宇高若党打留沙汰了」と記されている。この記事から古市胤仙が開催した相撲に、宇高氏やその若党が、胤仙の一族・被官や地下人とともに参加していることがわかる。

この相撲はただ単に、娯楽のためだけに行なわれたものではなかったと思われる。この相撲の行なわれた宝徳二年(一四五〇)の大和は、炎旱続きの天候であった。この相撲は楽しみというより、祈雨のために行なわれた可能性が高い。事実八月七日には、南都で祈雨のための相撲が行なわれている。それはともかく、古市氏に動員された宇高氏は、おそらく経済的負担も負ったものと思われる。

宇高有光やその被官は古市氏のためだけでなく、経覚にも奉仕している。『経覚私要鈔』宝徳二年八月一五日条では、「宇高立風呂招引、予入了、又榼一双・髪籠二石櫛・賜之」と記されている。宇高有光は経覚のために風呂を用意し、なおかつ酒や果物を贈っているのである。前稿でも述べたことがあるが、経覚の接待をするというのは、古市氏やその一族・被官にとっては、義務であった。そしてこのような義務を果たすためには、経済的負担が必要であった。宇高有光もまた、古市氏やその一族・被官と同様に、このような経済的負担を負っていたのである。

宇高有光はこのような経済的負担だけでなく、軍事的奉仕も経覚に対して行なっていた。

『経覚私要鈔』宝徳二年八月二八日条では、「一亥刻当方々衆宗乘仙房・堯弘延浄房・秀巴蓮房・頼秀善明房播州一族・若党召仕者共、宇高勢十四五、合甲百余遣南都、高専春頭房・下人家令破却、於即体者処重科」と記している。この記事から、当時古市氏と同調し、筒井氏と敵対していた宗乗ら「古市止住六方衆」や古市氏が、高専の下人の家を破却するという軍事行動を起こした時、宇高氏とその若党も古市氏らとともに行動を起こしていることがわかる。

さてこの高専下人の家破却とは、どのような事件であったのであろうか。これは経覚・古市氏と筒井氏との抗争の一環として、起こった事件であった。

宝徳二年(一四五〇)七月二七日、経覚はかねてからの念願であった大僧正一座宣旨を受けることができた。これは大乘院信円以来、九代にわたり中絶しており、大変名誉なことであった。そこで経覚はそのことを氏神である春日社に報告するため、社参をすること

にした。ところが経覚の社参は叶わなかった。『経覚私要鈔』宝徳二年八月八日条では、次のように記している。

【史料四】

予社参事、衆中衆勦事也、可相支之由申送門跡旨申賜了、存外之至也、自宗規模之宣下、奉忽諸之条、冥顯豈無其果利哉、自元彼（筒井）一類妬如此勝事、専自分之威勢者共なる間、毎度逢横災、悉以致犬死、乍見其為体、猶如此相振舞間、併招自滅者歎、但立合可社参之条、狂人走者不狂人走二相似之間、先可延引之由可相触者也、

経覚が春日社に社参をしようとしたところ、経覚は衆中（官符衆徒中）の衆勦を受けている身であるので、衆中がその社参を阻止しようとしているという連絡が、大乘院門跡尋尊より経覚にもたらされた。この時期、衆中の棟梁は筒井順永であり、当然その構成員は、経覚が「彼一類」と呼ぶ筒井派で占められていた。つまりこの社参阻止は、筒井派の手によってなされたものであった。この社参阻止の報復として古市方から行なわれたのが、筒井方である高専の下人の家の破却であった。

この記事にでてくる「衆中衆勦」については、説明が必要であろう。前節で文安四年（一四四七）に、細川勝元と筒井氏を牽制するため、畠山持国と古市胤仙が共謀して馬借を煽動し、馬借一揆を起こした可能性があることを指摘した。この事件の時、官符衆徒棟梁であった筒井順永は、古市氏と経覚が馬借一揆の煽動をしたとして、古市氏と経覚に衆勦を加えたのである。（一七）そしてその衆勦は、宝徳二年（一四五〇）七月段階でも解かれていなかった。つまり宝徳二年（一四五〇）八月二八日の古市氏による軍事行動は、単に古市氏対筒井氏の地域的抗争というだけでなく、畠山氏・経覚・古市氏対細川氏・筒井氏という、大きな枠組の抗争の中で起こった争いの一つだったのである。

それとはもかく、宇高有光とその若党も経覚・古市方として、この軍事行動に参加していた。前述したように細川氏と近い関係にあった筒井氏と激しい抗争を繰り広げていた古市氏の本拠地古市は、宇高氏にとっては細川氏の手のとどかない、最も安全な地であったといえよう。だからこそ宇高有光は亡命中の不自由な身でありながら、古市において経済的な負担を背負い、筒井氏との抗争にも参加していったのである。このような宇高氏の行動は、彼自身の安全を保障するための行動でもあったのである。

このように経覚に奉仕したり、古市氏とともに軍事行動をおこしながら、復活の機会をうかがっていた宇高氏の身に変化が起こった。『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月二〇日条では、「（有光）宇高事、先管領（細川）、可扶持之由申間、近日可罷帰云々、早速之儀太不審

也、若有子細欵、如何」と記している。宇高氏を細川惣領家の勝元が召し抱えるといってきたのである。経覚はあまりに早い宇高氏の復活を、おおいに不審に思っている。

しかし宇高氏は、この細川勝元からの申し出を、早速受け入れた。『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月二一日条では、「^{（有光）}宇高 日為上京都向河州云々、進退令落居

大河原毛・大刀、子息新三郎 一足出之云々」と記されており、宇高有光とその子息新三郎が、河内經由で上洛したことがわかる。普通古市から上洛する場合は、まっすぐ北上し、南山城を經由するコースが一般的である。宇高父子はなぜ河内を經由したのであるうか。河内はいうまでもなく、畠山持国の分国である。わざわざ持国の分国河内を經由していることから、宇高氏と持国の間に何らかの関係があったとの想定もできよう。宇高氏は自らの上洛について、河内にいる持国被官の誰かと相談をしようとしたのかもしれない。あるいは宇高氏に古市亡命を勧めたのは、持国かあるいは持国周辺の人物、特に経覚や古市氏と深い親交のあった、隅田佐渡入道や木澤秀継であった可能性もあろう。もしそうであるならば、一節で述べた守護被官層によるネットワークが形成されていたのかもしれない。

それはさておき、経覚でさえおおいに不審に思うような細川勝元からの誘いに、宇高有光は何故簡単に応じたのであろうか。宇高氏の本貫の地は、岡田氏が明らかにされたように伊予国新居郡の宇高であった。宇高氏は本貫の地宇高を離れてからも、宇高に領地を持ちつづけていた。山内讓氏や藤田達生氏が明らかにされたように、新居郡の分郡守護は細川惣領家が握っていた。^{（13）}これらのことから細川勝元と宇高有光の間には、何らかの関係が築かれていたと考えられよう。この以前から有していた関係により、宇高有光は何の不審も抱かず、勝元の誘いに応じたものと思われる。

また細川庶子家の内衆の一族が、細川惣領家に仕えるということも、細川同族連合体制のなかで、普遍的に行なわれていた。^{（14）}このことも和泉上守護家の元被官である宇高有光が、細川惣領家の勝元の誘いに応じたことの理由の一つであったと思われる。

同族連合体制の下で、細川惣領家は強力なリーダーシップを発揮していた。細川惣領家の被官になり、惣領家の庇護下に入ることによって、庶子家である和泉上守護の追及をもかわせると、宇高有光は判断したのであろう。

その結果は、どつであつたらうか。岡田氏も述べられているとおり、経覚が危惧したとおりの結果となつた。『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月二七日条では、「西下刻自京下者云、^{（有光）}宇高今朝被打云々、如^{（案）}楚忽上洛比興事也、父子・若党等十六七人之由、

先有其聞、不便之事也、後聞子息未無為云々」と記されている。宇高有光とその被官は、上洛直後の九月二七日に処刑された。経覚は有光の上洛を、「如^(案)楚忽上洛比興事也」と批判している。経覚のように常に中央の情報を入手することのできる立場の者からすれば、明らかに危険の大きすぎる上洛であったのであろう。

さて宇高有光を処刑した人物は、誰であったのであろうか。岡田氏は和泉上守護細川常有であった可能性を指摘されておられる。おそらくその可能性は高いものと思われる。あるいは細川勝元であったかもしれない。有光を処刑した人物が常有であったにしろ、勝元であったにしろ、私は有光が細川一族の強力な同族連合体制の罠に陥り、滅ぼされたものとする。有光を勝元が誘い出した時点で、勝元と常有の間には、有光処刑の話はできあがっていたのであろう。同族連合体制を頼って自らの保身をはかった宇高有光は、皮肉にも同族連合体制によって、その身を滅ぼされたのである。

宇高有光が大和古市を亡命先とした理由は、当時の大和と中央の政治情勢によるところが大きかった。強力な同族連合体制を持つ細川一族の手から逃れることは、宇高氏にとつては、至難のことであった。宇高氏は細川惣領家とならぶもつひとつの管領家であり、細川惣領家と対立していた畠山氏の影響下にある地、いいかえれば細川家の手の届かない地に亡命をする必要があった。そういう意味では大和古市はかつこうの地であった。古市氏も古市氏が擁していた経覚も、ともに畠山持国と親しい関係にあった。また当時古市氏と経覚は、大和国内で細川方の筒井氏と激しい抗争を繰り広げていた。古市の地は、細川一族の手の届かないかつこうのアジールであった。そこで細川一族では、甘言を弄して宇高有光を上洛させ、謀殺したのである。

四・宇高光成の復活

宝徳二年（一四五〇）九月に行なわれた宇高有光の謀殺によって、宇高氏は滅亡の危機に陥った。しかし『経覚私要鈔』宝徳二年（一四五〇）九月二七日条で、「後聞子息未無為云々」と記されているように、有光の子息新三郎（光成）は、謀殺の手から逃れ、生き残っていた。この有光子息の新三郎は、文明四年（一四七二）六月に和泉上守護代として、復活を果す。父有光が謀殺されてから、二二年の歳月が流れていた。

それではなぜ、宇高光成は和泉国上守護代として復活できたのであろうか。岡田氏は前守護代の大庭盛景没後、守護代となる人物がなく、かつて守護代であった宇高氏が用いら

れたのではないかと、指摘されておられる。私も岡田説は首肯できるものと考えている。ではなぜ、かつての守護代家の宇高氏以外に守護代となるべき人物がなく、宇高氏が守護代として登用されたのであろうか。

その理由の一つとして、当時の和泉国の政治状況があげられるのではないか。岡田氏も指摘されておられるとおり、宇高光成の守護代復活の前年、畠山義就勢の和泉侵攻により、上守護代大庭盛景が、討死をした。この結果、両守護による和泉国支配体制は崩壊の危機に瀕した。また文明五年（一四七三）には、畠山義就方の和泉侵攻という国の危機的状況に対して、和泉では国人たちが結集し「国一揆」を成立させている。⁽¹⁵⁾

このように宇高光成が上守護代に就任したころの和泉は、守護勢力にとって、政治的に危機的な状況が続いていた。だからこそ祖父の代からの世襲の守護代家であり、和泉国や和泉の国人たちを熟知し、かつては和泉国に強力な権力を維持していた宇高氏が守護代に起用されたのであろう。光成には祖父の代からの領国支配の手腕が期待されたものと思われる。

宇高氏が守護代に起用されたもう一つの理由として、畠山氏が存在があげられるのではなからうか。以下に、そのことについて検討する。文明一五年（一四八三）八月段階でも、宇高光成は和泉国上守護代であった。

【史料五】

「^(後筆)管領政長」

今度出陣誠本望候、殊長々之儀、一段祝着之至候、弥已後之時宜憑入候、委細尚宇高^(光成)大和守可被申候、恐々謹言、

八月廿四日

^(畠山)政長（花押）

^(原筆)日根野五郎左衛門尉殿

「^(包紙)日根野五郎左衛門尉殿 政長」

「^(包紙裏書)畠山さへもんのかみ殿より出、

文明十五年八月廿四日

この文書は畠山政長から、和泉国人日根野氏に宛てて発給された感状である。岡田氏は、この史料から和泉上守護細川元有は、守護代宇高氏や被官人日根野氏を政長方として義就との合戦に参加させていたことが明らかとなる、とされた。

私はこの感状が畠山政長から発給され、それを取次いでいるのが、宇高光成である点に注目したい。光成が政長からの感状の取次ぎを行なっているということは、光成が政長の

配下にあつたことを示しているのではないか。少なくともこの感状から、文明一五年段階で、宇高光成は細川元有と畠山政長に両属していた可能性は指摘できるものと思われる。

岡田氏は明応七年（一四九八）段階で、宇高光成が畠山氏の和泉守護代であつたことを示唆されている。あるいは文明一五年段階で、すでに宇高光成は、畠山政長の下での和泉守護代、あるいは管領被官であつた可能性も指摘できよう。

末柄豊氏も指摘されるように、河内・紀伊という畠山家分国に囲まれた和泉国では、和泉守護家の動向は、畠山氏の動向に左右された。時には和泉両守護家は、細川惣領家に逆らい、畠山氏と行動をとることにすることすらあつたのである。⁽¹⁷⁾ また小谷利明氏が指摘されるように、和泉国人の草部氏・菱木氏などは、畠山基国の代から畠山氏の被官であつたし、⁽¹⁸⁾ 持国の代には和泉国日根野庄の代官を持国被官が勤めていた。⁽¹⁹⁾ このように和泉国は常に、畠山氏の影響を受ける国であつた。

一節から三節にかけて検討したとおり、宇高有光・光成父子は畠山氏に近い存在である大和国古市氏のもとに亡命していた。宇高光成は畠山氏に比較的近い存在であつたといえよう。文明年間、和泉守護両細川家では、「国一揆」のため和泉国支配が困難であつた。また畠山義就の度々の和泉侵攻にも悩まされていた。河内を支配する義就を牽制するため、両守護家と畠山政長の思惑は一致したのである。この時、畠山氏に比較的近い存在であり、和泉国支配にも精通していた宇高氏が、細川氏・畠山氏の両者、あるいは畠山氏によつて守護代に起用されたのではないか。このようにして宇高光成は、和泉国守護代として復活を果たしたのである。

おわりに

本章では、和泉国上守護代宇高有光の大和古市亡命という一事件から、亡命の背景にあつたと思われる中央や大和の情勢に関する若干の考察を行った。また有光の子息光成の復活についても、考察を行った。本章で述べたことをまとめると、以下のようになる。

宇高氏の大和古市亡命の一つとして考えられることに、宇高氏と古市氏が、ともに守護代クラスの家で家格の釣り合いがとれていたことがある。

前大乘院門跡経覚や経覚を擁する古市胤仙は、幕府管領家の畠山持国と親しい関係にあつた。当時細川氏の同族連合体制に対抗できる人物は、幕閣内では畠山持国以外にはいなかった。そこで宇高有光は、持国と親しい関係にあつた古市氏のもとに亡命をした。また

細川氏に近い筒井氏と抗争を繰り広げていた古市氏が支配する古市の地は、細川氏の手の届かないかつこうのアジールであった。宇高有光は、大和国古市で自身の身の安全と復活の機会を得ようとした。

細川氏の手の届かない古市にとどまり、宇高氏自身の安全を保障するため、宇高氏は古市において、経済的負担を背負い、古市氏の宿敵である筒井氏との抗争にも参加した。

このように古市氏のもとで亡命していた宇高氏に対し、細川惣領家の細川勝元は甘言を弄して誘い出し、謀殺をした。

その後、謀殺をされた宇高有光の子息光成は、復活を果す。畠山氏に近い存在であった古市氏のもとに亡命をした経験を持つ宇高光成は、畠山氏に比較的近い存在であったといえる。文明年間、和泉守護両細川家では、「国一揆」のため和泉国支配が困難であった。また畠山義就の度々の和泉侵攻にも悩まされていた。河内を支配する義就を牽制するために、両守護家と畠山政長の思惑は一致したのであろう。この時、畠山氏に比較的近い存在であり、和泉国支配にも精通していた宇高氏が、細川氏・畠山氏の両者、あるいは畠山氏によって守護代に起用されたのではないか。本章で述べたことをまとめてみると、以上のようにならう。

注

- (1) 岡田謙一氏「和泉上守護代宇高氏についての基礎的考察」、『日本歴史』六二二、二〇〇〇年)。以下、岡田氏の見解はこの論文に拠る。
- (2) 第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」。
- (3) 前掲注(2)拙稿。
- (4) 川岡勉氏「室町幕府―守護体制の変質と地域権力」、『日本史研究』四六四、二〇〇一年)。
- (5) 『経覚私要鈔』嘉吉三年六月二二日条。
- (6) 『経覚私要鈔』嘉吉四年一月一四日条、文安四年一月一九日条など。
- (7) 前掲注(2)拙稿。
- (8) 第三章「国人古市氏の馬借・関支配について」。
- (9) 小川信氏『足利一門守護発展史の研究』(一九八〇年)。
- (10) 『経覚私要鈔』宝徳二年八月七日条。

- (11) 第二章「中世後期の若党に関する一考察」。
- (12) 前掲注(8)拙稿。
- (13) 山内讓氏「室町時代の新居・宇摩郡と細川氏」(『西条史談』三七、一九九六年)、藤田達生氏『日本中・近世移行期の地域構造』(二〇〇〇年)。
- (14) 前掲注(13)藤田氏著書。
- (15) 廣田浩治氏「室町幕府―守護体制下の泉大津地域」(泉大津市史編さん委員会編『泉大津市史』一、二〇〇四年)。
- (16) 「日根文書」。
- (17) 末柄豊氏「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進氏編『中世の法と政治』、一九九二年)。
- (18) 小谷利明氏「河内国守護畠山氏の領国支配と都市」(『鷹陵史学』二五、一九九九
年)。
- (19) 小谷利明氏「室町前期の九条家第修理と日根庄代官草賀国宗」(『泉佐野の歴史と
今を知る会会報』一四四、二〇〇〇年)。

第三部 中世後期惣国一揆の権力構造

はじめに

私は前稿で、室町期において、大和国守護と庄園領主としてのふたつの顔を持ち、本来、検断権を一元的に掌握する存在であった大乘院門跡が行使した検断権を検討することは、中世の大和の権力構造を説明するうえで、有意義かつ不可欠なものと考え、特に、青木陽子氏が研究の必要性を提起された⁽¹⁾、大乘院の直末寺院での検断のあり方に注目した。その素材として、前稿では、菩提山正暦寺を取り上げ、特に門跡検断と国人勢力の関わりを検討した⁽²⁾。

検討の結果、大和国人たちは正暦寺内での勢力拡大のためには、国人同士で抗争を起し、門跡検断にも介入を行い、また、国人の一族が事件の被害者となったときは、国人は正暦寺内での、門跡検断ですら否定したことを明らかにした。

ところで矢田俊文氏は、戦国期の権力構造を説明するためには、武家権力、寺院権力、地域権力（雑賀惣国・甲賀郡中惣等）の分析が必要であると説かれている⁽³⁾。このことは、戦国期の権力の形成過程である室町期においても同様であるものと考えられる。私は矢田氏の提言に導かれ、武家権力、寺院権力、地域権力という三つの権力の分析を行ってきた。

本章でも、寺院権力と地域権力との関係に注目したい。前稿に引き続き、大乘院の直末寺院での検断のあり方を素材とする。具体的には、大乘院の直末寺院内山永久寺での検断のあり方と、地域権力である布留郷一揆との関係を取り上げる。

本章で取り上げる内山永久寺は、鳥羽院の御願により、永久年中（一一一三―一一一八）に、尋範と頼実の二人を本願として建立し、尋範より信円に相伝され、その後、代々、大乘院門跡が知行する寺院となったとされている⁽⁴⁾。なお永久寺は、明治初期の廃仏毀釈の影響で廃寺となり、現在は存在しない寺院である。

一方布留郷一揆は、長禄二年（一四五八）頃には、その成立が見られ、興福寺に対し、しばしば反銭未進をくりかえし、私徳政、私検断なども行う地域権力であった⁽⁵⁾。地域的には、現在の天理市の大半にあたる⁽⁶⁾。

一 内山永久寺における本来の検断のあり方

私は前稿で、菩提山正曆寺で検断沙汰が発生した場合、正曆寺側から大乘院門跡への注進義務があったこと。これに対し、門跡側からは検断使が派遣されたこと。また門跡側では、犯人の追及も行っていたことを明らかにした。⁽²⁾

内山永久寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合、永久寺や大乘院門跡はどのように対処をしていたのであろうか。

文明五年（一四七三）二月頃、永久寺で発生した殺人事件を例にみる。『大乘院寺社雑事記』文明五年二月三日条では、以下のように記す。「一内山禅徒惣坊光幢院於坊中昨夜下部讀聖、与定春喧嘩、定春則円寂、顕聖逐電之由年預等注進之由、知院清賢申入之、可下上使之由仰返事」。内山禅徒惣坊光幢院において喧嘩が発生し、その一方が死亡した。永久寺年預は、大乘院門跡に注進に及び、門跡尋尊は、上使を永久寺に派遣するように命じた。翌日の二月四日条では、「為検断上使良鎮并定使・知院使差下之」とあり、早速、検断のための上使が、永久寺に派遣されていることがわかる。二月五日条では、「内山上使罷上、令検封畢云々」と、永久寺で検封を終えた上使が、南都に帰ってきている。

これらの記事から、検断沙汰となるような事件が発生した場合、永久寺側ではその旨を、大乘院門跡に注進したこと。それに対し門跡側では、上使を派遣し、検封に及んだこと。以上の二点のことがわかる。

もう一例、寛正五年（一四六四）六月頃に発生した殺人事件についてみる。『大乘院寺社雑事記』寛正五年六月二一日条では、「一昨日内山宗音坊検断了、今日色々歎申入了」と記されており、尋尊が永久寺宗音坊の検断を行い、これに対し、永久寺側から歎願があったことがわかる。

つぎに、『大乘院寺社雑事記』寛正五年六月二四日条を掲げる。

【史料一】

一今度内山宗音坊同宿殺害人事、為惣山雖致糺明不得尋之旨、年預三人令上洛申入之、予仰分、先今度為惣山不及注進条、以外不可然事也、且年預緩急至也、次糺明事大方分二致其沙汰候歟、不及注進上者、糺明事又且不審也、尚々可致糺明也、就中殺害人令所見者、於同宿坊者一坊悉以可検断也、堅可得其意旨、一山可相触旨仰了、可得其意候云々、

まずこの記事から、六月二一日条に記された「宗音坊検断」が、「宗音坊同宿」の殺害事件を原因とするものであったことがわかる。尋尊は、永久寺側が、この事件について門跡に注進しなかったことに対して、「以外不可然事也、且年預緩急至也」と、永久寺年預

を厳しく叱責している。その上で、永久寺側に対し、「次糺明事大方分二致其沙汰候歟、不及注進上者、糺明事又且不審也、尚々可致糺明也」と、永久寺側の犯人追及の態度に、不信感を露にし、犯人追及について命じている。これらのことから、永久寺側では、事件の発生について、門跡に対し、注進の義務があったこと、また門跡側では、犯人追及を行っていたことがうかがえる。

文明五年（一四七三）の事件と、寛正五年（一四六四）の事件から、永久寺で検断沙汰となるような事件が発生した場合には、永久寺側では、大乘院門跡に注進の義務があったこと。これに対し門跡側では、上使を派遣し、検断を行ったこと。また門跡側では、犯人追及の意思を持っていたことなどがわかる。これらの点は、菩提山正暦寺の場合と同様である。そしてこれらの点は、内山永久寺における門跡検断の、本来の姿であったものと思われる。

内山永久寺では、大乘院門跡の検断権が及ばない場合もあった。『大乘院寺社雜事記』長祿三年（一四五九）四月五日条では、次のように記す。「一内山之中院ニテ下部与中間法師喧嘩云々、共二彼院家ノ部屋住ナリ、仍不及検断者也、於上乘院中院者令故実者也」。永久寺の中院で喧嘩があった。喧嘩をした者は、ともに中院に居住する者であった。尋尊は、門跡検断を行わなかった。尋尊はその理由を、上乘院と中院は「令故実者」、つまり猶与するものであるからとしている。

私は前稿で、大乘院末寺の菩提山正暦寺では、良家出身の貴族の僧が院主に補任される子院では、大乘院門跡の検断権は及ばず、良家出身の院主が検断権を行使することを明らかにした。⁽⁸⁾

永久寺の場合は、いかがであったのであろうか。永久寺の中院と上乘院は、『三箇院家抄』の「出世方給分事」に、「内山中院」、「同上乗院^(内山)」として、登場する。鈴木良一氏は、「出世」とは、良家院家主であることを明らかにされている。⁽⁹⁾ 事実、中院顕秀という僧は、良家出身の僧であった。『大乘院寺社雜事記』文明六年（一四七四）四月二七日条で、顕秀は、次のように記されている。「内山中院顕秀於当院出家、役者専実^{主人} 鈍色・五帖、侍泰増^{尾持寺主} 等身衣・指貫也、予出座、付衣・五帖、戒師西金堂良顕律師代官、松殿少将忠顕猶子之故、用公達出家之儀了」。永久寺中院顕秀は、藤原北家流の松殿忠顕の猶子であったのである。また、明応七年（一四九八）二月、中院に入室した弟子は、藤原氏広橋家支流の「竹屋殿息」であった。⁽¹⁰⁾

永久寺でも、正暦寺と同様に、良家出身の貴族の僧が院主に補任される子院では、大乘

院門跡の検断権は及ばず、良家出身の院主が検断権を行使したのである⁽¹⁾。だから尋尊は、上乘院と中院での検断は「令故実者」としたのである。

内山永久寺で検断沙汰が発生した場合、永久寺側では、大乘院門跡に注進する義務があった。これに対し門跡側では、上使を派遣し、検断を行った。また門跡側では、犯人追及の意思を持っていた。なお永久寺では、門跡の検断権が及ばない場合もあった。良家出身の貴族の僧が、院主に補任される子院では、大乘院門跡の検断権は及ばず、良家出身の院主が検断権を行使したと思われる。本節で述べたことをまとめてみると、概ね以上のようになるう。そしてこれらのが、永久寺における本来の検断のあり方であったものと思われる。

二 門跡検断への布留郷の介入

内山永久寺の周辺は、布留郷と呼ばれる地域であった。布留郷は、布留社の祭祀を中心とし、布留川の水利を共有する五〇余の村々の結合であり、一揆を組織していた⁽²⁾。地域的には、現在の天理市の大半を占める。布留郷は興福寺に対し、しばしば年貢未進を繰り返した。この結果が、文明一五年（一四八三）の布留郷一揆に対する、興福寺の布留郷大発向であった⁽³⁾。

布留郷は、大乘院門跡が検断権を一元的に掌握していた永久寺に対して、しばしば検断を執行しようとした。まず、寛正三年（一四六二）八月の例から検討する。『大乘院寺社雑事記』寛正三年八月九日条は、次のように記す。「一昨日豊田・萩別所両人代官進之、内山岸上坊不律検断事、為布留郷致其沙汰歟之由、彼郷民等二相尋処、更以不存知之由答之、仍任例自門跡可有御検断旨申入之、神妙旨返事了、小番玄深申次之」。大和国人の豊田と萩別所の代官が、大乘院にやってきた。代官が、永久寺岸上坊での不律検断について、布留郷に、その沙汰をいたしたかどうか尋ねたところ、布留郷民は存知しないと答えた。よって代官は、門跡による検断を申し入れたということが記されている。

この記事から、布留郷民が、永久寺での検断を沙汰したとの認識を、豊田らの代官が持っていたことがわかる。おそらく、布留郷民が検断をしたとの風聞などが流れていたであろう。本来、その検断権は、「任例自門跡可有御検断」と記されるとおり、大乘院門跡が有していたものである。大乘院門跡の検断権が、布留郷民により脅かされている様子が見えらる。

文明九年（一四七七）にも、布留郷が永久寺での検断沙汰に介入しようとした事件が発生した。『大乘院寺社雑事記』文明九年七月八日条は、以下のように記す。「一内山年預召遣之、於当山博奕体五六人在之、為布留郷令検断之由風聞、為門跡可沙汰事 為事实者以外次第也、為相尋之也、去春比事^(云々)」。永久寺で博奕をした者がおり、これに対し、布留郷が博奕検断を行ったとの風聞があったということが、この記事には記されている。この記事からも永久寺における門跡検断が布留郷によって、齎かされている様子がうかがえる。

続いて、『大乘院寺社雑事記』文明九年七月二一日条を掲げる。

【史料二】

一内山年預罷上、博奕体共相尋之注進之、

上乗院之内 教実法師 仏光院内 堯了法師 真乗院内年預坊 円連法師

成就院之内 願勝法師 観音院之内 連春法師 光台院 堯円法師

以上六人、各禅徒分者也、各失面目、不住寺云々、

永久寺年預が、大乘院に参上し、博奕をした六名の僧について注進に及んだ。この時、年預が、大乘院に注進に及んだ永久寺僧は、いずれも「禅徒分」であった。

中世寺院において禅徒は、学徒よりも世俗的身分が低く、百姓身分を出自としていた。⁽¹⁴⁾ 出自が百姓身分である禅徒は、当然のことながら、百姓と親しい関係にあった。『大乘院寺社雑事記』文明六年（一四七四）六月二二日条では、以下のように記す。「一伝聞、信貴山禅・学相論出来、両方人勢入之、子細八、信貴畑人夫事、為北座之計不可南座仕之由、地下与北座令同心及異儀云々、希有也、下極上事也、可及合戦云々」。大乘院末寺の信貴山寺で、禅学相論が発生した。この禅学相論では、「地下与北座令同心」め、とあるとおり、北座と地下、つまり禅徒と百姓は連携して、学衆に対抗していたのである。

大和国の中世後期において、大乘院末寺の禅徒と百姓は、親しい関係にあった。このことは、永久寺でも同様のことであつたと思われる。そうであるならば、今回の事件で、博奕の罪を犯した者が、すべて禅徒であつたことは、注目に値することと思われる。この禅徒たちは、布留郷民の家の出身者であつたのではないか。六名全員がそうでなかつたかもしれないが、数名は、布留郷民に家の出身であつた可能性はあろう。もしそうだとすると、彼らの実家が、禅徒たちに有利になるような、検断を行おうとした可能性があるのではないか。前稿で明らかにしたとおり、大和国人古市氏は、自らの一族が事件の被害者となつたとき、正暦寺内での、門跡検断ですら否定した。古市氏は、事件の発生から検断

の解除までの検断の主導権を掌握し、門跡検断の存在を脅かしていた。⁽¹⁵⁾古市氏と同じく布留郷民も、一族である禅徒のために、検断の主導権を握ろうとしていたのかもかもしれない。寛正三年（一四六二）の場合も、文明六年（一四七四）の場合も、布留郷、あるいは布留郷民が、実際に検断を行ったか、否かは明らかでない。

ところが、明応八年（一四九九）、明らかに布留郷民が検断を行った事件が発生した。

『大乘院寺社雜事記』明応八年一〇月二二日条を掲げる。

【史料三】

一 自上乗院注進、布留社之会所二恣人入、結句放火、於火者打滅了、恣人召取之、雜物事木堂郷者二預置之、云本人云預手首切了、氏人沙汰也、随而彼木堂事、自院主方可検断之処、布留郷民等致其沙汰了、取雜物住屋^於放火了、内山領木堂・内馬場・園原事者、住屋検断事八度院主沙汰也、不可然所行之趣、成氏人方奉書了、新儀沙汰太以不可然旨也、門跡為御代官上乘院毎度検断、奉行子細述之了、氏人等八年預在之云々、

布留社で盗人と放火を働いた者が、召し取られた。盗品は木堂郷の住人に預けていた。よって盗人と木堂郷の者は、処刑され、住屋は焼却された。これらの検断を執行したのは、布留郷民であった。しかし永久寺領である木堂郷の住屋検断権は、門跡代官としての上乗院主に属するものであった。尋尊は、布留郷民による検断を、「新儀沙汰太以不可然旨也」と立腹している。

まずこの記事から、上乘院主が有した検断権は、「門跡為御代官上乘院毎度検断」するものであったことがわかる。つまり尋尊の意識としては、正当な検断権の保持者は、あくまで門跡である。

そしてこの上乘院主が有した検断権は、「住屋検断」であることもわかる。このことは、今回の事件での検断沙汰のうち、犯人処刑に関しては、上乘院主に検断権がなかったことを、示唆しているのではなからうか。

尋尊は、犯人処刑に関しては、布留郷民を非難してはいない。おそらく検断権のうち、犯人処刑の部分については、明応八年（一四九九）段階では、布留郷が有していたのかもかもしれない。志賀節子氏が明らかにされているとおり、室町戦国期の庄園では、本所検断と地下検断の関係は、本所が財産処分権を、地下が身柄処分権を行使することが多い⁽¹⁶⁾。今回の事件でも、犯人処刑に関しては、布留郷民が検断権を有していたのであろう。

また、今回の一件は、事件がもともとは布留社で発生したことに関係しているのでなか

ろうか。実際、検断を執行したのは、布留郷民のうち、布留社の「氏人」であった。布留社に関わる事件に関しては、検断権は元来、布留社が保持していた可能性もあろう。朝倉弘氏は、元龜元年（一五七〇）段階にいたってもなお、布留社が布留郷において、庄園領主としての立場にあつたことを明らかにされている。⁽¹⁷⁾ 庄園領主であった布留社が、布留社内で行こつた事件の検断権を有していても不思議ではない。布留社人の意識としては、当然の権利として、「取雑物住屋^於放火」したのかもしれない。

いずれにせよ、布留郷民は、検断権のうち、正当に保持していたと思われる犯人処刑の部分を梃子にして、本来上乘院主が有した「住屋検断」までを侵していることがわかる。⁽¹⁸⁾ ここでも大乘院門跡の有する検断権が、布留郷民によって、脅かされていることがうかがえる。

永久寺における大乘院門跡の有する検断権は、布留郷によって、度々脅かされていた。このことは、永久寺僧が布留郷民の子弟であつた可能性が、原因のひとつとしてあげられる。布留郷民は、一族である永久寺僧のために、有利になるような、検断を行おうとした可能性がある。また永久寺領で事件が発生した場合、検断権のうち、犯人処刑の部分については、布留郷民が掌握していたものと思われる。布留郷民は、検断権のうち正当に保持していたと思われる犯人処刑の部分の梃子にして、本来、上乘院主・大乘院門跡が有した「住屋検断」までを侵していた。また布留社のもつ庄園領主としての検断権を、郷民が行使していた可能性もある。本節で述べたことをまとめてみると、概ね以上のようなふうになる。

おわりに

本章では、興福寺大乘院の直末寺院内山永久寺における門跡検断について、検討してみた。

内山永久寺で検断沙汰が発生した場合、永久寺側では、大乘院門跡に注進する義務があつた。これに対し門跡側では、上使を派遣し、検断を行つた。また門跡側では、犯人追及の意思を持っていた。なお永久寺では、門跡の検断権が及ばない場合もあつた。良家出身の貴族の僧が、院主に補任される子院では、大乘院門跡の検断権は及ばず、良家出身の院主が検断権を行使した。永久寺における大乘院門跡の有する検断権は、布留郷によって、度々脅かされていた。布留郷民は、一族である永久寺僧のために、有利になるような、検断を行おうとした可能性がある。また永久寺領で事件が発生した場合、検断権のうち、職

権的な犯人処刑の部分については、布留郷民が掌握していたものと思われる。布留郷民は、検断権のうち正当に保持していたと思われる犯人処刑の部分の梃子にして、本来、上乘院主・大乘院門跡が有した「住屋検断」までを侵していた。また布留社のもつ庄園領主としての検断権を、郷民が行使していた可能性もある。本章で述べたことをまとめてみると、概ね、以上になるろう。

私が前稿で明らかにしたように、大和国人たちは正暦寺内での勢力拡大のためには、国人同士で抗争を起し、門跡検断にも介入を行った。また、国人の一族が事件の被害者となったときは、国人は正暦寺内での、門跡検断ですら否定した⁽¹⁹⁾。布留郷の場合、国人が正暦寺内で行った門跡検断への介入ほど、露骨な介入は、史料上はうかがえない。しかしながら、本章で述べたように、布留郷一揆と布留郷民は、したたかに、永久寺における門跡検断に、食い込んでいったといえるのではないか。

本来、大乘院門跡は大和守護、庄園領主、本寺として、一元的に検断権を掌握する立場にあつたといえる。しかしその検断権は、本章で検討したように、地域権力であつた布留郷一揆と、布留郷民により脅かされていたのである。

また検断に限っていうなら、布留郷一揆は、国人のような露骨な介入は行っていない。だからといって、永久寺にとって布留郷一揆は、けつして御しやすいものではなかつた。布留郷一揆は、文明一八年(一四八六)九月には、永久寺に対し、「矢銭」をかけている⁽²⁰⁾。明応二年(一四九三)九月には、永久寺に対し棟別銭をかけ、質物までとっている⁽²¹⁾。さらに明応七年(一四九八)一〇月には、布留郷一揆は、永久寺に対し棟別銭をかけたうえ、それを永久寺が無沙汰したと称して、永久寺に押寄せ、合戦を行っている⁽²²⁾。興福寺や大乘院、また永久寺にとって、布留郷一揆は、決して組しやすいものではなかつたといえよう。

注

- (1) 青木(安国)陽子氏「中世後期の和歌山における村落と検断」、『奈良歴史通信』二二、一九八四年。
- (2) 第一部第二章「室町期における興福寺大乘院門跡の検断と国人」。
- (3) 矢田俊文氏『日本中世戦国期権力構造の研究』(一九九八年)。
- (4) 『大乘院寺社雑事記』康正三年四月二十九日条。

- (5) 安西欣治氏「大和布留郷一揆についての覚書」、『白山史学』一九、一九七七年)。
- (6) 天理市史編さん委員会編『改訂天理市史』上巻(一九七六年)。
- (7) 前掲注(2) 拙稿。
- (8) 前掲注(2) 拙稿。
- (9) 鈴木良一氏『大乘院寺社雑事記』(一九八三年)。
- (10) 『大乘院寺社雑事記』明応六年二月三日条、明応七年二月晦日条。
- (11) 上乘院主が有する検断権については、次節で検討を行う。
- (12) 前掲注(5) 安西氏論文。山川出版社刊『奈良県の歴史』(二〇〇三年)。
- (13) 前掲注(12) 『奈良県の歴史』。
- (14) 黒田俊雄氏「中世寺社勢力論」(『岩波講座日本歴史』六、一九七五年)。
- (15) 前掲注(2) 拙稿。
- (16) 志賀節子氏「中世後期庄園村落と検断」(『歴史学研究』五六九、一九八七年)。
- (17) 朝倉弘氏「戦国末期の布留郷」(『大和文化研究』八二、一九六三年)。
- (18) 但し、この検断権は、元来、布留社が保持していた可能性があることは、前述のとおりである。
- (19) 前掲注(2) 拙稿。
- (20) 『大乘院寺社雑事記』文明一八年九月二三日条。
- (21) 『大乘院寺社雑事記』明応二年九月八日条、明応三年六月二五日条。
- (22) 『大乘院寺社雑事記』明応七年一〇月一〇日条。

第二章 戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立

はじめに

奈良県五條市の市立五條文化博物館に、大変興味深い中世文書が二通、収蔵されている。この二通の史料は、戦国期の大和国宇智郡および宇智郡と隣接する河内国・紀伊国にとつて、重要な内容を有していると思われる史料である。具体的にいえば、この二通の史料は、戦国期の宇智郡に惣郡一揆が存在したことを示す史料であると、私は考えている。従来、宇智郡に惣郡一揆が存在していたということは知られていない。

そこで本章では、この二通の史料の検討を行い、惣郡一揆の成立について考察したい。なお、惣郡一揆と河内国、紀伊国との関係についても、若干の考察を行いたい。

一 『三箇家文書』に残された二つの史料

戦国期の大和国宇智郡に関する史料については、かなり網羅的に『新修五條市史 史料編』（一九八七年）に収録されている。これらの史料により戦国期の宇智郡について、明らかになっている部分が多い。但し市史の編纂のためという時限の限られた調査の結果、『新修五條市史 史料編』に収録が間に合わなかった史料もある。『三箇家文書』もそのような史料群の一つである。『三箇家文書』については『新修五條市史 本編』（一九八七年）において、その存在が発見された旨について、若干記されているのみである。

今回紹介を試みようとする二点の史料については、一九九五年四月の市立五條文化博物館の開館に伴い、所蔵者の三箇弘毅氏より博物館に寄託されたものである。この二点の史料について本格的な紹介・解説はまだ行われていない。この二点の史料は戦国期の宇智郡のみならず河内・紀伊といった隣国にとつても重要な内容をもつものであり、戦国期宇智郡の新しい一面を描き出すものと思われる。そこで本章で、若干の考察を試みることにする。

まず二点の史料の全文を掲げてみる。

【史料一】

就去年日損之儀郡内御百姓あまり^二

致迷惑候、此分^二候て八御公事足等儀也

減可申候、馬借之儀雜説候て蔵本など
一向_二無之候、拾年程之間八徳政御_{（訴訟）}そせう
申間敷候之間、高野其外何かたへも
被仰合候而錢主之御ひけい_{（秘計）}奉憑候、
為其皆々以連判申上候、恐惶謹言、

弘治四年二月二日

_{（靈安寺）}
レウアンシノ

兵衛九郎（筆軸印）

_{（三箇）}
ミヤケノ

八力太郎（筆軸印）

_{（今井）}
イマイノ

源藤次（筆軸印）

_{（須恵）}
スエノ

五郎太夫（筆軸印）

_{（二見）}
フタミノ

孫衛門（花押）

同

九郎衛門（花押）

_{（畑田）}
ハタケタノ

弥九郎（筆軸印）

_{（牧野）}
マキノノ

藤十郎（筆軸印）

同

彦五郎（花押）

_{（岡）}
ヲカノ

二郎左衛門（花押）

同

藤二郎（筆軸印）

（紙継目）

(近内)
チカウチノ

左近二郎(筆軸印)

(小和)
ヲワノ

四郎太郎(花押)

(久留野)
クルノ

助五郎(筆軸印)

(住川)
スカワノ

善五郎(花押)

(西河内)
ニシカワチ

新衛門(略押)

(栄山)(拔)
サキヤマノマキノ

与太郎(筆軸印)

(阿陀)
アタノ

五郎太郎(略押)

同

十郎(略押)

同

刑部太郎(略押)

御国衆様まいる

人々御中

史料二

就去年日損郡内之儀餘令迷惑

既所々相果候、方々錢主申合

相続事^ニ候、然^仁向後馬借以下

造意候者不寄何之被官可被

加成敗候、被相拘候て者对蔵本

失面目候、縦天下一同仁付而従

河州成下候共、面向者不及力

内儀之事更以不可有別儀候、

百姓共連判仕堅相究候谷

之儀茂同前^ニ候上者、自然

後々相違之方候者可為儀絶候、
平殿へ之儀も此通申入御心得候間、
猶以可為堅固候、仍定所如件、

弘治四年式月八日

栄山弥三郎

(紙継目)

実

同 弥六

実(花押)

同 彦左衛門尉

実(花押)

嶋野市兵衛尉

澄(花押)

近内善右衛門尉

遠(花押)

久留野善介

藤(花押)

溜田孫右衛門尉

尹(花押)

表野彦四郎

頼(花押)

大飼彦五郎

頼(花押)

吉原宗兵衛尉

頼念(花押)

福回源右衛門尉

光(花押)

灌 孫三郎

光(花押)

阿陀賀市左衛門尉

治

頼（花押）
（紙継目）

牧野孫七郎

宗尹（花押）

二見左京亮

光重（花押）

三園治部左衛門尉

頼盛（花押）

宇野左京進

知治（花押）

坂合部彦三郎

頼家（花押）

野原禪那坊

頼勢（花押）

【史料一】は、弘治四年（一五五八）二月二日に大和国宇智郡の百姓が連判して作成したものである。⁽¹⁾宛所は「御国衆様まいる人々御中」となっている。【史料二】は、同年二月八日に宇智郡の国人が連判して作成したものである。⁽²⁾この二通の史料は、一見して関連のあるものとわかる。【史料一】を宇智郡の百姓たちが作成し、国人衆に宛てて出し、それをうけて宇智郡の国人が【史料二】を作成しているのは明白である。以下、この二通の史料の検討を行う。

まず【史料一】の検討を行う。この史料の作成された前年、すなわち弘治三年（一五五七）は日損がひどく、このままでは「御公事足」、つまり百姓・地下人(3)も減少してしまうと嘆いている。その上、馬借一揆の雑説もあり金融業者である「蔵本」もいなくなっている。そこで向こう一〇年程の間は徳政訴訟をおこなわないことを誓い、高野（高野山）やその他の銭主に相談をしてもらい、金が借りられるようにしてほしい、と言う旨を国人に願っている。以上が【史料一】の内容である。

この史料でまず興味深く感じられるのは、史料の中に「馬借」「蔵本」「銭主」などの語がみられることである。これらの語がみられることから、当時の宇智郡は流通や経済活動が盛んであったことが推測される。

次に興味深く思われるのは、大和国宇智郡の百姓の借金の相手が紀伊国伊都郡の高野山であることである。高野山が銭主として金融活動を行っていることがわかる。従来から宇智郡は、大和国というよりも紀伊国の影響が強い地域であると言われている⁽⁴⁾。ここでも、宇智郡に高野山の持つ大きな経済力が入りこんでいることが確認でき、紀伊国の宇智郡に対する影響力の大きさがわかる。ちなみに宇智郡内の坂合部・深山・丹原の諸荘園は、南北朝期までは高野山領であった⁽⁵⁾。また織田信長政権期には、高野山は宇智郡を一円支配していた⁽⁶⁾。高野山勢力は、宇智郡に深く進出していたのである。

次に【史料二】の検討を行う。【史料二】では、まず百姓の申し入れをうけて、国人が「方々銭主」に相談をして借金ができたことを記している。次に借金が可能になった上は「馬借以下造意候者」、つまり馬借一揆を企てた者は、「不寄何之被官可被加成敗候」と、どの国人の被官であつても成敗を加えることを取り決めている。国人の被官とは、具体的には【史料一】に連判している百姓たちであると思われる。そしてまた彼らは、馬借一揆をも引き起こすような存在だったのである。【史料一】にある「徳政御せせう⁽⁷⁾」とは、馬借一揆をも含んでいるのであろう。【史料一】の「馬借之儀雑説」の原因は、ほかならぬ【史料一】の作成者たちにあつたと思われる。【史料一】の彼らの連判によると、宇智郡内の村々から一名ないし三名が署判している⁽⁷⁾。彼らは村落の代表たる新興の地侍層であり、なおかつ宇智郡国衆のメンバーの被官でもあつたものと思われる。

次に【史料二】では「天下一同」、つまり天下一同の徳政が行われたときの対処を取決めている。「従河州成下候共」の解釈は難しいが、一応、河内守護畠山高政よりの命令があつても、としておく⁽⁸⁾。「面向者」、つまり表向きは徳政に従うが、内々には従わないことを取り決めている。

次の「百姓共連判仕堅相究候谷之儀茂同前⁽⁹⁾」にでてくる「谷」とは、【史料一】にでてくる「高野」をさしていると思われる⁽⁹⁾。つまり大和国内の銭主の債権を守るだけではなく、紀伊国高野山の債権を守ることを取り決めているのである。【史料一】に「高野其外何かたへも」とある通り、高野山が最大の債権者であつた可能性もある。

宇智郡の国人は右記のような取決めを、河内守護畠山氏にも認めさせている。それは【史料二】の「平殿へ之儀も此通申入御心得⁽¹⁰⁾候」という文言からわかる。「平殿」とは畠山氏の下で、小守護代や奉行人を代々つとめた有力被官平⁽¹⁰⁾氏をさしていると思われる。宇智郡は大和国の西のはずれに所在し、紀伊国と河内国にその境界を接している。宇智郡に紀伊国が強く影響を及ぼしていたことは、前述のとおりである。河内国もまた宇智郡に強

い影響を及ぼしていた⁽¹⁾。そしてその宇智郡に強い影響を及ぼした紀伊国も河内国も守護はともに畠山氏であった。この時期にも、畠山氏が宇智郡に勢力を及ぼしており⁽¹²⁾、平氏が宇智郡の郡代的存在として、あるいは畠山氏奉行人として行動していたのではないかと思われる⁽¹³⁾。宇智郡の国人は、「此通申入御心得⁽¹³⁾候」とあるように、平氏に取決めに申し入れ、心得させているのである。【史料一・二】それぞれに関する検討は以上である。

二 宇智郡惣郡一揆の成立

【史料一・二】より弘治四年（一五五八）二月段階で、宇智郡内で二つの一揆が存在したことが推測できる。それは【史料一】百姓の一揆と、【史料二】の国人の一揆である。本節ではまず、この二つの一揆の内部構造について検討し、次いで二つの一揆の関連について検討してみる。

【史料一】の百姓の一揆の中核となったのが、前節でも触れたような国人衆の被官であった新興の地侍層である。彼らを地侍層と判断したのは、前節でも述べたように各村々の署判者の数が一名から三名程度であり、村落の代表者であると思われるというのが一点である。もう一点は彼らの署判である。彼らの署判をみると、筆軸印や略押に交じり、「九郎衛門」「彦五郎」「二郎左衛門」「四郎太郎」「善五郎」のように、誠に立派な花押をすえている者もいる。中にはまるで、足利一門の名門である畠山氏の花押かと思えるほどのものもある。【史料二】の国人衆の花押と比較しても遜色がないように思われる。一般の百姓がこれほどの花押をすえるとは思えない。おそらく彼らは村落を代表する地侍層であろう。彼らの署判の肩に書かれてある村落名は、ほぼ宇智郡全域を網羅している。つまり宇智郡一郡規模で、地侍を中核とする百姓の一揆が成立していたのである。そしてこの一揆は「馬借之儀雑説候て蔵本など一向⁽¹⁴⁾無之候」とあるように、地侍を指導者として一郡規模の馬借一揆をも蜂起させるほどの実力も持ちえたのである。地侍たちはこの実力を背景に国人衆に銭主への交渉を要求しているのである。

【史料二】の国人一揆の構成員も【史料一】と同じく、ほぼ宇智郡一郡規模にわたっている。彼らの出自および【史料二】が作成される時期までの彼らの祖先の活動について若干述べる。

近内氏・久留野氏・宇野氏はいずれも、一一世紀前半に活躍した大和守源頼親を祖とする大和源氏である。特に宇野氏は早くから宇野庄での活躍がみられ、宇野庄の地頭職ももっていた。坂合部氏は紀州隅田党の一員であり、宇智郡坂合部を本拠としている。二見氏は東大寺・興福寺の僧の末裔、後醍醐天皇に従い宇智郡にきた美濃源氏の武士、宇野氏らと同様に大和源氏等の諸説があるが、いずれにしても南北朝期より宇智郡での活躍がみられる。⁽¹⁴⁾【史料二】に署判している国人のうち、南北朝期にその名を見せる者は多い。太平記には南朝方として「酒辺」^(源)、「宇野」^(宇)、「崎山」^(宗)、「真木野」^(牧)、「野原」等の名がみられる。また二見・宇野両氏は興福寺とのつながりも有していた。二見氏は興福寺の国民であり、興福寺一乗院の坊人でもあった。⁽¹⁵⁾一方宇野氏は大乘院の被官であった。⁽¹⁶⁾一五世紀半ばとなり両畠山氏の争いが激化してくると、宇智郡の国人も両派にわかれて戦うようになる。【史料二】に署判している国人のうち、宇野氏・坂合部氏・野原氏・三箇氏は政長方につき、⁽¹⁷⁾ 栄山氏・嶋野氏・二見氏は義就方についている。⁽¹⁸⁾ 宇智郡ではこの両派の争いは長く続いたようで、天文二〇年（一五五二）頃に至っても、二見氏は義就方の子孫畠山尚誠に従っている。⁽¹⁹⁾

それから数年後、おそくとも弘治四年（一五五八）段階では、宇智郡の国人は抗争をや

め、【史料二】のように大同団結して一揆を結ぶのである。

弘治四年段階で、宇智郡にはそれぞれ一郡規模の一揆が二つ存在した。一つは地侍を指導者とする百姓の一揆であり、もう一つは国人衆の一揆であった。宇智郡では一郡規模の一揆が重層的に存在したのである。この二つの一揆が一つになった時、それは宇智郡惣郡一揆となる⁽²⁰⁾。湯浅治久氏は惣国一揆の結合の理由を危機管理のための地域防衛システムであったとされる⁽²¹⁾。宇智郡は【史料一・二】が作成された前年の弘治三年（一五五七）には、まさに危機的状況にあった。つまり日損のため郡内は「既所々相果候」という状況に追い込まれていたのである。宇智郡惣郡一揆はこのような危機的状況を乗り切るために結成されたのかもしれない。

百姓の一揆の構成員の中核である地侍は、国人衆との間に被官関係を結んでいた。この被官関係が二つの一揆を結びつける要因の一つであったと思われる。西村幸信氏は坂合部氏が同名中を形成しており、坂合部郷では基本身分として同名・若党・百姓にわかれていたことを明らかにされている⁽²²⁾。地侍たちは国人により若党に編成されていたと推測される。地侍は一揆の力を背景として一郡規模の馬借一揆をおこすほどの力を有していた。この力を背景として、地侍は自らの被官主である国人衆に蔵本・銭主との借金の交渉を要求しているのである。一方国人衆は百姓の要求のみ、蔵本・銭主を説得し金を借りることに成功している。そして国人衆総体として、被官たる地侍に馬借一揆を起こさせないことを確認している。その上で惣郡一揆の力を背景に河内守護権力に徳政に従わないことを申し入れているのである。また国人の一揆はそれまでの抗争をやめて結成されたものであった。この惣郡一揆は、危機管理のための地域防衛システムであったといえよう。

おわりに

本章において考察したことをまとめてみる。奈良県五條市の市立五條文化博物館に収蔵されている二通の中世文書は、大変重要な内容をもつものである。この二通の史料は一見して関連した内容をもつ史料であると思われる。一通は、宇智郡の百姓が作成し、国人衆に宛てて出したものであり、もう一通はそれをつけて、宇智郡の国人衆が作成したものである。

百姓が作成した【史料一】は、日損により疲弊した百姓が、馬借一揆を起こさないことを条件に、銭主と交渉し借金ができるようにしてほしいと、国人衆に願うたものである。

国人衆が作成した【史料二】は、百姓の申し入れをうけて、国人が銭主に相談をして、借金ができたことを記したうえで、国人の被官が馬借一揆を企てたときは、どの国人の被官であっても成敗することを記している。

【史料一・二】より、弘治四年（一五五八）段階で、宇智郡に二つの一揆が存在したことが推測される。一つは、地侍を指導者とする百姓の一揆であり、もう一つは国人衆の一揆である。宇智郡では一郡規模の一揆が重層的に存在していた。この二つの一揆が、日損という一郡規模の危機をきっかけにして、一つの一揆となり、惣郡一揆となった。

惣郡一揆は、地域の危機を回避するため、紀伊国高野山から借金をすることに成功した。また河内守護権力に対しては、徳政に随わないことを申し入れ、それを河内守護権力に認めさせた。この惣郡一揆は、危機管理のための地域防衛システムであったといえる。

注

(1) この文書の料紙の法量は、25.4センチメートル×64.2センチメートルで、二紙を継いだである。

(2) この文書の料紙の法量は、25.5センチメートル×117.2センチメートルで、三紙を継いだである。

(3) 永島福太郎氏は「公事足と公事屋」(『史学雑誌』六〇―八 一九五一年)において、公事足とは百姓・地下人であるとされている。

(4) 村田修三氏「城跡調査と戦国史研究」(『日本史研究』二二― 一九八〇年)。

(5) 五條市史編集委員会編『新修五條市史 本編』(一九八七年)通史第六章第一節。

(6) 藤本清二郎氏「近世高野寺領成立史に関する覚書」(『和歌山大学紀州経済史文 化史研究所紀要』八 一九八八年)。

(7) 一村で複数署名しているのは、その村が大村であったからと思われる。例えば三名が署名しているアタ(阿陀)は『元禄郷帳』によると、元禄期には東阿陀村、西阿陀村、南阿陀村の三力村にわかれており、中世にはかなりの大村であったと推測される。

(8) 「河州」を畠山高政と比定したのは、以下の理由による。後述するように、この時期畠山氏が宇智郡に勢力を及ぼしていたこと。この文書の後半に畠山氏の有力被官平氏の名が見え、平氏と国衆の間に徳政をめぐるやりとりがあること。この

二点が「河州」を畠山高政と比定した主な理由である。またこの「河州」が義就流の尚誠をさしている可能性もあろう。しかし弓倉弘年氏は「畠山義就の子孫達」(『南紀徳川氏研究』四一九九一年)において、この時期尚誠の勢力は凋落してしまっていることを明らかにされている。勢力が凋落している尚誠が「河州」である可能性はないものと思われる。

(9) 和多昭夫(秀乘)氏は「中世高野山の僧侶集会制度」(『密教文化』四五・四六一九五九年)において、高野山の内部が谷上院谷・千手院谷・西院谷・中院谷・往生院谷等の各谷々にわかれており、それぞれ集会評定が行われていたことを明らかにされている。また山陰加春夫氏は「日本中世の寺院における文書・帳簿群の保管と機能」(河音能平氏編『中世文書論の視座』一九九六年)において、高野山の僧侶がこれらの谷々にわかれて居住しており、谷々ごとに文書を管理していたことを明らかにされている。これら先学諸氏が指摘されるとおり、高野山内部はいくつかの谷々にわかれていたのである。いいかえれば高野山はこれらの谷々の集合体であるといえよう。このように認識されていたので、ここでは高野山を「谷」と表現したものと思われる。

(10) 弓倉弘年氏「室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七一九九〇年)。また弓倉氏は「紀南戦国史序説」(安藤精一氏編『紀州史研究』四一九八九年)において、平氏が紀伊国守護代であった可能性も示唆しておられる。また平氏の畠山氏権力内での地位や家格等については、小谷利明氏「『天文御日記』にみえる河内守護勢力と本願寺」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』五一九九四年)がくわしい。

(11) 例えば、宇智郡須恵庄および木原は河内国観心寺領であった。

(12) 『新修五條市史 本編』通史第六章第二節では、宇智郡は畠山氏領国化したとしている。また弓倉弘年氏は「天文年間の畠山氏」(『和歌山県史研究』一六一九八九年)において、天文年間に至っても両畠山氏が河内・紀伊国境一帯に根強い地盤を有したことを指摘しておられる。

(13) 『新修五條市史 本編』通史第六章第二節では、平氏は畠山満家の代のころに宇智郡に入部してきたとしている。平氏は畠山氏被官のなかでも、宇智郡に強い影響力をもっていたのかもしれない。

(14) これらの国人の出自については、『新修五條市史 本編』、『奈良県の地名』(一

九八一年)、朝倉弘氏『奈良県史』一 大和武士(一九九三年)等、参照。

(15) 『新修五條市史 本編』通史第六章第二節。

(16) 『大乘院寺社雜事記』寛正五年六月二日条に、「宇野八大乗院被官」とある。

(17) 『大乘院寺社雜事記』文明九年一〇月八日条によると、「宇野」・「坂部」・「野原」が政長方として戦死していることがわかる。また『新修五條市史 本編』通史第六章第三節に、『三箇家文書』のなかに畠山政長からの廻文が残されている旨の記述がある。これらのことから、宇野・坂合部・野原・三箇の各氏が政長方であったことがわかる。

(18) 『新修五條市史 史料編』(一九八七年)所収の「二見家文書」の中に、天文初年頃と推定される「木沢浮泛書状」がある。木沢浮泛とは義就流河内守護代の木沢長政の父である。この浮泛の書状で二見左衛門太夫方として「崎山」・「嶋野」が出陣要請をされている。この書状により二見・栄山・嶋野の各氏が義就流方であったことがわかる。

(19) 『新修五條市史 史料編』所収「二見家文書」の中に、天文二〇年頃と推定される「畠山尚誠書状」があり、二見氏が義就流の尚誠に従っていたことがわかる。

(20) 『新修五條市史 本編』通史第六章第二節では、「郡一揆」の可能性を示唆しつつも、推測にとどまり具体的な史料はあげていない。

(21) 湯浅治久氏『惣国一揆』と『侍』身分論(『歴史評論』五三三 一九九三年)。

(22) 西村幸信氏「中近世移行期における侍衆と在地構造の転換」(『ヒストリア』一五三 一九九六年)。

はじめに

戦国期特有の地域権力として惣国一揆がある。惣国一揆は戦国期の畿内近国を中心に形成された。畿内近国にとって戦国期とは、惣国一揆の時代であったといえよう。惣国一揆については、従来からその内部構造、上級権力たる戦国大名との関係、あるいは惣国一揆と惣国一揆の相互の関係など多角的に検討されてきた。^①

しかしながら惣国一揆と他の地域権力との経済的關係については、従来あまり研究がなされていないものと思われる。特に高利貸し活動を行っていた地方寺院と惣国一揆の關係は、等閑視されてきたのではなからうか。

惣国一揆が抱える問題の一つに徳政問題があることからわかるように、惣国一揆と経済的問題は密接な關係にある。本章では特に、惣国一揆の対外的な經濟關係に注目し、惣国一揆と高利貸し活動を行っていた地方寺院の關係について検討したい。

また惣国一揆内部の問題に目を転じれば、惣国一揆の主導権を握ったのは、一揆の構成員のうち国人であったのか、それ以下の階層であったのかについても議論がわかれている。惣国一揆の主導権を誰が握るのかという問題は、惣国一揆の性格規定に関わる問題である。本章でもこの問題に検討を加えたい。

本章では検討の素材として、近年その存在が明らかになった宇智郡惣郡一揆を取り上げる。^② 宇智郡惣郡一揆については、地方寺院である高野山との經濟關係が指摘されている。^③ また久留島典子氏により徳政問題が取り上げられ、一揆の主導権を握ったのが地侍であったとの提起がなされている。^④ 前述のような問題を検討するための、条件の整っている事例と思われる。

本章では、まず惣郡一揆の存在が明らかになった弘治四年（一五五八）の二通の連判状を検討する。次に惣国一揆の内部構造と、一揆の構成員であった国人の存在形態についてふれたい。そしてその上で、惣郡一揆形成に密接に関わった高野山と一揆および宇智郡との關係について取り上げる。最後に宇智郡惣郡一揆の展開過程と性格について述べたい。

本節では宇智郡惣郡一揆の存在が明らかになった、弘治四年（一五五八）の二通の連判状からみてみる。まず二通の連判状を掲げる。本節で述べる一部は、すでに第二章において言及したところであるが、論旨に直接かわる問題もあるので、もう一度検討したい。

【史料一】

宇智郡百姓衆連判状⁽⁵⁾

就去年日損之儀郡内御百姓あまり^二致迷惑候、此分^三候て八御公事足等儀も減可申候、馬借之儀雜説候て蔵本など一向^二無之候、拾年程之間八徳政御そせう^(訴訟)申間敷候之間、高野其外何かたへも被仰合候而錢主之御ひけい奉憑候、為其皆々以連判申上候、恐惶謹言、

弘治四年二月二日

^(靈安寺)
レウアンシノ

兵衛九郎（筆軸印）

^(三箇)
ミヤケノ

八力太郎（筆軸印）

^(今井)
イマイノ

源藤次（筆軸印）

^(須恵)
スエノ

五郎太夫（筆軸印）

^(二見)
フタミノ

孫衛門（花押）

同

九郎衛門（花押）

^(畑田)
ハタケタノ

弥九郎（筆軸印）

^(牧野)
マキノノ

藤十郎（筆軸印）

同

彦五郎（花押）

^(岡)
ヲカノ

二郎左衛門（花押）

同

藤二郎（筆軸印）

（近内）
チカウチ

左近二郎（筆軸印）

（小和）
ヨワノ

四郎太郎（花押）

（久留野）
クルノ

助五郎（筆軸印）

（住川）
スカワノ

善五郎（花押）

（西河内）
ニシカワチ

新衛門（略押）

（栄山）（牧）
サキヤマノマキ

与太郎（筆軸印）

（阿陀）
アタノ

五郎太郎（略押）

同

十郎（略押）

同

刑部太郎（略押）

御国衆様まいる

人々御中

史料二

宇智郡国衆連判状（6）

就去年日損郡内之儀餘令迷惑既所々相果候、方々錢主申合相統事候、然レ向後馬借以下造意候者不寄何之被官可被加成敗候、被相拘候て者对蔵本失面目候、縦天下一同仁付而從河州成下候共、面向者不及力内儀之事更以不可有別儀候、百姓共連判仕堅相究候谷之儀茂同前候上者、自然後々相違之方候者可為儀絶候、平殿へ之儀も此通申入御心得候間、猶以可為堅固候、仍定所如件、

弘治四年（一五五八）式月八日

栄山弥三郎

実

同 弥六

実（花押）

同 彦左衛門尉

実（花押）

嶋野市兵衛尉

澄（花押）

近内善右衛門尉

遠（花押）

久留野善介

藤（花押）

溜田孫右衛門尉

尹（花押）

表野彦四郎

頼（花押）

大飼彦五郎

頼（花押）

吉原宗兵衛尉

頼念（花押）

福岡源右衛門尉

光（花押）

瀧 孫三郎

光（花押）

阿陀賣市左衛門尉

治

大岡主計助

頼尹（花押）

牧野孫七郎

宗尹（花押）

一見左京亮

光重（花押）

三箇治部左衛門尉

頼盛（花押）

宇野左京進

知治（花押）

坂合部彦三郎

頼家（花押）

野原禰那坊

頼勢（花押）

史料一【】は、弘治四年（一五五八）二月二日に宇智郡の百姓衆が作成した連判状である。史料二【】は、史料一【】を受けて同年二月八日に宇智郡の国衆が作成した連判状である。

史料一【】の内容は、以下のようになる。「この連判状の作成された前年、つまり弘治三年（一五五七）は日損がひどく、このままでは「御公事足」、すなわち百姓・年貢が減少してしまうと歎いている。その上、馬借一揆の雑説もあり金融業者である「蔵本」もいなくなっている。そこで向こう十年程は徳政訴訟をおこさないことを誓い、高野（高野山）やその他の銭主に相談してもらい、金が借りられるようにしてほしい、という旨を国衆に願っている。

史料二【】の内容は、以下のようになる。国衆は百姓衆の申し入れを受け入れて、「方々銭主」に相談をして借金ができた。借金ができた限りは馬借一揆を企てた者は、どの国人の被官であっても成敗を加える。そうした被官を成敗せずに、抱え続けたならば金を貸してくれた「蔵本」に対して、面目を失うことになる。たとえ天下一同の徳政が行われ、「河州」、つまり河内守護の畠山高政よりの命令があっても、表向きは徳政に従うが、内々には従わない。またこのことは「谷」、つまり高野山についても同様である。またこれらの取決めに相違した者は、「儀絶」する。これらのことは、畠山氏被官の平氏にも申し入れて、心得させている。

私は前章で、この二通の連判状から、弘治四年（一五五八）二月段階で、宇智郡では前年の日損による危機を回避するための惣郡一揆が形成されたとした。⁽⁶⁾それはともかく、この二通の史料について、本章で注目すべきと考えている点を、以下にあげる。

まず一点目は、史料【】に「高野其他何かたへも」とある通り、宇智郡の最大の債権者が紀伊国の高野山であった可能性があり、ここから高野山の持つ大きな経済力が指摘できるといふ点である。

次に、馬借一揆を引き起こすような国人の被官とは、ほかならぬ史料【】の署判者であるという点である。史料【】の署判者は「徳政御そせう^(訴訟)」を起こさないと誓っているが、この「徳政御そせう^(訴訟)」とは、馬借一揆をも含んでいたであろう。彼らは宇智郡内の村々から一名ないし三名が署判している。彼らは村落の代表たる地侍であり、馬借一揆のリーダーとなるような存在だったのである。そしてなおかつ、宇智郡国衆の被官であったものと思われる。

三点目は、国人衆は、お互いに「儀絶」という罰則を課しているという点である。本章では、この三点に注目したい。

久留島典子氏は史料【】の百姓衆連判状の署判者が村落内の債権者の立場にあったと想定され、彼らが一揆の主導権を握り、国衆たちに地域の経済保証を要求したのが、宇智郡惣郡一揆の性格とされた⁽⁹⁾。しかしながら私が考えるように、史料【】の署判者が馬借一揆のリーダーだとすれば、久留島氏の説には、再考の余地が残されているのではないかと考えられる。はじめに、述べたように一揆の主導権を誰が握るのかという問題は、惣郡一揆の性格規定に関わる問題であるので、この問題については、後述したい。

二・宇智郡惣郡一揆の内部構造と国人

本節では宇智郡惣郡一揆の内部構造について、国人の存在形態を手がかりに検討を行う。検討に先立ち、本節に関わる惣郡一揆に関するおもな先行研究について、簡単にふれることにする。

池上裕子氏は惣郡一揆とは、国人の一揆と土民の一揆が対立を含みつつも、他国勢の侵入に対して団結したものとされる⁽¹⁰⁾。湯浅治久氏は、惣郡一揆を領主の一揆と在地の一揆の結合であるとされる。その上で一揆の結合の理由を、地域の危機管理であるとし、惣郡一揆とは危機管理システムであったとされる⁽¹¹⁾。池上・湯浅両氏の説は、惣郡一揆とは、国人と土民の一揆の結合体であるということ、地域の危機にさいして成立するという点で共通している。長谷川裕子氏は、国人の同名中に注目される。戦国期の同名中は村落と同名中が一体化した共同体であり、惣郡一揆は同名中組織が郡レベルで結合したものとされ

る。¹² 本章では、これら諸先学の研究の成果を重視しつつ、検討を進めることにしたい。それでは以下に、**史料二**の連判状の署判者である国人の存在形態を手がかりとしながら、宇智郡惣郡一揆の内部構造についての具体的な検討を行う。

(一) 宇野氏

宇野氏については、『大乘院寺社雑事記』¹³寛正五年(一四六四)六月二日条に次のような記事が記されている。

史料二

一 光宣法印方ヨリ以福田申、宇智郡之内宇野与二見田地作分職事、相論之之間、自光宣方色々折中、仍自他無為也、如此奉書可給之由申入問、成奉書了、所詮相論子細八、宇野八大乗院被官、二見八一乗院被官也、然者宇野庄内名田二二見所持之作職在之、又一乗院御領二見二宇野所持之作職在之、依此等相乱自然二相論出来、自他去出テ無為歟、如何、

この記事は、宇智郡の国人である宇野・二見両氏が田地の作職を巡って相論があったことを記した記事である。それはともかく、傍線部に「宇野八大乗院被官」とあることから、宇野氏が興福寺の大乗院門跡の被官であったことがわかる。

宇野氏については、『雑事記』文明三年(一四七一)二月六日条にも記事がある。

史料四

一 宇智郡之内宇野庄事、当門跡領也、給主職事如先年仰付東北院畢、隨而明日可下上使云々、則奉書遣之了、

春日社領宇野庄預所職事、東北院家上使下向候、御年貢等事可被渡彼使之由被仰下候也、仍執達如件、

十二月七日

成就院法橋

清賢判

宇野殿

尋尊はこの記事で、宇野庄は大乗院門跡領であり、その給主職を東北院に仰付けたと記した後に、宇野氏宛の奉書を書写している。その奉書には、東北院より下された上使に年貢を渡すようにとの命令が記されている。宇野氏宛にこのような奉書が発給されていることから、宇野氏は宇野庄の代官であったことがわかる。

これらの『雑事記』の記述から、宇野氏が興福寺大乘院の被官であり、また大乘院領の宇野庄の代官であったことがわかる。

(二) 野原氏

野原氏については、土地売買に関係する文書が残されている。

史料五】

西田又次郎畠地売券⁽¹⁴⁾

(端裏書)

「ノハラ中村 中畠 スミタ」

売渡 畠地新券文事

合参段者、

在大和国宇智郡河南庄之内三宅字中畠

限四至 限東堤 限西溝
限南溝 限北路

右件畠地者、西田之又次郎相伝之私領也、雖然依于有要用、宛直錢柴貫文⁽¹⁵⁾永代⁽¹⁶⁾於、

相副本券文、中村之藤六方へ令沽却事實正明鏡也、但於所役者、段別五升五合宛、野原殿へ弁済之外、万雑公事無之、雖為後ん々代、於又次郎子々孫々、不可有違乱妨者也、仍後代支証之状如件、

長祿参年⁽¹⁷⁾二月一日

西田

又次郎(花押)

この売券は、西田之又次郎という人物が中村之藤六という人物に畠地を売り渡した時のものである。売券の文言の傍線の部分に「於所役者、段別五升五合宛、野原殿へ弁済」と記されている。「野原殿へ弁済」との文言から、又次郎はこの畠地に関し野原氏に対して負債を負っていたものと思われる。このことから野原氏が、在地で高利貸し活動を行っていたことが推測される。次に掲げる史料も興味深いものである。

史料六】

愛千代畠地売券⁽¹⁵⁾

(端裏書)

「野原コマツハタケノモノシツヨ」

売渡畠地之事

〔野原〕
頼栄（花押）

合式反者 字小松島^七

在大和国宇智郡河南庄之内、

限四至 東サイメ 南ミチ
西チルイ 北キシ

右件之畠地八、ア申チヨ私領タリトイエトモ、然今依有要用、直錢三貫七百文二本券ヲアイソエ、カメ千代女方へ限永代売渡実正也、但於此地^三所役八、夏大麦五升五合秋マメソ八二五升五合野原殿へ参也、此外公事物ナシ、仍後日証文如状件、

（四八八）
長享二年 戊申十二月五日

ヒカワ
アイ千代（略押）

この売券は愛千代という人物が、カメ千代という人物に畠地を売り渡した時のものである。この売券でも【史料五】と同様に、「於此地^三所役八、夏大麦五升五合、秋マメソ八二五升五合野原殿へ参也」との文言が記され、野原氏が何らかの権利をこの畠地に有していたことがわかる。おそらくこの権利も、野原氏の高利貸し活動の結果、生じたものと推測される。さらにこの売券で注目すべき点は、この売券に野原頼栄自身が署判をしているという点である。このことはこの畠地の売買には、野原氏の承認が必要であったということをも物語っているものと思われる。¹⁶野原氏のこの畠地に対する、強い権利がうかがえる。以上【史料五・六】から、野原氏が在地において高利貸し活動を行い、なおかつ在地の土地に強い権利を有していたことがわかる。

（三）二見氏

まず前掲の【史料三】に、「二見八一乗院被官也」とあることから、二見氏が興福寺一乗院門跡の被官であったことがわかる。また二見氏が同名中を形成していたことがうかがえる史料があるので、以下に掲げる。

【史料七】

遊佐就盛書¹⁷状

此刻可被致忠節之由被申上候趣、披露仕候、御祝着之旨候、其方之儀、各被申談、別而可被抽忠儀事肝要候、仍御本地^并御同名知行分、不可有相違之由候、弥御粉骨可然候、恐々謹言、

三月廿四日

就盛（花押）

この書状は、畠山義就流の畠山義英方の守護代であった遊佐就盛より発給されたものである。遊佐就盛は永正八年（一五一一）八月に舟岡山の合戦で戦死するので、それ以前の書状である。⁽¹⁸⁾宛先は不明であるが、犬飼家所蔵の文書の多くが二見氏関係の文書であるので、おそらく二見氏宛と推測される。文書の内容は、義英方への忠節を求めたものである。この書状のなかに「御同名知行分」とあることから、この文書の宛先と推測される二見氏が、同名中を形成していたことがわかる。

史料八】

三好康長書状⁽¹⁹⁾

御身上之儀、郡落着次第無異義様二馳走可申候、不可有疎意候、委細田紀・奥左可被
申候、恐々謹言、

七月四日^(永禄末年)

三山人

康（花押）

牧野左兵衛尉殿

嶋野新介殿

二見治部殿

同蜜院^(二見十郎頼千)

御尊報

この書状は永禄末年頃に三好康長より、宇智郡の国人衆に宛てて出されたものである。この宛先のうち二見治部は、二見氏の惣領と推測される。そしてこの惣領の他に「同^(二見)蜜院^(蜜蔵)」、つまり二見密蔵院という人物が宛先にあげられている。くわしくは後述するが、この密蔵院という人物は、高野山の僧である。このように三好康長書状の宛先に二見氏の惣領とは別の一族があがっていることから、二見氏は同名中を形成していたものと思われる。

二見氏の同名中では、惣領の力は大きなものであった。次の史料より、そのことがわかる。

史料九】

二見光秀田地寄進状⁽²⁰⁾

奉寄進 大日寺時田事^(蓋)

合寺段者、

字カマウタ云、年貢八米壹石四斗、妻六斗捌八殿方之納辨之定、

四至

限東地類、限南地類、限西路、限北溝、

右件水田者、於田役反錢計也、余除之、二見遠江守光秀買得相伝之下地也、為滅罪
生前往生極樂、大日寺時田(善)永代奉寄進者也、若違乱之子細有出来者、為二見宗領(善)

方致糺明、可加成敗者也、仍後代之証文状如件、

延徳四年(一四九二)五月日

遠江守光秀(花押)

二見左京亮光遠(花押)

この寄進状は二見光秀が、二見郷の中心寺院である大日寺に田地を寄進したものである。この寄進状の文言の中に、「若違乱之子細有出来者、為二見宗領方致糺明、可加成敗者也」とある。その上で、二見同名中の惣領と思われる光遠が署判をしている。これらのことは一族の者が田地の寄進を行うとき、惣領の許可が必要であったことと、寄進の保証を惣領が行っていたことを示しているものと思われる。(2)このことから二見同名中において、惣領の力は大きなものであったといえるのではないか。

以上のことから二見氏については、興福寺一乗院の被官であったこと、同名中を形成していたこと、同名中の惣領は一族の者の土地寄進に関与するなど、大きな力を持っていたこと、の三点が指摘できる。

(四) 牧野氏

牧野氏も二見氏同様に、同名中を形成していたものと思われる。

史料一〇】

(2)

大和国宇智郡清蓮寺奉寄進

南無阿弥陀仏

牧野桜井入道頼珍往生極樂

【史料一〇】は牧野氏の一族である桜井頼珍が寄進した、自筆の六字名号である。この名号で頼珍は「牧野桜井入道頼珍」と署名しており、頼珍が牧野桜井と二重名字を名乗っていることがわかる。このことから牧野氏も同名中を形成していたものと考えられる。

牧野氏の名中でも二見氏の名中と同じく、惣領の力は大きなものであったと思われる。次の史料から、そのことがわかる。

史料一一】

牧野善七郎書状(2,3)

於今度冷水(氏)我等鎧前にて櫻内孫太郎討死、無非類高名忠節、祝着無是非候、為其

恩掌^(實)榎内給分之外、買地名付掠候分、頼珍・同孫太郎跡を次奉公候頼珍之孫兩人進候、然上者、可有永代知行候、猶委細大善高政^(應)可被申分候、恐々謹言、

牧野善七郎

天分廿一年^(一五五四)壬子九月吉日

尹(花押)

桜井頼珍入道

孫太郎跡人体兩人^江

この書状は、牧野同名中の構成員と思われる榎内孫太郎が戦死したさいに、同名中惣領の牧野尹より出されたものである。この文書は書状形式であるが、内容は感状・知行宛行状である。このことから牧野尹は同名中惣領として、一族の者に感状や知行宛行状を発給するほどの権力を有していたことがわかる。なおこの文書から、牧野同名中が少なくとも牧野氏、榎内氏、桜井氏の三氏から構成されていたことがわかる。またこの書状を取り次いだ大膳高政という人物の存在から、牧野氏が家政機関を有していたこともわかる。ちなみにこの大膳という人物は、同名の下位に位置する侍クラスであったのではないかと思われる。⁽²⁴⁾

以上のことから、牧野氏が同名中を形成し、その惣領の持つ権力が大きなものであったことがわかる。

(五) 坂合部氏

坂合部氏については、坂合部氏が同名中を形成していたことを示す史料が数点残されている。

史料一二】

坂合部郷定書⁽²⁵⁾

坂合部郷領際目之事

- 一 犬飼村・上野村際目之出入在之、
- 一 表野村之中山^二付テ、大津村ト表野村ト出入有之ヲ、種々郷中より嘸候へ共、相不濟候^三付、先年ヲタツ子、領堺目相濟申候、此上少も違乱申間敷候条、

(中略)

- 一 ケヲ院^(花形)・弁在天^(才)・成道院ノオコナ井八、宮坊安^(安日寺)ニチジ・念仏寺此衆力ナラスオコナ井可致候、善不叶指相候ハ、不相替代僧ヲ可立候、成道院ノビクニンモ必可被

出候者也、

明^(一四九六)応五年^(辰)正月十一日

坂合部紀伊守次房 (花押)

誠神民部秀次 (花押)

辻元市右衛門吉政 (花押)

古沢右近次政 (花押)

念仏寺引接院

史料一〇〇は、坂合部郷内の村々の境争論の解決について、あるいは郷内の宗教行事について記したものである。史料の奥に署名している坂合部次房から念仏寺引接院までの五名は、坂合部同名中のメンバーと思われる。おそらく坂合部次房が、同名中の惣領である。

長谷川裕子氏は、同名中が地域の紛争解決を行うことから、同名中が「公」権力的側面を有したことを指摘されている。⁽²⁶⁾ 坂合部同名中でも、史料一〇〇のように同名中が郷内の境争論を解決している。このことから坂合部同名中も公権力的側面を有していたものと思われる。

史料一〇一

坂合部郷定書⁽²⁷⁾

^(端裏書)
坂合部郷定書

坂合部四方垣

大和国宇智郡坂合部郷中領内之四方限之事

(中略)

一宮ノ社人水主神主侍ノ家ヨリ仕ナリ其外八百姓ヨリ仕ナリ、一神子ノ事八神ノ御縁次第二仕ヘシ、

一ヤブサメ乗テ同アゲノ乗テ侍ノ者ナリ、

一御ヘイサシ百姓 一小ヘイサシ本中間ヨリ、

(中略)

一心経会諸堂ノ坊主同銘若トウ参候事巳時迄八待申事二候巳ノ時過候ハ、同名衆同名寺衆八心経千巻ノクワタイ若トウ衆諸堂ノ坊主衆八心経五百巻ノクワタイ此心経毎月ケダイアルヘカラス是ニ付シサイ有、

(中略)

一念仏寺ノ寺衆モ上下候モ侍ノ坊主八侍ヨリ次候事下トヲリ八百姓ヨリ次候事、
念仏寺衆知行諸ノ法度前々之コトクニ可仕候事六人之頭人若トウ百姓ニヨラス可仕
候事、

一花ミトウ二人八同名ヨリ被立候事、

一念仏寺ノ諸法度者坂合部インチャウ院ヨリ可被申付候事、

一坂合部之家二付太破仕候者辻本可次事、下知

(永正)⁽²⁾(異筆)⁽¹⁵⁾(6)
正永七年五月十一日

坂合部出羽守頼房 (花押)

辻本甚左衛門尉政次 (花押)

誠神兵部卿久秀 (花押)

【史料一三】は、すでに西村幸信氏によって検討が加えられている史料である。(2)⁽⁶⁾西村氏はこの史料より、坂合部郷の基本身分として、同名、若党、百姓が析出でき、役負担や座次が個々の身分に対応した形に決められている。また身分が地域祭祀を中心に位置づけられる、とされた。西村氏の検討は、首肯できるものと考えられる。私はそれに加えて、このような定書が、同名中のメンバーを中心に作成されていることから、同名中が郷内の祭祀権と身分設定を握っていたと考えられることに注目したい。

また郷内の中心寺院も同名中が握っていたものと思われる。そのことは、「念仏寺ノ諸法度者坂合部インチャウ院ヨリ可被申付候事」という条目からわかる。この条目に登場する「坂合部インチャウ院」とは、【史料一三】に署判している「念仏寺引接院」のことと思われる。この引接院は「坂合部インチャウ院」と名のることから、坂合部同名中のメンバーであることは明らかである。おそらく引接院は、【史料一三】の「同名寺衆」という存在であろう。その引接院より、念仏寺の諸法度は申し付けられるべし、ということとは、郷内の中心寺院である念仏寺を同名中が掌握していたと考えられるのではないか。

このように【史料一三】からは、坂合部同名中が郷内の祭祀権や中心寺院を掌握し、郷内の身分を同名・侍・若党・百姓等に設定していたことがわかる。また【史料一】の百姓連判状の署判者とは、同名中によって身分設定をされた侍・若党であったのではないかと思われる。

【史料一四】

坂合部氏定書⁽²⁾⁽⁶⁾

先世ヨリ万事定事

一木原村・畠田村八牧野殿ノ御領中ニテ御座候へ共、知行八坂合部へ取、万事人足百姓是也、

(中略)

一坂合部幕之文八井筒^(致)山鳩、然共同名エモ前々ヨリ井筒計ユルシ申候、

一石井喜兵衛エモ^(同)名ニナシ申候事ハ、世ニカハリテカラノユルシニテ候、是八紀

羽系ノ郡ノ侍衆宇知之郡侍衆ノ中ニテ手柄ヲモツテ同名ニナシ申候、其時兩郡

之侍衆より御褒美トシテ具足大刀刀被下候^(三)付、坂合部殿モ是ニコシス御喜候テ

井筒二山鳩ノモンク^(致)タサレ候、是ハイマモツテノ事ニテ候、井筒二山鳩ノモンハ

ムカシヨリ後々マテ有間敷候也、

(一五六八)
永禄十一年九月十九日

坂合部兵部之大夫頼重(花押)

辻元伝助政清(花押)

誠神蘭之助正経(花押)

古沢又之丞正次(花押)

【史料一四】は大変興味深い史料である。この史料から、石井喜兵衛という侍が手柄を立てたことにより、同名成していることがわかる。池上裕子氏は、伊賀惣国一揆が百姓の侍成を行っていることに注目された。そして惣国一揆による侍成を戦国大名が行使した権限と同じであるとされ、伊賀惣国一揆を惣国一揆の到達点とされた⁽³⁰⁾。とするならば、坂合部同名中の行っている侍の同名成という身分変更も、戦国大名が行使した権限と同じであり、同名中の到達点を示しているといえるのではないか⁽³¹⁾。

また宇智郡、伊都郡兩郡の侍衆が石井喜兵衛に褒美を与えていることから、この時期、国人衆や百姓衆ばかりでなく、侍クラスの者も一揆を結んでいたこともうかがえる。

本節で述べたことをまとめてみる。弘治四年(一五五八)の連判状の署判者の国人のうち、宇野氏・二見氏などは興福寺との関係を有していた。二見氏は高野山とも関係を有していた。野原氏は野原郷の土地に深く関与していたものと思われる。おそらく高利貸し活動を営んでいたのではないかと推測される。署判者のうち、少なくとも二見・牧野・坂合部氏らは同名中を形成していた。彼らの同名中の特徴は、同名中が地域の紛争解決を行い、公権力的側面を有した(明応五年)。同名中が地域の中心寺院や祭祀権を掌握し、郷内の身分を設定していた(永正七年)。惣領と同名(庶子家)の間には、明確な身分差がある(天文二一年)。同名中が身分変更を行う(永禄一一年)。本節で述べたこと

をまとめると以上のようになろう。

おそらく同名中は、宇智郡国人のそれぞれの支配地域の郷内ごとに形成されたものと思われる。またその成立の時期は、前述の例から遅くとも一六世紀の半ばころである。同名中は宇智郡国人の支配組織であった。

弘治四年（一五五八）の連判状の署判者一〇名は、同名中の惣領であったと考えられる。またこの連判状に登場する被官とは、同名中に身分設定された若党であったものと思われる。そしてこの被官たちこそが、百姓衆の連判状の署判者であり、百姓の一揆の代表であった。つまり弘治四年の惣郡一揆は、同名中の連合体であった。弘治四年の一揆の前提には、国人衆の同名中の存在があったのである。

三・宇智郡惣郡一揆と高野山

本節では、惣郡一揆と高野山との関わりについて述べる。高野山との関係を述べる前に、その前提としてまず、宇智郡と事実上の大和守護であった興福寺の関係について述べることにする。

（一）宇智郡と興福寺の関係

南北朝合一後の応永二年（一三九五）四月、宇智郡が大般若経真読料所として、足利義満より興福寺一乗院門跡に寄進された。しかし一乗院門跡の宇智郡領有は長くは続かず、一四年後の応永一六年（一四〇九）には、畠山満家の手により宇智郡須恵庄が、河内国観心寺に寄進されている。このころから畠山家による宇智郡支配がはじまったものと思われる。

『雑事記』享徳三年（一四五四）三月二十九日条には、次のように記されている。「八方大衆蜂起、当国宇智郡事如元可被返付寺門之由京都二訴訟故云々、今度畠山方依違乱如此及沙汰歟」。畠山氏が宇智郡を違乱しているので、興福寺の八方大衆が幕府に訴訟を行っていることが、この記事からわかる。

文明三年（一四七一）にも興福寺は、宇智郡の回復運動に乗り出している。『雑事記』文明三年九月二日条では、「当国宇智郡事、如元寺門可知行之由一決了」と記している。しかしこの興福寺による宇智郡回復運動は、結果的には失敗に終わる。『雑事記』の同年

一二月一二日条には、次のように記されている。「宇野有治返事到来、年貢事平方二先納之、不及了簡云々、一乗院方以下子細同前云々、希有申状沙汰外也、寺門失面目了」。年貢を収納しようとした興福寺は、宇智郡の国人であり、宇野庄の代官であつた宇野有治より、年貢は畠山氏の有力被官である平氏に納めてしまったとの返事を受けている。このことより、文明三年の興福寺の宇智郡回復運動が失敗に終わったことがわかる。

『雑事記』明応六年（一四九七）八月九日条には、次のように記されている。「今度古市依高名、自畠山方令許可当国宇治郡云々、昨日人人云々、面目高名不可過之歟」。興福寺被官である国人古市氏が、畠山氏から宇智郡を許可されたのである。当時古市氏は興福寺被官とはいいつつ、武家権力として自立しつつあつた。その結果としての宇智郡領有であつた。もはや興福寺は、このような古市氏に頼り、古市氏の宇智郡領有を「面目高名不可過之歟」といわねばならないような状況であつたことがわかる。

事実、興福寺は文明三年（一四七一）の宇智郡の回復運動の失敗以後、宇智郡には積極的に関わらなくなる。興福寺にかわつて登場してくるのが、高野山である。次項では高野山の宇智郡支配について述べる。

（二）高野山の宇智郡支配

興福寺の支配が宇智郡に及ばなくなるのにつれて、宇智郡に進出してくるのが、紀伊国伊都郡の高野山である。

高野山は明德三年（一三九二）段階では、いまだ宇智郡には進出していなかった。明德三年一〇月の「高野山寺領注文写」⁽³⁴⁾では、「於旧領分者、任御手印縁起之旨、但此内紀州荒見庄^{不知行} 水原庄^{不知行} 石垣^{不知行} 大和国坂合部^{不知行} 深山^{不知行} 丹原^{不知行}」と記されている。高野山の宇智郡内の寺領が不知行であることがわかる。

この後、高野山は宇智郡への進出を進める。そのことが次にあげる文書からうかがえる。

史料一五】

織田信長朱印⁽³⁵⁾状

当山衆僧以連判御敵令一味、度々及行、剩構要害、宇智郡押妨言語道断之次第候、早々可開渡候、不然者急度可被成御成敗候、恐々謹言

卯月七日^(永祿二年)

信長^(織田)（朱印）

惣分沙汰所中

この朱印状は、発給年が永禄二年（一五六九）と比定されているものである。この朱印状のなかで信長は、高野山のことを「宇智郡押妨」と非難している。このことから明徳三年（一三九二）段階では宇智郡の寺領を不知行であった高野山が、永禄二年段階では、信長に「宇智郡押妨」と指弾されるまで、宇智郡支配を進展させたことがうかがえる。

永禄二・三年段階では「宇智郡押妨」と高野山を指弾していた信長であったが、天正八年（一五八〇）段階では、その態度を改めるに至る。

史料一六】

織田信長安堵朱印状⁽³⁶⁾

大和国^(宇)有智郡事、如近年宛行候訖、全可進退、自然不儀之子細有之者、可悔還候条、
別而可抽忠節事、專一也、

（一五八〇）
天正八年
九月廿一日

信長（朱印）

金剛峰寺惣中

信長は、「如近年」^(宇)とあるように、それまでの高野山による宇智郡の事実上の支配を認め、高野山に宇智郡を宛行い、進退を安堵している。

明徳三年（一三九二）の高野山の宇智郡の寺領不知行から、織田信長期の高野山による宇智郡支配に至る状況の変化の画期にあたるのが、弘治期の惣郡一揆であったのではないかと考えられる。高野山は惣郡一揆の際、蔵本になっていることから、大きな経済力を有していたことがわかる。高野山はこの大きな経済力を背景に、惣郡一揆をきっかけにして宇智郡支配に乗り出したものと思われる。

事実、高野山は宇智郡で、土地集積を行っていたと推測される。また高利貸し活動も行っていた。そのこと示す史料が、次の二点である。

史料一七】

弥五郎等畠地売券⁽³⁷⁾

売渡申畠之事

合四方限者^(在)キタワシル^(宇) 南八道
ヒカハシル^(在) 西ハシル^(在)

右大和国宇智之郡野原西ノ事^(在)

彼下地百瀧福蔵院先祖相伝仕ト^(在)ト^(在)モ、依用々有高野山之内八トウ^(在)西之坊
へ直銭三貫文売渡申^(在)所明白也、天下一同之徳政行共、此下地^(在)おゐて^(在)ハ不可有違

乱候、後日為証文如件、

〔五四九〕
天文十八年二月二日

ヤ五郎（略押）

サエモン五郎（略押）

ホウトウヤシ之内
西之坊
まじる

史料一八

借用状⁽³⁾₍₈₎

借田^(田)申米之事

合三石^(石)利分四わり也

右此米八二見にてかり申候間、本り共二二見ニテなし可申候、若天下一同徳政行申候共、此米八奥院^(精カ)残ノ米ニテ候間、いらん有敷候、仍後日注文如件、

天正四年^(丙子ノ年)式月二日
〔一五七六〕

二見
岡本（花押）

小田原真城院 馬場喜三郎（花押）

参 下村孫五郎（花押）

【史料一七】は、高野山ホウトウイン西之坊へ、宇智郡野原の畠地を売却したさいの売券である。この畠地の売却が借金の結果によるものなのか否かは、定かではない。しかしながら、【史料一八】では二見の岡本という人物が、高野山小田原谷の真城院から、高利で借米をしていることがわかる。【史料一七】も借金の結果による高野山への土地集積であった可能性もある。とするならば高野山は天文年間ころには、宇智郡への高利貸し活動を開始しており、経済的な支配をおよぼしていたのではなからうか。

高野山はこのような経済的な支配のみならず、宇智郡の有力寺院を核とする支配をも宇智郡に対して行っていた。そのことを示すのが次の史料である。

史料一九

大日寺造営奉行衆置文⁽³⁾₍₉₎

大日寺本堂近年已落候之处、高野山木食上人^(木食)様以御取立、惣郡内^(江)萱之儀被仰付、則御上萱悉成就付、御供養等迄被成候、道師者栄山寺之金剛院^(道)并惣郡内之坊主衆理^(趣)修三昧被取行候事、尚以氏人衆之才覚如此候、

一千荷萱^(同)十人ふき衆四日^(三)ふきたて申候、為後之一書かきしるし令申候、仍如件、

御奉行衆

(一五八六)
天正十四年十二月七日

高野山千手院之内

密蔵院

慶算(花押)

小田原善院

良秀(花押)

同 善蔵院

泉春(花押)

同 宝寿院

善真(花押)

同 城花院

清算(花押)

大日寺内

長円(花押)

史料一九】から高野山の僧応其が、惣郡へ大日寺本堂の屋根を葺くための萱を仰せ付けていることがわかる。後述するが、元来、大日寺は宇智郡一郡で維持すべき寺院であった。一郡で維持すべき寺院の修復を、高野山の応其が惣郡に命じていることより、宇智郡に対する高野山の支配の進展をうかがうことができる。高野山は宇智郡各郷内にある大日寺、念仏寺等の有力寺院を、宇智郡支配の核としていたのではない。つまり高野山は経済的な支配のみでなく、郡内の有力寺院を媒介としての宇智郡支配をも行っていたのである。前節で述べたように、郡内の有力寺院を同名中が掌握していた。史料一九】に署名している慶算は、二見同名中のメンバーである。高野山は郡内の有力寺院を宇智郡支配の核とするともに、同名中をも取り込み、同名中も宇智郡支配の核としていたものと思われる。

この史料では、もう一点注目すべきことがある。それはこの史料の署判者である。奉行衆として署名している者のうち、冒頭に署名している二見密蔵院慶算は、先述したとおり二見同名中のメンバーであり、大日寺の所在する二見郷の出身者である。長円は大日寺の僧である。良秀・泉春・善真・清算の四名はいずれも、高野山小田原谷の僧である。このことは高野山の中で、宇智郡担当、あるいは二見郷担当が小田原谷の寺院であったことを示しているのではないかと思われる。とするならば史料二】の国人衆の連判状にでてくる「谷」とは、高野山のうちの特定の「谷」⁽⁶⁴⁾、例えば小田原谷をさしているものといえるのではないか。またこれらの小田原谷の寺院が、宇智郡の蔵本であった可能性は高いものとおもわれる。

本項では弘治期の惣郡一揆を画期として、高野山が大きな経済力や宇智郡内の有力寺院

を核として、宇智郡支配を進めたこと、宇智郡支配を担ったのが、高野山内の小田原谷などの特定の谷であったことを指摘した。従来、高野山の宇智郡支配は守護権力と大和勢力の空白に高野山が乗じたと言われてきたが、本項でみたように高野山はそれ以前から積極的に宇智郡に進出していたのである。

(三) 宇智郡国人と高野山(二見氏の事例)

宇智郡と高野山のパイプ役を果たしていたのが、宇智郡の国人の一族出身である高野山僧であった。ここでは二見氏の事例についてみる。二見氏の一族が高野山の密蔵院という寺院の僧になっていたことは、史料八・一九からも明らかである。また史料二の国衆連判状に署名している国人のなかでは、三箇氏、表野氏が一族の者を高野山に送り込んでいたことが明らかになっている。

二見氏出身の慶算は、高野山内において重要な地位をしめていた。そのことは次の史料からわかる。

史料二〇】

金剛峰寺惣分一臈坊書状⁽⁴⁴⁾

尚々、先手之衆へ兩人次第二仕候へと申候、弥無越度様二見合頼入候、以上、

信長様為御意、松^(松山新郡)新伊都郡江罷越、則多和之城を拵、其・九度山表へ日々夜々二被相

働候、近日惣分之人数を、悉々可相果分二以集儀相定候、然者其方両人之儀先手之

大将二相定候条、無越度様二見合可為肝要候、恐々謹言、

金剛峰寺

惣分沙汰所

一臈坊(黒印)

(天正一〇年)

二月四日

千手院
西山坊

同
二見密蔵院^(密)

天正一〇年(一五八二)織田信長は高野山攻めを行った。史料二〇】から、伊都郡の国人西山家出身の西山坊とともに二見密蔵院が信長軍迎撃の大將に任ぜられている事がわかる。密蔵院が高野山内で軍事的に重要な地位にいたことがわかる。おそらく密蔵院は、二見同名中や宇智郡の国人を率いて、信長迎撃戦に参戦したのであろう。また高野山の軍

事力の基盤を、宇智・伊都両郡の国人が担っていたことも、この史料からわかる。

またこの史料が、高野山行人方の代表である惣分沙汰所一臈坊から発給されていることも注目すべき点である。密蔵院慶算が行人方の代表である惣分沙汰所一臈坊から信長迎撃戦の大将を命ぜられているということから、密蔵院が行人方に所属する僧侶であることがわかる。二見氏のような国人クラスの家の子弟が、高野山の寺院に入る場合は、行人方より格の高い学侶方の寺院に入るのが通例である。ではなぜ、密蔵院は行人方の寺院に入っただのか。伊藤正敏氏が明らかにされたとおり、この時期行人方寺院は、大きな経済力を有していた。⁽⁴⁵⁾ 密蔵院慶算が行人方の寺院に入ったのは、宇智郡や実家の二見氏のために行人方寺院の持つ大きな経済力が必要であったためであろう。宇智郡惣郡一揆のきっかけとなったのは、経済的な危機であった。山陰加春夫氏は、紀伊国那賀郡の国人宇野氏出身の頼暹という高野山僧が実家宇野家のために、高野山内で奔走する姿を明らかにされた。⁽⁴⁶⁾ おそらく密蔵院などの宇智郡出身の高野山僧も、宇智郡惣郡一揆の際、高野山と宇智郡とのパイプ役を果たしたものと思われる。⁽⁴⁷⁾

本節で述べたことをまとめてみる。文明三年（一四七一）以降、興福寺は宇智郡に積極的に関わらなくなる。その後、高野山が宇智郡惣郡一揆をきっかけに明徳年間に不知行と なっていた宇智郡の支配に乗り出す。その結果が、永禄二年（一五六九）段階での、「宇智郡押妨」といわれるまでの、高野山の宇智郡支配の確立であった。

また宇智郡の国人の子弟が高野山の行人方寺院の僧侶であった。本来宇智郡の国人クラスは学侶方の僧侶となる存在であった。彼らが行人方寺院に入った原因の一つは、行人方寺院のもつ経済力が必要であったためであろう。宇智郡惣郡一揆のきっかけとなったのは、経済的な危機であった。宇智郡惣郡一揆の際も、二見密蔵院のような存在が宇智郡と高野山とのパイプ役を果たしたと思われる。惣郡一揆にとって高野山の存在はきわめて重要であった。

四・宇智郡惣郡一揆の展開と性格

本節ではまず、宇智郡惣郡一揆の前提条件について検討し、次に宇智郡惣郡一揆の成立について述べ、最後に惣郡一揆の性格、特に惣郡一揆の主導権を握っていたのは誰であったのかについて検討を加える。

(一)・宇智郡惣郡一揆の前提

宇智郡には惣郡一揆成立以前から、宇智郡一郡という意識が存在した。本項ではまず、この宇智郡一郡という意識から検討する。

前節でも検討した大日寺の造営には、宇智郡一郡という意識が見ることができる。

史料二一】

実銀田地寄進⁽⁴⁾状

「^(端裏書)大日寺造栄方寄進状」

寄進 大日寺造栄方料田之事

合伍段者、

在大和国宇智郡二見郷、

(中略)

右件水田五段者、比丘実銀買得相伝之領地也、然大日寺造栄未終功、一郡無力之折節、旁以修造、不便、不可不悲、仍寄進之畢、更以不可余用之儀、僧俗若任我意自専者、大日如来・聖徳太子・當寺鎮守春日五所、又御靈・雨師等之御罰可蒙者也、仍為後日所定置之状如件、

応永五年^(三九八)戊寅十二月十八日

比丘 実銀(花押)

惣領主源光長(花押)

史料二一】は実銀という僧が、大日寺の造営料として、水田五段を寄進したときのものである。実銀は寄進の理由を、「大日寺造栄未終功、一郡無力之折節、旁以修造、不便」としている。一郡が無力であるので、いまだに大日寺の造営ができない。よって水田を寄進したというのである。このことから本来は、大日寺の造営は一郡で行うべきものであったことがわかる。前節でみた史料一九】でも、高野山の応其は、「惣郡」に大日寺修造のための首を仰せ付けていた。これらのことから、大日寺の修造を通じて、宇智郡が一郡という意識を持っていたことがわかる。

吉井敏幸氏は、宇智郡では平安時代初期より御霊信仰が盛んになり、宇智郡が御霊信仰を核にひとつにまとまっていたことを明らかにされている。また御霊神社は宇智郡内の村々二一カ村の村鎮守社として勧請されているが、宇智郡の郡界を越えると、御霊神社が勧請されなくなることも明らかにされておられる。⁽⁴⁾これらのことから、宇智郡が御霊信

仰、御霊神社を中心に一郡としてまとまっていたことがうかがえる。

また宇智郡は、郡外の勢力からも、一郡として把握されていた。例えば室町幕府重臣の畠山氏なども、宇智郡を一郡として把握していた。

史料二二〇

畠山政長判物⁽⁵⁰⁾

為郡衆使者、大岡参洛、誠感悦不少候、殊從惣衆中太刀一腰、金貳百疋到来今時分祝
着至候、明春者早々可令進発候之間、各堪忍肝要候、併憑入候之外、無他候、謹言

十二月十二日

政長（花押）

三ヶ殿

史料二二一

畠山ト山（尚順）判物⁽⁵¹⁾

就其方働之儀、度々注進趣、得其覚候、尤神妙候、敵未大澤小峯楯籠之由候、然者早
々伊都郡衆申談可被取懸候、此口之儀者、近明二可合戦候、委細猶林堂忠兵衛可申候、

謹言

八月廿一日

ト山（花押）

宇智郡衆中

【史料二二〇】は宇智「郡衆」が、「惣衆中」として、畠山政長に金品を贈ったことに対する政長からの礼状である。この中で政長は、宇智郡の武士を「郡衆」、「惣衆中」として把握している。畠山氏が宇智郡を一郡として把握していたことがわかる。

【史料二二一】は宇智郡の武士に、畠山ト山が出陣を命じたものである。ト山はこの文書の宛先を「宇智郡衆中」としており、宇智郡の武士をグループで把握していることがわかる。この史料からも畠山氏が、宇智郡を一郡として把握していたことがわかる。

また【史料二二三】では、ト山は、宇智郡衆に伊都郡衆と相談して攻撃するように命じている。第二節であげた【史料一四】でも、宇智郡と伊都郡の武士が緊密な関係にあることがうかがえた。これらのことから、戦国時代の宇智郡の武士と伊都郡の武士が連携して行動していたことが指摘できる。

中世後期の宇智郡には、一郡・惣郡という意識があったものと思われる。この一郡・惣郡という意識が、宇智郡に独自性・独立性を与え、惣郡一揆の成立に影響を及ぼしたものと思われる。

一郡意識をもっていた宇智郡では、文明三年（一四七一）には、国人の手により地域紛

争が解決されている。これは惣郡一揆の萌芽的状况を示すものと思われるので以下に述べる。

【史料二四】

原村百姓等連署請文⁽⁵⁰⁾

畏申上候

嶋野の山・同河事、原の地下の人々中へしちに取流申候へ共、御両人御出にてかたしけなく御口入被下候、御わび事候うへは、河与森之分与志まのへさしおき申、其外山以下事は両方たちあひに可仕由かたく御わび事候間、心意もたしかたく候間、仰随両方たちあひに催へく候、

此分今後御意に依、後日証文如件、

善道（花押）

道讚（花押）

三郎五郎（花押）

又太郎（花押）

文明三年^(一四七二) 九月十七日 原百姓等

<sup>二見殿
まきの殿</sup>御両所之御中へ

文明三年（一四七二）に宇智郡の嶋野と原という二つの村の間で、山川の權益をめぐる争論が発生した。次頁の図を見てもわかるように嶋野と原は吉野川を挟んで所在する村落である。いかにも争論の発生しそうな位置関係である。【史料二四】によると、この争論を解決したのは国人の二見氏と牧野氏である。二見氏・牧野氏はもいずれも、嶋野・原からは遠く離れた場所に本拠を持つ国人である。つまり嶋野・原いずれにとつても、利害のからまない国人が調停に乗り出しているのである。しかもこの時期に牧野氏と二見氏は、それぞれ畠山政長方と義就方に分かれて戦っていた。ところがこのような村落間争論が発生し、宇智郡という彼らの地盤がゆらぐような事態が起こった場合は、敵対していた国人は戦いをやめて、地域の平和を取り戻すための活動を起こすのである。この事件から、後年宇智郡で成立する惣郡一揆の萌芽的状况が読み取れるものと思われる。

第二節で私は、宇智郡惣郡一揆は同名中の連合体であり、宇智郡国人の同名中は遅くとも一六世紀の半ば頃には成立をしていたと思われる、との指摘を行った。一方第三節では、高野山と宇智郡との間の金融関係は、天文年間頃には成立していたことを指摘した。宇智郡惣郡一揆の形成に不可欠であった同名中、高野山との金融関係の成立がともに一六世紀半ばと考えられることから、宇智郡惣郡一揆の成立の要件が整ったのは、一六世紀の半ば

であったと思われる。

本項では、宇智郡では惣郡一揆成立以前から、宇智郡一郡という意識が存在し、それが惣郡一揆成立に影響を与えたこと。文明年間に国人たちによる地域紛争の解決が行われており、惣郡一揆の萌芽的状况が見てとれること。惣郡一揆成立の要件が整うのは、一六世紀半ばと考えられることについて述べた。

(二) 惣郡一揆の成立

前項では、宇智郡惣郡一揆の成立の前提について述べた。前項で惣郡一揆成立の要件が整うのは、一六世紀半ばとした。それでは具体的に惣郡一揆が成立するのは、いつであろうか。弘治四年（一五五八）に、惣郡一揆が成立していたのは明らかである。実はそれ以前にも惣郡一揆が成立していた可能性がある。それを示すのが、『多聞院日記』の天文一年（一五四二）三月一〇日条である。

【史料三五】

十日、備州来十三日（畠山種彦）可有入国之由一定ノ旨、先月ヨリ其沙汰之処ニ、一説二八高

野山トフモトノ一揆ト徳政事ヲ申取シキル間、御延引之由申、事実歎如何、

畠山植長が紀伊から河内入国をしようとしたところ、高野山とフモトノ一揆が徳政のことで申し取りしきっているので、河内入国は延引になったというのである。

弘治四年（一五五八）の一揆も、徳政という経済的な問題がきっかけであった。この天文一年（一五四二）の例でも一揆と高野山の間で、徳政について話し合いを行っている。前節でも述べたとおり、高野山が宇智郡に対して、高利貸し活動を開始するのは、遅くとも天文年間ころと思われる。このように考えるならば、この「フモトノ一揆」とは、宇智郡惣郡一揆であった可能性が高いのではないか。

もちろんこの「フモトノ一揆」が、伊都郡の一揆であった可能性もある。本章でも述べてきたとおり、宇智郡と伊都郡は、侍の一揆あるいは畠山氏・高野山の軍事動員を通じて密接な関係にあった。高野山としても宇智郡同様に伊都郡に対しても、高利貸し活動を行っていた。^(3,5) 宇智郡と伊都郡の状況が、当時似たような状況にあったのであれば、この一揆が宇智郡の一揆であれ、伊都郡の一揆であれ、いずれにせよ高野山の膝下では、天文年間には惣郡一揆成立が可能な状況にあったといえよう。

天文一年と弘治四年の一揆は、別々の一揆であった可能性がある。しかしながら、国人の同名中の成立と、高野山の経済力という惣郡一揆成立の条件が整うのが、天文年間ころであったのではないか。湯浅治久氏は惣国の結合の理由を危機管理のための地域防衛システムであったとされる。^(5,4) 惣国一揆が地域防衛システムであるとするならば、地域に危機が発生した時に惣郡一揆が成立する。宇智郡の場合、その危機とは飢饉であり、成立の契機が経済的要素にあった。

(三) 惣郡一揆の性格

久留島典子氏は村落内の債権者の立場にあつた百姓連判状の署判者こそが、徳政回避を望んだ者であつたとされ、彼らが国衆たちに地域の経済保証を要求したのが、宇智郡惣郡一揆であるとの見通しを述べられた。⁽⁵⁾

本章の第一節でも検討したように、二通の連判状を読む限り、百姓連判状の署判者たちは、徳政一揆を起こす側の人間であつたと思われる。郡内の債権者とは、第二節で検討した野原氏のような、国人たちであつたのではないか。

国人たちは、たとえ郡内に高野山の進出が予測されても、日損による郡内の危機と、徳政一揆の危機を回避し、郡内の政治的・経済的秩序の安定をめざさなければならなかつたのである。郡内の安定は彼らに課せられた責務であつた。そのために国人衆は「史料二」にあるように、盟約を破つたときは「儀絶」という罰則まで、お互いに課したのである。

つまり宇智郡惣郡一揆の主体は、地侍ではなく、国人衆であつたといえよう。但し、久留島氏が注目されたような地侍の存在は軽視すべきではない。彼らが同名中の枠を越えて、一揆を形成し、徳政一揆を引き起こそうとしたことが、高野山の宇智郡への進出のひとつのきっかけとなつたのである。

ちなみに宇智郡に惣郡一揆のような体制の成立・維持が不可能となるのは、天正一三年(一五八五)の、豊臣氏による和泉・大和・紀伊領国化の時点と考えている。⁽⁶⁾

本節で述べたことをまとめると、次のようになる。中世後期の宇智郡には、一郡・惣郡という意識が存在した。この一郡・惣郡という意識が、独自性・独立性を与え、惣郡一揆の成立に影響を及ぼしたと思われる。

惣郡一揆の成立に不可欠であつた、国人の同名中と、高野山と宇智郡との間の金融関係は、遅くとも天文年間には成立していたものと推測される。宇智郡惣郡一揆の成立のきっかけは、飢饉という地域の危機であつた。

宇智郡惣郡一揆の主体は、久留島氏がその可能性を指摘された地侍と考えるよりは、国人衆と考えるのが妥当ではなからうか。

おわりに

本章では、戦国期大和国宇智郡に存在した惣郡一揆を対象に、考察を進めてきた。中世

後期の宇智郡には、一郡・惣郡という意識が存在した。この意識が惣郡一揆の成立に影響を及ぼしたものと思われる。惣郡一揆成立の際、審判した国人は、同名中の惣領であった。同名中は宇智郡国人の支配組織であった。同名中の連合体が惣郡一揆であった。惣郡一揆と宇智郡には、地域権力である高野山が深く関わっていた。経済的危機に陥った宇智郡の維持のためには、高野山の経済力がぜひとも必要であった。しかし宇智郡にとって、郡内に高野山の経済力を呼び込むことは、高野山による宇智郡支配をも呼び込むものであった。そういう意味では、宇智郡惣郡一揆の成立は、宇智郡に高野山の支配を呼び込むきっかけとなったともいえる。

宇智郡惣郡一揆は、天文十一年（一五四二）頃に成立しているか、成立できうるような状況にあったものと思われる。これは高野山がその膝下地域との間に金融関係があったこと及び、惣郡一揆の基本単位となるべき同名中が成立していたことから推測される。宇智郡惣郡一揆の完全な解体は、おそらく天正十三年（一五八五）であったものと思われる。

また宇智郡惣郡一揆の目的とされる地域の経済保証を求めていたのは、従来その可能性が指摘されてきたような地侍ではなく、国人衆であったものと思われる。国人衆には、地域の秩序を守るという責務が課せられていたのである。だからこそ国人衆は、盟約を破ったときは、「儀絶」するという罰則を、お互いに課したのである。

本章では、惣郡一揆と地域権力としての地方寺院との関係をとりあげてみた。高野山は経済的な問題をきっかけに、宇智郡の支配に乗り出す。そしてその大きな原因となったのが惣郡一揆であった。

従来、地域権力同士の経済的な問題は、それほど取り上げられていなかったように思われる。本章で述べたような、高利貸し活動を行うような地方寺院と惣郡一揆との関係は、重視すべき問題であると考える。このような関係は、根来寺と雑賀一揆との間で、また根来寺や槇尾山施福寺と和泉国惣郡一揆との間でも想定できる可能性もある。このような地域権力同士の経済を軸にした関係は、戦国期畿内近国の地域社会や地域支配を、より明らかにする要素となりえるのではないか。

注

(1) これらの研究については、必要に応じてふれることにする。

(2) 第二章「戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立」。

- (3) 前掲注(2)拙稿。
- (4) 久留島典子氏『一揆と戦国大名』(講談社、二〇〇一年)。
- (5) 三箇弘毅氏所蔵文書。なお史料一・二の文書名については、市立五條文化博物館『五條の歴史と文化』(一九九五年)によった。
- (6) 三箇弘毅氏所蔵文書。
- (7) 前掲注(2)拙稿では、御公事足を百姓・地下人とした。その後、湯浅治久氏から、「御公事足」とは、年貢のことをさすのではないかとの、「ご指摘をいただいた。「御公事足」が百姓をさすのか、年貢をさすのか、あるいはその両方をさすのかは、私の力不足により明らかにすることはできない。よって本章では一応、百姓・年貢としておく。
- (8) 前掲注(2)拙稿。
- (9) 前掲注(4)久留島氏著書。
- (10) 池上裕子氏「戦国期の一揆」(東京大学出版会『一揆』2、一九八一年)。
- (11) 湯浅治久氏『惣国一揆』と『侍身分論』(『歴史評論』五三三、一九九三年)。
- (12) 長谷川裕子氏「戦国期における土豪同名中の成立過程とその機能」(『歴史評論』六二四、二〇〇二年)。
- (13) 以下、『雑事記』と略す。
- (14) 五條市史編集委員会編『新修五條市史 史料編』(一九八七年)所収、岡松知廣氏所蔵文書。なお『新修五條市史 史料編』所収の史料の史料名、年代比定は『新修五條市史 史料編』に従った。
- (15) 『新修五條市史 史料編』所収、岡松知廣氏所蔵文書。
- (16) 西山克氏「戦国大名北畠氏の権力構造」(『史林』六二二、一九七九年)によれば、戦国期大和国宇陀郡では、土地の売買には領主の承認が必要であった。この野原氏の例も、西山氏が明らかにされた宇陀郡の例と同様のものと思われる。
- (17) 『新修五條市史 史料編』所収、犬飼正氏所蔵文書。
- (18) 遊佐就盛については、弓倉弘年氏「室町時代紀伊国守護・守護代に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七、一九九〇年)、小谷利明氏「戦国期の守護家と守護代家」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』三、一九九二年)がくわしい。
- (19) 『新修五條市史 史料編』所収、犬飼正氏所蔵文書。
- (20) 『新修五條市史 史料編』所収、大日寺文書。

- (21) 湯浅治久氏「革嶋氏の所領と二訓郡一揆」、『駿台史学』七七、一九八九年)では、革嶋氏惣領が、同族外部への土地の流出を防ぐ行動をとることが、明らかにされている。ここであげた二見氏の事例も、革嶋氏の場合と同様のものと思われる。
- (22) 生蓮寺所蔵。
- (23) 『新修五條市史 史料編』所収、桜井藤太氏所蔵文書。
- (24) 侍については、後述する。
- (25) 『新修五條市史 史料編』所収、古澤準司氏所蔵文書。
- (26) 長谷川裕子氏前掲注(12)論文。
- (27) 『新修五條市史 史料編』所収、古澤準司氏所蔵文書。
- (28) 西村幸信氏「中近世移行期における侍衆と在地構造の転換」、『ヒストリア』一五三、一九九六年)。
- (29) 『新修五條市史 史料編』所収、古澤準司氏所蔵文書。
- (30) 池上裕子氏前掲注(10)論文。
- (31) 藤田達生氏は、「村の侍と兵農分離」、『人民の歴史学』一三三・一三四、一九九七年)において、伊賀惣国一揆の侍成に関する史料である「伊賀惣国一揆掟書」の年代比定を行われた。藤田氏は掟書の制定を、永禄二二年一月とされる。史料一四【は、永禄二一年九月のものである。このことから伊賀惣国の侍成と、坂合部同名中の同名成は、ほぼ同時期であることがわかる。そうしたことから、史料一四【は興味深い史料といえよう。
- (32) 惣国一揆が同名中の連合体であるという指摘は、長谷川裕子氏前掲注(12)論文においてもなされている。
- (33) 第二部第一章「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」。
- (34) 『阿波国徴古雑抄二』所収、高野山興山寺古文書。
- (35) 『新修五條市史 史料編』所収、恵光院文書。
- (36) 『新修五條市史 史料編』所収、続宝簡集。
- (37) 『新修五條市史 史料編』所収、岡松知廣氏所蔵文書。
- (38) 『新修五條市史 史料編』所収、下村重義氏所蔵文書。
- (39) 『新修五條市史 史料編』所収、大日寺所蔵文書。
- (40) 伊藤正敏氏より「谷」が、特定の谷をさしているのではないかとのご教示を得た。ここに記して、謝意を表する。

- (41) 岩倉哲夫氏「織田信長の高野山攻め」、『南紀徳川氏研究』七、二〇〇一年)。
- (42) 第四部第四章「中世国人の近世への展開」。
- (43) 『新修五條市史 史料編』では、表野氏が高野山西方院の家門であったと記述されている。
- (44) 『新修五條市史 史料編』所収、犬飼正氏所蔵文書。
- (45) 伊藤正敏氏『中世の寺社勢力と境内都市』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (46) 山陰加春夫氏「蓮上院頼暹とその生家」、『密教文化』一五五、一九八六年)。同氏「金剛峰寺衆徒とその生家」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、一九八八年)。
- (47) 藤田達生氏は、「大間検地と中世売券」(文部省科学研究費報告書、研究代表者本多隆成氏『中・近世移行期の西国と東国における検地と村落に関する比較研究』、一九九八年)において、根来寺と泉南地域の事例を検討しておられる。そこで藤田氏は、天文末年から永禄初年にかけて、根来寺勢力は拡大し、岸和田までの泉南地域をほぼ掌握するようになったこと、また泉南の土豪中家と根来寺成真院が、きわめて緊密な関係にあり、中家の発展は根来寺勢力の拡大過程に照応するといふことを、明らかにされている。本章で述べた高野山と二見氏の事例も、藤田氏が明らかにされた根来寺と中家、あるいは泉南地域の状況に相通じるものと考えられる。
- (48) 『新修五條市史 史料編』所収、大日寺所蔵文書。
- (49) 「中世における地方寺院の研究」(元興寺文化財研究所『中世大和国寺院に関する調査研究』、二〇〇一年)。
- (50) 三箇弘毅氏所蔵文書。
- (51) 三箇弘毅氏所蔵文書。三箇氏所蔵の中世文書については、小谷利明氏「宇智郡衆と畠山政長・尚順」、『奈良歴史研究』五九、二〇〇三年)がくわしい。
- (52) 『新修五條市史 史料編』所収、坂之上夏蔵氏所蔵文書。久留島典子氏「戦国近世初期における大和宇智郡の国衆と村落」(勝俣鎮夫氏編『寺院・検断・徳政』、二〇〇四年)において、二見・牧野氏契状と誤った文書名を付したことに對するご指摘をいただいた。文書名を訂正しておく。
- (53) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 中世史料一』(一九七五年)所収、西光寺文書には、伊都郡柏原村が天文年間から天正末年までの高野山から借錢を行

つていたことを示す史料が、多数収録されている。

(54) 前掲注(11)、湯浅氏論文。

(55) 前掲注(4)久留島氏著書。

(56) 前掲注(31)藤田氏論文でも、秀吉は、天正一三年に畿内近国の一揆勢力を一掃しようとしたとされている。この藤田氏の説は、首肯できるものであると考えている。

第四部 近世への展望

第一章 忍海の郷をめぐって

近世の郷と中世国人の郷

はじめに

奈良県の旧忍海郡では、水郷、山郷、宮郷、墓郷などの郷が存在した。このうち水郷については野崎清孝氏⁽¹⁾、六條香子氏⁽²⁾、土平博氏⁽³⁾らによる詳細な研究がある。山郷については、野崎清孝氏が触れておられる⁽⁴⁾。宮郷に関しては、野崎清孝氏⁽⁵⁾、および『改訂新庄町史 本編』⁽⁶⁾で触れられている。墓郷については野崎清孝氏の研究⁽⁷⁾、および国立歴史民俗博物館の調査報告⁽⁸⁾による詳細な研究がある。

このうち宮郷については、『改訂新庄町史 本編』の説が概ね通説となっているようである。この説については、くわしくは後述するが、再検討を要するものである。

また墓郷については、野崎清孝氏による国人の勢力範囲である「郷」と墓郷の関係を述べられた研究がある⁽⁹⁾。この野崎説も、忍海郡の墓郷に関するかぎり、再検討の余地が残されているように思われる。

本章では、忍海郡に存在した郷のうち、宮郷と墓郷について、従来の説を再検討することを目的としたい。

一 宮郷

忍海郡で形成された笛吹大明神（現葛木坐火雷神社）の宮郷は、近世を通じて存在したことが確認できる。但しその所属する村落は、近世期の間で変遷があった。本節では宮郷に所属する村落の異同と、その要因について、若干の考察を行う。

(一) 笛吹大明神宮郷

近世の忍海郡では、笛吹大明神（現葛木坐火雷神社）の宮郷が形成されていた。貞享三年（一六八六）段階で、宮郷を構成していた村落名が、葛木坐火雷神社文書 1 13⁽¹⁰⁾より判明する。1 13を以下に掲げる。

【史料一】

笛吹明神能仕候高書覚

- 一 高百貳拾七石八斗三升七合 笛吹村
 - 一 高七拾六石九斗九升 馬場村
 - 一 高八拾貳石三斗五升 山口村
 - 一 高百貳拾三石七斗六升三合 梅室村
 - 一 高百八拾貳石七升五合 平岡村
 - 一 高貳百六拾八石九斗九升 東辻村
 - 一 高三百四拾五石六斗四升五合 北十三村
 - 一 高百貳拾四石五斗六升貳合 今城村
- 御領分

ノ千三百三拾貳石貳斗貳升壹合

- 一 高四百六石五斗 林堂村
- 一 高四百拾壹石壹斗貳升 薑村

甲府様御下

- ノ八百拾七石六斗貳升
- 一 高貳百六拾貳石貳斗九升三合 藤井村
- 一 高四拾貳石三斗三升 正道寺村

森本惣兵衛様御代官所

- ノ三百四石六斗貳升三合
- 一 高四百六拾壹石七斗八升五合 忍海村
- 一 高六百參拾壹石四斗八升 南花内村
- 一 高三百八拾三石六斗壹升 脇田村
- 一 高三百拾七石四斗七升九合 西辻村
- 一 高貳百七石壹斗八升 山田村

水野長門様御下

- ノ貳千壹石五斗三升四合
- 惣高四千四百五拾五石九斗九升八合

右之村々笛吹山大明神氏子^三御座候間御造宮并宮遷雨乞等之入用銀右之村々高掛^リ
出し申し候御事

一 四拾年己前亥ノ年雨乞能仕候、其時分八本多内記様御代^三御座候ゆへ御断^{為替}申候へ八

御同心衆為押之被下候、

一 拾八年以前西ノ年宮遷雨乞雨日能仕候、右同断

一 右之能場八字嶋山之内^三仕候、御年貢八南都三田二良右衛門様へ上納仕候、此山^八

明神付^二御座候、御領分^八笛吹村・馬場村式ヶ村之領分^三御座候、

一 今度宮之上葺仕候^二宮遷之能并雨乞未進之能^二日仕度由惣郷中・願申候御事

右之通少も相違無御座候、以上

貞享三年^(一六八六)

寅ノ壬三月

【史料一】は、笛吹大明神の宮郷に所属する村々から代官にあてて、宮の屋根の上葺、遷宮の費用の捻出、及び雨乞いのための能の開催を願い出たものである。この史料の冒頭に、宮郷に所属する村の名と、村高、領主が記されている。このため貞享三年(一六八六)三月段階で、笛吹大明神の宮郷に所属していた村々が判明する。

貞享三年段階で、笛吹大明神の宮郷に所属していた村は、笛吹村・馬場村・山口村・梅室村・平岡村・東辻村・北十三村・今城村・林堂村・臺村・藤井村(葛下郡)・正道寺村(葛下郡)・忍海村・南花内村・脇田村・西辻村・山田村の一七ヶ村であることがわかる。四〇年前(正保四年)にも雨乞いの能が開催されたことが、史料中に記されているので、正保四年(一六四七)という、近世でもかなり早い時期に笛吹大明神の宮郷が存在したことが推測される。

忍海郡には宮郷のほか、墓郷、水郷、山郷などの郷の存在が知られている⁽¹²⁾。これらの郷のうち、一七ヶ村が所属する宮郷は最大の郷である。忍海郡に所在する村々のほとんどが所属しており⁽¹³⁾、忍海郡の郷の中で、基本的、根本的な郷であったことが推測できる。

(二) 慶応四年段階での笛吹大明神宮郷所属の村落

貞享三年(一六八六)段階で、葛下郡の二ヶ村を含む、一七ヶ村が笛吹大明神宮郷に所属していた。この構成村落が、幕末維新期の慶応四年(一八六八)段階には、変更されていたことがわかる史料がある。葛木坐火雷神社文書¹ 15である。まず¹ 15を掲げる。

【史料二】

廻章 宮本」

春暖相催候処、弥々各々様御壮栄之段奉珍賀候、然者今般皇国復古御改革并神祇道御改正且御守衛方之儀二付、從吉田殿別紙奉入御覽二通御家老回頭国懸二頭之御下状二而被相達、依之神主伊豫殿来ル廿一日・上京被致候二付、参会等茂可仕筈候得共、諸色高直之時節柄二度々参会仕候而者、却而費等茂相掛リ候故、何れ京都相濟帰国被致候上者、二度一度二参会可仕心底二御座候間、此段左様思召可被下候、尤右二付大村小村二不抱一ヶ村二金巻歩一朱宛村々・御出金被下度、此段宜敷御頼奉申上候、早々、以上

慶応四年（一八六八） 宮本

辰三月十八日認 笛吹村（印）

金幣御相渡置候
馬場村（印）

脇田村（印）（右様）
右者番ヤ村ニ付金貳朱宛都合
金貳兩之浦モリニ而当村分金
貳朱相渡入

東辻村（印）

北十三村（印）

北今城村（印）

薑村（印）

北新町村（印）

南花内村（印）

忍海村（印）

西辻村（印）

林堂村右之通御使之人ニ
貳朱相渡し申候（印）

山田村（印）

平岡村

山口村

梅室村

右次第不同御免ん可被下候、

一御出金被下候ハ、御村名之下江書認し印形被成置被下度、訳而此段奉頼上候、以上

宮郷村々

御役人中様

この史料には、笛吹大明神の神主持田篤延が、唯一神道（吉田神道）の宗家吉田家からの命令により、皇国復古改革（王政復古）、神祇道改正、守衛のため、三月二一日から上京することになり、宮郷村々で、一ヶ村につき、一步一朱負担することになったことが記されている。

そしてこのような内容の廻文が、宮本の笛吹村・馬場村から、宮郷の村々へ回覧されているのである。

それはさておき、この史料には、宮本二ヶ村から回覧をされた村々の名が記されており、慶応四年段階で、宮本を含む宮郷を構成していた村がわかる。村名を列記すると、笛吹村・馬場村・脇田村・東辻村・北十三村・北今城村・薑村・北新町村・南花内村・忍海村・西辻村・林堂村・山田村・平岡村・山口村・梅室村の一六ヶ村である。

これらの村々のうち、貞享三年（一六八六）段階から、異同がみられる村がある。北新町村が新たに加わり、葛下郡の藤井村と正道寺村の名が消えている。また今城村が北今城村と表記されている。

今城村が北今城村へと表記が変更されている理由は不明である。⁽¹⁴⁾北新町村は、もともと南花内村の出郷であったが、幕末に南花内村から独立したものである。⁽¹⁵⁾よってこの廻文では、北新町村は、新たに宮郷を構成する村の一つとして、登場しているのである。では葛下郡に属する藤井村と正道寺村は、なぜ笛吹大明神の宮郷からその名が消えたのであろうか。次項で、このことについて検討してみる。

(三) 藤井村・正道寺村

元来、笛吹大明神は忍海郡の惣社である。よってその宮郷は、忍海郡の村々で構成されるのが、自然である。しかしながら貞享三年（一六八六）段階では、葛下郡の藤井村と正道寺村は笛吹大明神の宮郷に所属する村であった。藤井村と正道寺村は、忍海郡と葛下郡の郡境に位置している。このため、この二ヶ村は、地理的な関係から、忍海郡惣社の笛吹大明神の宮郷に加入したのかもしれない。あるいは後述する墓郷のあり方に関係があるのかもしれない。⁽¹⁶⁾いずれにせよこの二ヶ村が笛吹大明神の宮郷に加入した理由については、不明といわざるを得ず、後考を俟ちたい。

その後、藤井村と正道寺村は、前掲史料1 15にその村名を現さないことから、おそ

くとも慶応四年（一八六八）段階までに、笛吹大明神の宮郷を離脱していたものと考えられる。

では、笛吹大明神の宮郷を離脱した後、藤井村と正道寺村はどうなったのであろうか。大変興味深い史料が、『改訂新庄町史 史料編』に収録されている。『改訂新庄町史 史料編』の編者によつて、「郷宮神祭に付請書控」と名づけられた史料である。以下に掲げてみる。

【史料三】

奉差上御請書

葛下郡

新庄村

弁之庄村

中戸村

道穂村

西室村

一右村々氏神八幡之儀^者御他領同郡藤井村、正道寺村、桑海村、北花内村都合九ヶ村郷宮^{二而}、則北花内村領三才山^三御鎮座御座候処、毎年六月^并九月兩度神事御座候処、

一近年若輩之もの共多人数打寄夜^二入候^{八者}酒興乘シ喧嘩口論等折々御座候段、御廻り先

^{二而}御役人衆御聞^二達シ有之、殊^二先達^而於新庄村^二太神宮^江夜献上^三付喧嘩口論有之、村方

多分失却相掛り候趣旁此上前文祭礼^三付、郷宮之儀自然難^二洪可相成儀^三付、是迄神事之

次第今般村役人組頭御召出シ御糺之上、別紙御書付帳面通相守、一組限り印形取之聊

重頭無之之様相慎、猶御地頭村方之もの^江も重頭無之取斗ひ無之様可仕旨、村役人組

頭^者勿論小前末々家内人之もの迄も申置急度相守可申旨、万一相背候もの有之候^{八者}組

頭より取調村役人^江申出、早速御役所様^江申上候、若等閑^二相心得候得^者、村役人組頭可

為不念間、此段相心得可申旨被仰渡、重々恐入奉畏候、依之村々役人^并組頭惣代、小

前惣代共連印御請書奉差上候、以上

小前惣代

組頭惣代

年寄

善右衛門

同断

弥右衛門

同断

孫右衛門

庄屋

市郎兵衛

高取

文政八年九月^(八三五)

御役所様

この史料は、三才山八幡宮（現諸鍬神社）の祭礼の節、新庄村太神宮への夜献上の順番などをめぐり、若輩の者たちの喧嘩口論がたえないので、今後は書付帳面の旨を守り、喧嘩口論をしないことを誓約し、幕府（預り大名である植村藩の役所）に提出した請書の控である。

この史料は、三才山八幡宮の氏子のうちの五ヶ村、つまり新庄村・弁之庄村・中戸村・道穂村・西室村によって作成されたものである。この史料の冒頭に、「右村々氏神八幡之儀者御他領同郡藤井村、正道寺村、桑海村、北花内村都合九ヶ村郷宮二而、則北花内村領三才山二御鎮座御座候」と記されている。つまり今回請書を提出した五ヶ村のほか、四ヶ村をあわせて、九ヶ村で三才山八幡宮の宮郷を構成していることがわかる。そしてその四ヶ村のうちに、藤井村と正道寺村の名が記されているのである。このことから、文政八年（一八二五）九月段階で、藤井村と正道寺村が三才山八幡宮の宮郷の所属となっていることがわかる。

これまで史料を検討してきた結果、貞享三年（一六八六）段階で笛吹大明神の宮郷の構成村落であった藤井村と正道寺村は、貞享三年以降のある時期に、笛吹大明神の宮郷を離脱し、文政八年（一八二五）九月以前に三才山八幡宮の宮郷の構成村落となったことがわかる。

このように藤井村と正道寺村は、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷の構成村落となったことが、明らかになった。

（四）宮郷異同の理由

本項では、藤井村と正道寺村が笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷の構成村落となった理由を検討する。まず『改訂新庄町史 史料編』に収録されている「博西神社修覆勸化許可願状案」という史料を掲げてみる。

【史料四】

乍恐以書附を御願奉申上候

一 桑山縫殿御知行所当国葛下郡布施郷惣社寺口村博仁資大明神境内式町四方之社地_三
御座候処、往古より氏子邑廿四ヶ邑_三有之候処、凡八百年程以前_三此内十四ヶ村村々_江思々_三宮ヲ引分ケ勸請申候と聞伝へ候、其後十箇村_三御座候処、尚又此儀も百年

以前新庄邑^二桑山美作守殿と申御地頭有之候、十ヶ邑之内八ヶ村迄^ハ其御地頭御領分之御百姓故自分^三下^{（オカ）}山と申処へ八幡宮ヲ勸請被成殿之御權威ヲ以其害之氏子^三無是非御附被成候義^三御座候、去ル 博仁資大明神先年より之氏子^ハ大屋村、寺口村此式ヶ村^三漸竈百四十軒斗之氏子^三相成り候^テ有之候故、其後明神之修覆等も難相成、段々大破^三及尙又大明神本地護摩堂御座候処、此義も右氏子両度^三相分れ候^二付、一向修造も不行届次第^二破損^三及候、大切成ル社堂ヶ様^三大破^三及候義ヲ早晚迄も打捨置候義も何とも無勿体御事嘆ヶ鋪氣之毒千万^三奉存候得とも、何分氏子等^ハ右之通^三相成り、残り之氏子此節別^而困窮之時節^三御座候テ自力^三修造等不相叶、甚々以難義仕候、依之乍恐御願奉申上候、何卒社堂再建と被為思召付^三当一國式ヶ年之間、村々^江致巡行候様^三勸化御免被為成下候得^而社堂再建仕広大之御慈悲千万難有仕合^三可奉存候、以上

安永何年

何月何日

この史料は博西大明神社堂の再建のため、大和国内での勸化の巡行を願い出たときのものである。この史料には、博西大明神は、もともとは布施郷二四ヶ村の惣社であったが、一〇〇年前に桑山美作守（一尹）が、自分の領地の村々を「殿之御權威ヲ以」って、三才山八幡宮の氏子としたために、博西大明神の氏子のうち、八ヶ村が博西大明神の氏子を離れ、三才山八幡宮の氏子となったことが記されている。藤井村と正道寺村は、ともに桑山氏の領地であった。とするならば、この二ヶ村が、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷の構成村落となったのは、領主桑山氏の意向によるものと考えるのが自然である。

事実、『改訂新庄町史 本編』では、天和元年（一六八一）に、藤井村・正道寺村ほか八ヶ村が、博西神社（博西大明神）から切り離されて、あらたに諸鍬神社（三才山八幡宮）の氏子に付けられたとしている。ところがこの説には、二つの誤りがある。一つめは本節でも述べてきたとおり、本来、藤井村と正道寺村は、博西大明神の宮郷に所属する村ではなく、笛吹大明神の宮郷に所属する村である。二つめは、天和元年段階でこの二ヶ村は、三才山八幡宮の宮郷には、いまだ所属しておらず、笛吹大明神の宮郷に所属している、という点である。この二点から、藤井村と正道寺村が領主桑山氏の意向によって、三才山八幡宮の氏子となったという説は、再考の余地があるといえよう。

ちなみに、三才山八幡宮は桑山氏の氏神であり、桑山氏が慶長六年（一六〇一）に紀州

和歌山から転封してきたときに、桑山氏が持ち込んだ神社である。⁽¹⁷⁾ 新庄藩第四代藩主桑山一尹は、弁之庄村に所在していた氏神の八幡宮を、三才山に移転させた。この移転の理由を『改訂新庄町史 本編』では不明としているが、移転の理由は上井久義氏が明らかにされたように、他地域から移住した桑山氏が飯豊天皇陵（三才山）という聖地に、自らの氏神を移入し、聖地の再編成を企てたものと思われる。⁽¹⁸⁾

さて桑山氏は、徳川家綱の法会のさい公卿に失礼・不敬があったという理由で、天和二年（一六八二）に改易となった。時の藩主は、第四代藩主一尹であった。⁽¹⁹⁾ ちなみに、藤井村と正道寺村は、【史料一】にみられるとおり、桑山氏改易後の貞享三年（一六八六）段階で、笛吹大明神の宮郷に所属していることが明らかたため、新庄藩主桑山氏の意向で、この二ヶ村が三才山八幡宮の氏子となったとする。『改訂新庄町史 本編』の説が成り立たないことは、明らかである。

では、いかなる理由で藤井村と正道寺村は、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷に所属するようになったのであろうか。

それにはやはり桑山氏の存在が関係しているものと思われる。領主桑山氏の氏神であり、飯豊天皇陵の上に存在した三才山八幡宮は、桑山氏の権威の象徴であったことは、想像に難くない。

桑山氏にとって重要な位置をしめていた三才山八幡宮は、桑山氏から手厚い保護を受け、経済的にも供田などの寄進を受けていたものと推測される。ところが桑山氏の改易以後、桑山氏からの保護がなくなり、当然、三才山八幡宮はその経営が苦しくなったものと思われる。

その時、三才山八幡宮がとった手段が、旧桑山家領の村々を、自らの氏子に編成し、氏子を神社経営の母体とする、ということであったのではなからうか。その結果、藤井村と正道寺村は、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷に所属するようになったのではないか。そしてその時期については、安永年間（一七七二―八一）に記された【史料四】に、「百年以前」とされていることから、天和二年（一六八二）の桑山氏改易の時期と、さほど隔たらない時期であったものと思われる。

藤井村と正道寺村が、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷に所属した理由は、桑山氏の影響を受けたものであった。しかしそれは、従来いわれてきたような、領主権力の意向をダイレクトに受けたものではなく、桑山氏の改易により、危機に陥った三才山八幡宮が、その危機を乗り切るために氏子を再編成したことによるものであったとする

のが、妥当なものと思われる。

本節で述べたことをまとめてみる。笛吹大明神の宮郷は近世期を通じて、その存在が確認でき、忍海郡の基本的・根本的な郷であった。その構成村落の中には、葛下郡の藤井村・正道寺村もみられた。しかしこの二ヶ村は、近世のある時期に、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷に所属するようになった。このことについては、従来いわれてきたような領主権力の影響を直接にうけたものではなく、領主の改易が原因であった。

二 墓郷

忍海郡には前節で述べた宮郷のほか、墓郷も存在する。平岡極楽寺墓地（平岡墓）を墓所とする墓郷である。野崎清孝氏の研究によれば、⁽²⁾その構成大字は、山口・梅室・笛吹・平岡・山田・南藤井・林堂・西辻・脇田・忍海・南花内・新町・正道寺の一三地区である。

これを近世村に対応させれば、笛吹は笛吹村と馬場村の二ヶ村になり、南藤井は藤井村、新町は北新町村となる。つまり近世村落としては、一四ヶ村で構成されていることになる。地域的には、葛城川以西の忍海郡の村々を中心に、葛下郡の藤井村・正道寺村により構成されている。

墓郷は忍海郡では、宮郷について大きな郷である。本節では、野崎清孝氏の大和の郷に対する説を検討しつつ、忍海郡の墓郷に対する若干の考察を行うことにしたい。

(一) 野崎説の再検討

野崎氏は奈良盆地における墓郷について、以下のようにされている。⁽²⁾水郷・山郷・宮郷の範囲と墓郷集団との地域的關係をみると、水郷・山郷・宮郷と墓郷の地域的範囲がほぼ一致しているタイプと両者が齟齬しているタイプに区分でき、前者は従前の歴史的地域を継承した各集団の累積する古くからの枠組であると考えられる。しかしながらこのタイプの中には後者から変成されたいわば擬装であるものがあり、平岡墓（平岡極楽寺墓）の場合がそれにあたる。

さらに野崎氏は、平岡墓（平岡極楽寺墓）について、次のようにされる。⁽²⁾墓郷集団の枠組の中には中世後期、奈良盆地に割拠した衆徒・国民の勢力範囲の遺構であるものを含

む。中世になると忍海は次第に興福寺国民である布施氏の支配するところとなり、布施郷二八ヶ村の一部となる。そして『大乘院寺社雑事記』の文明一四年（一四八二）一〇月四日条に、「布施郷 藤井庄、布施郷 正道寺」と記載されていることを、忍海郡が布施郷の一部であるという証左とされている。

野崎氏は、忍海平岡極楽寺墓の墓郷は、一見歴史的地域を継承した古くからの枠組であるように見えるがそうではなく、中世国人布施氏の勢力範囲である布施郷と重なり、墓郷＝布施郷であるとされる。

この野崎説に対し、千田嘉博氏は次のような批判をされている。まず極楽寺墓地は布施氏の居館など布施郷の中核を構成した地区の墓地を含まず、旧忍海郡にほぼ対応していること。布施氏自身の墓も極楽寺墓には存在せず、旧葛下郡大屋村の慶雲寺に伝わる⁽²⁾⁽³⁾こと。中世の布施郷の郷社は寺口村の博西神社（博西大明神）であり、忍海郷の郷社は笛吹神社（笛吹大明神）であること⁽²⁾⁽⁴⁾。これらのことから、戦国期の国人郷と墓郷をイコールの関係で考えることは間違っており、戦国期の国人郷が現代につづく墓郷形成の枠組みをそのまま継承したという評価は成り立たないとされる。

私も千田氏の説は首肯できるものと考える。また野崎氏は、寺口墓は現在は寺口と大屋の二村の小郷墓であるが、かつては周辺の村を含む郷墓であったと考えられるとされた上で、一節でとりあげた【史料四】を掲げられ、寺口と大屋の二村の氏神である博西神社がもともと二四村を含む宮郷を形成していたが、年を追って次第に縮小していった過程と軌を一にすると考えられるとされた⁽²⁾⁽⁵⁾。ここで野崎氏は、自説に矛盾をおこされている。野崎氏は極楽寺墓の墓郷が、布施郷とイコールであるとしながら、寺口墓を布施郷の郷墓であるとされるのである。野崎氏のいうとおりだとすると、布施郷にはふたつの郷墓が存在することになる。また博西大明神が布施郷二四村の宮郷を形成しており、その村々の中に忍海郡の村々が含まれるのであれば、笛吹大明神の宮郷の存在も説明がつかなくなる。

ちなみに布施氏の氏寺は、葛下郡寺口村に所在する置恩寺であり、千田氏も指摘されるとおり、布施氏の墓は葛下郡大屋村の慶雲寺に所在する。ここでは布施氏と極楽寺の関係は見えてこない。また布施氏の氏神は、博西大明神であり、笛吹大明神と布施氏との関係も見えてこない。

また野崎氏が忍海郡が布施郷であることの証左として掲げられた、『大乘院寺社雑事記』文明一四年（一四八二）一〇月四日条の「布施郷 藤井庄、布施郷 正道寺」に記載され

る藤井庄と正道寺は、葛下郡に所在し、忍海郡には所在しない。よってこの『大乘院寺社雑事記』の記事をもってして、忍海郡が布施郷の一部であるという説は成り立たない。野崎氏が証左とされた『大乘院寺社雑事記』文明一四年（一四八二）一〇月四日条を掲げ、さらに検討をしてみる。

【史料五】

一七堂灯油事、巨細通目代注進之、近日自学侶如此違乱、未進庄々催促事八、不及是非而為目代不闕如様二可沙汰旨、及問答云々、小目代徳分以下銭成庄々事、色々及沙汰了

七堂灯油庄々事文明十四年注、十三年分事也、

布施郷越智方

今井庄 本油二石三斗一升五合去年五斗三升納之、

布施郷

雑公事錢六百文在之、寺侍給之

池上庄 本、二斗二升去年六升納之、

越智郷

槻本庄 本、一石一斗七升 去年六斗納之

雑公事錢九百文在之、寺侍給之

西興田庄 本、三斗 去年一斗六升八合納之

西宮庄 本、五斗三升 去年三斗三升七合五勺納之

筒井郷

安堵庄 本、三斗一升五合 近年堤方全無沙汰

布施郷

藤井庄 本、二升五合 近年下與次全無沙汰

筒井郷

北一夜松庄 本、二斗七升 近年知足坊全無沙汰也

立野庄 本、二斗一升八合 去年一斗納之

布施郷

正道寺 本、一升五合 去年納之

布施郷

瓦口庄 本、二升五合 近年全無沙汰

以上十一ヶ所七堂御油料所也、現帳分

合五石三斗九升九合歟

文明十四年 壬寅 八月十五日

学侶二披露分也

この史料には、興福寺の七堂の灯油料の未進があり、未進分の催促の問答を通目代が行ったことが記されている。そのうえで、灯油料所の庄園が列記されている。この列記され

た庄園のうち、布施郷と肩書きされているのは、今井庄・池上庄・藤井庄・正道寺・瓦口庄の五ヶ所である。このうち藤井庄と正道寺については、前述したとおり葛下郡に所在している。残りの三ヶ所について、その所在地を比定してみる。

まず今井庄であるが、現在の葛城市笛堂から新町あたりに比定されている。⁽²⁶⁾ 郡でいえば、葛下郡と忍海郡の境界付近にまたがって所在することになる。次に池上庄であるが、大和高田市曾大根から葛城市柿本、笛堂、中戸、大屋あたりに比定されている。⁽²⁷⁾ 郡でいえば葛下郡に所在することになる。最後に瓦口庄であるが、現在の香芝市に瓦口という大字があり、⁽²⁸⁾ あるいはそのあたりに比定されるのかもしれない。もしそうであるならば、瓦口庄も葛下郡に所在することになる。

『大乘院寺社雑事記』文明一四年一〇月四日条で、布施郷と肩書きをされた五つの庄園は、基本的に葛下郡に所在している。この記事の検討の結果からも、忍海郡が布施郷に属するという野崎説は成り立たないことになる。

さらに忍海郡の一部が越智郷に所属することを示す史料があるので、掲げてみる。

【史料六】

一 越智郷段銭収分在所

(中略)

布施乃
畠井庄 三町一段三百歩

同領
薑郷 五町一反
但此庄反錢無之反米斗納也

(中略)

田中乃
南喜殿庄 四十六町六反大
近年蔵付マアテ占

林堂庄 四町五段

柳原庄 九町三段

南奥田庄三町五段

(下略)

この史料は、『改訂新庄町史 史料編』に収録されている『春日大社文書』であり、同町史の編者により「越智郷段銭収納算用状」と名づけられている史料である。この史料の中に、忍海郡の地名が数ヶ所見られる。

薑郷であるが、現在の葛城市薑から御所市東辻、今城、北十三あたりに比定されている。⁽²⁹⁾

この地域はいずれも忍海郡に属している。林堂庄は『三箇院家抄』に「林堂庄忍海郡 寺門反録四十五段」と記され、忍海郡に所在することが明らかである。おそらく現在の葛城市林堂付近に比定されるものと思われる。柳原庄も『三箇院家抄』に「柳原庄 忍海郡寺門反畝八反」と記され、忍海郡に所在していることが確認できる。おそらく現在の御所市柳原付近に比定されよう。南奥田庄は、『三箇院家抄』に「六十四 興田庄七十七反、反録三箇五百文、号南奥田寺 寺門反録三十五反忍海郡」と記されており、忍海郡に所在している。

このように忍海郡の中部から東部にかけては、布施郷ではなく越智郷に所属することが明らかである。また前掲【史料五】で検討したとおり、布施郷とは基本的に葛下郡をその範囲とし、忍海郡はその範囲には入らないものと思われる。『改訂新庄町史 本編』でも布施郷の範囲を「寺口を中心に現在の新庄町北部全域と當麻町、大和高田市の一部を加えた地域」としており、旧新庄町南部の忍海郡を含まないとの見解を示している。私はこの『改訂新庄町史 本編』の説は首肯できるものと考えている。忍海郡が布施郷に含まれないのであれば、野崎氏の平岡極楽寺墓（平岡墓）の墓郷イコール布施郷という説は成り立たない。(10)

野崎説の検討の結果をまとめてみる。野崎氏は平岡極楽寺墓の墓郷を、一見歴史的地域を継承した古くからの枠組であるように見えるがそうではなく、中世国人布施氏の勢力範囲である布施郷と重なり、墓郷＝布施郷であるとされた。

これに対し千田嘉博氏は、極楽寺墓地は布施氏の居館など布施郷の中核を構成した地区の墓地を含まず、旧忍海郡にはば対応していること。布施氏自身の墓も、旧葛下郡大屋村の慶雲寺に伝わることなどから、戦国期の国人郷と墓郷をイコールの関係で考えることは間違っており、戦国期の国人郷が墓郷形成の枠組みをそのまま継承したという評価は成り立たないとされた。

また野崎氏が、忍海郡が布施郷に含まれる証左とされた『大乘院寺社雑事記』文明一四年（一四八二）一〇月四日条を詳細に検討してみた結果、布施郷は葛下郡をその範囲とすることも明らかになった。

さらに【史料六】を検討した結果、野崎氏が布施郷とされる忍海郡の中部から東部は、越智郷であり、このことから忍海郡は布施郷に含まれないことは明らかである。

以上の検討結果から、野崎氏の平岡極楽寺墓（平岡墓）の墓郷イコール布施郷という説は成り立たないことが明らかになった。

(二) 平岡極楽寺墓地の墓郷

前項での検討の結果、平岡極楽寺墓地の墓郷は、中世人布施氏の勢力範囲である布施郷とは、直接には重ならないことが明らかになった。それでは平岡極楽寺墓地の墓郷の形成の枠組みとは、いかなるものであったのであろうか。本項では、このことについて検討を行う。

白石太一郎氏は奈良盆地の郷墓の多くは、平安時代以降成立していたと想定される地域の墓地が、中世になって律宗の下級僧侶らの働きにより「惣墓」化し、近世になって地域の「郷墓」として再編成されるとの見通しをたてられた。⁽³⁻¹⁾

中世「惣墓」が、近世「郷墓」に再編成されるのは、いかなる理由からであろうか。野崎清孝氏が若干触れられながら、ほとんど検討されなかった浄土宗と郷墓の関係⁽³⁻²⁾に、注目してみる必要があるのではないか。浄土宗と郷墓の関係については、吉井敏幸氏が三昧聖と村落の関係から説かれている。⁽³⁻³⁾ この吉井氏の説を手がかりとして、平岡極楽寺墓地の墓郷について、検討してみたい。

吉井氏は葬送に關与する宗派は、一五世紀に入り律宗から浄土宗へと変化するとされた。その上で、中世末から近世初期の寺院再建は、村落内の有力者が主体となり、村落内の寺院に念仏僧を引入れ、村落寺院が成立し、墓地に隣接した寺院は墓寺になったとされる。

忍海郡では、明治初年の段階で寺院のうちの七五%が浄土宗寺院であり、忍海郡は浄土宗地帯といえる。⁽³⁻⁴⁾ そのなかでも平岡極楽寺は忍海郡の「惣菩提寺」とされる忍海郡の中心寺院であった。

「浄土宗寺院由緒書」⁽³⁻⁵⁾の極楽寺の部分を掲げてみる。

【史料七】

極楽教寺

知恩院直末、和州忍海郡平岡邑、平岡山不断光院極楽寺者、大菩薩僧行基之所創也、

行基昔年在備正之始也、姓氏・生國等悉出元享釋書十四卷等。

是則行基建立四十九所之隨一、而往昔之境台者恢廓广大也。⁽³⁻⁶⁾ 然

処経於数百歳後、楠氏赤坂等之乱勢既令殿堂於焼失、

于今當寺之東南西北鐘ツ千堂、又入門之谷、且亦壽光院、壽命院、稱名院、ノトテ有田畠之假名、是則往古當寺塔頭之別名也。今者皆悉田畠。

因茲広々境内数曆之後、或成田、又成畠、余残極少而式拾間四方、⁽³⁻⁷⁾ 然而後亦有

草堂、

不知造立之沙門將建立來歴

于茲増上寺所化因名釈誓念、

不知姓氏并生緣地等但伝聞開闢法之師觀誓願師也。

勅号演蓮社天誉上人、慕菩

薩行基之旧跡、

一百餘回以前造立之石塔於今數多寺中有之者也。

建立殿堂、

慶長年中、委細不知月日等蓋是當院成蓮宗之稱書始。

而教化道俗貴賤宛如靡草葉之風、

既成中興、

近邊城主等之石塔於今有極寺中備本山之直末、

不知年凡成当忍海一郡浄土宗之惣菩提寺、

往古者法城寺・浄正庵・浄信寺・念

講院・攝取院・照山寺・心光院・正道寺等皆感當寺末寺也、然從寛永年中之末至天和中間、極樂寺無住、數度此間成、御直末寺、雖然右八箇寺之諸壇方之位牌・石塔于今皆有當寺、且亦引導・燒香等、今極樂寺住僧悉勤仕之者也、然天嘗當寺住職數曆之後、

転住他国而入寂歿（中略）

和州忍海郡平岡邑平岡山不断光院

元禄九（一六九六）子載六月晦日

極樂寺 寂誉（印）

知恩院御役者中

極樂寺は行基建立の四十九所の随一であったが、南北朝の動乱に巻き込まれ焼失をした。その後慶長年中（一五九六～一六一五）に、天誉上人という僧が中興し、「忍海一郡浄土宗之惣菩提寺」となり、多くの末寺を持つようになった。概ねこれらのことが、【史料七】に記されている。

同じく「浄土宗寺院由緒書」に、平岡村の千手院、山口村の専念寺、馬場村の信楽寺、忍海村の忍海寺、西念寺、南花内村の光中寺、藤井村の洞光寺、阿弥陀寺が、極樂寺の末寺として登場する。また【史料七】にみられるように、山田村の法城寺、林堂村の浄正庵、西辻村の浄信寺、脇田村の念誦院、笛吹村の撰取院、山口村の照山寺、梅室村の心光院、正道寺村の正道寺は、寛永年中から天和年中までは、極樂寺の末寺であった。

これらの極樂寺の末寺および元末寺の所在する村落と、平岡極樂寺墓の墓郷に所属する村落は、ぴたりと一致していることがわかる。

つぎにこれらの末寺の開基および中興の年代に注目してみる。

千手院は「浄土宗寺院由緒書」に、「開基之僧者極樂寺中興天誉上人之直弟、演説僧也、元和年中起立当院」とあり、元和年中（一六一五～一四）の開基であることがわかる。

山口村専念寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「從寛永年中住職之僧侶凡及十有余僧」とあり、寛永年中（一六二四～四四）の中興と推測される。

馬場村信楽寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「道心蓮入僧結小庵成極樂寺之末寺、則当寺之中興也、（中略）正保年中逝去」とあり、中興の僧が、正保年中（一六四四～四八）に逝去していることがわかる。

忍海村忍海寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「去寛文年中有道空者、（中略）為一鉢之儲於資縁従住此寺創」とあり、寛文年中（一六六一～七三）の中興と思われる。

忍海村西念寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「元和年中此寺住僧慶学（中略）再興当寺成中興」とあり、元和年中（一六一五～二四）の中興であることがわかる。

南花内村光中寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「慶安年中有釈義誉玄海僧（中略）再興当寺」とあり、慶安年中（一六四八～五二）の中興であることがわかる。

藤井村洞光寺は、同寺に安置されている寛文二年（一六七二）の年記を持つ位牌に、「当寺中興尊誉念光」と記されることから、このころまでに中興されたものと思われる。

林堂村浄正庵は、「浄土宗寺院由緒書」に、「安川氏弥次郎再興当庵、寛永年中也、但不知年月也」とあり、寛永年中（一六二四～四四）の中興であることがわかる。

笛吹村撰取院は、「浄土宗寺院由緒書」に、「正保年中彼里與浄誉宗音此寺建立」とあり、正保年中（一六四四～四八）の中興であることがわかる。

現在のところ、極楽寺の末寺および元末寺で、開基または中興の時期がわかる寺院は、概ね以上である。ここからこれらの寺院が、元和年中（一六一五～二四）から、寛文年中（一六六一～七三）にかけて、開基ないし中興されていることがわかる。そして極楽寺自身の中興年代は、慶長年中（一五九六～一六一五）である。

この一七世紀の初頭から七〇年代の時代というのは、吉井敏幸氏が近世初期の寺院再建は、村落内の有力者が主体となり、村落内の寺院に念仏僧を引入れ、村落寺院が成立したといわれる時期に、一致している。また吉井氏は葬送に關与する宗派は、一五世紀に入り律宗から浄土宗へと変化するとされている。

これらのことをあわせ考えてみると、一七世紀初頭からの忍海郡への浄土宗の伝播により、平岡極楽寺を中心に、その本末関係を梃子として、中世「惣墓」から近世の「郷墓」へと平岡極楽寺墓の再編成が行われたと考えるのが妥当ではなからうか。付け加えておくならば、葛下郡の藤井村と正道寺村が忍海郡の平岡極楽寺墓の墓郷の構成村落となつていること理由も、藤井村の洞光寺・阿弥陀寺、正道寺村の正道寺が極楽寺の末寺であったことに起因しているものと推測される。

（三） 竹田来迎寺墓の墓郷

笛吹大明神の宮郷に所属しながら、平岡極楽寺墓の墓郷に所属しない村々が存在する。忍海郡東部の薑村、東辻村、北十三村、今城村の四ヶ村である。これらの村々は、野崎清孝氏が明らかにされたように、⁽⁵⁾葛上郡の竹田来迎寺墓の墓郷に所属している。

竹田来迎寺もまた、浄土宗寺院である。「浄土宗寺院由緒書」によると、来迎寺は次のように記されている。

【史料八】

和州葛上郡竹田村飯岡山阿弥陀院来迎寺者、行基菩薩之開基、七堂伽藍随一之阿弥陀

堂也、然經於數百年星霜而後堂塔・仏閣令零落也、是伝説于爾當寺一字連綿而相殘、雖
為住持相續不知其由緒、于愛天正年中正蓮社等普上人覺隨如空和尚再興當寺、而則寂
天正十一^{癸未}年三月八日畢、(中略)

元禄九^{丙子}年七月日 来迎寺 龍誉(印)

知恩院末寺

来迎寺も極楽寺と同じく、行基開基の伝承を持ち、その後零落した旨が記されている。
そして天正年中の一年(一五八三)までに中興されたことがわかる。この中興時期も、
吉井氏のいわれる中世末から近世初期の時期に一致している。

そしてその末寺として、薑村枳杖院、東辻村金剛寺、北十三村安入寺、今城村地藏院が、
「浄土宗寺院由緒書」に登場するのである。これら四ヶ寺の中興時期をみてみる。

薑村枳杖院は、「浄土宗寺院由緒書」に、「林窓云沙門再興草堂、而其後元和元^{乙卯}年五
月十五日於当寺而死」とあり、元和元年(一六一五)までに中興されたことがわかる。

東辻村金剛寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「寛永年中道心云沙門再興旧堂、而寛永三
^{丙寅}年二月十五日死去」とあり、寛永元年(一六二四)から寛永三年(一六二六)の間に中
興されたことがわかる。

北十三村安入寺は、「浄土宗寺院由緒書」に、「慶長年中沙門林宗再興当寺」とあり、
慶長年中(一五九六～一六一五)に中興されたことがわかる。

今城村地藏院は、「浄土宗寺院由緒書」に、「提蓮社曇誉上人吞公和尚再興草堂、而寂
寛永十一^{甲戌}年霜月十一日畢」とあり、寛永十一年(一六三四)までに中興されたことがわ
かる。

この四ヶ寺の中興も、極楽寺末寺の中興とほぼ時を同じくしていることがわかる。これ
らことから竹田来迎寺墓の墓郷も、平岡極楽寺の場合と同様に、竹田来迎寺を中心に、そ
の本末関係を梃子として、中世「惣墓」から近世の「郷墓」へと再編成が行われたといえ
るのではないか。

以上、本節の検討から、平岡極楽寺墓の墓郷は、中世国人布施氏の勢力範囲である布施
郷とイコールでは結べず布施郷の遺構とはいえず、浄土宗の伝播による本末関係を背景と
して、成立したと思われることが明らかになったといえよう。

おわりに

本章では忍海郡の宮郷と墓郷の検討を行った。本章で述べたことをまとめると、以下のようになる。笛吹大明神の宮郷は近世期を通じて、その存在が確認でき、忍海郡の基本的・根本的な郷であった。その構成村落の中には、葛下郡の藤井村・正道寺村もみられた。しかしこの二ヶ村は、近世のある時期に、笛吹大明神の宮郷を離脱し、三才山八幡宮の宮郷に所属するようになった。このことについては、従来いわれてきたような領主権力の影響を直接にうけたものではなく、領主桑山氏の改易が原因であり、桑山氏の改易により、神社運営の危機に陥った三才山八幡宮が、危機を乗り切るために氏子の再編成をおこなったことによるものであったとするのが、妥当なものであろう。

平岡極楽寺の墓郷については、従来中世国人布施氏の支配圏である布施郷とイコールで結べるものとされてきた。しかし本章で検討した結果、平岡極楽寺墓の墓郷の範囲は、布施郷に含まれておらず、布施郷と墓郷がイコールで結べないことが明らかとなった。平岡極楽寺墓は、一七世紀初頭からの忍海郡への浄土宗の伝播により、平岡極楽寺を中心に、その本末関係を梃子として、中世「惣墓」から近世の「郷墓」へと再編成が行われたと考えられる。本章で述べたことをまとめると、概ね以上のようなことになる。

注

- (1) 野崎清孝氏「水利集団の形成と水利構造」、『人文地理』二六 四 一九七四年)。
- (2) 六條香子氏「絵図にみる大和国忍海郡兄川水系の水郷と近世村」(桑原公德氏編『歴史地理学と地籍図』一九九九年)。
- (3) 土平博氏「葛城山東麓兄川筋の水論と『兄川筋水利絵図』」(『奈良大学総合研究所報』一一 二〇〇三年)。
- (4) 前掲注(1)野崎氏論文。
- (5) 前掲注(1)野崎氏論文。
- (6) 改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 本編』(一九八四年)。
- (7) 野崎清孝氏「奈良盆地における歴史的地域に関する一問題」、『人文地理』二五 一 一九七三年)。
- (8) 国立歴史民俗博物館『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』(二〇〇一年) (同『国立歴史民俗博物館研究報告』一一一 一二二(二〇〇四年))。
- (9) 前掲注(7)野崎氏論文。

- (10) 葛木坐火雷神社文書については、拙稿「葛木坐火雷神社文書に関する一考察」(『新庄町歴史民俗資料館年報・紀要かづらき』一 二〇〇三年)に文書目録を掲載した。本章で使用する史料番号は、同目録によるものである。
- (11) 改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 史料編』(一九八四年)に【史料一】とほぼ同文の、「笛吹社奉納能覚書」という史料が収録されており、その宛名が「御代官様」となっている。
- (12) 前掲注(1)野崎氏論文。
- (13) 葛上郡と忍海郡に村域がまたがる小林村と忍海郡東端の柳原村が、笛吹大明神の宮郷に所属しないほかは、基本的に忍海郡の村々は、この宮郷に所属している。
- (14) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)でも、北今城村は登場せず、今城村のみが登場する。
- (15) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。
- (16) くわしくは後述するが、藤井村と正道寺村は、忍海郡の平岡極楽寺墓の墓郷に所属している。
- (17) 『改訂新庄町史 本編』
- (18) 上井久義氏「忍海の卜部と女性司祭」(『新庄町歴史民俗資料館年報・紀要かづらき』一 二〇〇三年)。
- (19) 『改訂新庄町史 本編』
- (20) 前掲注(7)野崎氏論文。
- (21) 前掲注(7)野崎氏論文。
- (22) 前掲注(1)野崎氏論文。
- (23) 「惣墓理解のための歴史的前提」(国立歴史民俗博物館『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』二〇〇一年)。
- (24) 国立歴史民俗博物館『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』(二〇〇一年)第二章第一節、千田嘉博氏執筆部分。
- (25) 前掲注(7)野崎氏論文。
- (26) 『改訂新庄町史 本編』
- (27) 『改訂新庄町史 本編』
- (28) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。
- (29) 平凡社刊『奈良県の地名』(一九八一年)。

- (30) 但し、忍海郡のうち少なくとも西部については、布施氏が支配していたものと考えられる。忍海郡西部は布施郷に準じた地域ということが可能であると思われる。忍海郡西部が布施氏の支配下にあったことは、第二章「国人の城郭と近世陣屋・陣屋町」で述べた。
- (31) 白石太一郎氏「中・近世の大和における墓地景観の変遷とその意味」、『国立歴史民俗博物館研究報告』一一二二〇〇四年。なお白石氏は平岡極楽寺墓地についても、その成立は中世前半にさかのぼる可能性が大きいとされる。
- (32) 前掲注(7)野崎氏論文。
- (33) 吉井敏幸氏「中世と近世の三昧聖の組織と村落」、『部落問題研究』一四五 一九九八年。
- (34) 『改訂新庄町史 本編』
- (35) 増上寺史料編纂所編『増上寺史料集』五(一九七九年)。
- (36) 前掲注(7)野崎氏論文。

第二章 国人の城郭と近世陣屋・陣屋町

新庄陣屋・陣屋町の成立と展開

はじめに

桑山氏の陣屋町として発展し、また宿場町でもあった新庄は、現在でもその町割がよく残っている。しかしその成立と展開については、いまだ不明な点、あるいは疑問が呈されている点がある。本章では、そうした点にふれ、新庄陣屋と武家町、および陣屋町の成立と展開を明らかにすることを目的とする。

一・桑山氏入部以前

従来、新庄の地名の由来については、以下のように説明されてきた。慶長六年（一六〇一）に関ヶ原の合戦の戦後処置として、桑山一晴が大和国葛下郡布施に入部した。そしてその政庁として屋敷山古墳の上に新しい城、つまり新城を築城したため、新城と呼ばれるようになり、城下もまた新城と呼ばれるようになった。やがて新城の城の字が、庄となった⁽¹⁾。しかし、現在は、こつした古典的な説は否定され、新城の地名は、桑山氏入部以前からあったとする説が、通説となっている。それは桑山氏入部以前から、新城という地名が存在したことを示す史料の存在が、知られるようになったためである。

桑山氏入部以前から、新城の地名は使用されていたことを示唆する史料が、次に掲げる『新庄村由来書』⁽²⁾ という史料である。『新庄村由来書』には、次のように記されている。

【史料一】

昔八新城と書シヨシ

元新庄邑八今の屋敷畑よりはこのたにへむけて有之候也、桑山法印様紀州より御国替なされ此地を御屋敷二被成二つき、道徳村・桑海村領之うちにて、今の新庄村を三筋に町割被仰付、村野空太夫彼岸の中日に東西南北を分ツ、植田彦十郎初て本町中東北角江家普請有之候也、元新庄村之住人之子孫といふ八

（中略）

右之人数元新庄村より慶長拾年^乙ノ年、今の新庄邑へ出ル、地資銀初納庄屋善六とあり、（後略）

この史料では「元新庄邑八今の屋敷畑よりはこのたにへむけて有之候也」と記されている。つまり桑山氏入部以前から新庄村は存在したとしている。ところが桑山氏が入部し、「元新庄邑」を屋敷としてしまったので、新庄村は移転を余儀なくされたのである。この桑山氏入部以前に「新城」という地名が存在したことは、『大和国葛下郡大屋村帳』という一次史料からも確認できる。

【史料二】

天正十四年八月廿五日

一

大和国葛下郡大屋村帳

小新内(小堀正次)

古介

二畝 <small>はいのわ</small>	二斗八升	新城 <small>新</small>	甚九良
四畝十歩	五斗六升	同	弥八
八畝	一石四升	同	与二良
一反一畝	一石二斗一升	同	喜三良
一反一畝	一石四斗三升	新城 <small>新</small>	猪介
一反一畝	一石四斗三升	同	弥六 <small>くハのミ</small>

(後略)

この史料は、天正一四年(一五八六)八月に、当時の大和国の国主豊臣秀長の家臣であった小堀正次が、大屋村で検地を行った際に作成された検地帳である。この検地帳では、他村から大屋村に出作を行っていた名請人が記されている。名請人の中に「ミつほ(道穂)」「与二良や」「くハのミ(桑海)」「の弥六らに交じり、「新城」の甚九良・弥八・猪介の名が見える。このことから天正一四年(一五八六)八月段階で、新城という地名が存在したことは明らかである。この新城とは、『新庄村由来書』に「元新庄邑八今の屋敷畑よりはこのたにへむけて有之候也」と記されている元の新庄村のことであろう。それではこの新城の地名の由来は何であろうか。やはり桑山氏入部以前にも、この「新城」付近に新しい城が存在したとするのが妥当であろう。

桑山氏以前に布施の地に城を築ける勢力としては、中世国人として布施の地を支配していた布施氏とするのが、自然である。この新しい城、「新城」が存在した場所は、桑山氏の陣屋が築造されたのと同じ、屋敷山古墳上であったと思われる。発掘調査の成果では、

桑山氏以前の古い土器が出土すること、近世以前の堀の跡が認められることなどから、屋敷山古墳は中世後半の城砦としての利用が確認でき、屋敷山古墳に布施氏の「里の館」が存在したとしている⁽⁴⁾。

おそらく布施氏は、高田川北流と柿本川という天然の堀に挟まれた高台である屋敷山古墳という要害の地に、新城を築いたものと思われる。

それではこの城は、なぜ新城とよばれたのであろうか。これは『新庄屋敷山古墳』でも指摘されているとおり、葛城市寺口に所在した布施城に対して、新しい城、すなわち新城と名づけられたからであろう。山城である布施城は、不便で布施郷支配の政庁としては不向きであったため、その膝下の地に、新しい政庁、つまり新城が築城されたのではないか。あるいは新城のような「里の館」が以前から存在しており、それが老朽化のためなどにより、新築され、新城と呼ばれたか、あるいは別の地に建てられていた「里の館」が、要害の地である屋敷山古墳の上に移転したために、新城と呼ばれるようになった可能性も指摘できよう。

この新城は、いつ築造されたのであろうか。発掘調査の成果でも、中世後半とのみしか指摘されていない⁽⁵⁾。

ここに興味深い史料を掲げてみる。『多聞院日記』天文八年（一五三九）八月八日条に「新城弥二郎方へ来十一日二可罷下之由、定使方ノ状吉辺へ遣了」という記事が記されている。この記事から、新城弥二郎方に興福寺の定使が派遣されるという命令が出されていたことがわかる。また八月一〇日条には、「先日新城弥二郎方へ状遣之処、十一日八小林ノ神事ノ間、十四・五日ト申上了」とある。新城弥二郎に定使の派遣を連絡したところ、小林の神事があるので、日を延期して欲しいという返事があったことがわかる。定使が派遣される先が、新城弥二郎方であったことに注目したい。

この新城弥二郎の仮名の、「弥」という字は、布施氏が官途名を名乗る以前の仮名に、通字として使用される字である。ちなみに布施氏の惣領は代々、元服後、任官するまでは弥七あるいは弥七郎という仮名を名乗っている。とするならば、この新城弥二郎という人物は、布施弥二郎であった可能性もある。あるいは布施氏の惣領の弟など、惣領にごく近い人物が、布施氏の惣領から布施の新城を城代としてあずかっていたのかもしれない。その人物が惣領と区別するために、新城弥二郎と称していた可能性もある。

また弥二郎が小林の神事があるので定使の派遣を延期して欲しいと言ってきていることにも注目したい。小林については、林堂実行組合所蔵文書の中に興味深い文書があるので

以下に掲げる。

【史料三】

口書覚

一 みの取之池と申^八天正^{一五九〇}十八年以前春ほり申候由、年寄たる者申伝候、其上もと川と申川水水野石見守様領分^ニンワキタ村、中務様御領分馬場村、山口村、平岡村、肥前様御領分梅室村、小林村、笛吹村右七ヶ村へ限り、古より持来り候用水^ニ御座候、惣別用水之義^ハ五月節より用意仕義^ニ御座候得共、日損仕候付、其時代布施弥七郎様御領内右之村々御寺所之御給所^ニ付、弥七郎様御代より西辻、花内、林堂へ天正十八年七月三日より番水^ニ致候得と御意御座候へ共、あわれ御ゆるし被下候仰かしと申上候所、弥七郎様御領内之事^ニ候間、先任御意候得との御奉行様方仰渡され候故、乍迷惑畏奉存来り候、

(中略)

寛文十年

笛吹村
庄兵衛 判

戊 七月三日

同村庄屋
仁兵衛 判

倉橋孫左衛門様

堀内治左衛門様

右の史料で「布施弥七郎様御領内」に「小林村」が見られるように、小林は布施氏の領地であった。小林は村域が葛上郡と忍海郡にまたがる村であり、忍海郡の宮郷には所属しない、やや特異な村であった。⁽⁶⁾このような村であったからこそ布施氏は、その神事を重要視したものと思われる。それはともかく小林は当時、布施氏の支配下にあつたので、このことから新城弥二郎が布施弥二郎であつたことが推測される。

このように考えるならば、天文八年(一五三九)段階には、屋敷山古墳の上に、新城が築造されていたということになる。

二・桑山一晴の入部と陣屋・陣屋町の建設

(一) 陣屋の建設

慶長六年(一六〇一)に関ヶ原の合戦の戦後処置として、紀伊国和歌山から、桑山一晴が二万石の大名として布施に移封されてきた。和歌山から移封してきた一晴は、新しく陣

屋と陣屋町の建設に取りかかった。

一晴は、陣屋の地を布施氏の新城跡、つまり屋敷山古墳の上と定めた。一晴がこの地を陣屋と定めたのは、布施氏と同様、高田川北流と柿本川という天然の堀に挟まれた高台であるという要害の地であったためであろう。

また一般的にいつて、中世城郭の跡地が、近世城郭へと変遷する例は、数多く見られる。大和国でも郡山城、高取城、秋山城（宇陀松山城）、二見城、竜田城（竜田陣屋）、柳本城（柳本陣屋）、小泉城（小泉陣屋）、戒重城（戒重陣屋）などの例があげられる。

さて、陣屋の建設に着手した一晴は、古墳の墳丘上に御別殿、物見櫓などの施設を設けた。また墳丘の周辺部に、蔵を数棟建てた。さらに墳丘の東側には、玄関、台所などを設けた。墳丘の西側と北側には内堀を設けている。なお陣屋の西側の防御を固めるため、内堀の西に家老クラスの重臣の屋敷を数軒配置し、さらにその西側に外堀を設けている。

陣屋の南北は、それぞれひょうたん池と柿本川が堀の役割を果たしていた。また北側は墳丘のすぐ近くに内堀も設けられ、内堀と柿本川の間には、家臣の屋敷が立ち並び、陣屋を守っている。なお現在、柿本川の堤防には、竹藪が広がっている。この竹藪は元来、陣屋への視界をさえぎるとともに、鉄砲などの攻撃から陣屋を防御するために植えられたものである。当然陣屋が機能していたころには、陣屋を囲むかたちで、竹藪が存在していたものと思われる。ひょうたん池の南には、高田川北流が流れており、外堀の役割を果たしていた。

（二） 武家町・陣屋町の建設

桑山一晴は、陣屋を建設するとともに、武家町・陣屋町の建設にも着手した。

武家町は前述した陣屋の西方と北方のみならず、その大部分が陣屋の東方に築かれた。現在の小字ヤシキアトが、その武家町跡に相当する。武家町の様子は現在では、その名残を見ることはできないものの、残された絵図からその様子をつかがうことができる。

まず陣屋に近い武家町の西側部分は、桑山氏一門の屋敷や、家老級の重臣の屋敷が建ち並んでいた様子がうかがえる。武家町は大きくわけて南北に三つの部分に分かれていた。一つめは大手筋より南の部分である。

次に大手筋と搦め手筋に挟まれた部分である。この部分の中を通る道路は、ところどころで屈曲されており、防御を意識したつくりとなっていることがわかる。

最後が、搦め手筋より北側の部分である。ここには組屋敷が何軒も建てられており、下級家臣の集住地であったことがわかる。

また大手筋の武家地の最も東の部分、つまり町屋との境には役所が置かれていた。この役所の東は新町と呼ばれる町屋で、おそらく役所へ訴訟などを行う領民たちのための、公事宿などが建ち並んでいたものと推測される。

武家町と陣屋町の間は、新町以外の部分は、間地といわれる空地であった。おそらくこの間地は将来的な武家町の拡大のための用地であったものと思われる⁽¹⁰⁾。

なお搦め手筋の陣屋町と武家町の境は、搦め手筋がカギの字に折れ曲がっている様子が絵図からうかがえる。この搦め手筋のカギの字は、現在もそのまま残されている。絵図によると、この場所は柵・門・石垣で防御されており、番所も設けられていたことがわかる。このことから、この地点は陣屋と武家町を防御する最終拠点として、意識されていたことがわかる⁽¹¹⁾。

陣屋町の建設については、前掲の『新庄村由来書』にくわしい。『新庄村由来書』では、「道穂村・桑海村領のうちにて、今の新庄村を三筋に町割被仰付、村野全太夫彼岸の中日に東西南北を分ツ」と記されている。この記事から、陣屋町は陣屋町の南北に隣接している道穂村領と桑海村領の土地をさいて、地割をされたことがわかる。町割は、『新庄村由来書』に記されているとおり、南北に三筋、東西に四筋に町割がされた。

ちなみにこの町割を命ぜられた村野全太夫という人物は、布施氏の旧臣であったといわれる人物である。桑山氏はこのような人物を利用し、町割をさせていたのかもしれない。

同じく桑山氏の建設した町に高田がある。高田の堀江家（高田郷土文庫）に、桑山家新庄藩二代目藩主であった桑山一直が発給した知行宛行状が残されている⁽¹²⁾。

【史料四】

高田村之内帳面五拾石分令扶助畢、全可知行者也、

慶長拾弐年

左衛門佐^(桑山一直)

十一月廿七日（花押）

高田村

新左衛門尉

この知行宛行状は、慶長一二年（一六〇七）に高田村の新左衛門尉という人物に宛てて

発給されたものである。ここで新左衛門尉に宛行われた知行が、五〇石とかなりの高禄であること。また新左衛門尉は、名字こそ名乗らないものの、左衛門尉と官途名を名乗っていることなどから、中世以来の土豪層の末裔と推測される。新庄藩では、新左衛門尉のような旧土豪層の懐柔策として、知行を与えていたものと思われる。新左衛門尉も杵太夫のように町割に関与した可能性もあろう。言い換えれば、村野杵太夫もこのような知行を与えられた人物であつたかも知れない。

さて、桑山家の町作りには、豊臣系大名としての特徴が見られる。まず二代目藩主桑山一直が建設した高田であるが、町を形成する際、一向宗の専立寺に町を形成させているという点である。一向宗の寺院に町を形成させるのは、豊臣系大名の常套手段であり、大和国では、平野氏の田原本、桑山元晴の御所などの例がある。これは、大坂（石山）本願寺の跡地に、大坂城を築城し、その寺内町を城下町とした豊臣秀吉の手法を踏襲したものである。

次に新庄陣屋町の町と町の間を背割り溝によって、境界としている点である。これも豊臣系大名の町作りの手法のひとつである⁽¹³⁾。

続いて新庄陣屋町の防御について述べる。まず注目すべき点は、陣屋町内の辻はすべて、カギの字形に設けられており、陣屋町内で市街戦を展開する際、敵の進軍を阻む工夫がされている点である。

陣屋町の中を高野街道が走っている。高野街道から陣屋町に入る南北の入口には、坊門や木戸が設けられていた。『大和訪古録』では、「文政十二年^{己丑}八月廿七、（中略）新庄町、町即勝国桑山主理治所、故首尾猶設坊門」と記されている⁽¹⁴⁾。新庄町は町の出入口には坊門が設けられていたことがわかる。また『大和巡日記』では「新庄などは町口に木戸有」と記されている⁽¹⁵⁾。ここでも新庄の町の口には木戸が設けられていたことがわかる。そのため、町の南北の出入口に設けられている坊門を閉ざせば、高野街道を進軍してきた敵は、陣屋町に進入することはできなくなる。

南の陣屋町への出入口には、防御に関してさらに工夫が見られる。高野街道を北進すると、陣屋町に入る少し手前で高田川の北流と南流が合流する地点に出る。この地点には行者橋という橋がかかけられている。この橋を渡ると高野街道は、西へ直角に折れる。この地点は、防御的にすぐれた地点といえる。まず二本の川が合流し、天然の堀となっている。戦時には行者橋は撤去されるであろうから、高野街道を北進してきた敵は、この堀によって前進を阻まれる。しかも堀を渡った地点で、高野街道は西に折れるのであるから、敵は

西と北の二方向から攻撃を受けることになる。敵の前進速度は、著しく減退を余儀なくされる。高野街道をさらに西へ進むと、しばらく行くと高野街道は北に直角に折れる。北に折れた地点は小字門口といい、坊門が設置されていた地点と思われる。この地点も防御にすぐれた地点である。高野街道を西進してきた敵は、坊門の前で進路を北にとることを余儀なくされる。ここでも敵は、坊門に行く手を阻まれ、かついくつかの方向から攻撃を受けることになる。

このように新庄陣屋町は、すぐれて防御性の高い町であったことがわかる。

三・桑山家の改易以後

桑山家新庄藩は天和二年（一六八二）、四代藩主桑山一尹の時に改易となった。改易の理由は、寛永寺で前將軍家綱の法会の時、公家の饗応の際、不敬があったという理由による。

改易に際して、陣屋、武家町、陣屋町はどうなったのであろうか。

通説によれば、陣屋には桑山一尹の改易で陣屋があいていたので、譜代大名の永井氏が、一万石の領主として陣屋に入ったとされている⁽¹⁶⁾。しかしながらこの説には、近年、疑問が呈されている⁽¹⁷⁾。

桑山家の改易により、新庄は幕府直轄領となった。幕府直轄領に私領の陣屋があったとは、到底考えられない。

新庄の検地帳を検討された土平博氏は、桑山氏改易直後に、陣屋も武家町もすべて取り壊されて、畑地となっていることを明らかにされた⁽¹⁸⁾。

これらのことから、桑山氏改易以後、永井氏が新庄陣屋に入ったという通説が成り立たないことは明らかである。陣屋も武家町もすべて、畑地となっていたのである。

それでは、永井氏の陣屋はどこに存在したのであろうか。奈良県立図書情報館所蔵文書の中に、興味深い史料がある。

【史料五】

証文之事

一 永井様松本御役所御用馬相勤候様私へ被仰付難有奉畏候、右^着御太切之御荷物^三御座候故、万事入念^三相勤可申候、依之右為馬代銀百八拾匁兩組より御取替被下遣^三受取申所実正也、

右銀子返済之義当丑暮より来ル卯之暮迄年々銀六拾匁、無滞急度返済可申候、万一人人差支等有之候ハ、村役人より相弁無故障年々済込可申候、為後日銀借用証文依^而如件、

文化式^五年八月

忍海郡臨田村

借主 治郎兵衛

同村

庄屋

年寄

葛上郡・戸羅村

八兵衛殿

この史料から明らかのように、永井氏の役所は葛上郡松本村に存在していたのである。新庄と松本村は直線距離にして2kmほどである。このようなわずかな距離に、陣屋が二ヶ所存在したとは考えられない。このことから通説は成り立たないことは明らかである。それでは、陣屋町はどうなっていたのであろうか。陣屋町には前述したとおり、高野街道が通っていた。陣屋町は、宿場町として生きてゆくことになる。まず『大和巡日記』を掲げる。

【史料六】

今市村・新庄杯と申在所町有。甚宜敷処也。新庄などは町口に木戸有、大成町柄也。新庄の入口にて雨少しこほれ出し、茶店に入宿の娘十二三計なるか、三味せん引たるを聞。かつを、と云歌、カネカ岬二つを聞。上方風にてお国のサミと引ふり替れり。遣せん皆になり、此処にて大銭に両替いたし、合羽を出し着て、夫より此処を出る。道の左三丁計人丸社有。柿元村と云。(下略)

この史料は、土佐藩士安田相郎という人物が大和を旅したときの旅日記である。この日記では、先述したとおり、町の入口に木戸が設けられていること、甚だよいところであること、茶店の娘の三味線のひき方が、上方風で洗練されていることなどが記されている。土佐から来た武士の目には、新庄が上方にも劣らない洗練された町としてうつっていたのかもしれない。

さてこのような宿場町新庄には、どのような旅人が、どれくらい訪れていたのであろうか。江戸時代末の万延元年（一八六〇）のうち五〇日間で、新庄に五三七人の旅人が訪れ

ている。この旅人たちは出身国別にみれば、北は陸奥国から南は肥後国と三〇九国にまでわたっている。宿泊者の職業については商品の販売や仕入れにきている商人が多い。また、五三七人の宿泊者のうち約四割の二一五人は大峯山上参りの道中に宿泊したものである。⁽¹⁰⁾宿場町新庄の一端がうかがえる。また新庄は、在郷町としても栄えた。『改訂新庄町史 本編』所収の表を転載した表1によれば、文政二年（一八一九）段階で、都市的な商家が数多く存在したことがわかる。

このように新庄は、桑山氏の改易後も繁栄を続けていたのである。

おわりに

新庄陣屋は、布施氏の新城として出発したものと思われる。おそらく天文八年（一五三九）ころには、布施氏の新城は築造されていたと推測される。その後近世になり、桑山氏が二万石の大名として入部し、布施氏の新城跡に陣屋を築いた。桑山氏は陣屋とともに、武家町・陣屋町も建設した。武家町も陣屋町も防御を高く意識して形成されたものであった。桑山氏の改易後も、新庄は高野街道沿いの宿場町・在郷町として存続し、発展した。本章で述べたことをまとめると以上のようになるう。

注

- (1) 新庄町史編集委員会『新庄町史』（一九六七年）
- (2) 天理大学附属天理図書館蔵。本史料の写真は『新庄町歴史民俗資料館常設展示図録』（二〇〇〇年）に掲載している。
- (3) お茶の水図書館蔵。本史料の写真は『新庄町歴史民俗資料館常設展示図録』（二〇〇〇年）に掲載している。

〇〇〇年）に掲載している。

- (4) 檀原考古学研究所編『新庄屋敷山古墳』（一九七五年）、神庭滋氏「屋敷山古墳についての一考察」（『新庄町歴史民俗資料館年報・紀要かつらぎ三』二〇〇四年）。
- (5) 前掲注（4）『新庄屋敷山古墳』
- (6) 第一章「忍海の郷をめくって」
- (7) 慶雲寺蔵『新庄陣屋絵図』から、これらの新庄陣屋の様子がわかる。
- (8) 土平博氏にご教示を頂いた。
- (9) 和田周一氏蔵『新庄城図』。
- (10) 土平博氏にご教示を頂いた。
- (11) 土平博氏にご教示を頂いた。
- (12) 高田郷土文庫蔵。なお本史料の写真は、新庄町歴史民俗資料館『桑山一族の興亡』（二〇〇一年）に掲載している。
- (13) 土平博氏にご教示を頂いた。
- (14) この史料は、改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 史料編』（一九八四年）に所収。
- (15) この史料は、改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 史料編』（一九八四年）に所収。なおこの史料については、くわしくは後述する。
- (16) 『奈良県の地名』（一九八三年）、改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 史料編』（一九八四年）など。
- (17) 木村礎氏他編『藩史大事典 第五巻 近畿編』（一九八九年）の新庄藩の項（広吉壽彦氏執筆分）。土平博氏「大和新庄藩の陣屋と桑山氏の改易に伴うその跡地転用」（平成二二年度人文地理学会大会報告レジュメ）
- (18) 前掲注（17）土平博氏報告レジュメ
- (19) 新庄町歴史民俗資料館『新庄町歴史民俗資料館常設展示図録』（二〇〇〇年）。

第二章 武家の武功と家の歴史復元

新庄藩家老足立氏の事例

はじめに

新庄町歴史民俗資料館(現葛城市歴史博物館)では、奈良県大和高田市曾大根在住の足立正義氏から、氏ご所蔵の文書の寄託を受け、整理・調査を行った。調査の結果、足立家文書には三五四点の史料が残されていることが判明した。この史料群のうち、年代の判明しているものは、写も含めて文禄三年(一五九四)～大正二年(一九一三)の約三二〇年にわたっている。

足立家文書の特徴は、以下のとおりである。足立家が桑山家新庄藩家老という比較的身分の高い武士であったこと、また新庄藩改易後は、葛下郡曾根村に居住して代々医師となり、在地の文化人として暮らしたことなどから、医学、漢籍、和歌関係等の文化的な史料が数多く残っている。一方で足立家は新庄藩の家老であったことからわかるとおり、武門の道にも優れた家であった。中でも江戸時代初期の大坂の陣では、足立正興が数多くの武功をあげており、大坂の陣関係の史料が残されている。

そこで本章では、大坂の陣を中心とする正興関係史料の検討と、正興の曾孫足立正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証の検討を中心に行うことにする。

本章ではまず、足立家の簡単な紹介を行う。次に、正興関係史料の検討と、正興の曾孫足立正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証の検討を行うことにしたい。

一 新庄藩士足立家

大和国桑山家新庄藩士であった足立家とは、武蔵国足立郡の有力領主であった足立遠元¹⁾を祖先とする武家である。遠元は平治の乱の頃より源義朝に従っており、平安時代以来の源氏の家人であった。遠元は源頼朝の公文所創設以来、その寄人であった。またその女二人は畠山重忠、北条時房という幕府重臣にそれぞれ嫁している。このように遠元は鎌倉幕府の有力御家人であった。²⁾

遠元の子孫のうち、承久の乱の功績により丹波国氷上郡佐治郷に新補地頭として入部した一族がいた。³⁾ いわゆる西遷御家人である。この一族は氷上郡北西部を根拠に繁栄した。

このうち氷上郡小和田に居城を構えたのが、後の新庄藩士となる足立家である。⁽⁴⁾ 小和田の足立家は戦国時代に至るまで小和田周辺を支配する在地領主（国人）であった。

この足立家は戦国末期に至り、明智光秀の丹波平定にともない、光秀に属している。このため足立一族の多くは光秀と運命をともにし、山崎の合戦後に滅んでいく。⁽⁵⁾

生き残った足立一族は伝手をたより、桑山家に仕官をした。足立氏は朝鮮の役、大坂の陣と武功を重ね、定秀・正興・正吉の三兄弟はそれぞれ新庄藩の家老職を勤めるまでに栄達をしている。葛城市歴史博物館寄託文書をご所蔵の足立正義氏は、正興の子孫に当たられる方である。

さて桑山家新庄藩は、四代藩主一尹の時、改易となった。桑山家の改易後、足立一族は他藩に仕官したり、医師となる者が多かった。⁽⁶⁾ 正興の曾孫であった正詮は医師となり、葛下郡曾根村で開業し代々医師を職業とした。

以上が、足立家文書をご所蔵の足立家の歴史の概要である。

二 正興関係同時代史料の検討

足立家文書をご所蔵の足立家は、先述したとおり新庄藩家老足立正興を祖先とする正興流足立氏とも称すべき家である。

足立正義氏ご所蔵の文書のうち、家祖ともいべき正興に関する史料が数点残されている。これらの史料は、二種に大別できる。このうち一種は、正興が生存中に正興自身が受給したもの、あるいは正興の周辺の人物が受給したものである。これらは一七世紀前半の武家文書のあり方を示すものとして、貴重なものといえる。もう一種は正興の曾孫であり、正興流足立氏では医師としては初代の人物であった正詮が、家祖である正興に関係した文書の由来・解説や、正興の伝記を記したものである。

まず正興自身が受給したものの、あるいはそれに準ずるものから、検討を加える。

史料1

「本多正純書状」(折紙⁷⁾)

「源家康相公御感状」
(包紙上書)

御大老本多上野介殿筆

御状令拜見候、仍猶小山表大野主馬者^(治房)御行合候而、其志るし可被指越則申上候処、一段御機嫌共御座候間可被心安候、其表之儀、弥無油断諸事藤泉州被仰談尤候、爰許御用之儀候者可被仰越候、不可有疎意候、恐々謹言

「貼紙」上野介殿本多佐渡守殿子息

親子共大老役也

(本多正純)
本上野介

十一月朔日

(花押抹消)

桑山^(一直)左衛門佐様

御報

この書状は大坂冬の陣のおり、江戸幕府重臣の本多正純から桑山一直に宛てて出されたものである。その内容は、河内の小山表で桑山勢が、大坂方の首を討取ったこと、それを正純が徳川家康に上申したところ、家康が喜んだこと、今後も組頭の藤堂高虎とよく相談し、油断なきようにすることなどが記されている。

『寛政重修諸家譜』⁽⁸⁾によると、冬の陣で桑山一直が藤堂高虎組として小山で敵と戦い、

敵を討取ったのは、慶長一九年（一六一四）一〇月二十九日のこととされる。また『寛政譜』ではこの時、一直が正純より奉書の感状を受給したとする。そうするならばこの文書は、慶長一九年十一月一日に発給されたものと推測されよう。

それではなぜ、足立家にこの書状が伝来したのであるうか。足立正詮が記した「正興大坂合戦記」によると、以下のように説明されている。

一直を目当てに攻めかかってきた大坂方の武士を、正興が身を挺して守り、その武士を討取った。その働きに感激した一直が、この書状（感状）に自筆の感状を添えて、正興に与えた。またほぼ同時代史料といえる「立庵」⁽¹⁰⁾でも、「相公則命近臣賜勅状於金吾金吾伝之正興」と「正興大坂合戦記」と同様の内容を記している。「正興大坂合戦記」や「立庵」⁽¹¹⁾の記述にあるとおり、この書状は一直より正興に与えられたものとするのが妥当であろう。また「正興大坂合戦記」、「立庵」の記述、及びこの書状の包紙上書に「源家康相公御感状御大老本多上野介殿筆」とあることから、この書状が、徳川家康からの奉書形式の感状であったと認識されていたこともわかる。いずれにせよこの書状は、幕府重臣の発給した文書を、主君を経由して陪臣が受給するといふ貴重な例を示している文書といえよう。

またこの書状では、正純の花押が削りとられて抹消されている。花押は本来、その文書が原文書、すなわち本物であることを証明する重要なものである。その重要な花押がなぜ抹消されたのか。正純は元和八年（一六二二）、突然、幕命により改易された。この改易はおそらく、正純の政敵の手による陰謀であったものと思われる。この改易は不可解な点が多かったとみえ、後世には「宇都宮釣天井事件」などと言われ、正純による將軍秀忠暗殺計画が、原因とされるようになった。それはともかく、足立家では、正純の書状を所持していることによって、何らかの難がふりかかることを恐れて、正純の花押を抹消したのかもめない。

【史料2】

慶長廿年五月六日河州道明寺表二而高名頸之注文⁽¹²⁾

一番頸^{書ッ討取}

足立三大夫^{判在}

二番頸^{書ッ}

吉村次郎九郎^{判在}

三番頸^{書ッ討取}

的場三助^{判在}

頸書ッ^{討取}

桑山治大夫^{判在}

頸式ッ^{内書ッ討取}

馬場四郎三郎^{判在}

頸書ッ

吉村八兵衛^{判在}

頸三ツ 内書ツ討取

足立兵助 (正興) 判在

頸式ツ 内書ツ討取

石原与兵衛 判在

頸書ツ 討取

大岩又右衛門 判在

頸書ツ

足立九兵衛 判在

頸書ツ 討取

野村三右衛門 判在

頸書ツ

早水四郎兵衛 判在

頸書ツ

沼間孫右衛門 判在

頸合拾七 内討取八ツ
類九ツ

右二付、為褒美銀子壹枚帷子壹ツ宛、頸計料足百疋宛、為祝儀遣者也

慶長廿年 (一六一五)

五月六日

(桑山一直)
左衛門佐在判

史料2】は慶長二〇年（一六一五）五月六日に作成されたものの写である。この写を作成したのは、筆跡から、おそらく足立正詮と思われる。ほぼ同様の内容を持つ史料が、足立家の菩提寺である葛城市大屋の慶雲寺にも伝来している。このことから、この史料の内容の信憑性は高いものと思われる。

この史料が作成された慶長二〇年五月六日は、大坂夏の陣の真最中であつた。『寛政譜』によると、夏の陣では桑山勢は水野勝成組に属し、大和口を担当した。五月六日には道明寺表で後藤又兵衛・薄田隼人らの有名な大坂方の浪人大将と合戦となり、敵の首一七を得たとある。

この史料でも首数は合わせて一七となっており、『寛政譜』の内容と一致している。この史料では一直と首を取った家臣一三名が署判している。ちなみに正興（足立兵助）はこの道明寺表の合戦では、敵の首を三つあげている。

史料3】

「桑山一直感状」(折紙) (1,3)

「桑山左衛門佐源一直公御自筆感状」
(包紙上書)

初大坂御陣刻小山表 二高名、後御陣道明寺表六日 三首式ツ打取、兩年働残所無之候、以来、ため如此也

左衛

五月十九日 (桑山) 一直(花押)

足立兵介との (正興)

この文書は大坂落城の直後、慶長二〇年（一六一五）五月一九日に、発給されたものと推測される。その内容は、桑山一直が足立正詮の冬の陣、夏の陣での戦功を賞したものである。「正興大坂合戦記」や「立庵」に記されている一直の感状とは、この感状である可能性もある。⁽¹⁴⁾

史料4】

以上⁽¹⁵⁾

未申通候へ共一書令啓上候、然者先年大坂御陣之時、於道明寺表五月六日之御合戦之砌、其地御家中足立兵助殿^(正興)と大坂方之三輪采女と申仁と鑓御合被成候との御状御座候ニ付而、拙者共両人肝煎候て、当家中ニ有付置申候処、爰元風説⁽¹⁶⁾ハ其地御家中衆右之鑓之儀無御存様ニ執沙汰御座候ニ付、采女驚候て荒木権左殿・井上八郎右衛門殿を以、貴地などへ相尋被申候様ニ慥成御状御越被成候、其時為念之以使札申上候、弥此御書中之通ニ御座候哉、御報ニ可被仰下候、随⁽¹⁷⁾而的場三介殿・最前此地へ御状など御越被成候と権左殿・八郎右衛門殿・被仰遣候由、其八爰元風説以付被仰遣令存候、爰元せんさく仕候へ八まつたく御状八不参候、右之御三人之衆口上ニ御物語被成候と八承及候、是も定⁽¹⁸⁾而可為偽と存候、恐惶謹言

「松平周防守殿内

三宅図書

五万石

泉州岸和田
今石見浜田

玄信（花押）

正月十五日

岡田竹右衛門

元吉（花押）

足立山大夫様^(定秀)

馬場七左様

沼間孫右様

瀧小左衛門様

的場三介様

人々御申

史料5】

「大坂御陣鑓合ニ付返答書」(折紙)⁽¹⁶⁾

御連書致拜披候、先年大坂

御陣之節、五月十八日河州道明寺表⁽¹⁷⁾而大阪方之三輪采女殿と当家中足立兵助^(正興)と鑓合仕候事御申送⁽¹⁸⁾而、其元御家御有付被成候処、右之鑓合胡乱之取沙汰有之⁽¹⁹⁾付実否御尋越

之趣候て致承知候、采女殿と兵助と鍵合之勝負不決之間、双方互に入乱候^而及合戦候事
成程相違無之候、則其元御書面之趣当旦那へも聞入候へ八、右兩人之鍵合無相違之
旨可返答之由申付候、尚々委細之儀書面上候、恐惶謹言

的場三介

瀧小左衛門

沼間孫左衛門

馬場七左衛門

足立山大夫^(定秀)

正月十七日

岡田竹右衛門様^(玄信)

三宅図書様^(元吉)

御返報

この二通の文書は、江戸時代前期における藩士の新規召抱えの例がわかる貴重なものである。ちなみにどちらも折紙である。

まず新庄藩の家老衆宛⁽¹⁷⁾に、松平氏(松井氏)岸和田藩の家老である三宅玄信、岡田元吉が記した史料4の書状が届けられた。

その内容は、大坂方の浪人であった三輪采女という人物が道明寺の合戦の際、足立正興と「鍵合」をしたという理由で、岸和田藩に仕官を求めてきた。そこで三宅・岡田の兩人が肝煎りとなり、采女を仕官させようとしたところ、そのような「鍵合」はなかったとの話があるので、事の真偽を新庄藩に問い合わせてきた、というものである。

まずこの書状から、当時の浪人が合戦での武功を理由に、仕官を求めていることがわかる。また武功のあるなしが、仕官の決め手となったこと、そのためその武功が真実であるか否かが問題となったこともわかる。この武功が真実であるか否かということが問題となっているのは、当時、仕官のために偽りの武功を申し立てる浪人が数多くいたことをも推測させる。それはともかく、史料4の岸和田藩からの問い合わせに対する返答が、史料5である。

史料5の返答では、勝敗は決まなかったものの、三輪采女と足立正興の「鍵合」は確かに行われたこと、「則其元御書面之趣当旦那へも聞入候へ八、右兩人之鍵合無相違之旨可返答之由申付候」と、「当旦那」、つまり、桑山一直も兩人の「鍵合」が実際に行われたことを認め、岸和田藩へそのように返答するように命じていることがわかる。

この三輪采女と正興の「鑑合」については、足立正詮の記した「正興大坂合戦記」にも、くわしく記されている。「正興大坂合戦記」によると、三輪采女はその後無事、岸和田藩へ知行七百石で召抱えられたとする。⁽¹⁹⁾

この【史料4】と【史料5】の作成年代を検討する。松平氏（松井氏）が岸和田に入部するのは、元和五年（一六一九）八月二三日である。⁽²⁰⁾【史料5】に登場する「旦那」、つまり桑山一直が死去するのが、寛永二年（一六二六）八月二二日である。⁽²¹⁾つまりこの二通の書状が作成されたのは、元和六年（一六二〇）一月から寛永二年（一六二六）一月までの間となる。三輪采女は、松平氏（松井氏）の岸和田入部直後をねらって、岸和田藩に仕官を求めたのかもしれない。あるいは岸和田藩は、寛永八年（一六三一）に一万石の増高を幕府より許されているので、⁽²²⁾この時に采女は仕官を求めたのかもしれない。

いずれにせよ両通の書状は、江戸時代前期の浪人の仕官のあり方がわかる、貴重な史料といえよう。なおこの二通の史料が、「足立家文書」の中に伝来した理由は、三輪采女と実際に「鑑合」を行ったのが、正興であったためであろう。

【史料6】

「知行宛行状」（折紙⁽²³⁾）

「⁽²⁴⁾従左衛門佐殿 拝知折紙」

知行四百石令扶助畢、全可領知者也

寛永六年^(一六二九)

十二月廿八日（花押）

足立兵介とのへ^(正興)

【史料6】は、足立正興が受給した「知行宛行状」である。発給者は花押を据えているのみである。ただ後世のものと思われる包紙の上書に「従左衛門佐殿 拝知折紙」とあること、寛永六年（一六二九）段階の新庄藩主が桑山一直であることから、発給者は桑山一直と思われる。⁽²⁴⁾

寛永六年（一六二九）という時期に、なぜこの史料が発給されたのか。通常「知行宛行状」が発給されるのは、主人もしくは家臣のいずれかが代替わりした時である。あるいは家臣が加増を受けた時にも発給される。【史料6】の場合、主君、家臣双方ともに代替わりは行われていないので、正興が加増を受けたと解釈するのが自然であろう。ただしちょうどこの頃、先代藩主一晴の女が嫁ぐ際に、一直は一晴女に三千石を分知している⁽²⁵⁾ので、この史料はその分知に関連したものである可能性もある。

なお慶雲寺所蔵文書の中に、「桑山君御知行之扣」という新庄藩の分限帳が残されている。そこでも足立兵助は「四百石 国家老」と記されており、この「知行宛行状」の石高と一致している。ちなみに「桑山君御知行之扣」によると、四百石という知行高は、桑山家新庄藩士としては、筆頭の知行高である。

史料7

〔包紙一上書〕
立庵公記 紫野大徳寺

伝外和尚御筆

〔包紙一上書〕
足立正興侘居二際シテ

京紫野大徳寺

立庵記及詩

前ノ徳禅伝外叟

宗左書

立庵

丹州之産足立氏武庫少令正興者桑山氏左金吾一直之家臣也元和中從金吾赴
撰州大坂之兩陣討敵数人発桑家之武名終達家康相公之鈞聽相公則命
近臣賜勳状於金吾金吾伝ニ之正興以賞其功古曰家無小使不成君
子夫寔正興者為桑家之小使者金吾逝的子匠作一玄思其旧功賞愛
日厚如今以衰老乞休退居日用唯甘趙州之禅味以為樂頃就于
請諱号不能固辞以宗雪為諱以立庵為号野偈一章以解大字之義
志気衝天大丈夫卓然不動曷枝梧放家事下把茅底窓外山川煮一炉
承応第二癸巳十一月初九日

〔包紙一上書〕
前徳禅伝外叟宗左書焉

【史料7】は、包紙一上書に「足立正興侘居二際シテ京紫野大徳寺前ノ徳禅伝外叟宗左書」とあるように、正興の隠居に際して、大徳寺第一九七代住持の伝外宗左から正興に贈られたものである。

その内容は以下の通りである。正興が大坂の陣で活躍し、桑山家の武名を高めたこと、その正興がこのたび老齢となったため、隠居をすることになったこと、その隠居に際して伝外宗左に諱号を求めたこと、これに対し伝外宗左は正興に、宗雪という諱と、立庵という号を与え、正興を称える七言絶句を贈ったこと、【史料7】の内容は、概ね以上である。

この史料から足立正興という人物が、武辺一辺倒の人物ではなく、伝外宗左のような、当時一流の僧侶とも交流のあったことがわかる。またこの史料は、正興在世中に正興に発

給された史料としては、現存の足立家文書のなかでは、承応二年（一六五三）という、もっとも若い年号を持つ史料である。この史料以降、正興宛の文書は足立家文書の中には見られなくなる。正興はこの史料にあるとおり、この後は「佗居」し、嫡子正武に家督を譲り、静かに余生を送ったものと思われる。

以上が正興に関する同時代史料の検討である。これらの検討の結果をまとめてみると以下のようなになる。一節で述べたとおり、足立家は桑山家の家臣としては、比較的新参の家臣であった。⁽³⁾

しかしながら足立正興は、大坂の陣で輝かしい武功をあげ、その結果、新庄藩内で確固とした地位を得、その子孫に至るまで代々藩の家老職を勤めている。また正興関係史料の多くが、大坂の陣関係の史料であるということも、大坂の陣による正興の武功が、正興流足立家にとって、非常に重要であったことを物語っている。

また正興は武辺一辺倒の人物ではなかった。当時一流の禅僧である大徳寺住持伝外宗左などとも、交流を持っていた。本節で述べたことをまとめると以上のようなになる。

三 足立正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証

前節で述べたとおり、足立正詮は禅僧伝外宗左と交流を持つなど、文化的な活動も行っていた。この足立家の文の道は、その後も、足立家に代々受け継がれて行くことになる。その文の道を、足立家の中で開花させたのが正興の曾孫の正詮である。本節では、正詮のきわめて多方面にわたる文化的活動のうち、とくに家祖ともいえる正興の顕彰の分野と、正興以前の足立家の祖先の考証について検討を行う。

足立正詮は、新庄藩の天和二年（一六八二）の改易後、医師となった。つまりこの後、代々医師の家として続く足立家の初代の医師である。正詮が非常に優れた医師であったことは、高取藩主植村家敬の内室の病気を治療し、家敬から感謝の書状を受けていること、⁽³⁾『医学類原論』⁽³⁾という医学書を執筆し、大坂の書肆から出版していることからもうかがえる。⁽³⁾

また医学以外の分野でも、和歌を数多く詠み、自らの画像に自讃をし、『六書一統録』⁽³⁾というような中国哲学書も執筆するなど、実に多方面に才能を発揮している。⁽³⁾

このような足立正詮が力を注いだことのひとつが、正興流足立家とでもいうべき正詮の家の家祖である曾祖父の正興の顕彰と、その事跡の考証であった。正詮は、「立庵公伝記」

という史料を作成している。まずその全文を以下に掲げる。

史料⑧】

「立庵公伝記」^(3,3)

正興伝

足立氏兵助後兵庫少令正興者、大織冠藤原内大臣鎌足公十九代後胤足立右馬允遠基十七世後孫丹州氷上郡小和田之産足立孫兵衛尚秀二男也、天性元来質直而好義重道、朝交于戦士嗜武芸、夕従于哲士致文道故、事親尽愛敬、事君尽忠烈、去慶長年中従桑山左衛門佐一直公赴撰州大坂之両陣討敵数人殲桑家之武名、終達

家康相公之釣聴、^(徳川)

相公則命近臣賜感状於一直、一直公添之自筆之感状伝之正興、以賞其功任之以執權職、於是撰公事育窮民、其志偏知有君不知有身知有国不知有家、故其言行而為君臣合体之和、古曰君子事君進思尽忠退思補過、將順其美匡救其惡、故上下能相親如正興夫可謂如此人之等者歟、一直公逝矣嫡子修理亮一玄公思其旧功賞愛日厚、而正興敢不誇其功忠敬愈嚴、漸及衰老乞休退居、仍請諱号於前徳禅伝外叟、伝外叟応其求以宗雪為諱以立庵為号、且重之贈一絶以解二大字之義、其辞曰、
志気衝天大丈夫
卓然不動曷枝梧
放家事下把茅底
窓外山川煮一炉
万治二年八月二十六日世寿八十有二歳卒、和州葛下郡大屋邑慶雲寺銘石碑題立庵宗雪云爾

正興大坂合戦記

大坂初ノ御陣八慶長十九年十月中比ヨリ軍初アツテ、

大御所家康公八茶白山、^(徳川)

將軍秀忠公八岡山ニ御陣座マシマシ、諸方ノ大小名攻口ヲ定メ次第々々ニ押寄ケル、

大坂方ニモソレ々ニ軍配ヲナシ数十日ノ合戦ニ互ニ粉骨ヲ尽シケリ、而ルニ霜月朔

日桑山左衛門佐殿小山表ニテ、大野主馬勢ニ行キ逢ヒ、両方面モ振ラヌ馬煙ヲ立テ、

半時余リ戦ケルニ、身方勝軍ニ成リ、敵数多討取ケレハ、一息続ント馬ノ頭ヲ立直ス

処ニ、大坂勢ノ中ヨリ花ヤカニ鎧タル武者只一騎、左衛門佐殿ヲ目当ニ馳来リ、手繁

ケクヤガテ切テ掛ル、足立兵助^(正興)是ヲ見テ、主人ヲ討セテ八叶フマシト思ヒ馬ヨリ飛ヒ下リ、左衛門佐殿ノ馬ノ前ニ立チ塞リ、敵ノ馬ノ諸膝雜ケレハ、馬ハ斃ルト等シク主八真逆サマニ落ル処ヲ、走り懸リ押ヘテ首ヲソ取タリケル、其後八追掛来ル敵モ無リケレハ、静ニ手勢ヲ引テ其日ノ軍ハ止ニケリ、即日、軍ノ次第書付首共持セ、本多上野^(正純)介殿マテ注進アリケレハ、其俣

上聞ニ達セラレ、甚御感ノ趣キ上野介殿ヨリ返翰アリケル、正興働キ左衛門佐殿神妙ニ思召テ、上野介殿ヨリノ御感状ニ自筆ノ感状相添フレ、正興ニコソ給リケル、其後、極月中旬ニ双方御和睦アツテ、諸方ノ大名小名悉ク固メヲ解テ退散ス、而其明年ノ五月亦、

大御所并將軍軍兵ヲ率シテ御進發アリケルニ、大和口ノ向ヒ勢八松倉^(重政)豊後守卜、桑山左衛門佐卜、兩人日替リニ前後ノ備ヲイタシ向ヘシトノ、

上意ニ任セ、五月五日八左衛門佐殿先手ニテ国分峠ヲ越ヘ、六日八豊後守殿先手ニテ片山ノ川端ニ備ヲ立ツ、左衛門佐殿ハ後備ニテ国分峠ニ陣ヲ取ル、然ル処ヘ夜ノ中ニ大坂勢逆寄ニ馳セ来リ、片山ノ南ニ扣ラレシ伊達^(政)正宗殿ノ先勢ヘ鉄砲ヲ打掛ル、諸軍勢驚キ片山ノ北ヲ見レハ、大坂勢山野ニ滿々タリ、豊後守殿先備ユヘ、一番ニ懸合セラレシニ、大勢ニ揉立ラレ旗色悪敷見ヘシユヘ、左衛門佐殿川向ヘ馳出テ、敵身方ノ真中ヘ乗込ケレハ、^(定秀)続テ足立三大夫・^(正興)同兵介・吉村次郎九郎・的場三介以下ノ人々続テ川ヲ渡シ、右往左往ニ攻合ケルカ、大坂勢ノ中ヨリ去年小山表面ニテ、正興ニ討レシ者ノ所縁ニテヤアリケン、又ハ正興ヲ似合ノ敵トヤ思ヒケン、高ラカニ名乗カケ、夫ニ亘リケルハ足立殿ニテハナキカ、某ハ三輪采女ト申者ナリ、イサ參ラント突テ掛ル、正興聞モ敢ス鏑ヲツツテ馳セ向ヒ、暫力程ハ渡シ合セケルガ、互ニ組テ勝負ヲ決セント已ニ組ントスル処ヲ、左衛門佐殿ハヤ見タマヒ、正興討スナ続ケヤトテ、無ニ無ニ切テ掛ル、大坂方ニモ采女討スナ者共トテ、互ニ入レ乱レ追ツ返シツ戦ヒケルカ、大坂勢終ニ敗北シテ引退ク所ヲ、逃ル敵ニ逐スカイ、道明寺表マテ追討ニ息ヲ毛続セス攻タリケルカ、正興モ敵兩人討取レハ、其外足立三大夫・吉村次郎九郎・的場三助・桑山次大夫・馬場四郎三郎・吉村八兵衛・石原与兵衛・大岩又右衛門・足立九兵衛・沼間孫右衛門ナドイヘル一騎当千ノ人々思々ニ働テ、分捕高名様々ナリ、惣シテ桑山家大阪落城ノ合戦ニ、首数都合合百十九討取り、一々以上聞ニ達セラレシ

二、
家康公御感アツテ、桑山左衛門佐八大阪表五人ノ内ナリトテ、

將軍秀忠公へ御評判アツテ、安房ノ国ニテ八万石遣ハサルヘシト、御相談アリシ処ニ、左衛門佐殿別所孫次ガ喧嘩ノ場ニ居合セ、伊藤掃部(治明)ヲ談合ニテ、孫次ニ討セシト、上聞ニ達セシニヨリ、改易アルヘケレ共、大坂表ノ働キ最援タルニヨリ、本知指置レ給又、

右三輪采女八大坂落城ノ後、足立兵介ト鑓ヲ合セシ云立ニテ、松平周防守殿(康重)ヘ新知七百石ニテ抱ヘラレ又、其刻周防守殿家老岡田竹右衛門(元吉)・三宅(玄徳)圖書兩人方ヨリノ証文伝ハリ来レル者ナリ、

正興大坂両陣高名ノ刀八、兼常 二尺三寸

正興伝之正武、正武伝之正光、正光伝之正詮云云、

(道遥軒印)

(足立印)

(正詮印)

頸注文

慶長十九年霜月朔日小山表二而討取

頸二ツ

大野主馬勢

内書ツ討取、本多上野介殿・桑山左衛門佐殿ヨリノ御感状今ニ伝ル、

慶長廿年五月六日道明寺表二而討取

頸二ツ

後藤(基次)又兵衛勢

内書ツ討取、松平右衛門大夫殿・多賀左近殿ヨリノ御感状ナリ、正吉江戸へ所持シ下リ、其身ノ死後有リ処知レサリシガ、回禄ニテ焼失タルモノカ、其外、三輪采女ヨリノ書翰并正興・正武・正光ノ拜知折紙等ノ記録、皆悉ク失タリケルカ、幸ニ家系伝記両通ノ御感状ハ残り存スル者ナリ、正興道明寺表追討ノ頸八元来三ツ討取り、頸帳ニモ三ツト註シ在判イタセシカ、左衛門佐殿御感状ニハ二ツト御注アルハ、討取ノ頸二別ノ御感状アリシ故ナリ、而レトモ今ハ討取ノ御感状モ失タリケレハ、二ツト注シテ御感状ノ趣ニ符合スル者ナリ

「立庵公伝記」は大きくわけて、「正興伝」・「正興大坂合戦記」・「頸注文」の三つの部分から構成されている。

まず「正興伝」は、史料7【】の「立庵」をもとにして、それに多少の脚色を加えた正興の伝記である。なおこの「正興伝」より、正興が万治二年（一六五九）に八二歳の高齡

で没したこともわかる。また「正興伝」に正興は、「丹州氷上郡小和田之産足立孫兵衛尚秀二男也」とあることから、正興の父は氷上郡小和田の生まれであったことがわかる。武蔵国から西遷してきた足立一族は、氷上郡内の山垣・小和田・三原にそれぞれ居城を持った。正興流の足立家はこのうちの小和田城主の家系の子孫であったのである。

続いて「正興大坂合戦記」は、その題名の通り、正興の大阪の陣での活躍を記したものであり、「立庵公伝記」の一番重要な部分をしめている。これは一種の軍記物ともいえよう。一般的にいつて軍記物とは、潤色が著しく、史料の価値の低いものが多い。しかしながら「正興大坂合戦記」は、二節で検討した正興関係の一次史料の内容と、ほぼ一致する内容が記されており、一部に潤色はされているものの、その内容の信憑性は高いものと思われる。

最後の「頸注文」は、「正興大坂合戦記」の附録ともいえるものであるが、正詮の兄正吉が家伝の文書を所持して江戸に下った後に死去し、その後文書を紛失したことが記されており興味深い。

正詮は、正興以前の足立氏についても考証を加えている。以下にその史料を掲げる。

【史料9】

足立家代々丹州領地之由来^(3,5)

高三百五十石

氷上郡小倉村

二百三拾七石壹斗九升

佐治村

六百六拾石

中佐治村

千貳百石

小和田村

五百五十石

山垣村

貳百七拾六石

遠坂村

三百壹九石五升

市原村

二百四拾貳石

稻上村

七拾三石

久宝村

百四拾七石

惣村

貳百貳石

小稗村

貳百七拾石

大稗村

四百四拾五石三斗壹升貳合

大名原村

百三拾四石五升

檜原村

右拾四ヶ村惣高五千余石足立家代々領地セル子細八、藤北上祖

天兒屋根尊二十一世孫大織冠鎌足公十八代後胤足立元祖民部丞藤原遠兼長男右馬允遠基トイヘル八、人王五十六代 清和天皇九代後胤左馬頭源義朝公二属シテ、平治ノ乱二軍功ヲ励マシ、ソレヨリ御子頼朝公ニ附従ヒ、忠勤少モ怠ラサレハ、平氏追討ノ後、恩賞他二異ニシテ丹波ノ国内ヲ領掌シ、子孫此国ニ止マツテ累代知分ノ武名ヲ立ケルカ、家栄テ八城主ニ備リ時表テ八郡主邑長ト成ル、而遠基ヨリ十二代二蔵人次郎勝秀ヲ足立堀殿ト称シケルカ、此時代二八同国氷上郡小倉ノ領内ニ居所ヲ構ヘ、右ノ郷邑五千余石ヲ領シテ居ケルカ、続テ子息権大夫長秀・子息左京基秀・子息権太兵衛基常マテ八恙ナク領シケルカ、其比平相国清盛公ヨリ 二十一代織田信長公武威甚盛ニシテ、三好義継ヲ自殺セシメ、武田勝頼ノ一家ヲ亡シ、其外諸国ヲ討靡ケ、足利尊氏公ヨリ十五代目ノ征夷大將軍源義昭公ノ天下ヲ奪ヒ取り、天下ノ長ト成リタマイシカ、基常并子息左近進宗忠内々信長公ヘ聊ノ遺恨ヲ挿ミアリケレ共、蝻螂力斧ナレハ力及ハス、老心ノ底ニ深ク食テ居タリケリ、而処ニ信長公ノ下臣ニ明智日向守光秀丹州ニ下テ、俄ニ信長公ヲ弑スル謀叛ノ企起シケルカ、基常・宗忠伝ヘ聞キ、日比ノ鬱憤ヲ散センニ願所ノ幸ト、光秀ノ摩下ニ加ハリ、天正十年六月二日京都本能寺ヘ押寄せ、信長公ヲ生害セシメ、一旦素懷ヲ遂タリトイヘ共、光秀弑逆ノ罪免レカタク終ニ関白秀吉公ノ為ニ誅伐セラレシカハ、基常・宗忠并二舎弟弥七郎宗立親子兄弟三人天正十一年正月十八日自害シ果ス、而ニ左近進宗忠ノ三男孫兵衛尉尚秀八祖父自害ノ後ニ、桑山法印宗栄公ノ御内ニ、碓井重兵衛守良ト八伯父甥ノ間ナレハ、紀州ヘ行テ、碓井家ニ介抱セラレテ徒二月日ヲ暮シケルカ、或時重兵衛宗栄公ヘ事ノ次第ヲ言シケレハ、流石不便トヤ思召ケン頓テ召出サレテ奉仕ス、時ニ尚秀子息三人アリ、嫡男ハ三大夫定秀、二男ハ兵庫正興、三男ハ瀬兵衛正吉、何レモ桑山家ニ奉仕シテ、押並ヒ押続キ兄弟共家老職ニ備テ武鑑ニ記シ載ラレケリ、中ニ就嫡三大夫、次男兵庫兩人ハ大坂御陣ニ働キテ名ヲ桑山ノ家ニ掲ケ、誉ヲ子孫ノ末ニ貽シ畢又

(一七〇七)
宝永四年

丁亥九月十九日改写畢

足立隱菊子正(正姓)(花押)

【史料9】「足立家代々丹州領地之由来」は、まず冒頭に丹波国氷上郡内の足立家の領地を記す。そしてそのあとに足立家の歴史を記す。足立家の先祖遠基(遠元)が、源氏の

御家人として軍功を重ね、平氏追討の後、丹波国内に領地を賜り、子孫が繁栄したこと。とくに足立勝秀の代には足立堀殿と称し、氷上郡小倉に住し五千石ほどの領地を領したところ。ところがその後、明智光秀に従い、本能寺の変に参加し、家が滅亡の危機に陥ったこと。またその後、伝手を頼り桑山重晴に仕官し、子孫は桑山家の家老となったこと。以上が、「足立家代々丹州領地之由来」の概ねの内容である。

先述のとおり、鎌倉幕府有力御家人であった足立遠元の子孫は、丹波国氷上郡佐治郷に武蔵国足立郡から西遷してきた。「足立家代々丹州領地之由来」でもほぼ同様の内容を記す。

この史料にとって興味深い部分はやはり、明智光秀に属し本能寺の変に参加し、家が滅亡の危機に陥り、その後、家を再興するくだりであろう。

正興にとつては曾祖父の基常、祖父の宗忠の代に本能寺の変がおこり、基常や宗忠はみな自害をした。しかし宗忠の息であった尚秀は生き残り、伯父であり桑山重晴の家臣であった碓井守良を頼り、桑山家に仕官をした。そして尚秀の子息正興らの代には、兄弟そろつて家老にまで栄達した。

以下、これらの部分について検討を行う。まず明智光秀に従い、本能寺の変に参加し一族が滅亡の危機に瀕したというくだりであるが、光秀は天正七年（一五七九）に丹波平定を終了し、その功をもって信長から丹波国を与えられている。よつて足立一族が光秀に従い、本能寺の変に参加したといふのは、自然な成り行きであり、歴史的⁽⁶⁾事実とみて差し支えなからう。またその後、一族が滅亡の危機に瀕したのも、当然歴史的事実であろう。

その後生き残つた足立尚秀が、伯父の碓井守良を頼り、桑山家に仕官をしたというくだりであるが、このことについて検討を行う。

足立家文書に残された足立家の諸系図によると、基常の弟の香良が、碓井家に養子に行き、その次男の宗忠が基常の養子となり、足立家を継承したとされている。つまり香良の長男の守良は、確かに尚秀の伯父にあたる。⁽⁷⁾

この足立家と姻戚関係のあつた碓井家については、詳しいことはわからない。⁽⁸⁾ おそらく氷上郡あるいは隣国但馬の在地領主（国人）であつたのではないか。碓井家が桑山家に仕官するきっかけとなつたのは、天正十一年（一五八三）の桑山重晴の但馬国竹田城主就任であつたのかもしれない。

また足立家が居住していた丹波国氷上郡は、但馬国と国境を接している。なかでも足立家が本拠としていた佐治郷は、但馬との国境地帯といつてもよい場所である。桑山重晴の

居城のあった竹田⁽³⁹⁾までは、直線距離にしてわずか10kmほどの距離である。足立家自身も丹波在国のころから、桑山家と何らかのつながりがあったのかもしれない。

いずれにせよ足立尚秀は桑山家に仕官がかない、足立家を再興したのである。そしてその息正興たちの代には、桑山家の家老を勤めるまでに栄達したのである。

以上が【史料9】「足立家代々丹州領地之由来」に関する検討である。

本節では、足立正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証についての検討を行ってみた。その結果、正詮の手による正興に関する事項の顕彰・考証、および足立家祖先に関する考証については、ほぼ歴史的事実に即していることが確認された。

二、三節では正興流足立家の祖といえる正興関係同時代史料の検討と、足立正詮の手による正興に関する事項の顕彰・考証、および足立家祖先に関する考証について、検討を行った。

二、三節でのべたことをまとめると、以下のようになる。足立正興は、大坂の陣で輝かしい武功をあげ、その結果、新庄藩内で確固とした地位を得、その子孫に至るまで代々藩の家老職を勤めた。また正興関係史料の多くが、大坂の陣関係の史料であるということも、大坂の陣による正興の武功が、正興流足立家にとって、非常に重要なことであったことをも物語っている。また正興は武辺一辺倒の人物ではなかった。当時一流の禅僧である大徳寺住持伝外宗左などとも、交流を持っていた。

正興の曾孫足立正詮は、きわめて優れた文化人であった。そのような正詮が力を注いだことの一つが、曾祖父正興に関する事項の顕彰・考証、および足立家祖先に関する考証であった。正詮は卓抜した能力でもって、足立家に関する歴史的事実を明らかにしていった。

おわりに

本章では、足立正興関係史料の検討と、正興の曾孫正詮の手による正興顕彰及び足立家祖先の考証の検討を中心に行った。その結果は、前節の末尾に記したとおりである。足立家文書は近世の一般的な地方文書とは、その性格は明らかに異なる。本章で検討したような一七世紀前半の武家文書や、高取藩主という大名との往復書簡を含む貴重なものである。足立家では武門としては正興が活躍し、文人としては正詮の活動がめざましいものであった。

- (1) 足立家文書に残された足立家の系図類では、遠基とされる。
- (2) 吉川弘文館刊『国史大辞典』足立氏の項参照。
- (3) 吉川弘文館刊『国史大辞典』足立氏の項参照。
- (4) 後掲『史料8』、「立庵公伝記」の正興伝の中に、「足立氏兵助後兵庫少令正興者、大織冠藤原内大臣鎌足公十九代後胤足立右馬允遠基十七世後孫丹州氷上郡小和田之産足立孫兵衛尚秀二男也」とあり、足立家文書をご所蔵の足立家が、小和田の足立家であったことがわかる。なお、吉川弘文館刊『国史大辞典』足立氏の項では、氷上郡に本拠を置いた足立氏一族は、山垣・小和田・三原に居城を築いたとする。
- (5) 後掲『史料9』、「足立家代々丹州領地之由来」、及び足立家文書に残された足立家の系図類。
- (6) 改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 本編』(一九八四年)。なお横田冬彦氏「近世村落社会における 知 の問題」(『ヒストリア』一五九、一九九八年)によると、当時の武士が浪人後に医師となるのは普遍的なコースのひとつであったとされる。
- (7) 足立家文書 1 2。なお本章の文書番号は、拙稿「旧新庄藩家老足立家文書について」(『新庄町歴史民俗資料館年報・紀要かつらぎ』二、二〇〇四年)所収の足立家文書目録の番号である。なおこの史料の写真については、新庄町歴史民俗資料館『桑山一族の興亡』(二〇〇一年)に掲載している。
- (8) 以下『寛政譜』と略す。
- (9) 後掲『史料8』、「立庵公伝記」。
- (10) 後掲『史料7』。この史料についてはくわしくは後述するが、承応二年(一六五三)に作成されたものである。
- (11) 主君に発給された文書が主君から家臣に与えられる例は見られるとのことである、とのこと教示を北川央氏からいただいた。記して謝意を表する。
- (12) 足立家文書 1 8 1。なおこの史料の写真については、新庄町歴史民俗資料館『桑山一族の興亡』(二〇〇一年)に掲載している。
- (13) 足立家文書 1 1。なおこの史料の写真については、新庄町歴史民俗資料館『新

- 庄町歴史民俗資料館常設展示図録』(二〇〇〇年)に掲載している。
- (14) 但し、後掲『史料8』「立庵公伝記」のなかの「頸注文」では、『史料3』のほかにも、足立家には感状が伝来していた旨が記されている。
- (15) 足立家文書1 7 1。
- (16) 足立家文書1 7 4 1。なお『史料4・5』については、山中吾朗氏に種々ご教示いただいた。記して謝意を表す。
- (17) 改訂新庄町史編集委員会『改訂新庄町史 史料編』(一九八四年)所収の「桑山君御知行之扣」(慶雲寺文書)によると、足立三大夫と馬場七左衛門は、ともに国家老とされている。
- (18) この史料の原文書は、当然岸和田藩に届けられたので、足立家文書に残っているのは控である。
- (19) 後掲『史料8』。またこのことから「鎌合」という決着の付かなかったような事例も、武功として考えられていたことがわかる。
- (20) 岸和田市立郷土資料館『岸和田藩の歴史』(一九九五年)。
- (21) 『寛政譜』。
- (22) 岸和田市立郷土資料館『岸和田藩の歴史』(一九九五年)。
- (23) 足立家文書1 3。
- (24) 前掲『史料3』の桑山一直の花押と『史料6』の花押は一致しない。おそらく慶長二〇年以降、寛永六年までの間に一直の花押が変更されたか、あるいは一直が数種の花押を使い分けていたのであろう。
- (25) 木村礎氏他編『藩史大事典 第五巻 近畿編』雄山閣(一九八九)の新庄藩の項では、寛永三年から同九年の間に、この分知が行われたとしている。
- (26) 前掲注(17)史料。
- (27) この史料は、新庄藩改易後の宝永六年(一七〇九)に元新庄藩士か、あるいはその子孫と思われる奥田寿仙という人物によって記されたものである。このためこの史料に記された足立兵助という人物が、正興をさすのか、あるいはその子の正武、孫の正光をさすのかは明らかでない。ただこの史料にある足立兵助という人物が正興、あるいは正興の子孫であることはほぼ間違いないものと思われる。なお正興流の足立氏は代々兵助を通名としている。足立氏の歴代については、本章所収の「足立家略系図」を参照いただきたい。

- (28) 足立家文書 1 10 3。
- (29) 後掲『史料9』「足立家代々丹州領地之由来」によれば、足立家が桑山家に仕官するのは、正興の父尚秀の代からである。
- (30) 足立家文書 2 55等。なお木村礎氏他編『藩史大事典 第五巻 近畿編』雄山閣(一九八九)の高取藩の項では、高取藩には藩医が八名いたとしている。藩外から招聘された正詮の医術はそれらの藩医よりも優れていたといえよう。また正詮の妻が高取藩士田塩市左衛門の女であったことも、高取藩主植村家と足立家の交流の原因の一つであったと思われる。
- (31) 足立家文書 3 97。
- (32) これらの史料は、前掲注(7)拙稿所収の足立家文書目録を参照されたい。
- (33) 足立家文書 1 10 1。
- (34) 正吉が江戸に下ったのは、新庄藩改易のため新しい仕官口を求めた為と思われる。正吉は新庄藩改易後、武蔵国川越藩主秋元喬知に仕官している。
- (35) 足立家文書 1 6 1。
- (36) 『丹波志』によると、山垣城に拠った足立一族は明智光秀に逆らい逼塞したとする。これもおそらく歴史的事実と思われる。小和田の足立一族もいったんは明智光秀の侵攻に抵抗し、その後、光秀に属したのかもしれない。なお、『丹波志』については、足立正義氏にご教示いただいた。記して謝意を表する。
- (37) 本章所収の足立家略系図を参照されたい。
- (38) 前掲注(17)の「桑山君御知行之扣」(慶雲寺文書)には、碓井氏は登場しない。
- (39) 『丹波志』によると、足立氏自身が竹田城に拠って、但馬山名氏の氷上郡侵攻を食い止めたとある。

第四章 中世国人の近世への展開

三箇家親類書をめぐって

はじめに

奈良県五條市在住の三箇毅氏ご所蔵の三箇家文書のうち、三箇家の由緒・親族について記された一群の史料がある。本章ではこれらの史料を検討することを通して、近世の三箇家の親族関係を明らかにしたい。また中世国人の系譜をひく三箇家の由緒がどのように近世の三箇家で伝えられたのかについても明らかにしてみたい。

一 元禄二年頃の三箇家の親族

三箇家に伝来した近世文書のうち4のグループには、三箇家の由緒・親族について記されたものが一括されている。4のグループの史料点数は一点である。このうち五点が元禄年間（一六八八～一七〇四）に記されている。年代のわかるものうちの下限は、4「⁶年恐以書付奉願上候」の安政六年（一八五九）である。このことから4のグループは安政六年以降に一括されたことがわかる。

また元禄年間に記された史料のうち、三点が元禄二年（一六八九）に記されたものである。この三点は、いずれも三箇頼雄の親類書であり、基本的に同内容のものである。この三点の史料より、元禄二年段階での三箇家の親族関係が判明する。

中世国人の系譜をひく三箇家の近世中期段階での親族関係を、これらの親類書より復元してみると興味深い事実が浮かび上がってくる。

まずこの三点の史料の全文を掲げてみる。

4-1

三箇倫之介親族

和州宇智郡之地土今井庄三箇之城地二
麗有候、三箇殿と呼申候、祖父三箇飛騨守
先祖以来三箇之城主二而御座候、從畠山
家奉書之助状等事も所持仕候

- | | |
|------|-------|
| 一 父 | 三箇弥平次 |
| 一 兄 | 同久太郎 |
| 一 弟 | 同久米之助 |
| 一 叔父 | 古屋新十郎 |

能勢出雲守殿組大坂二
麗有候、知行貳百石

高野興山寺二麗有候

古屋新十郎方二麗有候

- 一 同 同組知行式百石
- 一 從弟 一乘院御門跡之家老南都二
罷有候、知行百五十石
- 一 同 同御内二罷有候、小之姓相勤申候
- 一 同 本多能登守殿二罷有候、
知行百五十拾石程与承申候、

右之通^二御座候、己上

興山寺弟子

元禄二年^己二月十四日

彦岑

- 伊駒彦太夫
- 湯浅三河守
- 伊駒半弥
- 河村半六

412

親類書

一 父

和州宇智郡之地土今井庄三箇之城地二罷有候、三箇殿与呼申候、
祖父三箇飛騨守先祖以來三箇之城主二而御座候、從畠山家
奉書之勤状等事也所持仕候。

三箇弥平次

一 兄

古屋新十郎方二罷有候、

同久太郎

一 弟

高野興山寺二罷有候、

同久米之助

一 叔父

能勢出雲守殿組大坂二罷有候、知行式百石

古屋新十郎

一 同

同組知行式百石

伊駒彦太夫

一 從弟

一乘院御門跡之家老南都二罷有候、知行百五十石

湯浅三河守

一 同

同御内二罷有候、小之姓相勤申候、

伊駒半弥

一 同

本多能登守殿二罷有候、知行百五十拾石程与承申候、

河村半六

元禄二年^己二月十四日 三箇倫之助頼雄

413

〔端裏〕
「三ヶ倫之介殿 覚 彦岑」

三箇倫之介親族

一 父

和州宇智郡之地土今井庄三箇之城地二
罷有候、三ヶ殿与呼申候、祖父三ヶ飛騨守
先祖以來三箇之城主二而御座候、從畠山
家奉書之勤状等事也所持仕候。

三箇弥平次

一 兄

古屋新十郎方二罷有候、

〔新十郎猶子〕
同久太郎

一 弟

高野興山寺二罷有候、

同久米之助

一 叔父

能勢出雲守殿組大坂二
罷有候、知行式百石

〔弥平次力兄〕
古屋新十郎

- 一 同 同組知行式百石 (母力弟) 伊駒彦太夫
- 一 従弟 一乗院御門跡之家老關部二
罷有候、知行百五十石 (彦太夫兄ノ子他名ヲ継) 湯浅三河守
- 一 同 同御内二罷有候、小之姓相勤申候、 (同) 伊駒半弥
- 一 同 本多能登守殿二罷有候、知行
百五十石と承申候 (同他名ヲ継) 河村半六

右之通^二而御座候、己上

興山寺弟子

元禄二年^己二月十四日

(彦岑

彦太夫力別腹ノ兄

まずこれらの親類書から次のことがわかる。頼雄の父弥平次は宇智郡の郷土(地土)であり、三箇殿と敬称付で呼ばれる存在である。弥平次の祖父は飛驒守といい、先祖以来三箇の城主であった。

頼雄の兄の三箇久太郎は弥平次の兄、つまり伯父の古屋新十郎の猶子になっている。この古屋新十郎は大坂町奉行能勢頼相組下の武士であり、二〇〇石の知行を受けている。

同じく母の弟、つまり母方の叔父である伊駒彦太夫も能勢頼相組下の武士である。

頼雄の弟の三箇久米之介は、高野山興山寺に居住している。ちなみに4-1・4-3の筆者である彦岑も興山寺の僧である。この彦岑は4-3に「彦太夫力別腹ノ兄」とあり、頼雄や久米之介の母方のおじであることがわかる。

頼雄のいとこ達は、次の通りである。ここに登場するいとこ三人は、いずれも母方の叔父である伊駒彦太夫の「兄ノ子」であり、母方のいとこである。

まず一人目のいとこ湯浅三河守は、伊駒家を出て他家に養子にゆき、興福寺一乗院の家老をしている。その弟と思われる伊駒半弥は興福寺一乗院の小姓をしている。この三兄弟の末弟と思われる河村半六は、他家に養子にゆき本多忠常に仕え郡山藩士となっている。

三通の親類書から判明することは、概ね以上である。⁽²⁾

この三通の他にも頼雄の親類が判明する史料が、三箇家にはのこされている。

3-3「覚」もまた、三箇家の親類について記す。この史料によると、頼雄の父弥平次の妻、つまり頼雄の母は「新庄ノ城主桑山加賀守殿ノ家臣伊駒 左衛尉力孫娘ヲ以テ女房トス、倫之助母ナリ」とある。また弥平次には「兄弟三人アリ、一人八堀田加^(賢守) 殿二奉公、一人八尼崎ノ城主^(青山氏)二奉公、一人八出家ノ由」とある。

3-13の「覚」にも、頼雄の母の実家である伊駒家に関する記述がある。「生駒弥五左衛門^{知行百五十石} 松平中務殿^二而聞番役勤被申候、生駒彦太夫殿伯父^二而候(中略) 屋敷浅草見付^一」

これら三通の親類書及び3-3「覚」、3-13「覚」は、いずれも同時代史料であり、

後世の編纂物である系図や由緒書などよりは、はるかに信憑性が高いものと思われる。⁽³⁾
この五点の史料より元禄二年頃の三箇家の親族・先祖を復元してみると、次のような系図になる。

次にこれらの親類書及び3-3「覚」・3-14「覚」に記載されていることについて、若干の考察を試みてみる。

まず「親類書」が頼雄の父弥平次を「宇智郡之地土」とする点について。4-4「乍恐謹言上」は弥平次が元禄二年（一六九九）六月に代官所に提出した訴状である。ここではその内容についてはくわしくふれないが、弥平次所持の畑のあたりにある松を理不尽にも他人に切り取られたという一件を、弥平次が訴えたものである。それはともかく、弥平次の差出部分の署名が「和州宇智郡今井村 弥平次」となっており、名字も実名も記しておらず、一般の百姓と変わらない署名をしている。このことから、頼雄が弥平次を地土とするのは、「自称地土」であるか、あるいは元禄二年以降、元禄一二年までの間に弥平次の身分変更がなされた可能性がある。もしくは、弥平次がその時々々の立場に応じて、地土と百姓の身分を使い分けていた可能性もある。

次に三箇家と高野山との関係について。以前私は戦国時代の宇智郡が高野山ときわめて深い関係にあることを指摘した。⁽⁴⁾この高野山との関係は江戸時代になっても続いていることがわかる。頼雄の母方のおじの彦岑が高野山興山寺の僧である。また頼雄の弟の久米之介も興山寺に居住している。久米之介が興山寺に居住しているのは、おじ彦岑のつてを頼ったものと思われる。いずれにせよ、三箇家が高野山と深い関係にあることがわかる。⁽⁵⁾

第三部第二章で、宇智郡の百姓の借金の相手が高野山であることを指摘した。⁽⁶⁾近世の三箇家が高野山に人を送り込んでいたのと同様に、三箇家をはじめとする宇智郡の中世国人も、高野山に人を送り込んでいたものと思われる。このことが、戦国期に宇智郡の百姓の借金の相手が高野山であったことの背景の一つであったものと思われる。

興福寺との関係について。中世宇智郡の国人は興福寺と深くつながっていた。⁽⁷⁾近世になっても三箇家の親族が興福寺に仕えている。頼雄の母方のいとこである湯浅三河守が一乗院の家老であり、同じく母方のいとこである伊駒半弥が一乗院の小姓をしている。三箇家のような中世国人の系譜をひく家が、高野山と同様の権門寺院である興福寺とも中世以来の深いつながりを維持しつづけていることがわかる。

頼雄の母の実家である伊駒家について。頼雄の曾祖父の伊駒 左衛尉は、新庄藩士であったという。現在管見のかぎり確認できる新庄藩の分限帳の中に登場する伊駒氏は、「桑山君家来御知行附」に記載される「一同 七両 生馬半兵衛」という比較的身分の低い藩士が一名のみである。⁽⁸⁾この生馬半兵衛と 左衛尉との関係は、現在のところ不明である。しかしながら 左衛尉の伊駒一族は、知行二五〇石〜一五〇石クラスの武士が多いた

め、半兵衛と 左衛尉との間には血縁関係は存在しないのかも知れない。

いずれにせよ、前述の通り伊駒一族は一乗院に仕えたり、幕臣、郡山藩士などになっている。ちなみに桑山家新庄藩は天和二年（一六八二）に改易となっているので、元禄二年（一六八九）段階では桑山家新庄藩は存在しない。頼雄の父方の伯父である古屋新十郎と母方の叔父である伊駒彦太夫は、ともに大坂町奉行能勢頼相組下の幕臣である。このことはあるいは、新庄藩改易のため浪人となった彦太夫が、自分の姉の義理の兄である古屋新十郎のつてを頼った可能性もあるものと思われる。ちなみに頼雄の兄の久太郎は前述の通り古屋新十郎の猶子となっている。

このように三箇頼雄の親族を復元してみると、三箇家が実に幅広い親族ネットワークを有していることがわかる。元禄二年段階で三箇家は表面上は、一介の百姓身分となっていた可能性もある。しかしその実態は、中世以来の高野山・興福寺といった権門寺院との関係を近世になっても維持しつつ、一族の多くは幕臣・藩士等の武士になり、二五〇石、一五〇石程度の禄を食んでいる。まさに中世の国人の系譜をひくにふさわしい親族関係といえるのではないか。

三箇弥平次は、4-4「乍恐謹言上」のなかで自分のことを訴訟の相手が、「私儀不調法者殊^ニ村之内^ニ親類^モ無御座候故、侮申候」である、と述べている。「三箇殿」と呼ばれるほどの弥平次が、訴訟の相手に「侮申」されているのは、一見矛盾しているように見える。しかしこのことは、弥平次自身が「村之内^ニ親類^モ無御座」と語るとおり、三箇家の親族が村外の武家が中心で、村内には親族がいなかったことを物語っているものと思われる。村内の一般の百姓層と中世の国人の系譜をひく三箇家では、家格に大きな開きがあり婚姻関係を結ぶことはなかったであろう。

三箇家がこのような武家中心の幅広い親族ネットワークを形成できたことは、やはり中世国人の系譜をひく家である、ということが最大の理由であろう。この国人の系譜をひく家であるという事実を三箇家では、どのようにして伝えていったかについて次節で明らかにしてみたい。

二 三箇家に伝えられた由緒

三箇家には現在、写も含めて一五点の中世文書が伝来している。また4-6「乍恐以書付奉願上候」、4-7「御霊明神出仕由緒書」、4-8「宇智郡伝衆」、4-10「古文書

解文」のように、中世三箇家の由緒を伝える近世史料も残されている。これらの近世史料について若干の考察を試みてみる。

三箇家に伝来する中世文書についての解説を記しているのが、4-10「古文書解文」である。以下に、その全文を掲げてみる。

4-10

- 一 政長八畠山左京太夫政長也、政長八京都足利將軍家之管領職之人ナリ、同名元就と威勢争^ニ天下之大名ニツ^ニ分兩方へ相成数年夥敷合戦京都并方々^ニ有之、其時分之勘状^(感)なり、管領職と申八將軍之後見^ニ天下之諸式此職之司なり、
- 一 遊佐河内守八政長之執権^ニ河内^ニ居住、河州・和州・紀州辺之事を支配セシ人ナリ
- 一 ト山八政長一家之大名と見たり、
- 一 林堂忠兵衛八ト山家来と見たり、
- 一 勘状之内^(感)ニ上意と有之者足利將軍之上意なり、
- 一 大澤・小峯八何茂和州・紀州堺^ニ有之山手之在名なり、
- 一 二十一人連判之内之前書^ニ平殿と有之者是又畠山殿執権^ニ河内之内^ニ居住之由なり、
- 一 宇智郡二十一人之武士者御霊大明神の近臣とも申伝又者大臣武智麻呂之臣下筋とも申伝なり、武智麻呂者大職冠之御子^ニ宋山寺御建立なり、宇智郡御知行と見へたり、弘治二年・元禄十六年迄百四十二年也、

この史料では、畠山政長、遊佐長直、畠山尚順、平氏、宇智郡の国人衆及び家伝の中世文書について、解説を加えている。この史料は元禄一六年（一七〇三）に書かれている。そのためか政長の官途名を「左京太夫」としたり、畠山義就を「元就」とするなどの誤りが見られる。しかしながら、元禄一六年段階で家に伝わる中世文書についての覚書を作成していることは、三箇家の由緒を伝えてゆこうとする姿勢がうかがえ、重要なことであると思われる。

また宇智郡の国人衆について記した史料も残されている。4-7「御霊明神出仕由緒書」は、次のように記す。

4-7

- 一 御霊明神^八出仕之時禰宜・神主^八右座也、着用^八折烏帽子^{祿直}黄色ひたたれ、神主^八禰宜^{立編}八立帽子白ひたたれ也、

- 一 二十志人勇士^{左座也}八上衆醬束黒醬束、中衆八折烏帽子黄色醬束、下衆八立烏帽子白醬束也、

(下略)

この史料によると、二十一人の国人衆は御霊明神に出仕する存在であり、上・中・下の三つのグループにわかれていたとする。ちなみに、この御霊明神とは宇智郡惣社であると思われる。

この二十一人の国人の氏を記した史料が、418「宇智郡伝衆」である。以下に全文を掲げる。

418

宇智郡伝衆

野原	^{上ノ衆}	吉原	^{中之衆}	表野	^{下之衆}
坂合部		福岡		北山	
二見		阿多賀		久留野	
牧野		嶋野		近内	
大岡		犬飼		貝田	
宇野		瀧		松井	
三箇		栄山		岡	
宇智郡五ヶ寺					
二見		大日寺		大善寺	
岡		神宮寺		歳福寺	
宇野		観音寺			

第三部第二章で紹介した史料に登場する国人と、かなりの頻度で氏が一致している⁽¹⁾。近世段階でも中世国人の系譜をひく家は、そうした家格の家として認識されていたことがわかる。

この二十一人衆については、三箇家では幕末に至るまで強く意識されている。それとともに、三箇家の国人としての由緒についても幕末に至るまで語られている。そのことを記すのが、416「乍恐以書付奉願上候」である。この文書は三箇元吉・元右衛門親子が安政六年(一八五九)に五條代官所に提出した訴状である。文書内容についてはくわしく

れないが、三箇家の墓所である字正明院に、医師良貞なる者の遺体を勝手に埋葬されたことを、三箇家が代官所に訴えてたものである。

この文書の冒頭に三箇家の由緒を記す。

416

乍恐以書付奉願上候

当御代官所和州宇智郡今井村百姓

元右衛門奉申上候、私方之儀弘治・天正之

頃迄者宇智郡式拾吉人^二領地いたし三箇

飛驒守^三申其己前足利將軍家之官

領職畠山政長公^二仕所々々合戦勲功在

候哉、右政長公之御感状数通頂戴

罷在右体私先祖之もの^二御座候処、大坂乱後

民間^二陥り細き煙^リを立相続仕候得と

(中略)

安政六末年七月廿二日

元右衛門

今井村
百姓

病氣^二付
代親

元吉

松永善之助様

御役所

前書之通御願上候^二付
乍恐奥印仕奉申上候、以上

庄屋

弥太郎

この文書では弘治・天正頃までは、宇智郡二十一人家が宇智郡を領地していたこと⁽¹²⁾、三箇家の先祖飛驒守が畠山政長に仕え、政長からの感状が家に伝わること、しかし大坂の陣後、逼塞したことを記す⁽¹³⁾。

この文書の元右衛門の署名の肩書を見ると、「今井村百姓」となっており、幕末期には三箇家は一般の百姓身分となっていることがわかる。しかし家の由緒としては、中世の国人の系譜に連なるということを忘れていない。むしろ強く意識しているといえよう。

このように三箇家では、410にみられるように近世中期の元禄頃から、416の幕末に至るまで、中世国人の系譜に連なる家であることを伝え続けたことがわかる。

おわりに

本章では、元禄二年に書かれた三箇頼雄の親類書を中心にして、元禄段階での三箇家の親族についてと、中世国人としての由緒がどのようにして三箇家に伝えられたかについて、若干の考察を行った。まとめてみると、以下のようになる。

三箇家では中世以来の伝統により、高野山や興福寺という権門寺院と関係を持ち続けた。また親族の多くが、二五〇石〜一五〇石クラスの知行を受ける武士であった。三箇家とこれら親族の間では、仕官の融通などいろいろいと便宜を図りあう関係があった可能性もある。近世中期には一般の百姓身分であった可能性もある三箇家が、寺院権門や武士との関係が保てたのは、三箇家が中世国人の系譜をひく家であったからと思われる。

また三箇家では、おそくとも元禄期頃より、中世における畠山氏とのつながり、二十一人衆という国人としての由緒などを語り始める。そのことは幕末期になり、三箇家が一般の百姓身分となっても忘れられることなく伝えられていった。

注

- (1) 本章で使用する史料名・史料番号は、山形隆司氏「三箇家文書調査の経緯と概要」『奈良歴史研究』五九、二〇〇三年)によるものである。
- (2) これら三通の親類書が作成された理由は不明であるが、頼雄の仕官のため、あるいは婚姻のためであった可能性もある。ちなみに1-1「三箇氏系伝」には頼雄は登場しない。「三箇氏系伝」によれば、頼雄の弟久米之介は実名を頼といい、のちに真証房有円と名乗り、仁和寺末の撰津西成郡不動寺の住持となっている。また頼雄の父弥平次の実名は頼次としている。
- (3) 3-3「覚」は「父八三箇弥平次」という書き出しではじまっており、頼雄あるいはその兄弟の記述であることがわかる。3-13「覚」は後欠史料であり筆者は不明である。しかし、たとえば生駒弥五左衛門については「我等も真寥も邇申念比二候」とあり、「覚」の筆者と弥五左衛門とは顔見知りであることがわかる。
- (4) 第三部第二章「戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立」。
- (5) 彦岑が興山寺僧となり、久米之介が興山寺に居住することについては、三箇家と木

食応其が深い関係にあったことに由来する可能性もある。応其と三箇家との関係は3-3「覚」に「興山応其上人ヨリモ地行知三百石宛ツカハシ玉フ」との記述があり、三箇家と応其の間には主従関係があったものと思われる。

(6) 前掲注(4) 拙稿。

(7) 前掲注(4) 拙稿。

(8) 『改訂新庄町史 史料編』(一九八三年)。

(9) 『改訂新庄町史 本編』(一九八三年)。

(10) これらの中世文書については、小谷利明氏『宇智郡衆と畠山政長・尚順』、『奈良歴史研究』五九、二〇〇三年)、前掲注(4) 拙稿等を参照していただきたい。

(11) 前掲注(4) 拙稿。

(12) この文書の弘治とは、弘治四年をさすものと思われる。つまり二十一人衆の原型は以前注(4) 拙稿で紹介した「宇智郡国衆連判状」に署名した国人にあると思われる。

(13) 大坂の陣で豊臣方についたために、家が滅んだり、逼塞したというのは、大和国人の多くに見られる特徴である。

本稿に収録した各論文は一九九六年に執筆したことから、直近に執筆したもののまでにわたっている。読み返してみると、この一〇数年の間に、考えにぶれが生じていることがよくわかる。また本稿に収録した論文によって、中世後期の大和をはじめとする畿内近国の権力構造のすべてが明らかにできたわけでもない。しかしながら本章において、本稿で述べてきたことについて、一応まとめ、現段階での私の考えを述べておきたい。本章では、まず第一部から第三部に配した各章の要約を行い、本稿で明らかにしえたことを述べる。そのうえで、序章で私が掲げた課題と、本稿の関わりについて述べ、あわせて今後の課題についても触れておくことにする。

第一部は、中世後期の寺院権力、特に興福寺と大乘院門跡の権力構造について述べた。興福寺の権力構造を扱った従来の研究では、興福寺の有した守護権の把握者は、いまだに解明されていない。また大和最大の権力者であったといえる門跡の、検断権をはじめとする権力の実態に関する研究も少ない。第一部では、これらの点を視野に入れた論考を配した。以下に各章の要約を記す。

第一章 室町期大和国の守護権に関する一考察―幕府発給文書を中心に―（初出、矢田俊文氏編『戦国期の権力と文書』、二〇〇四年）

幕府より発給された文書がどのような伝達ルートをとどり受給者に渡るのかを手がかりにして、室町期の大和国の守護権を考察したもの。

従来の研究では確定されていなかった興福寺内の守護権の掌握者を検討し、さらに興福寺の持つ守護権が一五世紀中葉頃から、勢力を伸長させてきた大和国人の手により崩壊させられていく過程を明らかにした。

大乘院門跡が別当に就任していた時期には、幕府発給文書は必ず、大乘院門跡を経由して受給者に伝達された。このことから門跡が別当に就任していた時期は、その門跡が一元的に守護権を掌握していたものと考えられる。門跡が非別当の時期には、別当と大乘院・一乗院の両門跡の三者に、幕府からの文書が発給された。守護権は別当と両門跡がそれぞれの管轄ごとに掌握していたものと推測される。

一五世紀中葉頃より、幕府奉行人奉書が大和の国人勢力の手により伝達される例がみられるようになり、奉書の伝達に関与した国人勢力の意思が奉書の内容に反映されるようになる。さらに一五世紀の八〇年代になると、本来大乘院に伝達されるはずの奉行人奉書が

国人の手により握りつぶされる、あるいは奉行人奉書が、大乘院を経由せず国人に直接伝達される例もみられるようになる。幕府文書の発給伝達ルートからみれば、門跡が掌握していた守護権は崩壊しつつあったといえる。

第一章では、大和国の権力を考察するにあたり、基本的作業として中世後期の守護権のありかたを検討した。

第二章 室町期における興福寺大乘院門跡の検断と国人（初出、『葛城市歴史博物館年報・紀要 かつらぎ』六、二〇〇七年）

第一章で述べた守護権の重要な部分が検断権であった。従来研究の必要性が提起されながら、研究のなかつた大乘院門跡の直末寺院での検断のあり方を考察した。

大乘院の直末寺院で検断沙汰が発生した場合、末寺側から門跡への注進義務があった。この注進に対し、門跡からは検断使が派遣された。また門跡は犯人追及という職権的な検断も行っていた。門跡は事件が容易に解決できないときは、有力国人に事件を解決させていた。国人たちは末寺内での勢力拡大のためには、国人同士で抗争を起し、門跡検断にも介入を行った。国人の一族が事件の被害者となったときは、国人は末寺内での、門跡検断ですら否定した。国人は、事件の発生から検封の解除までの検断の主導権を掌握し、門跡検断の存在を脅かすまで、自らの権力を末寺内へ浸透させていた。

元来大乘院門跡は大和守護、庄園領主、本寺として、一元的に検断権を掌握する立場にあったといえる。しかしその検断権は、国人たちにより脅かされていたのである。

第三章 大和国中山寺支配をめぐる門跡と国人（大乘院寺社雑事記研究会編『大乘院寺社雑事記研究論集』四、二〇〇九年予定）

興福寺大乘院直末寺院における代官支配と興福寺が宗教権力として行う呪詛、調伏について考察した。

大乘院門跡は、事情により、直末寺院の支配を直務支配から代官支配へと、転換する場があった。代官に補任された国人は、末寺に対し非法行為を行うことがあった。非法行為を行った代官を罷免することは、有力国人による介入もあり、むづかしいものであった。代官による非法行為が治まらない場合、興福寺は代官の調伏を行い、代官の非法を治めた。

第一章、第二章で述べたように、大和国人は、興福寺の持つ守護権や検断権に対して、介入を行い、興福寺や大乘院門跡の持つ権限を脅かしていた。しかし興福寺の持つ呪詛の力の前では、国人たちは非法を治めるしか方法がなかったのである。興福寺の行う呪詛は、従来の研究でいわれてきたものより、はるかに強力であったといえる。

第四章 室町期大和・河内国境地帯における諸勢力の動向をめぐって（初出、『高円史学』二四、二〇〇八年）

大和・河内国境地帯に存在する大乘院の直末寺院信貴山寺で発生した禅学相論を素材に、禅学相論をめぐる大乘院門跡、大和国人、河内畠山氏の動向を検討した。

禅学相論の解決のために動いたのは、大乘院ではなく、畠山氏であり、その実務を担っていたのは、本来寺家被官である大和国人であった。畠山氏は大和・河内国境に存在する信貴山寺の重要性を熟知しており、信貴山寺に自らの支配を及ぼそうとしていた。

第一章から第三章までで触れなかった興福寺権力と他国勢力との関係について論じた。

中世後期の門跡の権力の実態について、おもに他国勢力との関係から考察することをめざしたものである。

第二部は、武家権力たる大和国人の権力構造について考察した論考を配した。従来通説では、一五世紀の大和国人は権力形成がまだ脆弱で、一族・被官の結集も弱く、その内部構成も甚だ脆いものであったとされてきた。しかしこのような把握では、大和統一を成し遂げ、織田信長政権下での大和守護職就任が果たせた筒井氏の存在は説明がつかない。第二部では、戦国期武家権力に成長しようとする大和国人の権力形成、家臣団編成、商業政策、上部権力や他国権力との関係について述べた論考を配した。以下に各章の要約を記す。

第一章 中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成―大和国古市氏を中心に―（初出、『日本史研究』四〇六、一九九六年）

従来検討されることの少なかった一五世紀における大和国人の権力の形成過程と、その内部構造について、大和国人古市氏を素材にして考察した。

興福寺の強力な支配体制の残る大和国では、荘園体制を打破する国人の在地支配はむづかしかった。このような大和国人が成長し戦国期武家権力化するためには、強力な家臣団編成が必要であった。鎌倉中期以降、武士団では惣領制が解体の方向へとむかい、庶家は独立する傾向にあった。このことは、古市氏ら大和国人にとっても同様のことであった。

古市氏は解体の危機にあった一族結合を、興福寺・幕府・経覚の権威を利用することで乗り切り、一族結合の強化に成功した。その後、古市氏は家臣団に対するの裁判権を掌握し、家臣の自力救済権を否定するなどして、家臣団の統制・編成を強力に推進した。一族の家臣化も、一族の庶家を直接、古市氏直臣に編成するなどして進めた。これらの古市氏のことした諸施策は、一六世紀に登場する戦国大名に共通するものがあると考えられる。古市氏

は強力な家臣団編成・統制を行い大和国人の間で主導権を掌握し、戦国期武家権力への行動を示しえた。第一部第一章でみた興福寺の守護権の崩壊や、第二章でみた門跡の検断への介入も、このような大和国人の勢力伸長と連動して行われた。

第二章 中世後期の若党に関する一考察―大和国を中心にして―（初出、『高野山史研究』六、一九九七年）

従来の研究では、中世後期の若党は基本的には、村落に属する凡下身分・被支配身分としてとらえられてきた。こうした見解は、若党の一側面にすぎない。大和国の若党は衆徒・国民（大和国人）より下級とはいえ、国人と同じ侍身分であった。大和の若党は大和国人の庶家の出身であった。彼らの惣領家（主家）への結束は固いものであった。衆徒・国民の庶家であった若党は、村落に属する者というよりは、権力側の一員であった。大和の若党は有力国人の戦国期武家権力化や大和での主導権掌握のために、編成・統制された家臣団という側面を有していた。

第一章でみたような強力な大和国人の権力を支えたのが、若党などの家臣であった。

第三章 国人古市氏の馬借・関支配について―南山城を中心にして―（初出、『高円史学』一三、一九九七年）

大和国の有力国人であった古市氏は、第一章で述べたように、強力な家臣団編成を行い、戦国期武家権力化への道を進んだ。その古市氏権力を経済的に支えていたのは、古市氏の商業政策であった。南山城に進出した古市氏は、事実上の守護公権を背景にして、南山城の関支配を進めてゆく。南山城の交通路を掌握した古市氏は、それを梃子に馬借・商人を自らの支配下におき、商業資本をもより深く掌握していった。これらの商業政策で得た経済力を背景に古市氏は、戦国期武家権力化への道を強力に推進していった。

第四章 和泉国上守護代宇高氏と興福寺官符衆徒棟梁古市氏（初出、小山靖憲氏編『戦国期畿内の政治社会構造』、二〇〇六年）

和泉国上守護代宇高有光の大和古市亡命という一事件から、亡命の背景にあったと思われる中央や大和の情勢に関する若干の考察を行った。

宇高氏の大和古市亡命の理由の一つに、宇高氏と古市氏が、ともに守護代クラスの家で家格の釣り合いがとれていたことがある。また古市氏は幕府管領家の畠山持国と親しい関係にあった。当時細川氏の同族連合体制に対抗できる人物は、幕閣内では畠山持国以外にはいなかった。このため細川氏の手から逃れてきた宇高有光は、持国と親しい関係にあった古市氏のもとに亡命をした。

なおこの亡命事件の背景には、守護・守護代の支配系列からはみえない守護代層の横断的關係関係もつかげえることも明らかにした。

第三部は、地域権力としての、大和国の惣国一揆に関する論考で構成した。従来の大和国の惣国一揆研究は、惣国一揆の国人と土民の一揆の重層的結合、惣国一揆と国人の同名中組織との関係の指摘といった、近年の惣国一揆研究の現状に対応しきれていないものと思われる。そこで第三部では、近年の惣国一揆研究の成果に対応した、惣国一揆の内部構造や、他国勢力との関係を考察した論考を配した。以下に各章の要約を記す。

第一章 室町期における興福寺大乗院門跡の検断と布留郷一揆（初出、『葛城市歴史博物館年報・紀要 かづらき』七、二〇〇八年）

興福寺大乗院の直末寺院である永久寺に対する布留郷一揆の介入を考察した。永久寺に対する検断権は他の末寺同様、大乗院門跡が掌握していた。ところが布留郷一揆は、永久寺の検断に対して、しばしば介入を行った。この介入は、元来、布留郷が有した検断における犯人処刑の権利を梃子としたものであった。また永久寺に対する布留郷の検断は、布留郷の持つ庄園領主としての検断権行使であった可能性も指摘した。

第二章 戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の成立、「戦国期大和国宇智郡に関する二つの史料」を改題（初出、『日本史研究』四五四、二〇〇〇年）

戦国期大和国宇智郡の惣郡一揆の存在を明らかにした。弘治四年段階で宇智郡には惣郡一揆が存在した。この一揆は日損という地域の危機に対応するための危機管理の地域防衛システムであり、宇智郡の国人たちはそれまでの抗争をやめ、当時、宇智郡を支配していた河内守護権力に対峙したことなどを明らかにした。

第三章 戦国期大和国宇智郡惣郡一揆の内部構造と高野山、「戦国期大和国宇智郡惣郡一揆について」を改題（初出、『ヒストリア』一八八、二〇〇四年）

宇智郡惣郡一揆成立の際、連判状に署名した国人は、同名中の惣領であった。同名中には、地域権力である高野山が深く関わっていた。経済的危機に陥った宇智郡の維持のためには、高野山の経済力がぜひとも必要であった。国人と高野山院家は連携して地域の経済保証を担った。しかし宇智郡にとって、郡内に高野山の経済力を呼び込むことは、高野山による宇智郡支配をも呼び込むものであった。宇智郡惣郡一揆の成立は、宇智郡に高野山の支配を呼び込むきっかけとなったともいえる。

以上のように第一部から第三部にわたり、矢田俊文氏のいわれた三つの権力、寺院権力、

武家権力、地域権力（惣国一揆）の検討を行ってきた。そのそれぞれの要約は、以上のとおりである。以下に序章で私が掲げた課題と、本稿の関わりについて述べる。

第一部では、中世後期の寺院権力、特に興福寺と大乘院門跡の権力構造について述べた。序章でも述べたが、大和国の守護権の掌握者については、確定されていなかった。そこで私は、実際の史料に則して、大和国の守護権の掌握者を確定する必要を感じ、第一章においてその作業を行った。その際、室町幕府 守護体制下での守護権を考察することを意識し、幕府発給文書の伝達を中心に考察を行った。その結果は、前述したとおり、興福寺別当と両門跡により、守護権が分有されていたことが明らかになった。また興福寺の持つ守護権が、大和国人の手により脅かされてゆくことも明らかにした。

しかしながら、残された課題も大きい。守護が存在しない、あるいは確定できない国は、大和のみではない。第一章で掲げた『大乘院寺社雑事記』文明九年（一四七七）一二月後付を再び掲げる。

肥前国平戸肥州西下方
千葉粟上方向

筑後菊池國
又大友申請云々

豊前大内、
又大友申請云々

薩摩嶋津國、薩摩カコシマニ住

以上九州

対馬国（宗）
惣刑部國

丹波国細川

美作国赤松

因幡国山名

備後国山名

周防国大内

隱岐国京極

淡路国細川淡路守

伊与国（予）
細川

和泉国細川高人

大和国大乘院
一兼院

志摩国北畠

肥後菊池國也
又大友申請云々

筑前（少）
小武國也
又大内申カマホナミ

豊後大友國

日向（伊東）
山東八井頭・土持
大隅

壹岐国松ラ免、平戸肥州相計殿

播磨国赤松

但馬国山名

伯耆国（善）
山名

安芸国山名

長門国大内

佐土国（渡）
一郡新波

阿波国細川

土佐国（細川）
一兼殿

河内国畠山

伊賀国仁木

山城国

肥後菊池國也
又大友申請云々

筑前（少）
小武國也
又大内申カマホナミ

豊後大友國

日向（伊東）
山東八井頭・土持
大隅

壹岐国松ラ免、平戸肥州相計殿

備前国赤松

丹後国一色

備中国細川

出雲国京極

石見国山名

讃岐国細川

紀伊国畠山

摂津国細川

伊勢国北畠
土岐一色

近江国六角
京極

若狭国 <small>武田 一色</small>	越前国 <small>新波</small>	美乃国 <small>土岐 (遷)</small>
加賀国 <small>戸賀世 (富樫)</small>	能登国 <small>黒山</small>	尾張国 <small>新波</small>
三川国 <small>細川 本一色 (河)</small>	遠江国 <small>新波</small>	駿河国 <small>今川</small>
飛騨国 <small>京小嶋</small>	越中国 <small>黒山</small>	越後国 <small>上杉</small>
信乃国 <small>上杉 小笠原 (遷)</small>	甲斐国 <small>武田</small>	相模・武蔵・上野
常陸・下総・上総・安房・下野・伊豆、以上鎌倉殿	出羽国 陸奥国	

この史料では、日本全国の国名と尋尊が守護あるいは守護と認識した人物が記されている。しかしここでは、土佐国の一条氏、伊勢国の北畠氏のほか、肥前国の松浦氏、千葉氏、日向国の伊東氏、土持氏など、明らかに守護ではない人物も記されている。この史料に記されている人物は、川岡勉氏のいわれる「国成敗権」の掌握者である可能性が高い⁽¹⁾。また矢田俊文氏の守護権限と同じ内容のものを行使する領主と守護家をわけて考えなければならぬ⁽²⁾という指摘も重要である。

私は川岡氏や矢田氏の指摘を踏まえたうえで、守護よりはるかに家格の高い摂関家の出身である大乗院尋尊が、守護を名乗ることの意味は注目すべきであると考えている。貴種意識の強い尋尊は通常ならば、自らを守護とは名乗らないものと思われる。しかし尋尊が自らを守護と名乗るのは、第一章でも明らかにしたとおり、いずれも尋尊の持つ守護権が脅かされたときである。このことから、幕府 守護体制のなかにおける守護、あるいは守護を名乗ることの重要性がうかがえる。室町幕府 守護体制のなかでの、守護については、今後も検討を重ねてゆきたい。

従来、中世大和において門跡が行使した検断権について考察した研究は少なかった。中世の大和の権力構造を解明するためには、大和最大の権力者であった門跡が行使した検断権の検討が必要と考え、大乗院門跡が直末寺院で行使した検断権について、検討を行った。門跡は直末寺院に対する検断では、検封のような庄園領主的検断と、犯人追捕のような職権的な守護権的検断の双方の検断権を行使しており、直末寺院の検断に限っていうなら、門跡は、まさに大和最大の権力者であったといえる。しかしこの検断権も、自立的権力へと成長しつつあった大和国人により脅かされていた。従来制度史的に考察されることの多かった門跡の検断権についての実態について、明らかにした。

従来、消極的評価がなされることの多かった、興福寺の呪詛、調伏についても、再検討を行った。勢力を伸長させてくる国人や郷民の前に、ひたすら衰退してゆく興福寺をはじめ

めとする寺院権力はなす術はなく、かろうじて国人や郷民に対し、呪詛を行うのみであった。しかしその呪詛とて、国人や郷民には、さほど効果がなかったというのが、従来の研究の多くで主張されてきたことである。これは寺院権力を古代的な権力、あるいは旧勢力として理解してきたことによるものと思われる。

もちろん本稿でも述べてきたとおり、大和国人や郷民の成長ぶりは、めざましいものがある。しかし第一部第一章、第二章で述べたとおり、興福寺や門跡は、守護権を掌握し、検断権も一元的に掌握していたのである。また序章でも述べたが、矢田俊文氏の指摘のとおり、中世寺院の呪詛の力は侮り難いものであった。事実、本稿で明らかにしたように、興福寺の呪詛の力の前に、大和国人はなす術もなかったのである。中世後期の寺院権力とは、旧勢力とは、いちがいに言い切れないのである。

第二部では、武家権力たる大和国人の権力に関わる論考で構成した。序章でも述べたとおり、従来通説では、一五世紀の大和国人は権力形成がまだ脆弱で、一族・被官の結集も弱く、その内部構成も甚だ脆いものであったとされてきた。しかしこのような把握では、大和統一を成し遂げ、織田信長政権下での大和守護職就任が果たせた筒井氏の存在は説明がつかない。

第二部では、この通説に対して再検討を加え、戦国期武家権力へ成長しようとする大和国人の権力形成、家臣団編成、商業政策、上部権力や他国権力との関係について述べた。その結果については前述したとおり、大和国人は家臣団に対するの裁判権を掌握し、家臣の自力救済権を否定するなどして、家臣団の統制・編成を強力に推進した。商業政策の面では、守護公権を背景にして、関支配を進め、交通路を掌握し、それを梃子に商業資本をも掌握した。また守護・守護代の支配系列からはみえない守護代層の横断的關係も形成していた。これらの姿からは、従来通説で述べられてきたような、ひ弱な大和国人の姿はうかがえない。大和国人は、自立した権力として成長しつつあったとすべきである。

序章で私は、村田、安国両氏の戦国大名化を志向しながらも、それに挫折した大和国人という説に疑問を呈した。第二部で検討したとおり、また、村田、安国両氏が指摘されるように、大和国人は戦国期武家権力への志向を示したことは明らかである。特に家臣団編成のあり方などは、きわめて先進的であったといえる。その意味では、村田、安国両氏の研究と私の研究は、近い位置にあるといえよう。しかし挫折したか否かという点については、両氏の研究には、再考の余地が残されているものと考えられる。第一部、第二部で検討してきたとおり、少なくとも一五世紀における大和国人は、おもには、興福寺のもつ守護

権、検断権といった室町幕府 守護体制に包括される部分で、興福寺権力を脅かしていたのである。大名領国制的な把握だけでは、興福寺と大和国人の真の姿は見えてこないように感じる。

第三部は、地域権力としての、大和国の惣国一揆に関する論考で構成した。従来の大和国の惣国一揆研究は、惣国一揆の国人と土民の一揆の重層的結合、惣国一揆と国人の同名中組織との関係の指摘といった、近年の惣国一揆研究の現状に対応しきれていないものと思われる。そこで第三部では、近年の惣国一揆研究の成果に対応した、惣国一揆の内部構造や、他国勢力との関係を考察した論考を配した。

大乘院の直末寺院である永久寺の所領で事件が発生した場合、布留郷民は、検断権のうち正當に保持していた犯人処刑の部分を梃子にして、本来、上乘院主・大乘院門跡が有した「住屋検断」までを侵していた。しかしこの一見、門跡の検断権の侵害ともとれる布留郷一揆の行動は、布留社のもつ庄園領主としての検断権の、郷民による行使であった可能性もある。布留郷民が庄園領主としての行動を示していたのならば、これは、民衆対権門の争いではなく、権門対権門の検断権をめぐる争いであつたともいえる。

従来の研究では、惣国一揆が庄園領主としての側面を有したことについては、言及していない。しかし惣国一揆が地域権力であるかぎり、庄園領主としての行動を示す事態もありえたと考える。

宇智郡惣郡一揆については、一揆の重層的結合、惣国一揆と国人の同名中組織との関係の指摘といった、従来の大和の惣国一揆研究があまり触れていない、近年の惣国一揆研究の現状に対応することを意識し、そのうえで、従来の惣国一揆研究では、それほど取り上げられてこなかった、地域権力同士の経済的な問題を取り上げた。第三章で述べたような、地方寺院と惣国一揆との関係は、重視すべき問題であると考えられる。このような関係は、根来寺と雑賀一揆との間で、また根来寺や槇尾山施福寺と和泉国惣国一揆との間でも想定できる可能性もある。このような地域権力同士の経済を軸にした関係は、戦国期畿内近国の地域社会や地域支配を、より明らかにする要素となりえるものと思われる。

また本稿で取り上げた高野山は、伊都郡や宇智郡において、守護権を行使するような権力であつた³。従来の研究では、惣国一揆と寺院権力の関係については、本願寺と惣国一揆の関係を論じた研究が多い。しかし第三部で述べたような、興福寺や高野山といった権門寺院と惣国一揆の関係を検討した研究は少ない。今後も検討を重ねてゆきたい。

序章でも述べたが、従来の研究では、大和国人は、強大な興福寺権力の前に、ついに戦

国期武家権力化を成し遂げ得なかったとされてきた。一方興福寺は、大和国人の勢力伸長の前に、ひたすら没落してゆくとされてきた。このようなとらえ方では、大和国特殊史観は、払拭されることはない。

中世後期の大和国の権力構造は、一方的に興福寺の没落する姿とはいえないし、興福寺の枠から逃れられず、成長できない大和国人の姿をうつしたのもいえない。このような考え方にたち、本稿では、大和国の権力を総合的に捉え直すことを試みたつもりである。その結果は、ここまで述べてきたとおりであるが、興福寺も国人も、室町幕府 守護体制の下で、自らの権力を行使し、それを守ろうとし、また伸長させようとする存在であったといえよう。

注

(1) 川岡勉氏『室町幕府と守護権力』(二〇〇二年)。

(2) 矢田俊文氏「室町・戦国時代と北畠氏」(美杉村教育委員会『伊勢北畠氏と中世都市・多気』、二〇〇一年)。

(3) 山陰加春夫氏『中世高野山史の研究』(一九九七年)、拙稿「戦国期の高野山と大和国宇智郡」(和歌山県立博物館特別展図録『木食心其』、二〇〇八年)。